

English

近代 日本人の肖像

人名 から探す	職業・身分 から探す	出身地 から探す	生年 から探す	ピックアップ
------------	---------------	-------------	------------	--------

NDLイメージバンク

美しい日本の風景

美しい日本の風景

美しい日本の風景

美しい日本の風景

美しい日本の風景

THANK YOU AND SEE YOU AT
THE 14TH APLAP CONFERENCE



★展示会★

上野の森をこえて図書館へ行こう！

世紀をこえる 煉瓦の棟

Let's go through Ueno Forest to the library!
A brick building over 100 years old!

令和3年度

国立国会図書館年報

Annual Report of the National Diet Library
April 1, 2021~March 31, 2022

National Diet Library, Tokyo
2022

令和4年10月27日

衆議院議長 細田博之 殿

参議院議長 尾辻秀久 殿

国立国会図書館長 吉永元信

国立国会図書館法第6条の規定により、令和3年度の国立国会図書館の経営及び財政状態について報告いたします。

令和3年度の主要な活動

国立国会図書館は、国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）に基づき、国会の国政審議を補佐する機関として、また、我が国唯一の国立図書館として、納本制度等により広く資料を収集し、国会、行政・司法各部門及び国民に対してサービスを提供している。

はじめに

- 令和4年1月、田中久徳の後任として片山信子が副館長に就任した。
- 現在、令和3年度から7年度までの中期ビジョン「国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」（令和2年度策定。5～8ページ参照）に基づき、業務を行っている。



東京本館

国会に対するサービス

衆・参両議院、委員会及び国会議員に対するサービスの提供は、国立国会図書館の第一義的な任務である。調査及び立法考査局を中心に全館的な体制の下で提供している。(→第1章参照)

依頼調査・国政課題に関する調査研究

- 国会議員等からの依頼を受け、政治、経済、社会、科学技術等各分野にわたる約3万件の調査回答を行った。また、中長期的なものも含め、国政課題に関する調査研究の成果を刊行物等に取りまとめ、国会議員等に提供した。
- 調査研究の成果を国会議員、議員秘書等に説明する「政策セミナー」をオンラインで16回開催した。



国政課題に関する
調査研究
(刊行物掲載記事数)

329件



依頼に応じた
調査件数

3万320件



政策セミナー

16回



写真1 国際政策セミナー「米中対立下における米国の経済安全保障政策と国際経済秩序」(令和4年2月)

プロジェクト型調査

- 長期的又は主題横断的な基本的政策課題に関し、調査及び立法考査局の複数の調査室・課が共同で調査する**総合調査**を行っている。令和3年度は「**変化する国際環境と総合安全保障**」をテーマとし、成果報告書を刊行した（令和4年3月）[写真2]。
- 科学技術に関する重要な国政課題の中からいくつかのテーマを選び、外部の学識経験者と連携して調査を行う**科学技術に関する調査プロジェクト**を実施している。令和3年度は「**ゲノム編集技術**」等をテーマに、我が国及び主要国における研究・開発の動向、社会、経済、法制度にもたらす影響や政策課題の調査を行い、成果報告書を令和4年2月及び3月に刊行した [写真2]。
- 毎年度、国政の重要課題についてテーマを設定し、国際政策セミナーを行っている。令和3年度は海外の有識者等を講師に迎え、国際政策セミナー「**米中対立下における米国の経済安全保障政策と国際経済秩序**」をオンラインで開催した（令和4年2月）[写真1]。

海外機関との連携

- **欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）** 総会・機関長会議がオンラインで開催され、科学技術に関する調査プロジェクトの実施状況について報告した（令和3年4月、11月）。
- **G7 議会調査機関会議**がオンラインで開催され、意見交換を行った（令和3年6月、令和4年2月）。
- **第13回アジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）大会**がオンラインで開催され、我が国の新型コロナウイルス感染症の状況と当館の対応について報告を行った（令和3年6月）[写真3]。

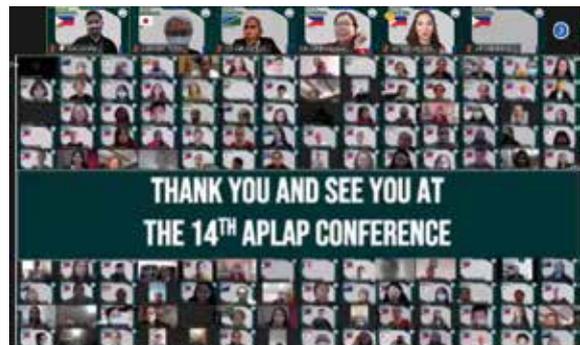


写真3 第13回 APLAP 大会（令和3年6月）



写真2 総合調査報告書及び科学技術に関する調査プロジェクト報告書

行政及び司法に対するサービス

国立国会図書館法、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和24年法律第101号）及び裁判所法（昭和22年法律第59号）に基づき、各府省庁及び最高裁判所に支部図書館が27館（分館を含めて33館）設置されている。国立国会図書館は、東京本館、関西館及び国際子ども図書館の3館を併せ中央館として機能し、支部図書館を通じて行政・司法各部門に図書館サービスを提供するとともに、各支部図書館は所掌分野の専門図書館として行政・司法各部門を資料・情報の側面から支援している。（→第2章参照）

- 支部図書館向けの中央館によるサービスは、レファレンス約500件、貸出資料約4,700点、複写約1,900件であった。各支部図書館におけるサービスは、レファレンス約1万4000件、貸出資料約9万4000点、複写約2万3000件であった。
- 国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会を、令和3年11月にオンラインで開催した。

行政・司法各部門支部図書館（27館（分館を含めて33館））

支部会計検査院図書館	支部厚生労働省図書館
支部人事院図書館	支部農林水産省図書館
支部内閣法制局図書館	農林水産政策研究所分館
支部内閣府図書館	農林水産技術会議事務局つくば分館
支部日本学術会議図書館	支部林野庁図書館
支部宮内庁図書館	支部経済産業省図書館
支部公正取引委員会図書館	支部特許庁図書館
支部警察庁図書館	支部国土交通省図書館
支部金融庁図書館	国土技術政策総合研究所分館
支部消費者庁図書館	国土地理院分館
支部総務省図書館	北海道開発局分館
支部総務省統計図書館	支部気象庁図書館
支部法務図書館	支部海上保安庁図書館
支部外務省図書館	海洋情報部分館
支部財務省図書館	支部環境省図書館
支部文部科学省図書館	支部防衛省図書館
	支部最高裁判所図書館

一般公衆に対するサービス

国立国会図書館法第 21 条の規定に従い、国会及び行政・司法各部門からの要求を妨げない限り、国民がサービスを最大限に享受できるよう、東京本館、関西館及び国際子ども図書館において、遠隔利用サービスと館内利用サービスを提供している。(→第 3 章参照)

遠隔利用サービス

- 令和 3 年度の遠隔利用サービスは、複写約 31 万件（処理件数）〔図 1〕、文書レファレンス約 1 万 2000 件、電話レファレンス約 2 万 1000 件であった。



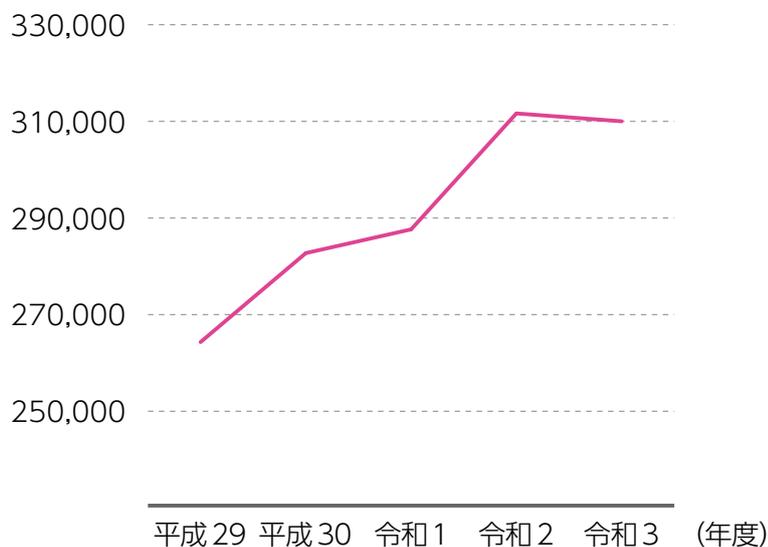
遠隔複写

30万 9904 件

東 14万 487 件
西 16万 7341 件
子 2,076 件

来館せずに申し込まれた複写件数

図 1 遠隔複写件数の推移
(件数)



東 東京本館
西 関西館
子 国際子ども図書館

来館利用サービス

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度に引き続き、東京本館は抽選予約制による入館制限を行った。令和3年6月、10月、令和4年2月には、予約なしに入館できる時間帯を順次拡大した。関西館と国際子ども図書館では在館者数が一定数を超えないよう、入館者数の制限を行った。
- 各館における**来館者数**は、東京本館は約24万6000人、関西館は約7万人、国際子ども図書館は約6万7000人であり、**3館合計で約38万4000人**であった〔図2〕。
- デジタル化資料等（国立国会図書館デジタルコレクション）の利用も浸透し、館内からのアクセス数は約233万4000件、来館申込みによるプリントアウト処理件数は約41万7000件であった。
- 国際子ども図書館で展示会「**上野の森をこえて図書館へ行こう！ 世紀をこえる煉瓦の棟**」を令和4年3月から開催した〔写真4〕。

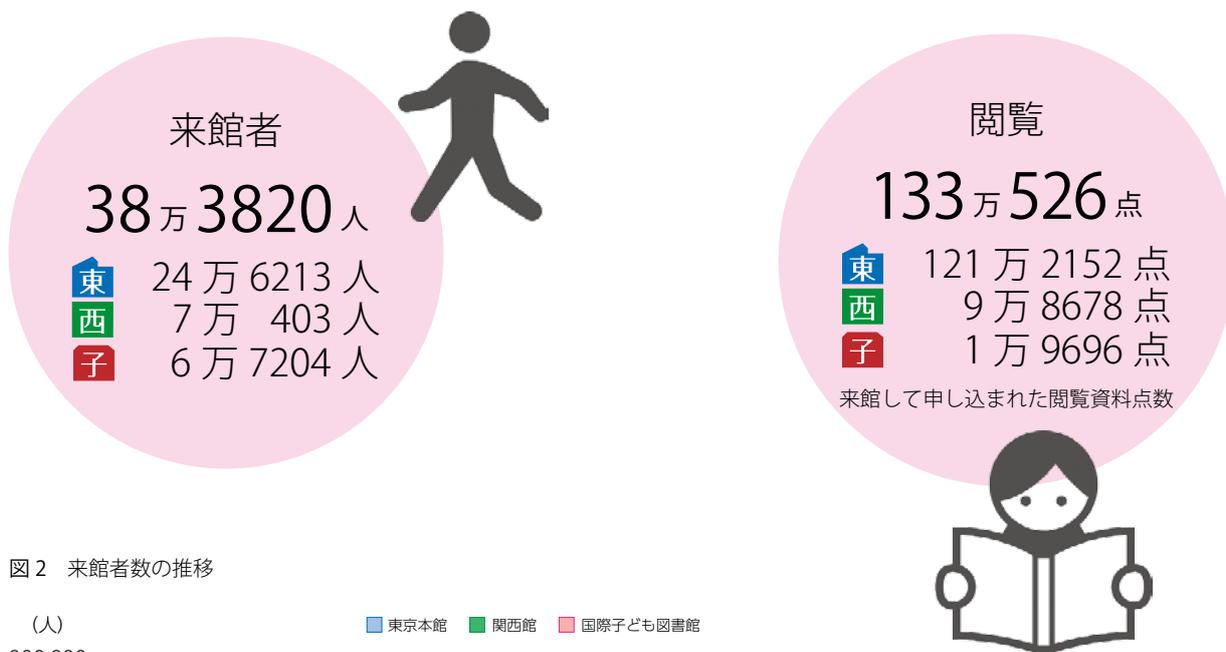
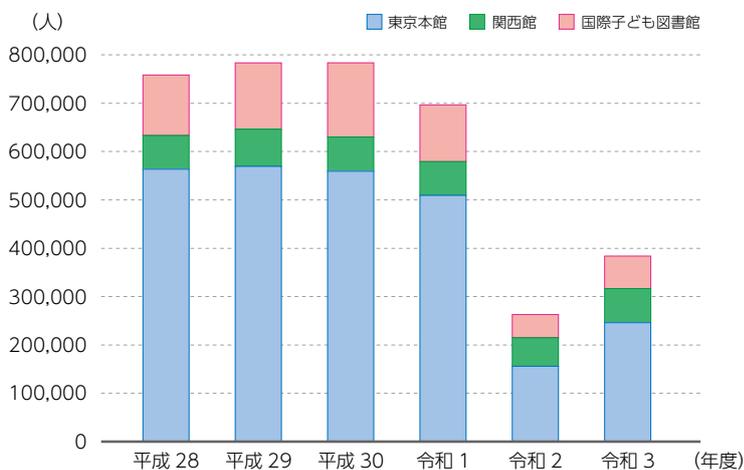


図2 来館者数の推移



※来館者数には、閲覧利用者数に加え、参観・見学者、催物参加者及び閲覧室以外で開催した展示会への入場者数を含む。

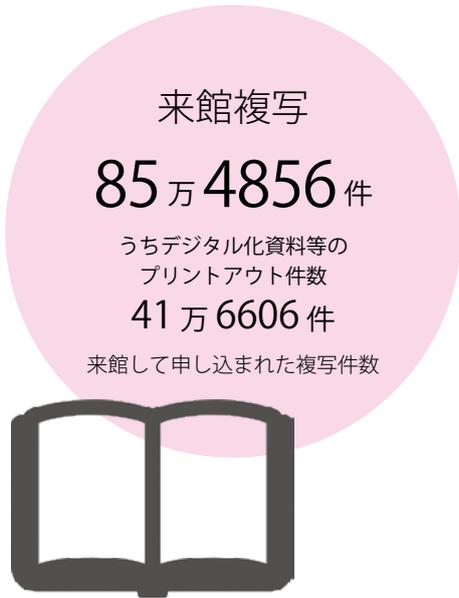


写真4 国際子ども図書館展示会「上野の森をこえて図書館へ行こう！世紀をこえる煉瓦（レンガ）の棟」（令和4年3月から開催）



写真5 国立国会図書館ギャラリー 東京本館内の展示

電子情報サービスと情報システム基盤整備

利用者が必要な情報に迅速かつ的確にアクセスできるよう、インターネットを介して行う、電子情報を活用したサービスを積極的に実施している。また、ホームページ、情報通信ネットワークや情報システムの新規導入、更新及び保守運用を行い、国立国会図書館の業務やサービスの基盤を構成している。(→第4章参照)

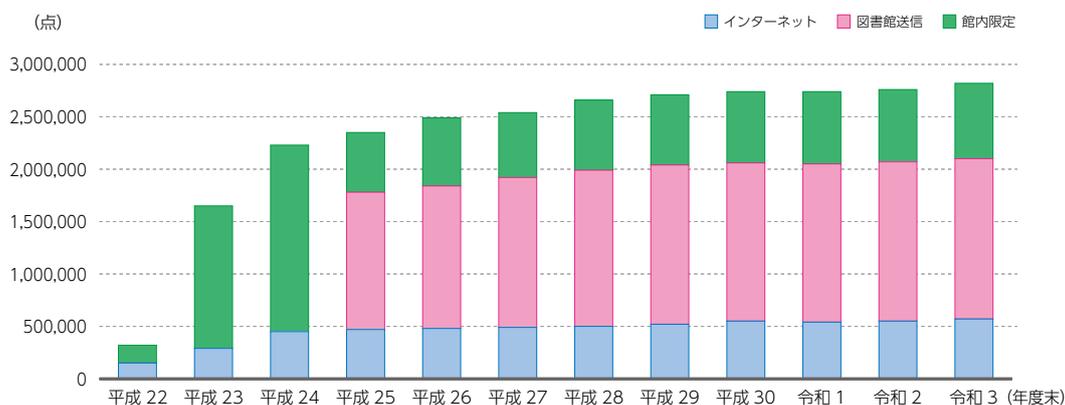
資料デジタル化と「国立国会図書館デジタルコレクション」

- 令和3年度は約40万4000点の資料のデジタル化を行った。デジタル化資料は「国立国会図書館デジタルコレクション」(以下「デジタルコレクション」という。)[写真6]で提供しており、提供数は約281万点となった(令和3年度末現在)。うちインターネット経由の提供数は約57万点、図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)の提供数は約153万点、国立国会図書館内限定提供数は約72万点である[図3]。
- 図書又は逐次刊行物に相当するオンライン資料(電子書籍・電子雑誌)は、約140万点をデジタルコレクションで提供している。うち公的機関のものは約54万6000点、民間のものは約85万7000点を収集・保存している。また、電子形態で収集した博士論文は約9万点をデジタルコレクションで提供している(令和3年度末現在)。
- デジタルコレクションに収録されている資料は合計約433万点となった(令和3年度末現在)。



写真6 「国立国会図書館デジタルコレクション」トップページ

図3 デジタル化資料の提供数の推移



各種の電子情報サービス

- 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（Web Archiving Project：WARP）は、国・地方公共団体等の公的機関のウェブサイト、公益法人、政党等の民間のウェブサイトを収集・保存し、提供している。収集データ件数（収集回数）は約21万8000件、容量は約2PB（ペタバイト）となった（令和3年度末現在）〔図4〕。
- 「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（愛称「ひなぎく」）」は、約488万8000件のデータが検索可能となった（令和3年度末現在）。
- 「次世代デジタルライブラリー」は、全文テキスト検索の対象を著作権保護期間が満了した図書資料約28万点に拡大した。また、画像検索機能の性能改善を行った（画像検索の対象は、著作権保護期間が満了した図書・古典籍資料約33万6000点から自動抽出した図版（挿絵・写真等））（令和3年度末現在）。

- 電子展示会「近代日本人の肖像」をリニューアルし（令和4年2月）、電子展示会「NDLイメージバンク」を公開した（令和4年3月）〔写真7、8〕。

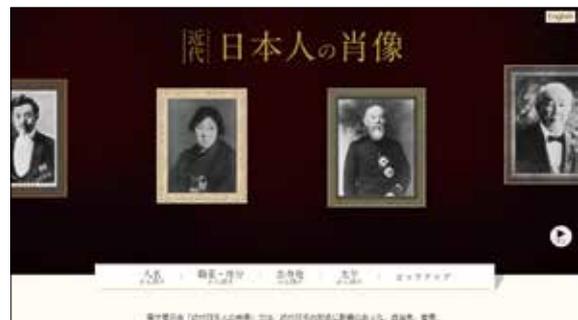
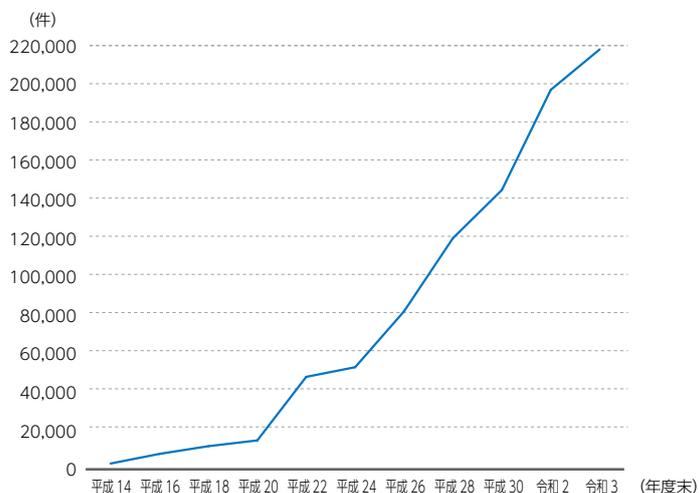


写真7 「近代日本人の肖像」トップページ



写真8 「NDLイメージバンク」トップページ

図4 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）の収集データ件数の推移

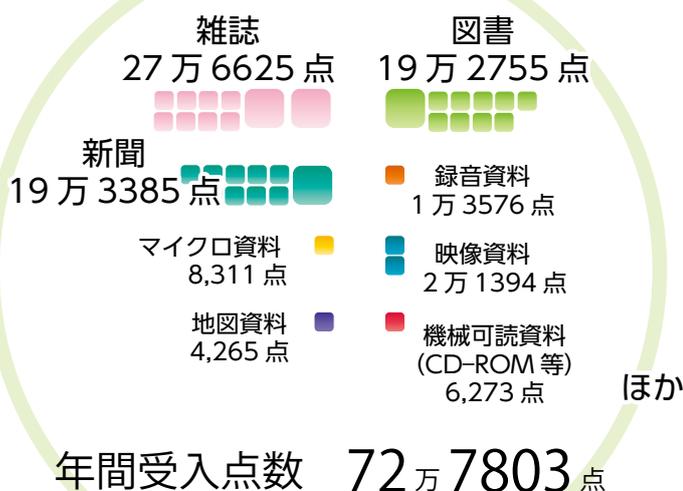


資料の収集・整理・保存

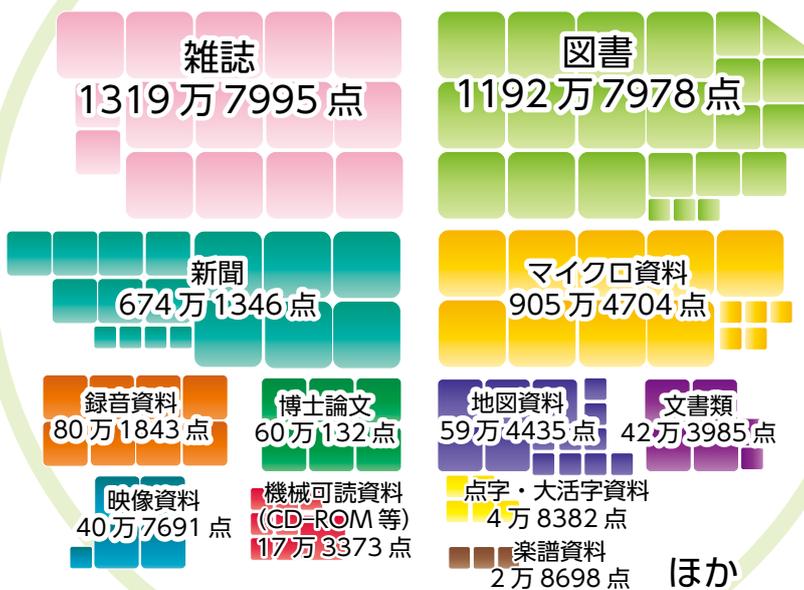
国立国会図書館の蔵書は、納本制度に基づく納入のほか、購入、寄贈、国際交換等の方法で収集している（→第5章参照）。収集した資料については、インターネットで検索可能な書誌データベースを作成、提供し（→第6章参照）、適切な環境下で保存している。（→第7章参照）



凡例 100万点 10万点 1万点



所蔵点数 4621万7530点



書誌データ作成数（年間）

55万5192件

書誌データ提供数（総計）

2703万8569件

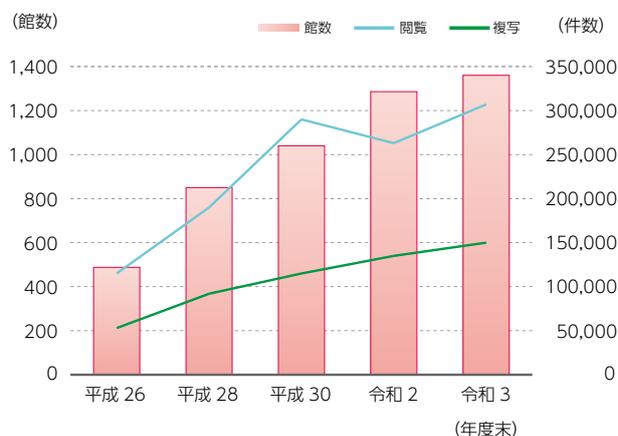
図書館及び関係機関との協力

国立国会図書館の重要な任務の一つに図書館協力があり、図書館業務の広範な分野にわたって、国の内外の各種の図書館や関係機関との連携・協力を行っている。(→第8章参照)

国内

- 国内図書館の協力活動を推進するため、令和3年6月に都道府県立・政令指定都市立図書館長との懇談会を、同年12月に大学図書館長との懇談会をそれぞれオンラインで開催した。
- 国内外の各種の図書館の館員向けに、当館で行う「集合研修」を7種類8件、インターネットを通じて提供する「遠隔研修」を30講座、講師を派遣する研修を34件実施した(オンライン開催を含む)。
- 令和3年度末までに図書館向けデジタル化資料送信サービス(図書館送信)の参加館数は計1,360館となった。令和3年度の閲覧件数は約30万7000件、複写件数は約15万件であった[図5]。

図5 図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館数と閲覧、複写の件数の推移(平成26年1月サービス開始)



海外

- オンラインで開催された世界図書館・情報会議—国際図書館連盟(IFLA)年次大会に、吉永元信館長をはじめ、当館から37名が参加した(令和3年8月)。
- 令和3年10月に韓国国立中央図書館、同年11月に中国国家図書館、同年12月に韓国国会図書館及び韓国国会立法調査処との業務交流を、それぞれオンラインで行った。
- IFLAのバーバラ・リゾン会長を講師に迎えて講演会「図書館とSDGs: IFLAの支援、図書館の取組」をオンラインで開催した(令和4年3月)[写真9]。



写真9 講演会「図書館とSDGs: IFLAの支援、図書館の取組」

組織の管理・運営

令和3年度の職員定員は、館長、副館長を含めて893人であった。また、歳入予算額は2135万7000円、歳出予算額は248億8503万9000円であった。(→第9章参照)



東京本館（本館）



国際子ども図書館（レンガ棟）



関西館（左：本館 右：書庫棟）



職員

定員 893 人

男女比 男性 47.7%
女性 52.3%

管理職のうち
女性の割合 35.5%



建物延べ面積

24万6284 m²

■ 東 14万7853 m²

国会分館 1,331 m²

■ 西 8万4339 m²

■ 子 1万2761 m²

書庫面積

12万578 m²

7万7829 m²

609 m²

3万9026 m²

3,114 m²

閲覧室面積

2万5864 m²

1万8983 m²

562 m²

4,265 m²

2,054 m²

国立国会図書館年報 令和3年度

目次

令和3年度の主要な活動	i
-------------	---

両議院の議院運営委員会等における審査等の概況	1
------------------------	---

国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-	5
--	---

第1章 国会に対するサービス 9

概況	9	(5) 日本法令索引データベース・システム	12
1.1 立法調査サービス	9	(6) 日本法令索引〔明治前期編〕データベース・システム	12
1.1.1 依頼調査	9	1.1.4 立法調査サービスの基盤整備	12
1.1.2 国政課題に関する調査研究	10	(1) 立法資料の整備	12
(1) 調査研究成果の刊行	10	(2) 議会官庁資料室	12
(2) 政策セミナー	10	1.1.5 議員閲覧室・議員研究室	12
(3) 総合調査	10	(1) 議員閲覧室・議員研究室の現況	12
(4) 科学技術に関する調査プロジェクト	11	(2) 議員著作文庫	12
(5) 国際政策セミナー	11	1.1.6 国会分館	13
(6) 科学技術に関する調査プロジェクトシンポジウム	11	(1) 利用の状況	13
(7) 外部有識者による説明会	11	(2) 資料の整備	13
1.1.3 調査成果等の電子的提供	11	1.2 連携協力・広報	13
(1) 国会向けホームページ「調査の窓」	11	(1) 利用説明の実施	13
(2) 調査及び立法考査局刊行物の国民への提供	11	(2) 衆・参両議院事務局との連携協力	13
(3) 国会会議録フルテキスト・データベース・システム	12	(3) 外国議会図書館等との連携協力	13
(4) 帝国議会会議録データベース・システム	12	(4) 広報	14

第2章 行政及び司法の各部門に対するサービス 15

概況	15	(2) 資料の収集・整理	17
2.1 支部図書館の運営	15	(3) 中央館への資料の納入	17
2.1.1 組織及び運営	15	2.3 中央館の活動	17
(1) 国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会	15	(1) レファレンスサービス	17
(2) 中央館・支部図書館協議会及び幹事会	16	(2) 資料の相互貸出し	17
(3) 兼任司書会議	16	(3) 複写サービス	17
2.1.2 人事・予算	16	(4) 電子情報・デジタル化資料の利用提供	17
2.1.3 業務の情報システム化	16	(5) 広報等	17
2.1.4 図書館業務の指導と職員の研修	16		
2.2 行政及び司法各部門の支部図書館の活動	16		
(1) レファレンスサービス、資料の閲覧・貸出し・複写	16		

第3章 一般公衆に対するサービス

18

概況	18	(1) 閲覧	21
3.1 利用者サービス	18	(2) 複写	22
3.2 遠隔利用サービス	19	(3) レファレンスサービス	22
3.2.1 図書館間貸出し	19	(4) 閲覧室・専門室等	22
3.2.2 遠隔複写サービス	19	(5) 利用者へのガイダンス	22
3.2.3 図書館向けデジタル化資料送信サービス	19	(6) 展示	22
3.2.4 レファレンスサービス	19	(7) 催物等	22
3.2.5 展示会等への資料の貸出し	19	3.3.3 国際子ども図書館	23
3.3 来館利用サービス	19	(1) 閲覧	23
3.3.1 東京本館	20	(2) 複写	23
(1) 閲覧	20	(3) レファレンスサービス	23
(2) 複写	20	(4) 閲覧室・専門室等	23
(3) レファレンスサービス	20	(5) 展示	23
(4) 閲覧室・専門室等	20	(6) 催物等	24
(5) 利用者へのガイダンス	21	(7) 子どもに対するサービス	24
(6) 展示	21	3.3.4 電子情報の提供	24
(7) 催物等	21	3.3.5 掲載等の許可及び証明事務	24
3.3.2 関西館	21	3.4 利用者アンケートの実施	24

第4章 電子情報サービスと情報システム基盤整備

25

概況	25	(3) 電子展示会	30
4.1 情報源への案内	26	(4) 児童書・児童サービス関連情報	30
4.1.1 国立国会図書館ホームページ	26	4.6 電子情報に関する標準	31
4.1.2 国立国会図書館サーチ	26	(1) ウェブアクセシビリティに関する取組	31
4.1.3 国立国会図書館検索・申込オンラインサービス (国立国会図書館オンライン)	26	(2) リンクト・オープン・データ (LOD) 等に関する 取組	31
4.1.4 総合目録事業	26	4.7 研究開発	31
(1) 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業	26	4.8 連携協力・広報	32
(2) 全国新聞総合目録データベース	26	(1) 電子情報保存に関する国際会議 (iPRES) での 活動	32
(3) 点字図書・録音図書全国総合目録	26	(2) 韓国国立中央図書館との連携	32
(4) 児童書総合目録	27	(3) ワールドデジタルライブラリー	32
4.1.5 ジャパンサーチ	27	(4) ジャパンリンクセンター (JaLC) プロジェクト	32
4.2 資料のデジタル化によるサービス	27	(5) 国立情報学研究所 (NII)、科学技術振興機構 (JST) との連携	32
4.2.1 資料のデジタル化	27	(6) 国文学研究資料館との連携	32
4.2.2 デジタル化資料の提供	28	(7) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等へ の協力	33
4.3 インターネット上の情報資源に関する取組	29	(8) デジタル化資料の利用に関する関係者協議	33
(1) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP)	29	4.9 東日本大震災アーカイブ	33
(2) オンライン資料	29	4.9.1 コンテンツ等の収集	33
(3) 電子形態で収集した博士論文	29	4.9.2 連携協力	34
4.4 デジタル資料の長期保存	29	4.9.3 閉鎖アーカイブの承継	34
(1) パッケージ系電子出版物の保存対策	29	4.10 情報セキュリティ対策	34
(2) デジタル化資料の保存対策	29		
(3) 長期保存のための調査	30		
4.5 主題情報発信サービス	30		
(1) 国会関連情報	30		
(2) リサーチ・ナビ	30		

第5章 資料の収集

35

概況	35	5.3.3 インターネット資料等の記録による収集	37
5.1 収集に関する方針	35	5.3.4 購入による収集	37
5.1.1 納本制度審議会	35	5.3.5 国際交換	37
(1) 第35回納本制度審議会	35	5.3.6 寄贈	37
(2) 第17回代償金部会	35	(1) 国内資料の寄贈	37
(3) 第36回納本制度審議会	36	(2) 外国資料の寄贈	37
5.1.2 科学技術情報整備審議会	36	5.3.7 寄託	38
5.1.3 国立国会図書館収集企画委員会	36	5.3.8 職員による外国での直接収集	38
5.2 納本制度に関する普及活動	36	5.3.9 変更・移管	38
5.3 資料収集の取組	36	(1) 変更	38
5.3.1 収集実績	37	(2) 移管	38
5.3.2 納本による収集	37		

第6章 資料の組織化と書誌情報の提供

39

概況	39	(3) 非図書資料	41
6.1 書誌調整	39	(4) 雑誌記事索引	41
6.1.1 資料の整理に関する基準	39	6.2.2 典拠	41
(1) 日本目録規則	39	6.3 書誌データの提供	41
(2) 当館で定めた基準類	40	6.3.1 全国書誌	41
6.1.2 会議等の開催	40	6.3.2 雑誌記事索引	42
6.1.3 広報	40	6.3.3 その他の提供	42
6.2 資料の組織化	40	(1) 国立情報学研究所への書誌データの提供	42
6.2.1 書誌	40	(2) OCLCへの書誌データの提供	42
(1) 図書	40	(3) ISSN国際センターへのISSN書誌データの送付	42
(2) 逐次刊行物(雑誌・新聞)	41	6.3.4 書誌データの利活用に係る取組	42

第7章 資料の保存

44

概況	44	7.3.1 国内協力	45
7.1 資料の配置	44	(1) 研修の実施	45
7.2 所蔵資料の保存	44	(2) 他機関との連携・協力	45
7.2.1 劣化・破損の予防	44	7.3.2 国際協力	46
7.2.2 補修・修復	45	7.4 貴重書等の取扱い	46
7.3 保存協力	45	7.4.1 貴重書等の指定	46

第8章 図書館及び関係機関との協力

47

概況	47	(9) 国立情報学研究所(NII)、科学技術振興機構(JST)	50
8.1 国内外の図書館との連携・協力	47	(10) その他	50
8.1.1 資料に基づく連携・協力	47	8.1.3 国際的図書館団体等を通じた協力	50
8.1.2 国内の図書館等との連携	48	(1) 国際図書館連盟(IFLA)	50
(1) 公共図書館	48	(2) ISSNネットワーク	50
(2) 大学図書館	48	(3) その他の国際的団体	51
(3) 専門図書館	49	8.1.4 外国の図書館等との交流	51
(4) 議会図書室	49	(1) 外国の図書館・図書館関係者等との交流	51
(5) 図書館団体	49	(2) その他	51
(6) アジア情報関係機関	49	8.1.5 国際会議への参加	52
(7) 児童サービス関係機関	50	(1) 2021年世界図書館・情報会議—国際図書館連盟	
(8) 文化庁	50	(IFLA)年次大会	52

(2) 2021年国立図書館長会議 (CDNL)	52	8.2.4 レファレンス協同データベース事業	54
(3) アジア・オセアニア地域国立図書館長会議 (CDNLAO)	52	8.2.5 障害者サービスを行う図書館への支援	54
(4) その他	52	(1) 点字図書・録音図書全国総合目録	54
8.2 図書館協力事業	52	(2) 学術文献録音サービス	54
8.2.1 研修交流	52	(3) 視覚障害者等用データ送信サービス	54
(1) 集合研修	52	(4) マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの 国際交換サービス	54
(2) 遠隔研修	53	(5) 図書館等によるテキストデータ製作の支援等に 係る実験	55
(3) 講師派遣型研修	53	(6) レファレンスサービス	55
(4) 受託研修生の受入れ	53	(7) 障害者サービス担当職員向け講座	55
8.2.2 図書館及び図書館情報学に関する調査研究	53	8.2.6 児童サービスに関する協力活動	55
(1) 情報の収集と編集・提供	53	(1) 読書活動推進支援	55
(2) 調査研究の実施	53	(2) 研修交流等	55
8.2.3 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業	54		

第9章 組織の管理・運営 56

概況	56	(3) IT研修	59
9.1 各種審議会	56	9.4.3 福利厚生	59
(1) 納本制度審議会	56	(1) 職員の健康管理	59
(2) 科学技術情報整備審議会	56	(2) 共済組合の活動	60
9.2 組織と業務	56	(3) 公務員宿舍	60
9.2.1 組織の改編	56	(4) 勤労者財産形成貯蓄	60
(1) 令和3年4月施行の改編	56	9.5 庁舎の整備・管理	61
9.2.2 活動実績評価	56	9.5.1 庁舎の整備	61
9.2.3 複写事務の委託	57	(1) 東京本館	61
9.2.4 事務文書の開示	57	(2) 関西館	61
9.2.5 保有個人情報の開示等	58	(3) 国際子ども図書館	61
9.3 財政	58	9.5.2 防災管理	61
(1) 歳入	58	(1) 国立国会図書館業務継続計画	61
(2) 歳出	58	(2) 消防計画	61
(3) 省庁別財務書類	58	9.6 広報	62
(4) 国立国会図書館契約等監視委員会	58	9.6.1 新たに公開した広報コンテンツ等	62
9.4 職員	59	9.6.2 図書館団体等を通じた広報	62
9.4.1 人事	59	9.6.3 マスメディアを通じた広報	62
9.4.2 研修	59	9.6.4 見学・参観	63
(1) 階層別研修	59	(1) 見学・参観者数	63
(2) 調査業務研修	59	(2) 18歳未満の子ども向けの見学等	63

付 表 65

付表1-1 調査業務統計担当室課別統計	67	付表7-2 貴重書等指定委員会指定資料一覧	86
付表1-2 調査及び立法考査局開催の政策セミナー一覧	68	付表8-1 外国からの招へい者(オンライン開催)一覧	87
付表2-1 行政・司法各部門支部図書館の館長及び所在地 一覧	69	付表9-1 納本制度審議会委員等一覧	88
付表3-1 主な展示会への資料の貸出し	70	付表9-2 科学技術情報整備審議会委員一覧	89
付表3-2 閲覧室・専門室等一覧	72	付表9-3 令和3年度国立国会図書館歳入予算・決算	90
付表3-3 催物等一覧	75	付表9-4 主な異動	91
付表4-1 リサーチ・ナビ搭載コンテンツ	80	付表9-5 組織及び幹部職員配置表	92
付表5-1 主要購入資料一覧	81	付表9-6 令和3年度編集・刊行物一覧	94
付表7-1 書庫内配置一覧	82		

統計 95

第1 国会サービス統計1（立法調査サービス）	97	第8 国際交換資料統計110
第2 国会サービス統計2（図書館サービス）	98	第9 書誌データ作成統計112
第3 行政・司法各部門サービス統計	99	第10 資料保存統計113
第4 行政・司法各部門支部図書館統計100	第11 歳出予算・決算統計114
第5 一般サービス統計102	第12 職員統計115
第6 電子図書館サービス統計104	第13 施設・設備統計116
第7 図書館資料受入・所蔵統計108		

法規 117

1年間の主な活動 161

事項索引 165

「令和3年度国立国会図書館活動実績評価」は当館ホームページからご覧いただけます。
<https://www.ndl.go.jp/jp/aboutus/evaluation/r3.html>

両議院の議院運営委員会等における 審査等の概況

1 両議院における審査の概要

令和3年度中に、国立国会図書館の運営に関して、衆・参両議院の議院運営委員会等が審査した事項は、予算（令和4年度予定経費要求、令和3年度予定経費補正要求（第1号））、決算（令和元年度決算）、その他であった。

両議院における審査の概要は次のとおりである（3～4ページ表参照）。

(1) 副館長の辞職及び任命

令和3年12月17日に参議院議長、同年12月21日に衆議院議長の承認を得て、同年12月31日に副館長田中久徳が辞職し、その後任として、令和4年1月1日に総務部長片山信子が副館長に任命された。

(2) 令和3年度補正予算

令和3年度の国立国会図書館予定経費補正要求（第1号）は、年度当初予算額より46億4880万1000円の増額となり、令和3年12月2日、衆議院議院運営委員会理事会、同日、参議院議院運営委員会理事会において協議決定された。

(3) 令和4年度予算

令和4年度の国立国会図書館予算概算要求について、令和3年8月24日、衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会、同年8月26日、参議院議院運営委員会図書館運営小委員会において協議された。

令和4年度の国立国会図書館予定経費要求額は、202億4336万1000円であり、令和4年1月13日、衆議院議院運営委員会図書館運営小委員会、衆議院議院運営委員会、同年1月14日、参議院議院運営委員会図書館運営小委員会、参議院議院運営委員会において協議決定された。

(4) 令和元年度決算

令和元年度の国立国会図書館関係決算について、令和3年5月17日、参議院決算委員会において審査が行われた。

(5) 経営及び財政状態の報告

国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第6条の規定により、令和2年度の国立国会図書館の経営及び財政状態について、令和3年12月23日、両議院の議長に対し、館長から報告書を提出した。

(6) その他

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案は、令和3年6月1日、衆議院議院運営委員会、同年6月4日、参議院議院運営委員会において承認された。

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案は、令和4年3月17日、衆議院議院運営委員会、同年3月18日、参議院議院運営委員会において承認された。

2 国立国会図書館連絡調整委員会

令和3年度中に、国立国会図書館連絡調整委員会は開催されなかった。本年度中の委員の交替は次のとおりである（敬称略）。

令和3年10月4日	国務大臣	末松 信介（前任：萩生田 光一）
令和3年11月10日	衆議院議院運営委員長	山口 俊一（前任：高木 毅）
令和3年12月6日	参議院議院運営委員長	福岡 資麿（前任：水落 敏栄）

〔表〕 両議院の議院運営委員会等における審査等の概況一覧

(略語) 衆：衆議院 参：参議院 議運委：議院運営委員会 議運理：議院運営委員会理事会
 図小委：議院運営委員会図書館運営小委員会 内閣委：内閣委員会
 法務委：法務委員会 文部委：文部科学委員会 文教委：文教科学委員会
 予一分：予算委員会第一分科会 決算委：決算委員会

国会	年月日	委員会等	内容
第204回 国会(常会)	令和3.4.2	衆法務委	国立国会図書館に対し、夫婦同姓制度に係る質疑を行った。
	令和3.4.8	参内閣委	国立国会図書館に対し、ストーカー行為等の規制に係る質疑を行った。
	令和3.5.14	衆文部委	国立国会図書館に対し、所蔵資料のデジタル化とオンライン資料収集に係る質疑を行った。
	令和3.5.17	参決算委	令和元年度決算のうち、国会所管について、審査を行った。
	令和3.5.25	参文教委	国立国会図書館に対し、所蔵資料のデジタル化に係る質疑を行った。
	令和3.5.25	衆議運理	国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について、趣旨説明を行った。
	令和3.6.1	衆議運理	国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について、協議決定した。
	令和3.6.1	衆議運委	国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正について、審査し、承認した。
第204回 国会(常会) 閉会后	令和3.8.24	衆図小委	令和4年度国立国会図書館予算概算要求について、協議を行った。
	令和3.8.26	参図小委	令和4年度国立国会図書館予算概算要求について、協議を行った。
第206回 国会(特別会) 閉会后	令和3.12.2	衆議運理	令和3年度国立国会図書館予定経費補正要求(第1号)について、協議決定した。
	令和3.12.2	参議運理	令和3年度国立国会図書館予定経費補正要求(第1号)について、協議決定した。
第207回 国会(臨時会)	令和3.12.17	参議長	国立国会図書館副館長の任免に関する件について、承認した。
	令和3.12.21	衆議長	国立国会図書館副館長の任免に関する件について、承認した。
第207回 国会(臨時会) 閉会后	令和4.1.13	衆図小委	令和4年度国立国会図書館予定経費要求について、協議決定した。
	令和4.1.13	衆議運委	令和4年度国立国会図書館予定経費要求について、協議決定した。
	令和4.1.14	参図小委	令和4年度国立国会図書館予定経費要求について、協議決定した。
	令和4.1.14	参議運委	令和4年度国立国会図書館予定経費要求について、協議決定した。

両議院の議院運営委員会等における審査等の概況

国会	年月日	委員会等	内 容
第208回 国会（常会）	令和4.2.16	衆予一分	令和4年度予算のうち、国会所管について、審査を行った。
	令和4.3.15	衆議運理	国立国会図書館職員定員規程の一部改正について、趣旨説明を行った。
	令和4.3.16	参内閣委	令和4年度予算のうち、国会所管について、審査を行った。
	令和4.3.16	参議運理	国立国会図書館職員定員規程の一部改正について、協議決定した。
	令和4.3.17	衆議運理	国立国会図書館職員定員規程の一部改正について、協議決定した。
	令和4.3.17	衆議運委	国立国会図書館職員定員規程の一部改正について、審査し、承認した。
	令和4.3.18	参議運委	国立国会図書館職員定員規程の一部改正について、審査し、承認した。

国立国会図書館ビジョン 2021-2025

—国立国会図書館のデジタルシフト—

I 国立国会図書館のデジタルシフト—情報資源と知的活動をつなぐ7つの重点事業—

情報技術によって私たちの社会活動やコミュニケーションのあり方が変容し、さらに新型コロナウイルスが大きな影響を及ぼす中で、社会のデジタルシフトが加速しようとしています。

この状況を踏まえ、国立国会図書館は、情報資源と様々な知的活動を的確につなげていくために、今後5年間で「国立国会図書館のデジタルシフト」推進期間と位置付け、7つの事業に特に重点的に取り組みます。これらの重点事業は、将来にわたる全ての利用者に多様な情報資源を提供するユニバーサルアクセスを実現する事業と、そのための恒久的なインフラとなる国のデジタル情報基盤の拡充を図る事業から構成されます。

〈ユニバーサルアクセスの実現〉

1 国会サービスの充実

量的・質的に拡充したデジタル情報基盤と利便性を向上させた検索手段を用いて、さらに充実した国会サービスの提供を図ります。

2 インターネット提供資料の拡充

インターネットや身近な図書館で閲覧できるデジタル資料の拡充を図ります。そのための著作権処理や関係者との合意形成を進めます。

3 読書バリアフリーの推進

視覚障害等の理由で読書に困難がある利用者向けに、バリアフリー対応の資料の収集・検索・提供サービスと、利用しやすいテキストデータの製作支援を推進します。

4 「知りたい」を支援する情報発信

専門知識を活かして膨大な資料・情報をキュレーションし、効率的な調べ方のガイドや、知識を深めるための資料の紹介等、社会に役立つ情報を発信します。

〈国のデジタル情報基盤の拡充〉

5 資料デジタル化の加速

デジタルで全ての国内出版物が読める未来を目指し、この5年間で100万冊以上の所蔵資料をデジタ

ル化します。テキスト化も行い、検索や機械学習に活かせる基盤データとします。

6 デジタル資料の収集と長期保存

有償の電子書籍・電子雑誌の制度収集を開始し、著作者や出版者の協力を得て、安定的収集を実現します。また、他機関のデジタル資料の収集・移管、再生困難なデジタル資料の形式変換等、多面的な取組によってデジタル資料の長期保存を目指します。

7 デジタルアーカイブの推進と利活用

図書館の領域を超えて幅広い分野のデジタルアーカイブを連携させる「ジャパンサーチ」を通じて、多様な情報・データがオープン化され、活用が促進される環境づくりを支えます。

II 基本的役割

国立国会図書館は、国立国会図書館法前文に掲げられた使命を果たすため、納本制度に基づく資料・情報の収集を核として、国会、行政・司法各部門、国民に対するサービスを実施しています。「デジタルシフト」を推進するための7つの重点事業に取り組むとともに、以下の基本的役割を遂行します。

国立国会図書館の基本的役割

1 国会活動の補佐

国政課題に関する職員の専門的知見と豊富な情報資源に基づき、信頼性の高い調査・分析と迅速かつ確かな情報提供の一層の強化を通じ、国権の最高機関である国会の活動を十全に補佐します。また、国会の活動から生み出される情報に容易にアクセスできるようインターネットを通じて提供することで、国会と国民とをつなぎます。

(1) 国会議員に対する調査サービスの高度化

国会議員に対し、所蔵資料のほか、データベースその他の電子情報を活用し、客観的な調査・分析に基づく確かな回答を提供します。また、国政審議の参考に資するため、国政課題に関する調査研究を行い、その成果を刊行物等に取りまとめ、調査回答に活用します。国会議員を対象として、図書館資料の閲覧、貸出し、複写等のサービスを提供します。これまでの調査サービスの蓄積を踏まえ、国立国会図書館の有する資源と技術及びその進展の成果を十分に活用して調査サービスを一層高度化し、国政審議への貢献に努めます。

(2) 外部機関との連携の強化等による調査サービスの充実

国内外の大学や調査研究機関等及び海外の議会関係機関等との連携を強化して、最新かつ高度な学術的知見を幅広く積極的に吸収し、調査サービスを充実させます。特に、国の基本的な政策課題や、法的・社会的・倫理的課題が生じやすい科学技術に関する国政課題については、外部専門家の知見と協力を得て、より総合的かつ高度な視点から、各種の調査プロジェクトを実施し、成果を公表します。

(3) 国会発生情報へのアクセス整備

衆議院・参議院と共同で構築・提供している国会会議録検索システム及び国立国会図書館が構築・提供している日本法令索引については、国会議員及び国民が容易にアクセスできるよう、コンテンツ及び機能のさらなる整備充実を図り、国会と国民とをつなぐ役割を一層強化します。

2 資料・情報の収集・整理・保存

我が国の唯一の国立図書館として、将来にわたるアクセスを保証するため、紙・電子の形態を問わず、国内外の資料・情報を広く収集・整理・保存します。

(1) 資料の収集

納本制度に基づき、国内の出版物を広く収集します。さらに、外国の資料についても、国会活動の補佐や、学術的な調査・研究に役立つ資料、日本関係資料等を選択して収集します。また、未収の国内出版物や、納本制度開始前の出版物の収集にも努めます。

国の機関や地方公共団体等の公的機関のウェブサイト等を法律に基づき収集するとともに、民間のウェブサイト等について公共性や時代性を考慮し許諾を得て選択的に収集します。無償かつ DRM（技術的制限手段）のない電子書籍・電子雑誌も法律に基づき収集します。

(2) 書誌データの作成・提供

国内刊行の出版物の目録、雑誌記事索引等のデータベースを作成し、広く利活用できるよう、インターネット等を通じて提供します。

(3) 資料の保存

収集した資料を永く保存し、国民共有の文化的資産として後世に伝えます。そのため、デジタル化や適切な保存環境の整備、劣化・破損した資料の修復等、電子形態の資料を含め、長期保存対策に取り組めます。

3 情報資源の利用提供

すべての利用者が、必要な情報に的確かつ効率的にアクセスできるよう、利用者サービスを提供するとともに、必要なシステムや施設の整備を行います。

(1) 来館しないで利用できるサービス

・インターネットを通じたサービス

インターネットで申込みが可能な遠隔複写サービスを提供します。所蔵資料のデジタル化及びその著作権処理を進め、インターネットを通じて提供します。また、調べ方案内や電子展示会等の付加価値を付けた情報発信サービスを提供します。

・公共図書館・大学図書館等を通じたサービス

図書館間貸出し、複写、レファレンスのサービスを提供します。インターネット提供を行っていない国立国会図書館デジタル化資料のうち入手困難な資料を、デジタル化資料送信サービスとして、参加図

書館内で提供します。

(2) 来館利用サービス

東京本館、関西館、国際子ども図書館の三つの施設において、所蔵資料の閲覧や複写、レファレンスのサービスを提供します。また、展示会や講演会等のイベントを実施します。

(3) 行政・司法各部門の職員へのサービス

行政省庁及び最高裁判所に置かれる支部図書館を通じて資料の貸出し、複写やレファレンスに対応します。また、支部図書館の職員に対して、研修による支援を行います。

(4) 視覚障害者等へのサービス

関係機関と連携して学術文献の録音図書やテキストデータを製作するとともに、公共図書館等が製作した音声 DAISY データ、点字データ等を収集し、これらのデータをインターネットを通じて提供します。

(5) 子どもの読書活動支援サービス

児童書専門図書館である国際子ども図書館において、国内外の児童書による図書館サービスを提供します。児童書や子どもの読書に関わる活動の支援、展示会等による児童書の持つ魅力の紹介とともに、子ども向けのコンテンツやサービスを通じて、子どもが読書や図書館に親しむきっかけを提供します。

4 各種機関との連携協力

国内外の多様な関係機関との連携・協力を通じて、知識・文化の基盤を一層豊かにし、人々の役に立つものとしします。

(1) 国内の図書館等の支援・協力

国立国会図書館の情報資源やサービス、図書館業務に関する知識及び経験が国内の各種図書館の業務やサービスの向上に役立つよう、研修や情報発信を通じて、その活動や人材育成を支援します。

(2) 海外の図書館・関係機関等との協力

国際図書館連盟（IFLA）等の国際的な活動への参加等を通じて、海外の国立図書館や関係機関と交流し、図書館に関わる普遍的な課題の解決に取り組むとともに、共通の目的を持つ機関との協力・連携事業を進めます。

(3) 情報資源への総合的なアクセスの提供

インターネットを通じたデータ連携により、全国の図書館等のデジタル化資料を含む所蔵資料、調べ方の事例等の横断検索サービスのほか、東日本大震災の記録の継承や、全国の文化資源に関する分野横断的な検索等、様々なデータ連携プラットフォームを提供し、我が国の情報資源への総合的なアクセスや利活用の利便性向上を図ります。

第1章

国会に対するサービス

概況

衆・参両議院、委員会及び国会議員に対するサービス（以下「国会サービス」という。）は、国立国会図書館の第一義的な任務であり、調査及び立法考査局を中心に全館的な体制の下で提供している。

令和3年度には、国会議員等からの依頼を受け、政治、経済、社会等各分野にわたる約3万件的の調査回答を行った。また、国会議員からの依頼が想定される国政課題について調査研究を行い、その成果を刊行物等に取りまとめ、国会議員等に提供した（刊行物掲載記事数329件）。国政課題に関する調査研究の内容を国会議員等に報告する政策セミナーを16回開催した。令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、政策セミナーのほかこれまで対面で行っていたシンポジウムや業務交流等をオンラインで実施した。

長期的又は主題横断的な基本的政策課題に関し、複数の調査室・課の職員から成るプロジェクトチームを編成して実施する総合調査について、令和3年度は「変化する国際環境と総合安全保障」をテーマに実施し、成果報告書を令和4年3月に刊行した。また、同月に国会議員、国会議員秘書等を対象とした政策セミナー「変化する国際環境と総合安全保障」を開催した。

科学技術に関する重要な国政課題の中からテーマを選定し、外部有識者・専門機関と連携して行う、科学技術に関する調査プロジェクトについて、令和3年度は「ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—」、「脱炭素社会の技術と諸課題」及び「量子情報技術」をテーマに実施し、令和3年9月に公開シンポジウムを開催するとともに、成果報告書を令和4年2月及び3月に刊行した。

外国の議会図書館等との連携協力に関しては、令和3年度も欧州議会調査局（EPRS）及び欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）との協力関係を深めたほか、G7議会調査機関会議に参加し、国際協力機構（JICA）によるベトナム国会事務局能力向上プロジェクトに参画した。

1.1 立法調査サービス

1.1.1 依頼調査

令和3年度に調査及び立法考査局において回答した依頼調査（国会議員等からの依頼に基づく調査）の総件数は、3万320件である。回答方法別の件数は統計第1のとおりである。新型コロナウイルス感染症の流行状況・検査体制、各方面への影響及び対策（補正予算、事業者支援、医療体制、ワクチン接種等）のほか、政治・行政・外交、財政・経済・産業、文教・科学技術・社会・労働等、広範な分野にわたる依頼が寄せられた。各分野において、依頼が多く寄せられた事項は次のとおりである。

憲法：憲法改正、緊急事態

政治・議会：選挙制度改革、国会改革、政党の在り方

行政・法務：デジタル改革、家族法制、出入国管理及び難民認定法、地方自治制度

外交・防衛：ウクライナ情勢、東アジアの外交関係、安全保障法制、日米安保・基地問題

財政・金融：補正予算・経済対策、基幹税の在り方、金融政策、対ロシア金融制裁

経済・産業：原子力発電、中小企業対策、半導体製造支援、経済安全保障、対ロシア経済制裁

農林水産・環境：食料安全保障、農業競争力強化、気候変動対策

国土・交通・情報通信：防災対策・災害復興、土地政策、統合型リゾート（IR）、インターネット上の違法・有害情報

文教・科学技術：東京オリンピック・パラリンピック、初等中等教育（いじめ等）、大学経営、学生支援

社会・労働：生殖補助医療、社会福祉（子育て支援、貧困対策、保育・介護職員の処遇改善等）、労働市場（非正規雇用問題等）

1.1.2 国政課題に関する調査研究

(1) 調査研究成果の刊行

調査及び立法考査局では、国会議員からの依頼が想定される国政課題に関する調査研究を行っており、その成果を『レファレンス』、『調査と情報—ISSUE BRIEF—』、『外国の立法 立法情報・翻訳・解説』（季刊版・月刊版）、『調査資料』（『基本情報シリーズ』を含む。）等の刊行物に取りまとめ、国政審議の参考資料として、国会議員等に提供している。令和3年度には計329件の記事（統計第1参照）を提供した（付表9-6（2）参照）。なお、新型コロナウイルス感染症の影響及び対策に関する調査研究は、38件であった。

(2) 政策セミナー

国政課題に関する調査研究の内容を国会議員等に報告する政策セミナーを16回開催した（付表1-2参照）。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、全てをオンラインで開催した。延べにして国会議員69名、議員秘書等159名が参加し、意見交換を行った。

(3) 総合調査

長期的又は主題横断的な基本的政策課題について、複数の調査室・課の職員から成るプロジェクトチームを編成し、外部の研究者の参加も得て総合調査を実施している。

令和3年度は、「変化する国際環境と総合安全保障」をテーマに実施し、成果報告書を令和4年3月に刊行したほか、同月に政策セミナー「変化する国際環境と総合安全保障」をオンラインで開催した。また、「外国議会における日本関係の審議動向に関する調査」を実施し、各国議会における日本関係の情報をまとめて『外国の立法』（月刊版）に掲載した。

令和4年度は、「格差、分配、経済成長」をテーマに実施することとし、令和4年3月にプロジェクトチームを発足させ、調査を開始した。

(4) 科学技術に関する調査プロジェクト

科学技術に関する重要な国政課題の中からテーマを選定し、外部有識者・専門機関と連携して行う、科学技術に関する調査プロジェクトについて、令和3年度は、「ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—」及び「脱炭素社会の技術と諸課題」をテーマとして調査を行い、また「量子情報技術」をテーマとする調査を大阪大学に委託し、成果報告書については、『ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—』を令和4年2月に、『脱炭素社会の技術と諸課題』及び『量子情報技術』を同年3月にそれぞれ刊行した。また、令和3年9月に公開シンポジウム「ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—」をオンラインで開催した（1.1.2（6）参照）。

(5) 国際政策セミナー

国政上の重要な課題に関連する外国の制度や政策動向について国内外の研究者の最新の研究成果や知見を紹介する国際政策セミナーについて、令和3年度は「米中対立下における米国の経済安全保障政策と国際経済秩序」をテーマとして実施した。まず、令和3年12月10日に、マシュー・グッドマン氏（アメリカ 戦略国際問題研究所（CSIS）上級副所長兼政治経済部長）とのオンラインによる業務懇談会を開催した。次に、令和4年2月17日に、国会議員・国会関係者向け講演会をオンラインで開催し、業務懇談会で行われたグッドマン氏による基調講演の録画に日本語吹替を加える等の編集を施したものを配信するとともに、国内専門家として鈴木一人氏（東京大学教授・国立国会図書館客員調査員）が解説・論点整理を行った（参加者は国会議員5名及び議員秘書18名を含む28名）。

(6) 科学技術に関する調査プロジェクトシンポジウム

令和3年度科学技術に関する調査プロジェクトの一環として、立川雅司氏（名古屋大学大学院環境学研究科教授・国立国会図書館客員調査員）をファシリテータとする「ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—」を令和3年9月24日にオンラインで一般公開して開催した。参加者は、127名であった。

(7) 外部有識者による説明会

外部有識者による調査員向けの説明会を45回開催し、得られた知見を調査業務において活用した。

1.1.3 調査成果等の電子的提供

(1) 国会向けホームページ「調査の窓」

国会向けホームページ「調査の窓」に調査及び立法考査局の刊行物を掲載し、国会議員及び国会関係者に提供した。令和3年度末現在の提供件数（記事件数）は、『レファレンス』1,262件、『調査と情報—ISSUE BRIEF—』1,184件、『外国の立法』3,815件、『調査資料』886件、『国政の論点』716件であり、全体では7,863件に達した。

(2) 調査及び立法考査局刊行物の国民への提供

国立国会図書館ホームページの「国会関連情報」のページに調査及び立法考査局の刊行物（『国政の論点』等、一部の刊行物を除く。）を掲載し、インターネットを通じて国民に提供した。

(3) 国会会議録フルテキスト・データベース・システム

第1回国会（昭和22年5月開会）以降の国会会議録を提供するデータベースであり、令和3年度のアクセス数は、「調査の窓」経由が225万4197件（統計第2参照）、インターネット経由が1207万4304件（統計第6参照）であった。

(4) 帝国議会議録データベース・システム

帝国議会の全会期の会議録を提供するデータベースであり、令和3年度のアクセス数は、「調査の窓」経由が1万162件（統計第2参照）、インターネット経由が179万6849件（統計第6参照）であった。

(5) 日本法令索引データベース・システム

明治19年の公文式施行以降に制定された法令の改廃経過等の情報と、帝国議会及び国会における法案等の審議経過の情報を提供するデータベースであり、令和3年度末までの累積データ数は54万8339件（内訳は法令15万7049件、法案等2万4269件、会議録索引情報36万7021件）、令和3年度のページビュー件数は910万2630件であった（統計第6参照）。

(6) 日本法令索引〔明治前期編〕データベース・システム

慶応3年の大政奉還から明治19年の公文式施行までに制定された法令の改廃経過等を提供するデータベースであり、データ数は4万4495件、令和3年度のページビュー件数は16万1390件であった（統計第6参照）。

1.1.4 立法調査サービスの基盤整備

(1) 立法資料の整備

令和3年度に受け入れた立法資料は、国内図書3,713冊、外国図書314冊、国内雑誌（年鑑類を含む。）2,220種、外国雑誌（同）294種、国内新聞98種、外国新聞42種、通信17種、非図書資料34点であった。オンラインデータベースについては、来館利用者に提供しているデータベースに加え、国内のデータベース12種類、外国のデータベース1種類を調査員の利用に供した。

(2) 議会官庁資料室

国内外の議会資料、法令資料、官庁・国際機関資料等を配置し（令和3年度末時点で453万2183点）、国会関係者及び一般公衆の利用に供した。

1.1.5 議員閲覧室・議員研究室

(1) 議員閲覧室・議員研究室の現況

令和3年度の議員閲覧室の利用者数は479人、議員研究室の利用者数は833人であった（統計第2参照）。資料を貸し出した議員数は89人、貸出点数は230点であった。

(2) 議員著作文庫

令和3年度には103冊が追加され、総計1,986人分1万1690冊（複本を含む。）となった。

1.1.6 国会分館

(1) 利用の状況

令和3年度の来館者数は2万9649人であり、うち国会議員は1,265人であった（前・元議員を含む）。資料の貸出点数は1万1705点、複写枚数は4万5563枚、レファレンス処理件数は3,599件であった（統計第2参照）。

(2) 資料の整備

令和3年度に受け入れた資料は、図書4,104冊、年鑑類255種、雑誌331種、新聞112種、通信12種であった。衆・参両議院の会議録・議案等の議事資料は、6,042点を受け入れた。また、新聞主要6紙の連載記事切抜資料611件を作成した。

令和3年度末現在の所管資料は、議事資料のほか、図書・年鑑類約6万9300冊、雑誌390種、新聞148種、通信12種である。

1.2 連携協力・広報

(1) 利用説明の実施

衆議院議員総選挙及び補欠選挙で当選した議員を対象に、個別の利用説明を行った。委員長・議員本人に面会できなかった場合は議員秘書に説明用資料を配付した。そのほか、要望のあった議員に対し、利用説明及び館内の案内を行った。広報誌『れじすめいと』や「調査の窓」等により、新型コロナウイルス感染症関連の刊行物、政策セミナーの開催、個人向けデジタル化資料送信サービスの開始等について、国会関係者に広報した。利用説明会を計3回オンラインで開催し（秘書向け2回、政党職員向け1回）、合計24人の参加者があった。

(2) 衆・参両議院事務局との連携協力

衆・参両議院事務局からの協力要請を受け、調査及び立法考査局職員2名が衆議院政策担当秘書研修で、同1名が参議院政策担当秘書研修でそれぞれ講師を務めた。

(3) 外国議会図書館等との連携協力

① 韓国国会図書館及び韓国国会立法調査処との業務交流（8.1.4（1）③参照）

② 欧州議会調査局（EPRS）との連携協力

令和3年6月1日に欧州議会調査局（EPRS）と議会調査情報欧州センター（ECPRD）が共同で開催する年次セミナーに職員4名がオンラインで参加した。また、双方の調査遂行に当たって有用と考えられる情報を相互に提供した。

③ 欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）との連携協力

EPTAの準会員として、令和3年4月26日及び29日にオンラインで開催された機関長会議に職員1名が出席し、新型コロナウイルス感染症に関する課題についての情報交換等を行った。同年11月8日に理事会、同月9日に総会がオンラインで開催され、職員1名が参加した。

④ G7 議会調査機関会議への参加

EPRS の呼びかけにより、令和3年6月22日及び令和4年2月9日に G7 議会調査機関会議がオンラインで開催され、新型コロナウイルス感染症への対応状況等について意見交換を行った。

⑤ ベトナム国会図書館への支援

当館は、平成26年1月から独立行政法人国際協力機構（JICA）による「ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト」に参画してきた。平成29年9月にプロジェクトのフェーズ1が、令和3年9月にはフェーズ2が終了した。終了に先立ち、令和3年8月26日に、ベトナム立法等補佐能力向上アドバイザーグループ委員を務める職員1名が、ベトナム国会事務局の関係者を加えた合同調整委員会会合にオンラインで出席した。

(4) 広 報

国会議員及び国会関係者向けの広報資料として、『れじすめいと』（不定期刊）を27回刊行し、国会議員等に配付した（付表9-6（1）参照）。

第2章

行政及び司法の各部門に対するサービス

概況

国立国会図書館は、行政及び司法の各部門に対し図書館サービスを行っている。このサービスは、主に各府省庁及び最高裁判所に設置されている支部図書館（以下「支部図書館」という。）を通じて行われている。各支部図書館は、その設置されている機関が所掌する分野の専門図書館であり、国立国会図書館法に基づき、国立国会図書館中央館（この章では、東京本館及び関西館のほか、国際子ども図書館を含む。以下「中央館」という。）及び他の支部図書館との間で相互の図書館ネットワークを形成し、サービスを展開している。このネットワークが「支部図書館制度」であり、三権分立の下にありながら、国の情報基盤を効率的に構築・運営し、連携して図書館サービスを提供することにより、行政及び司法の各部門の業務遂行を資料・情報の面から支援することを目的にしている。

支部図書館の数は、令和3年度末現在、27館（分館を含めて33館）である。令和3年度から5年間にわたる「国立国会図書館中央館・支部図書館中期的運営の指針2021-2025」（令和3年国図支協2103121号。以下「指針2021」という。）に基づき、中央館及び支部図書館の活動を行っている。

2.1 支部図書館の運営

2.1.1 組織及び運営

支部図書館制度の運営及び支部図書館間、中央館との意見交換のため、会議等を開催した。また、「指針2021」に基づき、令和3年7月から9月にかけて、資料デジタル化の実績又は予定がある16館を対象として、「支部図書館・分館における資料デジタル化の実施状況」をテーマとするヒアリングを実施した。

(1) 国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会

令和3年11月16日にオンラインで開催し、25支部図書館・5分館から支部図書館長・分館長30名（代理を含む。）及び兼任司書・陪席23名、計53名が参加した。中央館は、「国立国会図書館のデジタルシフト」と題し、「国立国会図書館ビジョン2021-2025」の概要と資料デジタル化等の取組を報告した。また、福島幸宏慶應義塾大学文学部准教授が、「デジタル時代の政府情報と図書館の役割」と題し、電子リソースのハンドリング、資料デジタル化等、支部図書館が果たせる役割について特別講演を行った。

(2) 中央館・支部図書館協議会及び幹事会

支部図書館長との会合として、協議会及び幹事会を各2回開催した（協議会はオンライン、幹事会は書面）。令和3年6月23日に第1回幹事会、7月16日に第1回協議会を開催し、第1回協議会では、「指針2021」に基づく中央館及び支部図書館の令和3年度計画や前年度計画の総括等につき報告した。また、令和4年2月15日に第2回幹事会、3月14日に第2回協議会を開催し、第2回協議会では、「指針2021」に基づく次年度の中央館年度計画等について報告した。

(3) 兼任司書会議

国立国会図書館職員に兼ねて任命され各支部図書館に1名ずつ置かれる兼任司書との会合として、兼任司書会議をオンラインで3回開催した。令和3年6月15日の第1回会議では、「指針2021」に基づく中央館及び各支部図書館の年度計画等について報告した。同年11月2日の第2回会議では、支部図書館へのヒアリングの結果等について報告した。令和4年2月8日の第3回会議では、国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則の改正予定等について報告した。

2.1.2 人事・予算

支部図書館の職員数（館長を含み、補助員を除く。）は、令和3年度末現在169名である（統計第4参照）。

支部図書館の予算は、各府省庁等の予算の中に国会図書館支部庁費として計上されており、主として図書館資料の購入に充てられている。令和3年度における国会図書館支部庁費予算総額は、1億7113万8000円であった（統計第4参照）。

2.1.3 業務の情報システム化

支部図書館（分館を含む。）33館のうち、令和3年度末現在、蔵書目録を23館が政府共通ネットワーク上で、10館がインターネット上で所属機関の職員等へ公開している。

中央館では、政府共通ネットワーク上に公開された各支部図書館の蔵書目録を横断検索し、一元的に結果を表示できる分散型総合目録データベースシステムを提供している。令和3年度末現在、検索対象となっている館は19館である。

また、中央館・支部図書館間での情報共有、業務の効率化を目的として国立国会図書館中央館・支部図書館総合システムを運用している。

2.1.4 図書館業務の指導と職員の研修

支部図書館職員の資質向上を図るため、中央館では支部図書館職員に対する研修を新規配属職員研修、司書業務研修、特別研修の3階層に分けて行っている。令和3年度の研修には延べ99人が参加した。

2.2 行政及び司法各部門の支部図書館の活動

(1) レファレンスサービス、資料の閲覧・貸出し・複写

令和3年度中、各支部図書館で処理したレファレンス件数は、1万4055件であった。各支部図書館

の図書館資料の利用状況は、来館者数7万9750人、貸出資料数9万4182点、複写件数2万2913件であった（統計第4参照）。

(2) 資料の収集・整理

令和3年度に各支部図書館で受け入れた資料数は、図書2万8161冊、雑誌1万167種、新聞208種であった。令和3年度末現在の各支部図書館の蔵書数は、図書311万9115冊、雑誌4万7340種、新聞263種であった（統計第4参照）。

(3) 中央館への資料の納入

各支部図書館は、各府省庁及び最高裁判所の出版物を中央館に納入する際の窓口を担っている。令和3年度に各支部図書館を通じて中央館に納入された各府省庁等の資料は、2万3521点であった。

2.3 中央館の活動

(1) レファレンスサービス

中央館は行政及び司法各部門からの文献・資料等の調査依頼に対応している。令和3年度中、東京本館の回答件数は517件、関西館の回答件数は2件、国際子ども図書館の回答件数は1件、計520件であった（統計第3参照）。

(2) 資料の相互貸出し

令和3年度に、中央館から各支部図書館へ貸し出した資料は4,705点（統計第3参照）、支部図書館から中央館及び他の支部図書館に貸し出した資料は1,433点であった（統計第4参照）。

(3) 複写サービス

令和3年度中の複写サービス提供件数は1,878件、うちデジタル化資料、電子ジャーナルや一部のパッケージ系電子出版物のプリントアウト件数は485件であった（統計第3参照）。

(4) 電子情報・デジタル化資料の利用提供

中央館が契約した外部データベース4種を支部図書館内で提供している。

図書館向けデジタル化資料送信サービス（8.1.1③参照）は、令和3年度末現在、支部図書館（分館を含む）33館のうち、31館で利用が可能である。

(5) 広報等

支部図書館・専門図書館連絡情報誌『びぶろす—Biblos』を企画編集・刊行し、支部図書館に配布したほか、当館ホームページに掲載した（付表9-6（1）参照）。

第3章

一般公衆に対するサービス

概況

一般公衆を対象としたサービスは、東京本館、関西館及び国際子ども図書館において行っている。具体的には、国内の各種図書館、地方公共団体、調査研究機関等及び個人並びに海外の団体・個人を対象として、遠隔利用サービスと来館利用サービスを提供している。

当館に来館しないで利用できる遠隔利用サービスには、図書館への資料の貸出し、遠隔複写サービス、図書館向けデジタル化資料送信サービス、レファレンスサービス、電子情報サービス（第4章参照）がある。来館して利用できる来館利用サービスは、閲覧、複写、レファレンスサービス及び展示が中心である。

前年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、閲覧スペースの座席数削減等による座席間隔の確保を行い、アクリル板や飛沫感染防止ビニールシート、フットマーク等を設置して身体的距離を確保できるようにした。利用者の入館時にはサーモグラフィによる検温を行い、マスク着用の徹底や手指消毒の励行を要請した。また、机や端末の定期的な清拭等も継続した。東京本館は予約制及び在館者数管理により、関西館及び国際子ども図書館は在館者数管理によって入館者数の制限等を継続したが、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針や感染状況等を踏まえ、段階的に制限等を緩和した。令和3年度の東京本館、関西館及び国際子ども図書館の来館者数（閲覧利用者、展示会・催物参加者及び参観・見学者の合計）は前年度に比べて約46%増え、38万3820人であった。

入館者数の制限等の影響による複写料金収入の大幅な減少に対応するため、令和3年10月1日に複写料金を改定し、電子式複写による印画（関西館でのセルフ複写を含む。）及び印刷出力による印画（プリントアウト）は単価（税抜）を1～5円、国内発送事務手数料（税抜）は50円値上げした。

3.1 利用者サービス

令和3年度の個人の新規登録利用者数は10万1839人であり、個人登録者総数は49万2545人となった（統計第5参照）。閲覧利用者に占める登録率は、東京本館でほぼ100%、関西館で約95%であった。個人の新規登録利用者数は、前年度に比べて約13%増加した。これは、前年度から継続している東京本館予約制による入館制限を段階的に緩和した効果が大きい。

3.2 遠隔利用サービス

来館せずに利用できるサービスを国立国会図書館ホームページやソーシャルメディアを活用して積極的に広報した。

3.2.1 図書館間貸出し (8.1.1 ①参照)

3.2.2 遠隔複写サービス

令和3年度の申込処理件数(謝絶を除く。)は30万9904件、内訳は、東京本館14万487件、関西館16万7341件、国際子ども図書館2,076件であり、新型コロナウイルス感染症の影響下にあった前年度と同程度の高い水準であった(統計第5参照)。

3.2.3 図書館向けデジタル化資料送信サービス (8.1.1 ③参照)

3.2.4 レファレンスサービス

文書によるレファレンスの令和3年度の処理件数は1万2249件、内訳は東京本館1万510件、関西館1,502件、国際子ども図書館237件となり前年度と同程度の高い水準であった(統計第5参照)。この件数に含まれる複写のための記事掲載箇所調査の処理件数(東京本館6,187件、関西館288件、国際子ども図書館163件の合計6,638件)は、前年度に大幅な(約65%)増加を示し、令和3年度は前年度に比べて2%程度減少したものの、引き続き高い水準にある。

電話によるレファレンスの処理件数は2万1274件、内訳は東京本館1,849件、関西館1万7968件、国際子ども図書館1,457件で、前年度に比べて約12%増加した(統計第5参照)。令和元年度(2万1783件)と同水準であり、前年度に新型コロナウイルス感染症拡大への対応として部分的に電話レファレンスを休止した影響からの回復と考えられる。

3.2.5 展示会等への資料の貸出し

図書館、博物館、美術館等の機関が主催して行う展示会等への当館所蔵資料の貸出件数は、15件2,208点であった。主な展示会名、主催者、貸出期間、開催場所、貸し出した主な資料名と数量は、付表3-1のとおりであった。

3.3 来館利用サービス

令和3年度の東京本館、関西館及び国際子ども図書館の来館者数は、38万3820人であった。デジタル化資料等の利用は、館内からのアクセス数は233万4001件、来館申込みによるプリントアウト処理件数は41万6606件であった(統計第5及び統計第6参照)。関西館においては令和3年11月から、東京本館・国際子ども図書館においては令和4年1月から、新しい館内サービスシステムによる業務・サービスを開始した。

3.3.1 東京本館

令和3年度の来館者数は24万6213人であった（統計第5参照）。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、前年度に引き続き、利用者対応窓口にビニールカーテンを設置し、利用者間の身体的距離を確保するため、座席数も半数程度を維持した。また、入館者の検温を実施し、入口等にアルコール消毒液を設置するとともに、館内掲示や放送等で手指消毒及び手洗いの励行を要請している。机や端末の定期的な清拭等も継続している。

ウェブフォームやハガキ等による予約制も継続し、設定した入館者数を申込みが超える場合には、抽選を実施した。1日当たりの入館者数は、感染状況及び来館者の同時在館者数等を踏まえ、令和3年10月4日に約1,000人から約1,200人に引き上げた。また、平日の予約なし入館が可能な時間帯を、16時以降の時間帯に加えて、6月1日からは平日の9時30分から10時30分まで、10月4日からは30分延長して11時まで、令和4年2月19日からは土曜日も9時30分から11時まで、その時間帯を段階的に拡大した。承認を受けた満18歳未満の入館については、電話による事前予約制を継続した。

(1) 閲覧

令和3年度の東京本館の資料閲覧点数（各専門室所管資料を除く。）は、図書が46万1779点、雑誌が56万5813点であった。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、関西館所蔵資料取寄せサービスを縮小していたが、6月1日から通常のサービスを再開した。取寄せ点数は4,243点であった（統計第5参照）。

(2) 複写

令和3年度、東京本館で処理した閲覧利用者への複写サービスの総数は74万5802件であった。そのうち、即日複写サービスの申込みは73万9691件であった。即日複写サービスのうち、デジタル化資料・電子ジャーナル等のプリントアウト件数は36万5000件であった（統計第5参照）。東京本館の入館制限下でサービスポイントを集約するため、前年度に引き続き新館プリントアウトカウンターを休止している。

(3) レファレンスサービス

令和3年度に実施した口頭レファレンス件数は、30万3402件であった（統計第5参照）。

(4) 閲覧室・専門室等

新型コロナウイルス感染症への対応としては、各カウンターには飛沫防止カーテンを設置し、閲覧席及び端末席の座席数を減らして、席の間隔を確保するなどしている。また、新館天井改修工事竣工に伴い、新館1階の旧国立国会図書館ギャラリー内に移設していた利用者端末、新館インフォメーション及び関西館資料取寄せカウンターを、令和3年9月に新館2階ホールに戻すとともに、新館1階と2階の閲覧スペースのレイアウト変更も実施した。

各室概要は付表3-2(1)のとおりである。

障害者閲覧室の令和3年度の利用実績は13件23人であった。

憲政資料室では、令和3年度は、佐藤功旧蔵資料（臨時行政調査会（第2次）資料）、日米協会関係

資料、日本基督教婦人矯風会関係資料（小野すみ氏旧蔵）、本多熊太郎関係文書等の憲政資料を新たに公開した。日本占領関係資料は、米国メリーランド大学図書館所蔵のプランゲ文庫図書（社会科学分野及び人文科学分野のうち、教育分野）を追加公開した。なお、日本占領関係資料のうち、追加公開分については国立国会図書館デジタルコレクションを通じて提供している。

音楽・映像資料室では、令和4年1月に、音楽・映像資料室閲覧システムの更新を行った。

(5) 利用者へのガイダンス

前年度に引き続き、書庫見学を除いた形で、定員を5名から3名に削減して利用ガイダンスを7回実施し、参加者は10人であった（統計第5参照）。

(6) 展 示

令和2年度に移転・開室した国立国会図書館ギャラリーにおいて、ギャラリー展示を11回開催し、計180点の資料を展示した。展示のテーマと期間は次のとおりである。

「本屋にない本」 令和3年4月22日～5月18日（開催日数17日）

「風景版画」 令和3年5月20日～6月15日（開催日数23日）

「日記の世界」 令和3年6月17日～7月20日（開催日数29日）

「めーきゃっぷ今昔」 令和3年7月22日～8月17日（開催日数21日）

「江戸の夏」 令和3年8月19日～9月14日（開催日数23日）

「きのこ展」 令和3年9月16日～10月19日（開催日数27日）

「江戸から東京へ」 令和3年10月21日～12月15日（開催日数45日）

「出島のクリスマスと正月」 令和3年12月17日～令和4年1月18日（開催日数20日）

「天下タイ平～魚と人の江戸時代～」 令和4年1月20日～2月15日（開催日数22日）

「近代日本人の肖像」 令和4年2月17日～3月15日（開催日数22日）

「さくら・桜・サクラ」 令和4年3月17日～4月19日（令和3年度の開催日数12日）

なお、電子展示会については4.5(3)のとおりである。

(7) 催物等

令和3年度、東京本館での催物等は、新型コロナウイルス感染症の影響により開催されなかった（付表3-3(1)参照）。

3.3.2 関西館

令和3年度の来館者数は7万403人であった（統計第5参照）。新型コロナウイルス感染症対策のため、座席配置の均等化（既存席を半減し、空きスペースに臨時席を設置）、入口での検温の実施、資料室入口等へのアルコール消毒液の設置、各カウンターへのビニールカーテン設置、机や端末の定期的な清拭等を実施した。

(1) 閲 覧

令和3年度の資料閲覧点数は9万8678点（うち総合閲覧室所管資料9万5492点、アジア情報室所

管資料 3,186 点)、閲覧予約点数は 1,286 点 (うち総合閲覧室所管資料 1,222 点、アジア情報室所管資料 64 点) であった。

東京本館及び国際子ども図書館所蔵資料の取寄せ点数は 5,763 点であった (統計第 5 参照)。

(2) 複 写

令和 3 年度に関西館で処理した閲覧利用者への複写サービスの総数は 10 万 4873 件であった。そのうち、即日複写サービスの申込みは 10 万 4459 件、このうち関西館のみで実施しているセルフ複写サービスは 4 万 6282 件であり、デジタル化資料・電子ジャーナル・パッケージ系電子出版物等のプリントアウト件数は 5 万 981 件であった (統計第 5 参照)。

(3) レファレンスサービス

総合案内での口頭レファレンス処理件数は、4 万 1338 件であった。

アジア情報案内での口頭レファレンス処理件数は 2,753 件であった。

(4) 閲覧室・専門室等

総合閲覧室では、開架資料の拡充を行うとともに、書庫資料を含めた資料紹介を、「食の科学・未来」他、様々なテーマで実施するなど、所蔵資料の利活用につなげる取組を行った。

アジア情報室でも、「書物で旅するミャンマー」等、様々なテーマで書庫資料を含めた資料紹介を始めた。また、アジア情報室の使い方や所蔵資料を紹介する動画 12 件を新たに作成し、YouTube で公開した。そのほか、アジア情報室のサービスやアジア関連資料・情報を紹介する『アジア情報室通報』(季刊)を編集・刊行した(付表 9-6 (3) 参照)。

(5) 利用者へのガイダンス

関西館の資料や利用方法等を紹介する利用ガイダンス(オンラインでの開催も含む。)を合計 24 回実施、延べ 206 人の参加があった(統計第 5 参照)。

(6) 展 示

関西館の所蔵資料を紹介する資料展示を計 2 回開催した。資料展示の各回のテーマと展示期間は次のとおりである。

第 28 回「ニッポン茶・チャ・CHA」

令和 3 年 8 月 19 日～9 月 14 日 (開催日数 23 日)

第 29 回「結構毛だらけネコ本だらけ」

令和 4 年 2 月 17 日～3 月 15 日 (開催日数 22 日)

(7) 催物等

令和 3 年度は、関係機関との共催による、けいはんな学研都市 7 大学連携「市民公開講座 2021」等の催物を開催した(付表 3-3 (2) (4) 参照)。

3.3.3 国際子ども図書館

令和3年度の来館者数は6万7204人（うち18歳未満は1万4150人）であった（統計第5参照）。

令和2年度に引き続き、令和3年度も、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、緊急事態措置期間及び週末を中心に整理券による入館制限を実施した。また、入館者の検温を実施し、机や端末の定期的な清拭等も継続している。

(1) 閲覧

令和3年度の児童書研究資料室の利用状況は、利用者数延べ7,414人、閲覧点数1万9696点であった。

(2) 複写

令和3年度に国際子ども図書館で処理した閲覧利用者への複写サービスの総数は4,181件であった。そのうち、即日複写サービスの申込みは4,085件であり、このうち、電子情報等のプリントアウト件数は625件であった（統計第5参照）。

(3) レファレンスサービス

令和3年度の口頭レファレンス処理件数は7,637件であった（統計第5参照）。

(4) 閲覧室・専門室等

児童書研究資料室では、令和4年2月に資料の再配置を実施した。世界の約150か国・地域の絵本を排架する書架を増やしたほか、図書館における子どもに対する障害者サービスや多文化サービスに関連する資料を排架する「読書バリアフリー推進支援コーナー」、SDGsに関する児童書の調査研究・選書に役立つ資料を排架する「SDGs関連資料コーナー」を新たに設置した。

(5) 展示

国際子ども図書館レンガ棟3階の本のミュージアムでは展示会を計2回開催した。開催した展示会の各回のテーマと展示期間は次のとおりである。なお開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策として、ギャラリートークの代わりに動画を上映する等の対策を行った。

「スポーツと子どもの本」

令和3年3月9日～6月13日（令和3年度の開催日数60日、入場者数5,705人）

「上野の森をこえて図書館へ行こう！世紀をこえる煉瓦^{レンガ}の棟」

令和4年3月22日～5月22日（令和3年度の開催日数9日、入場者数2,660人）

また、レンガ棟2階の児童書ギャラリーにおいて、特定の作家や画家に関する小展示を「作家・画家コーナー」で行っている。令和3年度は「佐藤さとる」（前半）、「古田足日」（後半）を紹介した。

そのほか、子どものへやで小展示「かえるの本」を令和3年5月1日から6月30日まで、調べものの部屋でウェルカム展示「つくる」を令和3年5月1日から6月30日まで、児童書研究資料室で小展示「海外の児童文学賞受賞作品～ルーマニア」を令和3年8月3日から令和4年2月15日まで実施する等、館内各所で小展示を計22回開催した。

(6) 催物等

子ども向けの催物（3.3.3 (7) ②参照）等を開催したほか、上野公園内文化施設との連携による催物を開催した（付表3-3 (3) (4) 参照）。

(7) 子どもに対するサービス

① 閲覧等

令和3年度の調べものの部屋の利用者数は、延べ2万5773人であった。

子どものへや及び世界を知るへやの利用者数は、延べ4万9747人であった。

② 催物

令和3年度に開催した催物は、付表3-3 (3) (4) のとおりである。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため休止していた「子どものためのおはなし会」を10月16日から再開した。11月20日まではホール、11月27日以降はワークルームで毎週土曜日の午後2回開催し、絵本の読み聞かせ等を46回、延べ457人（うち18歳未満223人）に対して行った。8月を除く毎月第2水曜日に実施していた「ちいさな子どものためのわらべうたと絵本の会」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため引き続き休止した。

3.3.4 電子情報の提供

令和3年度も一層のコンテンツの充実を図るため、「RSC Historical Collection」「Public Health Archives: Public Health in Modern America, 1890-1970」「ProQuest Historical Newspapers: Le Monde」「IET Journals Archive」「SAGE Journals」「IMEchE Complete Collection」「Encyclopaedia of Islam Online」「Environmental Issues Online（環境問題研究アーカイブ）」「Engineering Case Studies Online（工学失敗事例アーカイブ）」等の提供を開始した。

3.3.5 掲載等の許可及び証明事務

令和3年度は複写関係の許可として計959件（特別複写許可516件、当館所蔵資料複写物掲載等許可398件、自写許可45件）を処理した。

また、訴訟等の必要に応じて、資料（機械可読資料を除く。）の受入年月日や掲載記事等についての証明を行っており、令和3年度は67件の証明を行った。

3.4 利用者アンケートの実施

令和3年度は、利用者サービス全般に関する利用者サービスアンケートを実施し、2,299件の有効回答を得た。また、令和3年11月1日から令和4年1月31日まで、東京本館の来館利用サービスの利用者を対象に、東京本館における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する個別アンケートを実施し、301件の有効回答を得た。各アンケート結果は当館ホームページで公開している。

第4章

電子情報サービスと情報システム基盤整備

概況

国立国会図書館は、利用者が必要な情報に迅速かつ確実にアクセスできるようインターネットを介して行う電子情報サービスを積極的に推進している。「国立国会図書館ビジョン 2021-2025」に基づき、国のデジタル情報基盤の拡充を目指し、資料デジタル化の加速、デジタル資料の収集と長期保存、デジタルアーカイブの促進と利活用を推進している。令和3年度は、電子情報部電子情報企画課に資料デジタル化推進室を設置し、館における資料デジタル化の推進体制を強化した。また、東京本館内にスキャナ等の設備を設置したメディア変換室を開室した。

また、「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」（令和3年国図利 2103262号）における「人と機械が読む時代」の知識基盤の確立と、「国立国会図書館ビジョン 2021-2025」に掲げる、デジタルアーカイブの推進と利活用の推進のため、デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）の方針のもと、ジャパンサーチとアーカイブ機関との連携を拡充するとともに、ジャパンサーチの利活用に資するイベントの実施、利活用事例の共有や使い方の動画の作成など、デジタルアーカイブの利活用促進に向けた取組を行った。

令和3年度は40万3805点の資料をデジタル化し、令和3年度末現在、インターネット経由で57万8692点、図書館向けデジタル化資料送信サービスにより153万8914点、国立国会図書館内限定で71万8443点を、それぞれ国立国会図書館デジタルコレクションを通じて提供している。

国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（愛称「ひなぎく」）においては、国や地方公共団体の機関や、民間団体から東日本大震災に関する記録に係るコンテンツを収集した。また、他の震災関連アーカイブからメタデータを収集することにより、連携を推進した。加えて、令和3年度内に閉鎖された震災関連アーカイブのデータを承継して公開した。

電子情報サービスに関する連携協力事業としては、令和4年1月に、東北大学災害科学国際研究所との共催で「令和3年度東日本大震災アーカイブシンポジウム—震災記録を残す、伝える、活かす—」を開催した。

令和3年6月にJapan Open Science Summit 2021に参加し、「Wikidata × デジタルアーカイブ × LOD—国立国会図書館・東京藝術大学・大阪市立図書館のリソースをつなげてみる—」を開催した。また、令和3年12月にはデジタルライブラリーに関わる研究者等をゲストに迎えて参加者を交えて語り合う「NDL デジタルライブラリーカフェ」を開催した。

4.1 情報源への案内

4.1.1 国立国会図書館ホームページ

令和3年度のホームページへのアクセス数は2949万1325件（統計第6参照）であった。

システムの安定稼働とセキュリティ強化をはかるため、令和3年12月に新しいハードウェア環境へ移行するとともに、暗号化通信の脆弱性対応を行った。

コンテンツについては、我が国におけるオープンデータに係る取組状況の進展を鑑み、令和4年2月1日に「国立国会図書館ウェブサイト利用規約」を公開した。これにより、利用規約の適用対象となるコンテンツについては、同規約に基づき、当館に対する申請なしに利用可能となった。

4.1.2 国立国会図書館サーチ

令和3年度末現在、125種類のデータベース、約1億2500万件の書誌データの統合検索が可能である（統計第6参照）。

令和3年6月に琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ等9機関との連携を新たに開始した。また、九大コレクション（九州大学図書館）等12機関から提供されたメタデータについて二次利用条件の表示を開始し、オープンデータとしての利用が可能となった。

令和3年度の国立国会図書館サーチへのアクセス数は、2億3402万1186件であった（統計第6参照）。

4.1.3 国立国会図書館検索・申込オンラインサービス（国立国会図書館オンライン）

令和3年度の国立国会図書館オンラインへのアクセス数は2617万6058件であった（統計第6参照）。

4.1.4 総合目録事業

(1) 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業

令和3年度末現在、ネットワーク参加館は1,151館、うちデータ提供館は67館（統計第6参照）である。また、本事業で収集した書誌データは累積で5376万1588件（統計第6参照）である。

令和3年度は、新たに6館のデータ提供館と国立国会図書館サーチの間でOAI-PMH連携を実現し、国立国会図書館サーチの検索結果から、各提供館の蔵書検索システムの書誌詳細画面に直接遷移できるようになった。

(2) 全国新聞総合目録データベース

令和3年6月に、国立国会図書館サーチでの提供を終了し、令和2年度末現在の凍結データをリサーチ・ナビで公開した。

(3) 点字図書・録音図書全国総合目録

令和3年度末現在の参加館は237館、書誌データは11万4652件である（統計第6参照）。

(4) 児童書総合目録

令和3年度末現在、当館以外に7機関が参加し、73万8482件の書誌データを提供している（統計第6参照）。また、児童書専門付加情報（あらすじ等）のデータは、累積で21万7772件となった。

4.1.5 ジャパンサーチ

デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）（4.8（7）参照）に出席し、正式版公開1周年を記念して令和3年9月に公開された「ジャパンサーチ戦略方針2021-2025」の策定及び同戦略方針に基づく「ジャパンサーチ・アクションプラン2021-2025」の作成に協力した。

① 連携機関・コンテンツの拡充

令和3年度には8連携（つなぎ役）機関、53データベースと新規連携を行った。令和3年度末現在、33連携（つなぎ役）機関170データベースの約2500万件のメタデータが検索可能である。このうち、書籍等分野（図書館領域）については、22機関27データベースが「国立国会図書館サーチ」を経由して連携している（4.1.2参照）。

ジャパンサーチに集約したメタデータを利活用しやすい形式（ジャパンサーチ利活用スキーマ）に変換して「利活用データ」としてAPIにより提供した。令和3年度末現在、142データベース（メタデータ約2200万件）を利活用データに変換している。

また、連携コンテンツを紹介する「ギャラリー」を新規に85件提供し、令和3年度末現在、合計304件のギャラリーを提供している。

② 機能の拡充

令和3年8月にトップページのデザインを改善したほか、令和3年11月に、「マイギャラリー」機能を追加公開した。これにより、連携機関に限らず誰でもオンライン上で共同編集が可能なギャラリーを作成できるようになった。令和4年1月に画像検索機能の性能改善を実施したほか、令和4年3月には、横断検索の検索結果画面のデザインを変更し、利活用データを用いた絞込検索を組み込んだ。

③ イベントの実施

連携促進に関するイベントとして、令和3年6月に連携説明会（4.8（7）参照）を開催したほか、令和3年9月24日に「ジャパンサーチイベント～ミュージアムにとってのジャパンサーチ～」を開催した。

また、令和3年8月28日に関西館ライブラリーカフェ、11月12日及び25日に第23回図書館総合展において、キュレーションの体験型イベントをオンラインで開催した（付表3-3（4）参照）。

4.2 資料のデジタル化によるサービス

令和3年4月1日、電子情報部電子情報企画課に資料デジタル化推進室を設置し、館における資料デジタル化の推進体制を強化した。11月17日には、東京本館内にスキャナ等の設備を設置したメディア変換室を開室した。これにより外部委託に適さない資料等の館内でのデジタル化を進めた。

4.2.1 資料のデジタル化

令和3年度は、図書、雑誌、新聞、古典籍資料、地図、録音資料、映像資料、博士論文等、計40万

3805 点のデジタル化を実施した（統計第 10 参照）。

令和 2 年度補正予算（第 3 号）において、当館所蔵資料のデジタル化経費等が計上された。当予算は、繰越しの手続きをとって、令和 3 年度までの 2 か年で執行することとした。令和 3 年度は、国内刊行図書約 30 万点を外部委託でデジタル化するとともに、デジタル化が完了した資料及びその複本等について、関西館への移送を行った。また、新たに新聞マイクロ資料からのデジタル化を試行として実施し、約 7.6 万点を外部委託でデジタル化した。加えて、外部委託に適さない図書等約 5,000 点を内製でデジタル化した。このほか、デジタル化対象資料の管理並びに成果物の検査及び管理等を行うデジタル化業務システムの開発及び導入、OCR を利用した全文検索用のテキスト化及び研究開発（4.7 参照）、電子書庫機能の拡張及びシステム改修等（4.2.2 参照）を実施した。

その他、雑誌約 4,500 点をはじめとする各資料群を外部委託でデジタル化するとともに、雑誌やレーザーディスクの内製デジタル化を実施した。レーザーディスクの映像については、2,450 タイトルのデジタル化を実施し、作業対象約 8,700 タイトル全点のデジタル化を完了した。

4.2.2 デジタル化資料の提供

デジタル化した資料は、国立国会図書館デジタルコレクションを通じ、著作権処理が終了したものはインターネットで公開し、それ以外のものは国立国会図書館施設内で提供している。当館施設内で提供している資料のうち、絶版等で入手困難な資料については、図書館向けデジタル化資料送信サービスでも提供している。

令和 3 年度は、前年度までにデジタル化した図書、雑誌、古典籍資料、博士論文、憲政資料、日本占領関係資料（連合最高司令官総司令部文書、琉球列島米国民政府文書）、プランゲ文庫（一般図書）、録音・映像関係資料及び地図の追加提供を実施した。

令和 3 年度末現在のインターネット経由の提供数は 57 万 8692 点、図書館向けデジタル化資料送信サービスの提供数は 153 万 8914 点、国立国会図書館内限定提供数は 71 万 8443 点となった（点数は、「国立国会図書館デジタルコレクション」の全提供データ点数（統計第 6 参照）から公的機関のオンライン資料及び民間のオンライン資料（4.3（2）参照）並びに電子形態で収集した博士論文（4.3（3）参照）の点数を除いたもの。なお、この数字には上位書誌（雑誌のタイトルレベルなど資料と直接結びつかないメタデータ）も含まれる。）。

令和 3 年 6 月 2 日に著作権法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 52 号）が公布された。この改正により、国立国会図書館がデジタル化した資料のうち絶版等の理由により入手困難なものをインターネット経由で個人に送信することができるようになった。これは、国民の情報アクセス向上、持続的な研究活動の促進等を目的としたものであり、背景には、デジタル化・ネットワーク化への対応とともに、新型コロナウイルス感染症拡大のために多くの図書館が休館し、当館や公共図書館、大学図書館等に来館せずに利用できるデジタル化資料へのニーズが高まったことがある。当館はこれを受けて、著作権者・出版者団体、大学、図書館など関係の団体や機関との協議を経て、「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」（令和 3 年 12 月 3 日）を取りまとめ（4.8（8）④参照）、法規、業務体制等の整備や、システム改修を行った。これに基づく個人向けデジタル化資料送信サービスの開始は、改正法の該当条文が施行された後、令和 4 年 5 月 19 日からを予定している。なお、各種図書館の一時休館に伴い国立国会図書館デジタルコレクションの図書館向けデジタル化資料送信サービスが利用でき

ないなど、サービスが制限された状況下の臨時的な対応として、デジタル化資料の図書館間貸出代替措置（デジタル画像の複製物（紙へのプリントアウト）の提供）を引き続き広く利用可能とした。

4.3 インターネット上の情報資源に関する取組

(1) 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）

令和3年度末現在、国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）のコレクションは、1万3822タイトル、提供データ数21万7707件、容量2.4PBである（統計第6参照）。

令和3年6月14日から6月16日にかけてオンラインで開催された国際インターネット保存コンソーシアム（IIPC）総会及びウェブアーカイビング会議に参加し、新型コロナウイルス感染症関連ウェブサイト収集に関する招待パネルにおいて、当館の取組を報告した。

(2) オンライン資料

オンライン資料とは、電子的、磁氣的又はその他の方法で記録され、インターネット等で送信される資料のうち、図書又は逐次刊行物に相当するものである。

令和3年度末現在、国立国会図書館デジタルコレクション（電子書籍・電子雑誌）で保存・提供している公的機関のオンライン資料は54万6076点、民間オンライン資料は85万7248点である。

(3) 電子形態で収集した博士論文

令和3年度末現在、国立国会図書館デジタルコレクション（博士論文）で提供している電子形態で収集した博士論文は、9万493点である。

4.4 デジタル資料の長期保存

「国立国会図書館デジタル資料長期保存基本計画2021-2025」（令和3年国図電2102181号）に基づき、所蔵するデジタル資料の長期保存に係る各種の取組を進めている。

(1) パッケージ系電子出版物の保存対策

令和3年度は、CD-ROM、DVDなど有形の媒体に情報を固定したパッケージ系電子出版物の保存対策の一環として、マイグレーション（媒体変換）を本格的に実施した。令和3年度にマイグレーションを行ったのは、USBメモリ44点、書換型光ディスク（CD-RW・DVD-RW）1点、その他光ディスク90点、3.5インチフロッピーディスク6,546点である。加えて、新たに、5.25インチフロッピーディスクのマイグレーション環境を構築し、約200点のマイグレーションを実施した。これにより、令和3年度末現在のマイグレーション済み当館所蔵資料の総計は1万2056点となった。マイグレーションした資料のうち338点を令和4年3月15日に国立国会図書館デジタルコレクションで提供開始した。

(2) デジタル化資料の保存対策

デジタル化資料の保存用画像を収録している光ディスク約1万枚及びデジタル化事業者から新たに納

品された保存用画像のHDD 147台を対象に、LTO (Linear Tape-Open) へのマイグレーションを実施した。

(3) 長期保存のための調査

デジタル資料の長期利用保証のための調査としては、光ディスクの状態検査の手法に係る調査、当館においてマイグレーション困難なフロッピーディスクの原因調査及びフロッピーディスクのマイグレーション後データの利用環境に係る調査をそれぞれ行った。また、国内のアーカイブ機関等における資料デジタル化及びデジタル資料の長期保存の取組を把握するための大規模な実態調査を実施したほか、令和2年度に実施した調査の成果物として「電子情報の長期保存におけるエミュレーション技術の利用に関する調査報告書」を当館ホームページで公開した。

4.5 主題情報発信サービス

令和3年度末現在、国立国会図書館ホームページを通じて、次の(1)から(4)までの主題情報を発信している(統計第6参照)。国際子ども図書館ホームページでは、児童書・児童サービスの関連情報を発信している。

(1) 国会関連情報 (1.1.3 (2) 参照)

(2) リサーチ・ナビ

令和3年度のリサーチ・ナビへのアクセス数は5691万1884件である(統計第6参照)。令和4年2月1日にサイトポリシーと利用規約を改訂した。令和2年度から新型コロナウイルス関連情報を順次公開し、令和3年度末現在、日本語13件、英語7件の記事を提供している。また、リサーチ・ナビで提供しているデータベース「布川文庫逐次刊行物」については国立国会図書館オンラインへの遡及入力が進んだこと、「企業・団体リスト情報」については調べ方案内の記事にしたことに伴い、令和4年3月22日に提供を終了した。

(3) 電子展示会

電子展示会は、令和3年度末現在、26テーマを提供している。令和4年2月1日に、国立国会図書館ホームページに準じ、「電子展示会利用規約」を公開した。令和4年3月17日に「NDL イメージバンク」の提供を開始した。令和4年2月16日に「近代日本人の肖像」をリニューアルし、3月までに計174名の人物を追加した。ミニ電子展示「本の万華鏡」は、令和3年5月27日に第29回「めーきゃっぷ今昔—江戸から昭和の化粧文化—」、令和4年1月6日に第30回「天下タイ平～魚と人の江戸時代～」の提供を開始したほか、令和3年8月に6テーマの英語版を公開した。英語版は、令和3年度末現在、計7テーマを提供している。

(4) 児童書・児童サービス関連情報

令和3年度は、国際子ども図書館ホームページにおいて、児童書及び児童サービスに関する国内外の

ニュースを紹介する「子どもと本に関するニュース」、海外の児童書及び研究書等の出版状況に関する「海外の児童書に関する調査」等の調査研究情報、子ども向けに国立国会図書館や国際子ども図書館等を紹介する国立国会図書館キッズページ等を更新し、情報提供を行った。また、国立国会図書館が所蔵する、海外で翻訳刊行された日本の児童書の書誌情報を一覧化したファイルの提供を開始した。

4.6 電子情報に関する標準

(1) ウェブアクセシビリティに関する取組

「国立国会図書館のウェブサービスに関するユーザビリティガイドライン」（平成24年国図電1207201号、改訂平成28年国図電1608221号）及び令和3年度に改訂した「国立国会図書館ウェブアクセシビリティ方針」（令和3年国図電2111302号）に基づき、計画的・継続的にウェブアクセシビリティ対応に取り組んだ。

(2) リンクト・オープン・データ（LOD）等に関する取組

令和3年6月17日に、オープンサイエンスをテーマに国内の関係機関が協力して開催するイベント「Japan Open Science Summit 2021」に参加し、「Wikidata × デジタルアーカイブ × LOD—国立国会図書館・東京藝術大学・大阪市立図書館のリソースをつなげてみる—」を開催した。また、令和3年12月3日に、デジタルデータを用いた研究の最新動向や活用事例を紹介するイベント「NDL デジタルライブラリーカフェ」をオンラインで開催した。さらに、オープンデータの利活用に関する取組を募り表彰するコンテストである「Linked Open Data チャレンジ Japan 2021」（主催：LOD チャレンジ Japan 実行委員会）と「アーバンデータチャレンジ 2021」（主催：一般社団法人社会基盤情報流通推進協議会、東京大学生産技術研究所、東京大学空間情報科学研究センター）にデータ提供元として参加した。

「国立国会図書館デジタルコレクション書誌情報」、「国内刊行出版物の書誌情報（直近年1年分）」、「書誌 ID リスト」、「図書館及び関連組織のための国際標準識別子（ISIL）」試行版 LOD、「日本関係外国語図書の書誌情報」及び「コレクション「上海新華書店旧蔵書」の書誌情報」を、引き続きオープンデータセットとして提供・更新した。

4.7 研究開発

次世代の図書館システムの開発に資するため、機械学習を活用した調査研究等を実施している。研究成果として、実験システムである次世代デジタルライブラリーにおいて、令和4年1月に画像検索機能の性能改善を実施したほか、同年3月には全文検索対象資料を著作権保護期間が満了したデジタル化した国内刊行図書全件（約28万点）に拡大した。画像検索機能の性能改善については、令和3年度に公開した関連するデータセットの公開の取組とあわせて、人文科学とコンピュータシンポジウム（じんもんこん2021）で発表した。

令和2年度補正予算により、国立国会図書館デジタルコレクションの収載資料（図書、雑誌等）約247万点（2億2300万画像）のOCRテキスト化に取り組んだほか、オープンソースとして公開できる機械学習可能なOCR処理プログラムの研究開発を実施した。

視覚障害者等へのテキスト化データ提供については、図書館等における視覚障害者等の利用に供するためのテキストデータ製作支援等に係る実験として、共同校正システム（8.2.5（5）参照）の運用を引き続き行った。また、視覚障害者のためのテキストデータ読み上げ精度向上に係る調査研究の一環として、同形異音語の漢字の読み分類に関する研究成果を言語処理学会第28回年次大会で発表した。

ジャパンサーチの開発に係る取組については、4.1.5を参照のこと。

4.8 連携協力・広報

(1) 電子情報保存に関する国際会議（iPRES）での活動

令和3年10月19日から22日にかけて、北京（中国）で開催された第17回電子情報保存に関する国際会議（iPRES2021）に職員2名がオンラインで出席した。

(2) 韓国国立中央図書館との連携

令和2年3月に韓国国立中央図書館と当館との間で取り交わした覚書に基づき、東アジアの文化・学術資源を対象としたポータルサイト「EAST ASIA DIGITAL LIBRARY（EADL）」へ、当館のデジタルコレクション上でインターネット公開済みの古典籍資料のデジタル画像及びメタデータを提供した。

(3) ワールドデジタルライブラリー

令和3年12月末をもって同ライブラリーのウェブサイトが閉鎖され、当館から同ライブラリーに提供したコンテンツ及びメタデータは米国議会図書館ウェブアーカイブへ移管された。同ライブラリーのウェブサイトに登録されていた当館のコンテンツ（画像データ、メタデータ、英文解説235件）は移管先のサイトに保存され、閲覧可能となっている。

(4) ジャパンリンクセンター（JaLC）プロジェクト

令和3年度は、引き続き当館のデジタル化資料（雑誌、古典籍資料、博士論文、憲政資料等）及び当館刊行の電子書籍・電子雑誌にDOIを付与した。当館所蔵資料からのデジタル化資料のほぼ全てにDOIが付与されている。

また、JaLCが設立した研究データ利活用協議会（RDUF）に、JaLC共同運営機関として参加した。

(5) 国立情報学研究所（NII）、科学技術振興機構（JST）との連携

令和4年2月14日に、NII・JST・NDL連絡会議（第9回）をオンライン開催し、各機関からの主な活動報告の後、3機関の主だった連携事業の進捗を確認した。また、メタデータの相互運用性に関する検討ワーキンググループにおいて「メタデータ流通ガイドライン」を作成し、令和4年3月にドラフト版を公開した。

(6) 国文学研究資料館との連携

国文学研究資料館との協定に基づき、日本古典籍研究国際コンソーシアム（幹事機関：国文学研究資料館）に参加している。

(7) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等への協力

デジタルアーカイブジャパン実務者検討委員会（事務局：内閣府知的財産戦略推進事務局）に出席し、関係省庁及びアーカイブ機関との調整を行い、「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」及び「ジャパンサーチ・アクションプラン 2021-2025」の策定に協力した（4.1.5参照）。また、令和3年6月11日にジャパンサーチ連携説明会（地域アーカイブをつくる・つなぐ・つかう）、令和4年1月26日にデジタルアーカイブ産学官フォーラム（第5回）「コロナがもたらしたもの～with コロナで加速するデジタルアーカイブ～」を内閣府知的財産戦略推進事務局との共催によりオンラインで開催した（付表3-3（4）参照）。さらに、第69回全国博物館大会をはじめ、関係機関の各種イベントにおいてジャパンサーチに関する発表を行ったほか、Europeana主催のイベント「GIF IT UP 2021」に参加し、ジャパンサーチの登録コンテンツをイベントで使用する素材として提供するとともに、ジャパンサーチ公式 Facebook ページの開設や YouTube の動画配信コンテンツの拡充を行うなど、広報の強化に努めた。

(8) デジタル化資料の利用に関する関係者協議

① 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会

令和3年7月1日、11月19日及び令和4年3月7日に開催し、図書館向けデジタル化資料送信サービス（8.1.1③参照）を含むデジタル化した資料の利用に係る事項について調整を行った。また、出版者・著作者を対象に、当館の電子図書館事業についての報告会「NDL デジタル関連事業の今」及び図書館向けデジタル化資料送信サービスの除外手続に係る説明会を令和3年6月15日にオンラインで開催し、68名の参加があった。

② 録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会

令和4年3月24日に開催し、デジタル化した録音資料の利用に係る事項について調整を行った。

③ 映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会

令和4年3月24日に開催し、デジタル化した映像資料の利用に係る事項について調整を行った。

④ 国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会

著作権法の一部を改正する法律（令和3年法律第52号）が令和3年6月2日に公布されたことを受け、文化庁と共催で、権利者団体や出版者団体、有識者などをメンバーとする「国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会」を設置した。令和3年4月5日、7月1日及び11月19日に同協議会を開催し、「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」（12月3日付）を取りまとめた。

4.9 東日本大震災アーカイブ

4.9.1 コンテンツ等の収集

令和3年度は、主に国の機関や地方公共団体、民間団体が保有する東日本大震災に関するコンテンツやメタデータを収集した。平成26年度に開始した原子力規制委員会の会議及び記者会見等の動画の収集を継続して行った。令和3年度末現在で、連携先機関も含む検索対象は488万7999点となった。また、令和3年度のアクセス数は、111万3308件であった（統計第6参照）。

4.9.2 連携協力

令和3年度も、前年度に引き続き、地方公共団体、研究機関、民間団体等との連携を行った。令和3年9月に、「いわき震災伝承みらい館震災アーカイブ検索」（いわき震災伝承みらい館）、10月に「人と防災未来センター資料室」（人と防災未来センター）、令和4年2月に「朝日放送テレビ 阪神淡路大震災 激震の記録1995 取材映像アーカイブ」（朝日放送）との連携を開始した。令和3年度末現在で、連携先は51機関・57アーカイブとなった。

東日本大震災の被災地域等の県立図書館における震災記録の収集、提供、保存についての方針、施策、課題及び問題点を共有することを目的とする「国立国会図書館と県立図書館の震災記録に関する協力連絡会議」は青森、岩手、宮城、山形、福島、茨城及び千葉の各県立図書館の参加を得て活動してきたが、令和3年3月をもって活動を終了し、最終報告書を5月にひなぎくで公開した。

令和4年1月10日に、東北大学災害科学国際研究所との共催により「令和3年度東日本大震災アーカイブシンポジウム—震災記録を残す、伝える、活かす—」を東北大学及びオンラインのハイブリッドで開催し、205名の参加があった。震災記録の保存・利活用に向けた草の根の取組、アーカイブ構築・活用の取組が報告され、パネルディスカッションを通じてそれぞれの団体が現在の活動の中で抱えている苦労・問題点、他の団体に要望すること、今後の展開等について意見交換が行われた。

また、ひなぎくの利活用を推進するため、令和3年11月6日から7日まで岩手県釜石市で開催された防災推進国民大会2021（主催：防災推進国民大会2021実行委員会（内閣府、防災推進協議会、防災推進国民会議））においてポスターによる展示を行った。

4.9.3 閉鎖アーカイブの承継

「茨城県東日本大震災デジタルアーカイブ」（茨城県）の閉鎖に伴い、データを承継の上、令和4年3月にひなぎくで公開した。

4.10 情報セキュリティ対策

令和3年度は、情報セキュリティ対策の実効性を高めるために、令和3年1月に運用を開始した収集・整理業務の基幹システムである収集整理システムの内部監査を実施するとともに、職員研修等を行った。また、ジャパンサーチの脆弱性診断を外部委託により実施した。

令和3年7月に「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」が改定されたことを受け、当館の情報セキュリティポリシーである「国立国会図書館情報セキュリティ基本方針」（平成29年国図電1703171号）及び「国立国会図書館情報セキュリティ対策基準」（平成27年国図電1503065号）の改定を行った。

第5章

資料の収集

概況

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政・司法各部門、更に広く国民に奉仕するため、国立国会図書館は納本制度に基づく納入、購入、寄贈、国際交換等により図書館資料の収集に努め、蔵書の充実を図っている。

第35回納本制度審議会（令和3年9月2日）では、有償又はDRM（技術的制限手段）のある電子書籍・電子雑誌（以下「有償等オンライン資料」という。）の制度収集開始に向けた方針等を報告し、第36回納本制度審議会（令和4年2月28日）では、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗を報告した。

第14回科学技術情報整備審議会（令和3年8月4日）では、「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」及び「国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」を踏まえた今後5年間の当館の取組について、意見が交わされた。

国立国会図書館収集企画委員会では、「資料収集方針書」の改正案等について検討した。

令和3年度の受入資料数（第一種資料）は、図書19万2755点、逐次刊行物47万10点、非図書資料6万5038点であった。令和3年度末現在の所蔵数（第一種資料）は、図書約1193万点、逐次刊行物約1994万点、非図書資料約1435万点、合計約4622万点となった。

5.1 収集に関する方針

5.1.1 納本制度審議会

(1) 第35回納本制度審議会

令和3年7月1日付けで館長により14名の納本制度審議会委員の委嘱が行われた。

令和3年9月2日に第35回納本制度審議会が開催され、委員12名が出席した。委員の互選により斎藤誠委員が会長に選出され、斎藤会長が植村八潮委員を会長代理に指名した。

当館から令和2年度資料収集状況及び出版物納入状況、令和3年度代償金予算及び令和2年度代償金支出実績、有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた方針等について報告し、これらに対する質疑応答が行われた。

(2) 第17回代償金部会

令和3年7月1日付けで館長により7名の代償金部会所属委員が指名された。

令和3年9月2日に、第35回納本制度審議会に引き続き第17回代償金部会が開催され、所属委員7名が出席した。委員の互選により奥邨弘司委員が部会長に選出され、奥邨部会長が江上節子委員を部会長代理に指名した。

(3) 第36回納本制度審議会

令和4年2月28日に第36回納本制度審議会が開催され、委員11名が出席した。

第17回代償金部会の審議経過について奥邨弘司部会長から報告があり、当館から有償等オンライン資料の制度収集開始に向けた進捗等について報告し、これに対する質疑応答が行われた。

5.1.2 科学技術情報整備審議会

令和3年8月4日に第14回科学技術情報整備審議会が開催され、委員10名が出席した。

当館から、同年3月29日に策定した「第五期国立国会図書館科学技術情報整備基本計画」(令和3年国図利2103262号)、当館の今後5年間の方針を定めた「国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」及び当館のデジタルシフトに関する最近の動向について報告した後、質疑及び懇談が行われた。懇談では、ビジョンを踏まえた今後5年間に当館が行うべき取組に関して、利用者ニーズを踏まえてデジタル化の目標を設けること、実効性のあるオンライン資料の制度収集に向けた今後の活動が期待されること、デジタル空間とリアルな空間から成る図書館の在り方などについて意見が交わされた。

5.1.3 国立国会図書館収集企画委員会

令和3年度は、国立国会図書館収集企画委員会を3回開催し、「国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」等を踏まえた「資料収集方針書」の改正案等について検討を行った。この検討を受け、令和4年2月に「資料収集方針書」を改正(令和4年4月1日施行)した。

5.2 納本制度に関する普及活動

行政・司法各部門の支部図書館、地方公共団体及び独立行政法人、出版社等に対し、パンフレット「納本のお願い」を約1万4000部送付した。また、納本制度の周知及び納本促進のため、地方公共団体向けの広報動画を作成し、YouTube国立国会図書館公式チャンネルから提供した。

5.3 資料収集の取組

納本制度に基づく納入によるほか、「資料収集方針書」の下、購入、寄贈、国際交換等の方法により図書館資料の充実を図るとともに、収集方法の改善に努めた。

国立国会図書館東日本大震災アーカイブのコンテンツを拡充することを目的とした震災関連資料については、館内限定で「国立国会図書館収集震災関係チラシ等」リポジトリに、令和4年1月26日に107点を公開し、平成31年3月11日に公開済みの256点と合わせて363点となり、全ての公開作業を終了した。

5.3.1 収集実績

令和3年度中の受入資料数と令和3年度末現在の所蔵数及びその内訳は、統計第7のとおりである。

5.3.2 納本による収集

令和3年度の官庁出版物納入数は22万8875点であった。

また、民間出版物納入数は45万1887点であった。同年度の納入出版物代償金の支出総額は3億4649万2289円であった（統計第11参照）。

5.3.3 インターネット資料等の記録による収集（4.3、8.2.5（3）①参照）

5.3.4 購入による収集

令和3年度の資料購入に係る支出総額は18億3704万5722円であった。

ネットワーク系電子出版物については、国内資料20件（うち、新規契約1件）、外国資料61件（うち、新規契約7件）の利用契約を締結した。

主な購入資料は、付表5-1のとおりである。

5.3.5 国際交換

令和3年度は、51か国2地域の208機関及び国際機関12機関と出版物の交換を行った。

オンライン資料の利用促進を図るため、交換相手先に公開する交換リストに、国立国会図書館が保存するオンライン資料のURLを追記したほか、一部の交換相手先については、オンライン資料で代替可能な冊子体資料の送付を中止し、オンライン資料のURLの案内に切り替えた。

5.3.6 寄贈

(1) 国内資料の寄贈

令和3年度に個人及び団体から寄贈された主な国内資料は、次のとおりである（寄贈者、資料名、点数の順。敬称略）。

阪谷 綾子 阪谷希一・芳直関係文書	187点
佐藤 章夫 佐藤功旧蔵資料（臨時行政調査会（第2次）資料）	386点
日米協会 日米協会関係資料	727点
個人 本多熊太郎関係文書	480点
造本装幀コンクール事務局 造本装幀コンクール出品図書	424点

(2) 外国資料の寄贈

国内外の個人及び団体から寄贈された主な外国資料は、次のとおりである（寄贈者、資料名、点数の順。敬称略）。

日本海事センター海事図書館 海事関係図書等	88点
ボローニャ国際児童図書展事務局 図書	123点
（ボローニャ国際児童図書展及びボローニャ・ラガッツィ賞への応募作品）	

5.3.7 寄託

日本新聞協会から、新聞マイクロフィルム計1,177点の寄託を受け（統計第7参照）、平成23年度に締結した寄託契約8件を更新した。

5.3.8 職員による外国での直接収集

米国に職員を派遣して行っている日本占領関係資料収集事業として、米国メリーランド大学と共同で、同大学図書館所蔵プランゲ文庫図書のデジタル化を実施した。社会科学分野及び人文科学分野のうち教育分野の図書を収集対象とし、資料点数にして732点を画像データで収集した。

なお、米国国立公文書館所蔵文書のデジタル化による収集は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により同館が休館したため行えなかった。

5.3.9 変更・移管

(1) 変更

細分類換、品目換又は数量更正等の変更処理を行った主な資料は、次のとおりである。

第二種立法資料から第一種資料（外国新聞）へ 2,627点

(2) 移管

第一種資料和漢書1点が支部最高裁判所図書館から当館に移管された。

第6章

資料の組織化と書誌情報の提供

概況

国立国会図書館は、図書館資料の多様化、情報通信技術の進展に対応し、全国書誌作成機関、標準的な書誌データの提供機関としての役割を果たすため、書誌情報の作成及び提供を行っている。書誌データの作成に用いる基準等の制定や、書誌データを国内外に幅広く提供、流通させるための仕組みの整備は、その前提となる任務である。令和3年3月に策定した「国立国会図書館書誌データ作成・提供計画2021-2025」（令和3年国図収2103113号）に基づき、書誌データ機能を強化し、書誌データを標準化する取組と、作成された書誌データを活用する取組を推進している。

令和3年度に新規作成した書誌データの件数は、図書16万5590件、逐次刊行物（新聞・雑誌）1,798件、非図書資料3万9949件、国内刊行雑誌収録の雑誌記事34万7855件である。

書誌データは、国立国会図書館サーチ、JAPAN/MARC、国立国会図書館オンライン等の多様な方法で提供している。令和4年2月からは、JAPAN/MARC全件データの提供を開始した。

『日本目録規則2018年版』の普及を促進するため、令和3年7月に関係機関との情報交換のためのメーリングリストを作成し、適用に関する事例の共有を開始した。

典拠データについては、令和3年1月に作成を開始した著作及びジャンル・形式用語の着実な運用を図るとともに、既存書誌データへの遡及入力にも着手した。また、ジャンル・形式用語については、令和4年1月から、日本語逐次刊行物及び国内刊行欧文逐次刊行物の書誌データへ適用を開始した。

書誌データ及び典拠データの利活用促進の取組も推進した。令和3年7月に「典拠データを使った資料検索：Web NDL Authorities ガイド」を当館ホームページに掲載した。また、令和3年8月、遠隔研修教材「国立国会図書館書誌データの利活用一概要と利用方法」を公開した。

6.1 書誌調整

6.1.1 資料の整理に関する基準

(1) 日本目録規則

国立国会図書館では、令和3年1月から和図書、国内刊行洋図書、逐次刊行物及び和非図書資料等の整理に当たって『日本目録規則2018年版』を適用し、資料群ごとにその適用細則を定めている。令和3年度は主に典拠データに関する適用細則にあたる「アクセス・ポイントの選択・形式基準」を更新した。令和3年7月に「個人に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」及び「団体に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・形式基準」を、9月に「著作に対する典拠形アクセス・ポイントの選択・

形式基準」を更新した。

また、『日本目録規則 2018 年版』の適用に伴い JAPAN/MARC MARC21 フォーマットを一部変更し、令和 3 年 5 月に「JAPAN/MARC MARC21 フォーマットマニュアル (2021 年 1 月)」を当館ホームページに掲載した。

(2) 当館で定めた基準類

分類表「国立国会図書館分類表」(NDLC) を令和 3 年 5 月及び 10 月に一部改正した。

6.1.2 会議等の開催

『日本目録規則 2018 年版』の普及を促進するため、令和 3 年 7 月から関係機関との情報交換のためのメーリングリストを作成し、著作の典拠コントロールを始めとした適用に関する事例を国内の目録作業実務担当者間で共有した。令和 3 年 9 月に関係機関との打ち合わせを行い、各機関での『日本目録規則 2018 年版』適用の検討状況に係る情報をアンケートによって取得した。

令和 4 年 3 月 1 日、令和 3 年度書誌調整連絡会議を「『日本目録規則 2018 年版』の適用に係る課題」というテーマで開催した。木村麻衣子氏 (日本女子大学文学部准教授) からは、『日本目録規則 2018 年版』をめぐる課題について発表があり、高橋安澄氏 (株式会社図書館流通センターデータ部長) からは『日本目録規則 2018 年版』に対応した TRC MARC の概要について発表があった。当館からは『日本目録規則 2018 年版』を適用していく中で明らかになってきた課題と関係機関との情報交換などの取組について報告した。

6.1.3 広報

令和 4 年 1 月、当館ホームページの「書誌データの作成および提供」のページに「掲載記事」ページを新設し、当館刊行物や図書館情報学関連雑誌に掲載された、書誌調整や書誌データに関する記事を掲載した。

6.2 資料の組織化

6.2.1 書誌

(1) 図書

計 16 万 5590 件の図書の書誌データを作成した (統計第 9 参照)。

和図書 12 万 9140 件には、和古書 356 件、文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 97 件、国内規格 845 件を含む。なお、関西館配置資料 (和図書複本) については、3 万 7483 件の複本データと、845 件の未承認書誌データを入力した。

中国語・朝鮮語図書の書誌データ作成数は 1 万 4370 件であり、漢籍 121 件を含む。

アジア諸言語図書 (中国語・朝鮮語を除く。) の書誌データ作成数は、1,248 件である。

中国語・朝鮮語及びアジア諸言語を除く外国語図書の書誌データ作成数は 2 万 832 件であり、国内刊行洋図書 1,020 件、科学技術関係欧文会議録 1,017 件、テクニカルレポート 1 件、学協会ペーパー 2,767 件、海外規格 2,821 件、海外学位論文 180 件を含む。

(2) 逐次刊行物（雑誌・新聞）

計1,798件の逐次刊行物の書誌データを新規に作成した。また、9,137件の書誌データを更新した（統計第9参照）。

(3) 非図書資料

計3万9949件の非図書資料の書誌データを作成した（統計第9参照）。なお、データ件数には、これまでデータベースに未入力であったデータの遡及入力件数も含まれる。

内訳は、マイクロ資料227件、映像資料7,584件、録音資料8,432件、機械可読資料3,413件、地図資料3,601件（うち遡及入力464件）等である。マイクロ資料には、テクニカルレポート149件を含む。機械可読資料には、規格41件を含む。

憲政資料は計2,783件の文書を整理した。

(4) 雑誌記事索引

国内刊行の主要雑誌1万898誌（うちオンライン資料は184誌）に収録されている記事の書誌データ34万7855件（うちオンライン資料は1万483件）を作成した。令和3年度に新たに採録誌に選定した雑誌は402誌である。

6.2.2 典 拠

著者名、件名等の典拠形アクセス・ポイントを統制して書誌データの効果的な検索を可能にするため、典拠データベースを維持管理している。令和3年度は、新たに2万7651件を入力し、累積件数は138万4132件となった（統計第9参照）。「国立国会図書館件名標目表（NDLSH）」の収録対象となる普通件名及び細目は、新たに115件を入力した。ジャンル・形式用語典拠「議会資料」「漫画」について、従来の和図書に加えて令和4年1月からは日本語逐次刊行物及び国内刊行欧文逐次刊行物への適用を開始した。また、著作及びジャンル・形式用語典拠は、運用開始（令和3年1月）より前に作成した書誌データに対するリンク作成を進めており、令和3年度は著作典拠とのリンク作成を約2,000件、ジャンル・形式用語典拠とのリンク作成を約21万5000件の書誌データに対して行った。

典拠累積件数の内訳は個人名97万2786件、家族名2,684件、団体名22万7914件、地名3万5233件、統一タイトル5,397件、著作283件、普通件名13万9451件（細目付きを含む。）、ジャンル・形式用語4件、細目380件である。

6.3 書誌データの提供

6.3.1 全国書誌

全国書誌データは、国立国会図書館オンラインからのダウンロード、国立国会図書館サーチの機能を用いたシステム連携、更に標準的な機械可読フォーマットを採用したJAPAN/MARC（M/S）により提供している。令和3年度のJAPAN/MARC（M/S）新規収録件数は15万5337件である。国立国会図書館サーチからのMARC形式・MARCタグ形式の書誌データのダウンロード件数は、令和3年度は23万8406件であった。

典拠データは、国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス（以下「Web NDL Authorities」という。）及び JAPAN/MARC (A) によって提供している。令和3年度の新規収録件数は2万2638件である。

令和4年2月からは、従来頒布事業者が行っていた JAPAN/MARC 全件データ提供を当館から直接開始した。

6.3.2 雑誌記事索引

令和3年度末現在、雑誌記事索引1417万6908件（統計第9参照）を提供している。

令和3年度の提供件数は「雑誌記事索引データ」が33万7372件、「同（オンライン資料編）」が1万483件である。

6.3.3 その他の提供

(1) 国立情報学研究所への書誌データの提供

国立情報学研究所（NII）に対する令和3年度の書誌データの提供件数は、JAPAN/MARC (M/S) 47万3284件、JAPAN/MARC (A) 3万4159件、雑誌記事索引88万8269件（いずれも、新規・訂正・削除を含む。）であった。

(2) OCLC への書誌データの提供

① WorldCat への書誌データの提供

令和3年度は、JAPAN/MARC (M/S) 及び雑誌記事索引を週次で提供した。令和3年度の提供件数は、JAPAN/MARC (M/S) 47万3284件、雑誌記事索引88万8269件であった。

② バーチャル国際典拠ファイル（VIAF）への典拠データの提供

令和3年度は、週次で更新データ計3万4159件を送付した。

（①、②のいずれも、新規・訂正・削除を含む。）

(3) ISSN 国際センターへの ISSN 書誌データの送付

当館が国際標準逐次刊行物番号（ISSN）を付与した逐次刊行物の書誌データについて、令和3年度に ISSN 国際センターへ送付した件数は2,886件であった（新規・更新を含む。8.1.3 (2) 参照）。

当館ホームページ「ISSN 日本センター」に掲載している、日本国内で刊行され、ISSN を付与したオンラインジャーナル等の書誌データの令和3年度末の提供数は、5,039件であった。

6.3.4 書誌データの利活用に係る取組

令和3年7月、当館ホームページ「書誌データの作成および提供」に「典拠データを使った資料検索：Web NDL Authorities ガイド」のページを掲載し、Web NDL Authorities について、典拠データの機能を用いた資料の検索サービスを中心に紹介した。

令和3年8月、遠隔研修教材「国立国会図書館書誌データの利活用一概要と利用方法一」を YouTube 国立国会図書館公式チャンネルで公開し、全国書誌データを中心に、国立国会図書館の書誌データの特長、目録や文献リスト作成への活用事例や、利用目的（どのように使いたいか）に応じたデータ

の入手方法を紹介した。

令和4年3月に全国書誌データ、雑誌記事索引データ及び典拠データの特長や利用方法を紹介したパンフレット「国立国会図書館の書誌データー全国書誌データ、雑誌記事索引データ、典拠データー」を新たに刊行した。

第7章

資料の保存

概 況

国立国会図書館は、我が国唯一の納本図書館であり、国内で刊行される出版物を網羅的に収集し、それらを利用に供するとともに、文化的資産として蓄積し、後世に伝える責務を負っている。現在及び将来において、図書館資料が確実に利用できるよう、資料配置を計画的に行い、適切な保存環境の下で資料を長期保存するように努めている。同時に、国内外に対する保存協力活動も積極的に行っている。

令和3年度も、当館の資料保存の基本方針である「国立国会図書館における資料保存の在り方」（平成15年国図収第37号）に基づき、所蔵資料の保存対策及び保存協力活動を進めた。所蔵資料の保存に当たっては、劣化・破損を予防するための対策に重点を置き、全館的な連携・協力の下、環境管理、虫菌害対策に努めるとともに、媒体変換、脱酸性化处理、破損資料の補修・修復を行った。

国内外に対する保存協力活動については、図書館等の保存活動を奨励・促進するため、「保存協力プログラム」（平成18年国図収060612001号）に基づき、各種研修やフォーラムの開催、関連情報の発信等を行っている。また、当館は国際図書館連盟で資料保存を担当するIFLA/PACアジア地域センターに指定されており、当館ホームページ等を通じて国内の状況を発信するとともに、アジア地域の図書館を主な対象として技術的な情報の提供等の連携協力を進めている。令和3年度は、日中韓IFLA/PACセンター長会議を開催した。

7.1 資料の配置

令和元年度の関西館書庫棟完成に伴う資料移送等を想定して策定された「平成29年度書庫計画に基づく大規模資料移送・移転実施計画」（平成30年国図収1807251号）に基づき、令和3年度は、約85万点の東京本館から関西館への移送、約263.5万点の東京本館内移転、約34万点の関西館内移転作業を行った。なお上記計画に基づく移送・移転作業は全て完了した。また国内刊行図書のデジタル化に伴い約42万点の東京本館から関西館への移送を行った。

7.2 所蔵資料の保存

7.2.1 劣化・破損の予防

資料保存環境管理の一環として、東京本館書庫、関西館書庫、国際子ども図書館書庫の全フロアを対象に、週ごとの温湿度モニタリングのほか、夏期（令和3年7月）及び冬期（令和4年1月）に、空気

中のカビ胞子の浮遊状況に関する書庫内環境調査を実施した。なお、夏期調査に先立ち、令和2年度冬期調査結果を受けた再調査を、国際子ども図書館書庫の一部を対象に4月に実施し、環境改善策を講じている。夏期の調査では、関西館書庫の5か所及び国際子ども図書館書庫の1か所が、冬期の調査では、関西館書庫の5か所が文部科学省の「施設環境管理指針（試案）」の「清浄度の計測と評価」で「清潔区域」（資料保管場（収蔵庫）に相当する区域）の基準値の範囲外であった。いずれも基準値の範囲を大きく外れたところはなく、周囲の書架及び排架場所を点検して異常のないことを確認し、その後も温湿度の動向を注視した。

虫菌害への対策として、新規受入資料に虫やカビが発生するおそれがないか確認し、対策が必要とされた資料については令和3年7月及び12月に、書庫に搬入する前に酸化エチレンガス燻蒸を実施した。新規受入の古典籍資料については全て、脱酸素剤による殺虫処置及びクリーニングを実施した。また、東京本館書庫、関西館書庫、国際子ども図書館書庫で捕虫用粘着トラップを用いた調査を行うとともに、書庫内の点検・清掃作業等を実施した。

資料の特性に応じた対策として、紙資料の劣化・破損を抑制するための逐次刊行物等の合冊製本を1万9473点、保存容器への収納を3,628点実施した。一枚ものの地図資料については、利用による損傷と酸性劣化の進んだ地形図700枚を対象に、脱酸性化処理とポリエステルフィルムによる保護を外部業者に委託して実施した。また、「国立国会図書館所蔵マイクロ資料長期保存対策方針」（令和元年国図収1910161号）に基づき、マイクロ資料の長期的な利用を保証するための対策を進めた。

東京本館の国立国会図書館ギャラリーにおける展示では、展示ケース内の環境測定として照度・温湿度調査等の展示環境の管理を行い、関西館、国際子ども図書館における展示においても展示資料の適切な取扱い・適切な環境維持を支援した。

7.2.2 補修・修復

利用、経年劣化等によって破損した資料のうち、紙資料の補修・修復は、主として館内で行っている。令和3年度は、デジタル化のための事前補修を含む、4,695点の補修・修復を行った（統計第10参照）。

7.3 保存協力

「保存協力プログラム」に基づき、令和3年度は、国内外からの資料保存業務に関する問合せ計24件に回答した。

7.3.1 国内協力

(1) 研修の実施

国内の図書館員等を対象とした資料保存研修は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。

(2) 他機関との連携・協力

令和3年12月21日から令和4年1月17日まで、「図書館における資料防災—「その日」に備える」をテーマに第32回保存フォーラムを動画配信で開催した。参加者は196名であった（付表3-3（4）参照）。

7.3.2 国際協力

IFLA/PAC アジア地域センターとして、他のセンターと連携協力し、IFLA/PAC の運営に関与した。令和3年度は、日中韓 IFLA/PAC センター長会議をオンラインで開催した。IFLA/PAC 中国センター（中国国家図書館）、IFLA/PAC 韓国センター（韓国国立中央図書館）、IFLA/PAC アジア地域センター（国立国会図書館）から近年の活動内容を報告し、意見交換を行った。

7.4 貴重書等の取扱い

ここでいう貴重書等とは、貴重書及び準貴重書のほか、貴重書と同格の取扱いをしている「別」、「貴」、「貴箱」などの請求記号を付与した資料を含む。

7.4.1 貴重書等の指定

令和3年度は令和4年2月16日に第57回貴重書等指定委員会を開催し、和漢書6タイトル、洋書1タイトルを貴重書に、和書1タイトルを準貴重書に指定した（付表7-2参照）。指定資料の累計は、貴重書1,323タイトル、準貴重書802タイトルである。

第8章

図書館及び関係機関との協力

概況

国内の協力活動を推進するため、令和3年度は、国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会、国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会等を開催した。また、図書館関係団体の活動に協力するほか、関係団体への理事や委員の派遣、各種会議への参加及び講師の派遣等を行った。

図書館の活動を支援するため、図書館間貸出し、複写、図書館向けデジタル化資料送信サービス、レファレンスサービス等のほか、研修交流、図書館及び図書館情報学に関する調査研究、総合目録及びレファレンス協同データベースの運営・利活用促進、障害者図書館協力等の図書館協力事業を実施している。

平成26年に開始した図書館向けデジタル化資料送信サービス（海外機関向けサービスは平成31年開始）の利用について、令和3年度末までに承認した図書館等の総数は計1,365館（このうち外国の図書館等は5館）である。都道府県立図書館については、全ての館が参加館となっている。

児童サービスに関する協力事業として、国際子ども図書館では、学校図書館に対するセット貸出事業、展示会セット貸出事業、図書館関係団体等との共催による催物等を実施し、図書館員等の知識のかん養に努めた。

関連する国際的な団体として、国際図書館連盟（IFLA）、国立図書館長会議（CDNL）、アジア・オセアニア地域国立図書館長会議（CDNLAO）、アジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）等に加盟している。IFLAの最優先課題である戦略プログラムに対し、資金の拠出や資料保存（PAC）アジア地域センターとしての活動を通じて協力した。外国の図書館等との交流については、中国国家図書館、韓国国立中央図書館、韓国国会図書館及び韓国国会立法調査処との業務交流を行った。

8.1 国内外の図書館との連携・協力

8.1.1 資料に基づく連携・協力

① 図書館間貸出し

令和3年度に東京本館及び関西館の資料を対象とする図書館間貸出制度に新たに加入した機関は14館、閉館等により脱退、登録抹消した機関は3館であった。国際子ども図書館の資料を対象とする図書館間貸出制度に新たに加入した機関は17館、閉館等により脱退、登録抹消した機関は3館であった。東京本館及び関西館の資料を対象とする図書館間貸出制度への加入機関総数は公共図書館2,099館、大学図書館等1,125館、専門図書館等368館、国外の図書館223館、計3,815館となった。また、国際子ども図書館の資料を対象とする図書館間貸出制度への加入機関は累計3,422館となった。

令和3年度の総貸出点数は、6,473点であった。貸し出した資料の内訳は、東京本館4,179点、関西館2,109点、国際子ども図書館185点であった（統計第5参照）。

借り受けた資料を自館で複写し利用者に提供するための承認を受けた機関数は、公共図書館636館、大学図書館等178館、専門図書館等10館、計824館となり、令和3年度は新規に32館を承認した。なお、国際子ども図書館の資料についての承認を受けた機関は累計712館となった。

② 複写

令和3年度における国内外の図書館等から申し込まれた遠隔複写サービスの件数は4万6,371件であった。

③ 図書館向けデジタル化資料送信サービス

図書館向けデジタル化資料送信サービスの利用について、令和3年度に当館が承認した国内の図書館等は79館であった。令和3年度末までに承認した国内の図書館等の総数は、公共図書館707館、大学図書館618館、その他35館、計1,360館であり、都道府県立図書館については、全国47都道府県の図書館が参加館となっている。また、平成31年4月に申請受付を開始した海外機関については、令和3年度に当館が承認した外国の図書館等は1館であり、令和3年度末までに承認した総数は5館となっている。

令和3年度末時点での送信対象資料数は、図書約57万点、古典籍資料約2万点、雑誌約82万点、博士論文約13万点、録音・映像関係資料約0.3万点、計約153万点であった。

送信を受けた図書館等における令和3年度中の総閲覧件数は30万6,585件、複写件数は15万2,677件であった。

④ デジタル化資料に係る図書館間貸出しに代わる臨時的措置

令和3年度の図書館間貸出しに代わる臨時的措置に基づく複写物の提供はなかった（4.2.2参照）。

⑤ レファレンスサービス

令和3年度の国内図書館からの文書レファレンスの処理件数は3,596件（東京本館2,961件、関西館572件、国際子ども図書館63件）であった。また、国外の図書館からの文書レファレンスの処理件数は43件（東京本館35件、関西館8件）であった。

そのほか、国内外の図書館からの電話によるレファレンスの処理件数は369件（東京本館18件、関西館341件、国際子ども図書館10件）であった。

8.1.2 国内の図書館等との連携

(1) 公共図書館

令和3年6月24日に、「新型コロナウイルス感染症への対応—これまでとこれから—」をテーマに、国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会をオンラインで開催した。都道府県立及び政令指定都市立図書館長等71名が参加した。

(2) 大学図書館

令和3年12月8日に、国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会をオンラインで開催した。国公私立大学図書館協力委員会委員館の館長等37名が参加した。

(3) 専門図書館

専門図書館に対する協力は、主として専門図書館協議会を通じて行った（8.1.2 (5) ④参照）。

(4) 議会図書室

令和4年1月19日に、都道府県及び政令指定都市議会事務局図書室職員等を対象とする研修をオンラインで実施した。「調査業務の基礎と実践」、「インターネットで使える国立国会図書館の立法情報」及び「インターネットで使える国立国会図書館レファレンスツール」についての研修を行い、都道府県議会事務局の図書室及び調査担当職員、政令指定都市議会事務局の図書室職員及び調査担当職員計37名が参加した。

(5) 図書館団体

広く図書館界の発展に資するため、日本図書館協会等の活動に対し、次のような協力をを行った。

- ① 日本図書館協会
 - ・理事の派遣
 - ・各種委員会への委員等の派遣及び参加
 - ・第107回全国図書館大会（令和3年11月11日～12日）の後援
 - ・日本図書館協会の主催する各種セミナー、研修への講師派遣
- ② 全国公共図書館協議会
 - ・理事の派遣
 - ・総会（令和3年6月25日）等への参加
- ③ 東京都図書館協会
 - ・理事の派遣
 - ・総会（令和3年8月10日）等への参加
- ④ 専門図書館協議会
 - ・理事の派遣
 - ・各種委員会への委員等の派遣及び参加
 - ・総会（令和3年6月22日）等への参加
 - ・専門図書館協議会の主催する各種セミナーへの参加、講師派遣
- ⑤ 法律図書館連絡会
 - ・第64回総会（令和3年11月5日）等への参加

(6) アジア情報関係機関

令和2年度に新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した、東洋文庫との共催の研究会「新たな現代中国研究の推進—国立国会図書館関西館及び東洋文庫の所蔵資料をめぐって」を、令和3年4月17日にオンラインで開催した。また、国内のアジア情報関係機関との連携を深め、国全体としてのアジア情報資源の充実と流通促進に資することを目的として、令和4年2月18日に「コロナ禍におけるアジア研究・教育支援」をテーマとして、令和3年度アジア情報関係機関懇談会をオンラインで開催した。

(7) 児童サービス関係機関

子どもの本と読書に係る最新の動向の報告及び意見交換を行う場として、「with コロナ時代の子どもの読書活動推進」というテーマの下、「研修・講演会等のオンライン化の影響」と「子どものインターネット利用と読書」をサブテーマとして、令和4年2月16日に子どもの本と読書に関する懇談会をオンラインで開催した。大阪国際児童文学振興財団等13機関・団体から13名が参加した。国際子ども図書館から「国際子ども図書館基本計画2021-2025」の概要を報告し、参加機関からはテーマ・サブテーマに関連する取組や課題等について報告があった。

(8) 文化庁

平成23年5月に文化庁との間で締結された「我が国の貴重な資料の次世代への確実な継承に関する協定」に基づき、文化庁の「令和3年度文化関係資料のアーカイブ構築に関する調査研究」を受託している日本脚本アーカイブズ推進コンソーシアムに助言、協力を行うため、脚本アーカイブズ検討委員会に専門アドバイザーとして参加した。また、文化庁の「令和3年度メディア芸術連携基盤等整備推進事業」に関し、ジャパンサーチと「メディア芸術データベース」の連携に向けた調整を進め、令和4年1月11日から、ジャパンサーチにおいてメディア芸術データベースで提供しているアニメーション・ゲーム・メディアアートの作品情報や所蔵情報を検索・閲覧可能とした。さらに、「令和3年度ゲームアーカイブ所蔵館の連携強化に関する調査研究」への協力の一環として会議にオブザーバー参加した。

(9) 国立情報学研究所 (NII)、科学技術振興機構 (JST) (4.8 (5) 参照)**(10) その他**

図書館及び関連機関（博物館、文書館等の機関）を識別するための国際標準 ID「図書館及び関連組織のための国際標準識別子 (ISIL)」について、令和3年度末時点で、7,872館の情報を管理している。

8.1.3 国際的図書館団体等を通じた協力**(1) 国際図書館連盟 (IFLA)**

- ① IFLA 年次大会 (8.1.5 (1) 参照)
- ② PAC アジア地域センターの活動

当館は、IFLA の戦略プログラムの一つである資料保存 (PAC) アジア地域センターの指定を受け、活動を行っている。令和3年度は、IFLA 本部と締結している地域センターの活動に関する協定の更新を行った。また、令和3年11月11日に日中韓 IFLA/PAC センター長会議をオンラインで開催して、各センターから近年の活動内容を報告し、意見交換を行った (7.3.2 参照)。

③ 分科会活動への寄与

当館は、11 の分科会に登録加盟しており、常任委員会委員6名が活動に寄与している。

(2) ISSN ネットワーク

ISSN ネットワークは、国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) を割り当て、維持・管理する国際的組織である。当館は ISSN 日本センターとして、日本国内で発行された逐次刊行物に ISSN を付与し、ISSN 国

際センターに登録している（6.3.3（3）参照）。令和3年度の国際センターへのISSN登録数は798件であり、これを含む総登録件数は4万7547件となった。

（3） その他の国際的団体

アジア太平洋地域における議会のための図書館・調査情報サービスの拡充を図ることを目的に、アジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）に加盟している。令和3年6月15日から17日にかけて第13回APLAP大会がオンラインで開催され、職員7名が参加した。

8.1.4 外国の図書館等との交流

（1） 外国の図書館・図書館関係者等との交流

① 中国国家図書館との業務交流

令和3年11月30日に、オンラインで実施した。館長会談の後、「スマートライブラリーの発展と構築」をテーマに、報告及び意見交換を行った。

② 韓国国立中央図書館との業務交流

令和3年10月28日に、オンラインで実施した。両館の現況と課題について基調報告を行った後、「両館のデジタルシフトに関する最近の動向」をテーマに、報告及び意見交換を行った。

③ 韓国国会図書館及び韓国国会立法調査処との第11回業務交流

前年度に引き続きオンラインで業務交流を実施することとし、令和3年12月20日に、「新型コロナウイルス感染症関連を中心とした海外立法情報の提供」及び「デジタル・ガバメント」をテーマに、報告及び意見交換を行った。

④ 日本研究支援

海外の日本研究者等に向けた支援の改善のため、当館ホームページの英語コンテンツの充実強化等を行った。また、海外における日本研究の動向を把握し、海外日本研究支援に資するため、令和3年9月に第31回日本資料専門家欧州協会（EAJRS）年次大会、令和3年12月に第7回JSA-ASEAN大会2021、令和4年3月にアジア学会（AAS）年次総会に職員がオンラインで参加し、日本研究に役立つ当館のコレクションやサービスを紹介した。

また、「国立国会図書館海外日本研究支援実施計画2018-2020」の総括を行うとともに、後継計画である「国立国会図書館海外日本研究支援実施計画2021-2023」を着実に実施した。

⑤ 講演会等

令和4年3月24日に、バーバラ・リゾン氏（IFLA会長）を講師に迎えて「図書館とSDGs: IFLAの支援、図書館の取組」と題する講演会をオンラインで開催した。10か国から170名が参加した。

令和3年度に当館が招へいた外国人は、付表8-1のとおりである。

（2） その他

複数の駐日大使館からの訪問を受け、東京本館で意見交換等を行った（統計第5参照）。

8.1.5 国際会議への参加

(1) 2021年世界図書館・情報会議—国際図書館連盟 (IFLA) 年次大会

「未来のために一緒に働こう」をテーマに、令和3年8月17日から19日にかけてオンラインで開催され、125か国から2,750名以上 (IFLA事務局調べ) が参加した。当館からは、吉永元信 (館長) を始め37名が参加した。また、令和3年8月25日にオンラインで開催された総会に3名が参加した。

(2) 2021年国立図書館長会議 (CDNL)

令和3年9月8日に、オンラインで開催された。各国及び地域の国立図書館長又はその代理、IFLAの代表等が参加した。当館からは、吉永元信 (館長) が参加した。

(3) アジア・オセアニア地域国立図書館長会議 (CDNLAO)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止となった。

(4) その他

職員が参加したその他の国際会議は、国際標準化機構情報ドキュメンテーション専門委員会 (ISO/TC46) 第48回総会 (オンライン開催) 等である。

また、令和3年9月10日から12日にかけてモスクワ (ロシア) で開催された第37回国際児童図書評議会 (IBBY) 世界大会に職員がオンラインで参加し、分科会で「国際子ども図書館における児童書の展示会：子どもの読書活動推進と国際理解に向けて」と題する報告を行った。

8.2 図書館協力事業

8.2.1 研修交流

(1) 集合研修

集合研修とは、当館が主催し、定められた日時に一斉に受講する研修を指し、参加者が国立国会図書館等に来館するもの、オンラインで開催するもののいずれも含む。集合研修として、以下の研修を行った。

① 日本古典籍講習会

人間文化研究機構国文学研究資料館との共催で令和3年7月6日から8日までオンラインで実施した。131名が参加した。

② レファレンス協同データベース事業担当者研修会 (8.2.4 ①参照)

③ レファレンスサービス研修

令和3年11月26日に、科学技術情報の調べ方をテーマとしてオンラインで実施し、203名が参加した。令和4年2月17日に、人文情報の調べ方をテーマとしてオンラインで実施し、30名が参加した。

④ アジア情報研修

日本貿易振興機構アジア経済研究所との共催で令和3年12月2日及び3日に、オンラインで実施した。「国際化するアジアの諸課題を調べよう！～国際機関の文書と統計を使って～」をテーマとし、25名が参加した。

⑤ 障害者サービス担当職員向け講座 (8.2.5 (7) 参照)

⑥ 都道府県及び政令指定都市議会事務局図書室職員等を対象とする研修（8.1.2（4）参照）

(2) 遠隔研修

遠隔研修とは、当館がインターネットを通じて提供し、受講者の任意のタイミングで受講できる研修を指す。YouTube 国立国会図書館公式チャンネルにおいて動画による遠隔研修を提供している。令和3年度は次の5講座を新規開講した。

- ・ 国立国会図書館書誌データの利活用—概要と利用方法—
- ・ 法令資料・情報の特徴と活用法
- ・ 議会資料・情報の特徴と活用法—インターネット上の国会情報を中心に—
- ・ 官庁資料・情報の特徴と活用法—インターネット上の行政情報を中心に—
- ・ インターネットで使える国立国会図書館の立法情報

また、国際子ども図書館では、参加申込を行った受講者を対象とした動画配信により、次の研修を実施した（8.2.6（2）参照）。

- ・ 令和2年度児童サービス研究交流会（令和3年4月まで配信）
- ・ 児童文学連続講座
- ・ 国際子ども図書館特別研修

(3) 講師派遣型研修

講師派遣型研修とは、他機関が主催する研修において、依頼を受けて当館職員が講師を務めたものを指す。図書館関係団体等に対し、オンラインでの研修も含め34件の派遣を行った。延べ40名の職員が研修講師を務めた。

(4) 受託研修生の受入れ

図書館情報学実習として、東京本館、関西館及び国際子ども図書館で大学生計8名の受託研修生を受け入れ、東京本館では10日間、関西館及び国際子ども図書館では6日間の研修を行った。

8.2.2 図書館及び図書館情報学に関する調査研究**(1) 情報の収集と編集・提供**

令和3年度は、『カレントアウェアネス』を4回刊行、『カレントアウェアネス-E』を22回配信した。また、「カレントアウェアネス-R」を毎開庁日に提供した。

(2) 調査研究の実施

令和3年5月から令和4年2月にかけて、「公立図書館における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応」に関する調査研究を、公益社団法人日本図書館協会の協力を得て実施した。調査の概要及び論考は、報告書『公立図書館における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応』（「図書館調査研究レポート」No.19）としてまとめ、国内外の各種図書館等に配布するとともに、当館ホームページに掲載した。

8.2.3 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業 (4.1.4 (1) 参照)

8.2.4 レファレンス協同データベース事業

令和3年度末現在の登録データ数は28万3188件である(統計第6参照)。令和3年度は新たに参加した機関が28館、脱退した機関が2館で、参加館は合計881館となった。

また、当館主催の研修会等を次のとおり実施した。

① 第17回レファレンス協同データベース事業担当者研修会

本事業参加館の担当者を対象として、令和3年9月10日及び29日にオンラインで実施し、36名が参加した。

② 第17回レファレンス協同データベース事業フォーラム

「“続けること”が生み出すもの—継続的なデータ登録の工夫を探る—」をテーマとし、令和4年3月3日にオンラインで開催した。182名が参加した(付表3-3(4)参照)。

8.2.5 障害者サービスを行う図書館への支援

障害者サービスを実施している各種図書館等に対して、次のとおり支援・協力事業を行っている。

(1) 点字図書・録音図書全国総合目録 (4.1.4 (3) 参照)

(2) 学術文献録音サービス

令和3年度のDAISY録音図書の新規製作数は11冊分(19枚)、既存の学術文献録音テープからデジタル化作業により製作したDAISY録音図書は156冊分(169枚)で、令和3年度末現在の総製作数は1,771冊分(2,098枚)である。

令和3年度の学術文献録音図書の貸出点数は、DAISY録音図書、過去に製作した録音テープ合わせて27点であった。

(3) 視覚障害者等用データ送信サービス

① 国内の図書館等が製作した視覚障害者等用データの収集

令和3年度は、国内の公共図書館等のデータ提供館114館から4,030点の視覚障害者等用データを収集した。

② 視覚障害者等用データの提供

令和3年度末現在、送信サービスで利用可能な視覚障害者等用データは3万4757点、送信を受けることのできる機関は202館、送信サービスを受けることのできる個人の登録利用者は439名である。

③ 催物等

公共図書館職員を対象に、令和3年7月8日に視覚障害者等用データ送信サービス説明会をオンラインで開催した。88館から107名が参加した(付表3-3(4)参照)。

(4) マラケシュ条約に基づく視覚障害者等用データの国際交換サービス

令和3年度は、外国で製作された点字データ、音声DAISY等7タイトルを収集し、視覚障害者等用

データ送信サービスを通じて提供した。

(5) 図書館等によるテキストデータ製作の支援等に係る実験

日本点字図書館との覚書に基づき、共同校正システムを用いて図書館等における視覚障害者等の利用に供するためのテキストデータ製作支援等に係る実験事業を継続して実施した。令和3年度は、日本点字図書館等の参加機関が、共同校正システムを利用して489点のテキストDAISY等を製作し、サピエ図書館等を通じて視覚障害者等に提供した。

(6) レファレンスサービス

令和3年度は、112件の問合せに対して回答を行った。

(7) 障害者サービス担当職員向け講座

公共図書館職員、大学図書館職員及び類縁機関（視覚障害者情報提供施設等）職員を対象に、日本図書館協会との共催で令和3年12月8日から10日まで実施した。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、講義及び体験講座をオンラインで実施した。講義に223名、体験講座に47名が参加した。

8.2.6 児童サービスに関する協力活動

(1) 読書活動推進支援

① 学校図書館に対するセット貸出事業

令和3年度は、「バリアフリー」をテーマとしたセットを新たに作成した。「国際理解」がテーマの17種類（9地域）及び「科学」がテーマの1種類と合わせ、計19種類のセットを、延べ204校に対し、計8,550点貸し出した。

② 展示会セット「絵本で知る世界の国々—IFLAからのおくりもの」貸出事業

令和3年度は、世界43か国・地域の365点の絵本を含むセットを国内6か所の図書館等に貸し出した。

③ 催物等

開館20周年記念コンテンツ「SDGsと子どもの本—いま、図書館にできること」に新たなインタビュー動画2件を追加したほか、連続講演「DX時代の図書館と児童ヤングアダルトサービス」の動画4件の録画配信を行った。

(2) 研修交流等

録画した講義映像の配信によって令和3年3月5日から開催していた令和2年度児童サービス研究交流会は、4月30日に終了した。令和3年4月1日から30日までのアクセス数は1,052件であった。

令和3年11月1日から令和4年1月11日まで、「今を生きるヤングアダルトへ」を総合テーマとして、令和3年度「国際子ども図書館児童文学連続講座」を、録画した講義映像の配信によって開催し、延べ1,279名が視聴した。また、伊藤忠記念財団との共催として、令和3年11月1日から12月12日まで、国際子ども図書館特別研修「読書のバリアフリーをすすめるために」を国際子ども図書館で録画、伊藤忠記念財団のウェブサイトから配信し、673名が受講した。

第9章

組織の管理・運営

概況

令和3年度末現在の国立国会図書館の組織は、中央の図書館（総務部、調査及び立法考査局、収集書誌部、利用者サービス部、電子情報部の1局4部と関西館）、1支部図書館（国際子ども図書館）及び行政・司法各部門に置かれている支部図書館27館から成る。

令和3年度末現在の職員の定員は、館長、副館長を含めて893人である。また、令和3年度の当館の歳入予算額は2135万7000円、歳出予算額は248億8503万9000円であった。

組織の運営に関しては、館長が主宰し副館長及び各部局長等を構成員とする館議を月2回開催し、館の重要施策について審議し、重要事項について総括を行った。特に専門的な問題については、審議会を設けて、館外の専門家及び学識経験者の意見を徴している。

9.1 各種審議会

- (1) 納本制度審議会（5.1.1参照）
- (2) 科学技術情報整備審議会（5.1.2参照）

9.2 組織と業務

9.2.1 組織の改編

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程（令和3年国立国会図書館規程第1号）により、令和3年4月1日から職員の定員（館長、副館長を除く。）を1人増やし、891人とした。

(1) 令和3年4月施行の改編

令和3年4月1日、国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則（令和3年国立国会図書館規則第2号）により、収集書誌部、電子情報部及び関西館の所掌事務の見直しを行った。その内容は、館における資料デジタル化の推進体制を強化するため、電子情報部電子情報企画課に資料デジタル化推進室を設置したこと等である。

9.2.2 活動実績評価

活動・事業の適正な運営を図り、国民に対する説明責任を果たすため、評価制度「活動実績評価」を

導入している。

令和3年度の実施に当たっては、「国立国会図書館ビジョン2021-2025 -国立国会図書館のデジタルシフト-」の趣旨を踏まえ、「令和3年度国立国会図書館活動実績評価の枠組み」を定めた。その上で、年度終了後に、個々の事業の実施状況や指標の達成状況・動向に基づき、取組状況を総合的に評価し、「令和3年度国立国会図書館活動実績評価」として当館ホームページで公表した。また、評価の客観性・公平性を確保し、評価結果を当館の活動に適切に反映させるため、国立国会図書館活動実績評価に関する有識者会議を2回開催し、外部有識者の意見を求めた。

このほか、「活動実績評価」において客観的な評価を行う基となる各種統計を整備するとともに、サービス提供までにかかる日数を計測するサンプル調査を実施し、「令和3年度サービス実績」として当館ホームページで公表した。

9.2.3 複写事務の委託

令和3年度の複写事務は、昨年度に引き続き、社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託して行った。同法人との契約期間は令和7年3月31日までである。なお、同法人は、複写事務を遂行するに当たっては、「国立国会図書館複写受託センター」という名称を使用する。

令和3年度において国立国会図書館複写受託センターが実施した複写事務に係る収入及び支出は、次のとおりである。

〈収入の部〉

事業活動収入（複写料金収入等）	2億9324万7991円
事業外収入（受取利息配当金収入等）	9万6151円
合計	2億9334万4142円

〈支出の部〉

事業活動支出（事業費、管理費）	2億9028万1964円
事業外支出（雑損失）	7,209円
合計	2億9028万9173円

〈収支差額〉

305万4969円

9.2.4 事務文書の開示

国立国会図書館事務文書開示規則（平成23年国立国会図書館規則第4号）に基づく令和3年度の事務文書の開示の実施状況は、次のとおりである。

開示の求めの件数	23件
開示の求めの取下げ件数	1件
開示決定等の件数（うち、開示を実施したものの件数）	25件（17件）
— 全部開示決定の件数（うち、開示を実施したものの件数）	7件（6件）
— 一部開示決定の件数（うち、開示を実施したものの件数）	13件（11件）
— 不開示決定の件数	5件
処理中事案（令和4年度に持ち越し）の件数	3件
苦情申出件数	1件

国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会の答申 1件

9.2.5 保有個人情報の開示等

国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則（平成29年国立国会図書館規則第4号）に基づく令和3年度の保有個人情報の開示等の実施状況は、次のとおりである。

開示申出件数	1件
開示決定等の件数（うち、開示を実施したものの件数）	1件（1件）
<ul style="list-style-type: none"> — 全部開示決定の件数（うち、開示を実施したものの件数） — 一部開示決定の件数（うち、開示を実施したものの件数） — 不開示決定の件数 	1件（1件） 0件 0件
訂正申出件数	0件
利用停止申出件数	0件
苦情申出件数	0件
国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会の答申	0件

9.3 財政

(1) 歳入

令和3年度の歳入予算額は、2135万7000円、収納済歳入額は、2710万1497円であった。この収納済歳入額と歳入予算額とを比較すると、574万4497円の増額となったが、これは主に不用物品売払代の増加による。令和3年度の歳入決算状況は、付表9-3のとおりである。

(2) 歳出

令和3年度の歳出予算額は、248億8503万9000円、その内訳の主なものは、人件費99億3096万2000円、業務の情報システム化経費80億2333万6000円、図書館資料の購入費9億7326万8000円、科学技術関係資料の収集整備経費11億4983万7000円、立法調査業務経費3億742万4000円（資料費を含む）、関西館業務経費11億3627万7000円（資料費を含む）、国際子ども図書館業務経費2億9001万9000円（資料費を含む）であった。

令和3年度の歳出決算状況は、統計第11のとおりである。

(3) 省庁別財務書類

衆議院、参議院、裁判官弾劾裁判所、裁判官訴追委員会及び当館が共同で「令和2年度 国会 省庁別財務書類」を作成し、令和4年1月に衆議院、参議院及び当館ホームページで公表した。

(4) 国立国会図書館契約等監視委員会

国立国会図書館契約等監視委員会は、入札及び契約に係る手続並びに契約の内容の透明性を確保し、予算の適正かつ効率的な執行及び会計経理の適正な運用に寄与するために設置された機関であり、学識経験者により構成される。令和3年度は、第9回が7月28日に、第10回が11月19日に開催された。

9.4 職員

令和3年度における職員の定員は、館長、副館長を含め893人であった。令和4年3月31日現在の実人員は878人(同日付け退職者25人を含む。)で、職員の部局別配置状況は統計第12のとおりである。

職員の欠員補充のため、令和3年度も職員採用試験を実施した。実施した試験区分は、総合職試験、一般職試験(大卒程度試験)、施設設備専門職員採用試験(大卒程度試験)及び障害者(係員級)採用試験(大卒程度試験)である。

再任用制度により、令和3年度は、フルタイム勤務職員3名及び短時間勤務職員7名を新たに採用した。

職務上の倫理の保持に関する事項についての調査審議等を行うための国立国会図書館職員倫理審査会が、令和3年5月26日(第55回)に開催された。

9.4.1 人事

副館長田中久徳が令和3年12月31日に辞職し、令和4年1月1日付けで片山信子を第27代国立国会図書館副館長に任命した。

令和3年度人事異動の主なものは、付表9-4のとおりであった。なお、組織及び幹部職員の配置は、付表9-5のとおりである。

9.4.2 研修

令和3年度に実施した主な研修の内容は、次のとおりである。状況に応じて、オンライン形式も併用して実施した。

(1) 階層別研修

職員として求められる基本的知識・能力の習得と向上を目的とし、各階層において必要な業務知識、マネジメント・コミュニケーションの能力、メンタルヘルス等の内容について実施した。

(2) 調査業務研修

調査及び立法考査局職員の調査業務遂行に必要な知識の養育及び技術の習得を図るため、各種情報の調査方法等について、講義方式により19科目の研修を実施し、延べ797名が受講した。また、外国法の翻訳等について職員が長期間継続して相互に研さんすることを目的とする8つの研究会を随時開催した。

(3) IT研修

令和3年度は、システム部門の職員向け及び職員一般向けのIT研修を実施した。また、管理職者・システム管理者・情報セキュリティ担当者・職員一般を対象として情報セキュリティ研修を行った。

9.4.3 福利厚生

(1) 職員の健康管理

① 健康診断・保健指導

定期健康診断、その他各種検診を実施した。また、東京本館及び関西館で健康管理室を運営し、疾病

管理、応急処置等を行った。

② メンタルヘルス対策

予防対策として、令和3年4月の新任管理職研修、6月の職員基礎研修（第1期）、9月の5級研修、10月の3級研修においてメンタルヘルスに関する講義を実施したほか、令和4年2月に管理職者、3月に一般職員を対象としたメンタルヘルス研修を実施した。

令和4年2月に全職員を対象にセルフケアのためのストレスチェックを実施した。

早期対応策として、メンタルヘルス相談室を運営し、臨床心理士によるカウンセリングを行った。カウンセリングへの理解を促進するため、令和3年12月から令和4年1月にかけて、新規採用職員、新任管理職者全員を対象にカウンセリング体験プログラムを実施した。

(2) 共済組合の活動

① 組合員

衆議院共済組合国立国会図書館支部の令和3年度末組合員数は、一般組合員895人、任意継続組合員18人の計913人、その被扶養者は、一般408人、任意継続5人の計413人であった。

② 短期給付

令和3年度は、短期掛金率1000分の34.00、介護掛金率1000分の9.33で運営した。令和3年度中、当支部が共済組合員及びその被扶養者のために負担した法定給付は、1万8683件、1億9348万9091円であり、附加給付は、95件、573万2351円であった。

③ 長期給付

令和3年度は、長期掛金率（厚生年金保険給付費負担金）は1000分の91.50、長期掛金率（退職等年金給付費負担金）は1000分の7.5で運営した。

令和3年度中の当支部が受け付けた長期給付の請求件数は計1件で、その内訳は、国民年金・厚生年金保険障害給付請求であった。

④ 福祉事業

令和3年度は次の事業を行った。

保健事業：組合員の保健を目的として、人間ドック受診や女子がん検診に対する助成を実施した。

貯金事業：新団体生命保険、新医療保障保険、3大疾病保障保険、団体交通事故傷害保険及び団体積立年金保険に関する事業を取り扱った。

貸付事業：普通貸付、特別貸付及び住宅貸付に関する事業を取り扱った。

財形事業：令和3年度の財形持家融資の申込みはなかった。

(3) 公務員宿舎

令和3年度末における公務員宿舎数は、合同宿舎47戸、省庁別宿舎66戸であった。

(4) 勤労者財産形成貯蓄

勤労者財産形成促進法に基づく当館職員の財産形成貯蓄、財産形成年金貯蓄及び財産形成住宅貯蓄の実施状況は、令和3年度末現在の都市銀行（積立定期、利付金融債）、信託銀行（金銭信託、貸付信託）、ゆうちょ銀行（定額貯金）、労働金庫（積立定期）、証券会社（国債、社債、公社債）、生命保険会社（積立

保険)等の金融機関等との貯蓄契約者525名、令和3年度の預入額2億588万4000円、満期・解約等による払出額1億3839万1000円で、貯蓄残高は6749万3000円増加して24億1332万4000円となっている。

9.5 庁舎の整備・管理

9.5.1 庁舎の整備

令和3年度に実施した主な工事は次のとおりである。

(1) 東京本館

- ・本館・新館の熱源自動制御機器や消火ポンプユニットの改修工事
- ・本館空調・ファンコイルユニット・換気・排煙設備改修工事（平成30年度から4か年計画）
- ・新館吹抜ホールの天井改修工事（令和2年度から2か年計画）
- ・中央監視制御設備改修工事

(2) 関西館

- ・空調設備改修工事（令和2年度から2か年計画）
- ・バリアフリートイレオストメイト対応設備整備工事
- ・マイクロネガ保存庫除湿機ユニット整備工事

(3) 国際子ども図書館

- ・空調機改修工事
- ・非常照明改修工事

なお、令和3年度の施設整備費の予算額は10億8867万7000円、各所修繕の予算額は8091万6000円であった。

9.5.2 防災管理

(1) 国立国会図書館業務継続計画

新規採用職員に対し、令和3年4月に国立国会図書館業務継続計画について研修を行った。

国立国会図書館業務継続計画に基づき、首都直下地震発生時を想定した災害対策本部の設置及び被災状況に応じた業務・サービス継続の可否判断に係る訓練を令和3年11月に実施した。また、同年12月、職員の安否確認の訓練を実施した。

(2) 消防計画

① 東京本館

国立国会図書館本庁舎消防計画に基づく防火・防災教育及び訓練等を次のとおり実施した。

- | | |
|-----------|--------------------|
| 令和3年4月2日 | 新規採用職員に対する防災教育 |
| 令和3年6月16日 | 書庫出納の受託業者等に対する消防訓練 |

令和3年9月15日 消防訓練（消火器・屋内消火栓による初期消火訓練）
 令和3年11月17日 東京本館自衛消防隊等に対する震災訓練

② 関西館

国立国会図書館関西館消防計画に基づく防火・防災教育及び訓練等を次のとおり実施した。

令和3年4月21日 関西館新規配属職員に対する防災教育
 令和3年10月20日 関西館自衛消防隊等に対する震災訓練、普通救命講習
 令和3年10月28日及び29日 関西館職員に対する安否確認訓練
 令和4年2月16日 関西館自衛消防隊等に対する消防訓練

③ 国際子ども図書館

国立国会図書館国際子ども図書館消防計画に基づく防火・防災教育及び訓練を次のとおり実施した。

令和3年12月15日 国際子ども図書館職員等に対する消防訓練及び防災教育
 令和3年12月17日 国際子ども図書館非常勤職員に対する消防訓練
 令和4年1月19日 国際子ども図書館職員等に対する震災訓練及び防災教育
 また、2名の職員が外部機関で上級救命講習を受講した。

9.6 広報

9.6.1 新たに公開した広報コンテンツ等

「国立国会図書館 納本のご案内（地方公共団体の皆様へ）」等の動画33件を新たに作成し、YouTubeで公開した。また、国際子ども図書館公式Twitterの運用を開始した。国際子ども図書館レンガ棟の3Dビュー映像「VRで探検！国際子ども図書館レンガ棟」を公開した。

9.6.2 図書館団体等を通じた広報

令和3年11月1日から30日まで、主要な図書館関係団体・企業等が参加する第23回図書館総合展にオンライン形式で出展した。ウェブサイト上の特設ページでは、デジタルアーカイブ、レファレンス協同データベース、国会関連情報の調べ方等のウェブ展示を行った。また、「デジタルシフトの先に：国立国会図書館ビジョン2021-2025と全国の図書館」と題するフォーラム、オンラインイベント「ジャパンサーチのマイノートを使ってみよう！」及び国際子ども図書館のガイドツアー動画を利用したオンライン見学会を開催した。

関西館では、令和3年11月11日から12月31日までオンライン開催された関西文化学術研究都市推進機構主催「けいはんなビジネスメッセ2021Virtual」に出展し、「調査研究・ビジネスに役立つサービスや電子図書館事業」について、広報パネルや関連パンフレット等によりウェブ展示を行った。

9.6.3 マスメディアを通じた広報

国立国会図書館記者クラブ加盟社をはじめとする報道機関に対し、重要施策や新規サービスの開始、イベントの開催等について発表を行った。関西館においては、学研都市記者クラブ加盟社、京都教育記

者クラブ加盟社、奈良県文化教育記者クラブ加盟社及び大阪教育記者クラブ加盟社への発表を行うとともに、関西文化学術研究都市推進機構が主催するけいはんな広報ネットワーク記者懇談会でも、引き続き情報提供を行った。また、東京本館、関西館、国際子ども図書館を合わせて383件の取材を受けた。

9.6.4 見学・参観

(1) 見学・参観者数

令和3年度は、東京本館では一般向けの見学・参観を休止した。関西館・国際子ども図書館では定員を減らして予約制で実施した。

見学・参観者の総数は1,214名(219件)であった。案内に際しては、各種広報資料及び広報用ビデオを活用した。このほか、利用説明会を543回実施した。

東京本館	346名	(79件)*国会分館を含む。
国内	340名	(76件)
海外	6名	(3件)
関西館	302名	(85件)
国内	302名	(85件)
海外	0名	(0件)
国際子ども図書館	566名	(55件)
国内	561名	(54件)
海外	5名	(1件)

(2) 18歳未満の子ども向けの見学等

① 東京本館

東京本館では、令和3年8月18日及び19日に文部科学省をはじめとした府省庁等が連携して実施している「こども震が関見学デー」に参加し、小中高生を対象にオンライン形式でプログラムを実施した。

中高生向けの見学の受付・実施は通年で休止した。

② 関西館

関西館では見学・参観に年齢制限を設けておらず18歳未満でも参加できる。実施状況は(1)のとおり。また、令和3年11月21日に「関西館書庫ツアー」を実施し、105名(18歳未満の子どもは10名)が参加した(付表3-3(2)参照)。

③ 国際子ども図書館

国際子ども図書館では、18歳未満の子ども向け館内見学のほか、学校等に対しては、要望に応じて小学生にはおはなし会、中高生には「調べもの体験プログラム」等を行っている。令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため受入人数を制限する等した上で、見学を計12件実施し、338名が参加した。東京都に緊急事態宣言が発出された期間については、見学等を休止した。

なお、小学生とその保護者を対象とする「夏休み親子図書館見学ツアー」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しなかった。

付 表

第1章から第9章の本文で言及した付表を掲載した。付表番号は、該当する章とその通し番号を示す。

付表 1-1	調査業務統計担当室課別統計	67
付表 1-2	調査及び立法考査局開催の政策セミナー一覧	68
付表 2-1	行政・司法各部門支部図書館の館長及び所在地一覧	69
付表 3-1	主な展示会への資料の貸出し	70
付表 3-2	閲覧室・専門室等一覧	72
付表 3-3	催物等一覧	75
付表 4-1	リサーチ・ナビ搭載コンテンツ	80
付表 5-1	主要購入資料一覧	81
付表 7-1	書庫内配置一覧	82
付表 7-2	貴重書等指定委員会指定資料一覧	86
付表 8-1	外国からの招へい者（オンライン開催）一覧	87
付表 9-1	納本制度審議会委員等一覧	88
付表 9-2	科学技術情報整備審議会委員一覧	89
付表 9-3	令和3年度国立国会図書館歳入予算・決算	90
付表 9-4	主な異動	91
付表 9-5	組織及び幹部職員配置表	92
付表 9-6	令和3年度編集・刊行物一覧	94

付表 1-1

調査業務統計担当室課別統計

担当室課	処理件数	種別				調査対象				回答方法							
		分析	調査	文献	起草	国内	国外	内外	その他	電話	口頭		資料 (貸出し、 複写等)	うち、 局作成 刊行物	文書		
											面談	会議 参加			調査 報告	文献 目録	翻訳
国会レファレンス	8,384	0	2,207	6,177	0	7,141	527	576	140	225	1	0	8,119	228	19	20	0
議会官庁資料	31	0	8	23	0	27	4	0	0	5	0	0	24	0	2	0	0
憲法	373	0	361	12	0	254	104	13	2	17	8	4	275	52	69	0	0
政治議会	1,944	0	1,939	5	0	1,327	481	131	5	71	39	9	1,503	137	317	5	0
行政法務	2,343	0	2,334	9	0	1,589	466	285	3	29	18	21	1,912	148	359	4	0
外交防衛	1,914	0	1,907	7	0	426	407	1,081	0	28	38	4	1,574	90	268	2	0
財政金融	2,238	21	2,214	3	0	1,381	371	478	8	25	40	5	1,545	227	620	3	0
経済産業	2,449	5	2,435	9	0	1,425	301	721	2	19	48	9	1,782	67	588	1	2
農林環境	1,362	1	1,356	5	0	922	200	240	0	10	22	3	1,115	30	211	1	0
国土交通	1,892	0	1,888	4	0	1,516	189	187	0	14	24	3	1,496	77	353	1	1
文教科学技術	1,611	0	1,609	2	0	985	211	411	4	9	28	0	1,350	98	222	2	0
科学技術室	121	0	121	0	0	51	16	36	18	0	0	0	96	10	25	0	0
社会労働	4,178	0	4,172	6	0	2,686	697	735	60	44	84	16	3,190	198	829	14	1
海外立法情報	16	0	15	1	0	0	11	5	0	2	1	0	7	1	2	0	4
国会分館	1,390	0	740	650	0	1,247	70	64	9	11	4	0	1,373	27	2	0	0
その他	103	0	56	47	0	35	6	62	0	0	0	0	103	101	0	0	0
合計	30,349	27	23,362	6,960	0	21,012	4,061	5,025	251	509	355	74	25,464	1,491	3,886	53	8

注：行政司法・一般に対するものを含む。

付表 1-2 調査及び立法考査局開催の政策セミナー一覧

テ ー マ	年月日	報 告 者
	令和3年	
消費税をどのように考えるか	5月18日	調査及び立法考査局専門調査員（財政金融調査室主任）
高齢者を支える技術と社会的課題	5月25日	同文教科学技術課 科学技術室長 菅原 育子（西武文理大学サービス経営学部准教授） 二瓶 美里（東京大学大学院新領域創成科学研究科准教授） 畑中 綾子（尚美学園大学総合政策学部准教授）
多国籍企業と課税—デジタル課税の動向を踏まえて—	5月27日	調査及び立法考査局財政金融課調査員
資産課税をめぐる近年の課題・論点	6月3日	同財政金融課調査員
ゲノム編集の技術と影響	6月8日	同専門調査員（文教科学技術調査室主任） 同農林環境課調査員
ヤングケアラー対策の課題	12月14日	同社会労働課長
地方議会議員の職務と家庭の両立—地方議会における議員の出産・育児に係る取組—	12月15日	同行政法務課調査員
中小企業向け税負担軽減措置の在り方	12月16日	同財政金融課調査員
	令和4年	
令和4年度予算案の概要	2月1日	同財政金融課調査員
ゼロ金利時代の金融政策—その仕組みと論点—	2月16日	同財政金融課調査員
福島第一原発のALPS処理水の海洋放出をめぐる問題	2月22日	同経済産業課調査員
フリーランスの保護をめぐる政策動向	3月2日	同社会労働課調査員
災害リスクを踏まえた土地利用	3月10日	同国土交通課調査員 加藤 孝明（東京大学生産技術研究所教授）
ふるさと納税の受入れと自治体財政の効率性—地方交付税制度との比較も交えて—	3月16日	調査及び立法考査局専門調査員（財政金融調査室主任） 小川 光（東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授）
脱炭素社会の技術と諸課題	3月29日	調査及び立法考査局専門調査員（文教科学技術調査室主任） 岡村浩一郎（国立国会図書館客員調査員、関西学院大学商学部教授）
変化する国際環境と総合安全保障	3月30日	調査及び立法考査局専門調査員（総合調査室付） 同外交防衛課調査員 同経済産業課調査員

付表 2-1 行政・司法各部門支部図書館の館長及び所在地一覧

支部図書館名	住 所	電話番号	館 長 名	令和3年度 館長異動
会計検査院	100-8941 千代田区霞が関 3-2-2	(3581) 3251	前川 猛	
人事院	100-8913 千代田区霞が関 1-2-3	(3581) 5311	今村 昌弘	令和3年 4月 1日
内閣法制局	100-0013 千代田区霞が関 3-1-1	(3581) 7271	久下 富雄	令和3年 4月 1日
内閣府	100-8914 千代田区永田町 1-6-1	(5253) 2111	鈴木 高文	
日本学術会議	106-8555 港区六本木 7-22-34	(3403) 6295	後藤 一也	
宮内庁	100-8111 千代田区千代田 1-1	(3213) 1111	久我 直樹	令和3年 4月 1日
公正取引委員会	100-8987 千代田区霞が関 1-1-1	(3581) 5471	原 一弘	
警察庁	100-8974 千代田区霞が関 2-1-2	(3581) 0141	若田 英	令和3年 9月 13日
金融庁	100-8967 千代田区霞が関 3-2-1	(3506) 6000	小長谷 章人	令和3年 7月 8日
消費者庁	100-8958 千代田区霞が関 3-1-1	(3507) 8800	植田 広信	令和3年 9月 1日
総務省	100-8926 千代田区霞が関 2-1-2	(5253) 5111	伊藤 正志	令和3年 9月 1日
総務省統計	162-8668 新宿区若松町 19-1	(5273) 1131	羽鳥 記章	令和3年 4月 1日
法務	100-8977 千代田区霞が関 1-1-1	(3580) 4111	加藤 経将	令和3年 7月 16日
外務省	100-8919 千代田区霞が関 2-2-1	(3580) 3311	町田 朝子	
財務省	100-8940 千代田区霞が関 3-1-1	(3581) 4111	巴 道章	
文部科学省	100-8959 千代田区霞が関 3-2-2	(5253) 4111	林 孝浩	令和3年 7月 1日
厚生労働省	100-8916 千代田区霞が関 1-2-2	(5253) 1111	古館 哲生	令和3年 9月 14日
農林水産省	100-8950 千代田区霞が関 1-2-1	(3502) 8111	坂本 延久	令和3年 7月 1日
農林水産政策研究所分館	100-0013 千代田区霞が関 3-1-1	(6737) 9000	澤田 明美	令和3年 4月 1日
農林水産技術会議事務局 つくば分館	305-8601 つくば市観音台 2-1-9	029 (838) 7362	大久保 勝也	
林野庁	100-8952 千代田区霞が関 1-2-1	(3502) 8111	藤田 伸之	令和3年 4月 1日
経済産業省	100-8901 千代田区霞が関 1-3-1	(3501) 1511	小柳 聡志	令和3年 7月 1日
特許庁	100-8915 千代田区霞が関 3-4-3	(3581) 1101	石井 善之	
国土交通省	100-8918 千代田区霞が関 2-1-2	(5253) 8111	二俣 芳美	
国土技術政策総合研究所分館	305-0804 つくば市旭 1	029 (864) 2211	西山 正倫	令和3年 4月 1日
国土地理院分館	305-0811 つくば市北郷 1	029 (864) 1111	新 栄吉	令和3年 4月 1日
北海道開発局分館	060-8511 札幌市北区北 8 条西 2	011 (709) 2311	芳賀 義博	
気象庁	105-8431 港区虎ノ門 3-6-9	(6758) 3900	太原 芳彦	
海上保安庁	100-8932 千代田区霞が関 3-1-1	(3595) 3611	中山 理映子	令和3年 7月 26日
海洋情報部分館	100-8932 千代田区霞が関 3-1-1	(3595) 3611	柴田 宣昭	令和3年 4月 1日
環境省	100-8975 千代田区霞が関 1-2-2	(3581) 3351	明石 健吾	令和3年 7月 12日
防衛省	162-8801 新宿区市谷本村町 5-1	(3268) 3111	吉野 幸治	令和3年 7月 1日
最高裁判所	102-8651 千代田区隼町 4-2	(3264) 8537	吉崎 佳弥	

付表 3-1

主な展示会への資料の貸出し

展示会名	主催者	貸出期間	開催場所	主な資料名と数量
令和3年度春季特別展「小原古邨－海をこえた花鳥の世界－」	石川県立歴史博物館	令和3年4月24日 ～5月23日	石川県立歴史博物館	『花鳥画帖』1点
絵本で知る世界の国々－IFLAからのおくりもの	山梨県立図書館 指定管理者きらっとや まなし共同事業体 株式会社 SPS やまなし	5月21日～5月31日	山梨県立図書館	IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により構築された児童書 365点
第34回企画展「幻の伝統技法 花結び」	愛荘町立歴史文化博物館	A：5月30日 ～6月27日 B：6月30日 ～7月16日	愛荘町立歴史文化博物館	A：『花結』1点 B：『実用花むすび』1点
絵本で知る世界の国々－IFLAからのおくりもの	小平市中央図書館	6月16日～7月16日	小平市中央図書館	IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により構築された児童書 365点
絵本で知る世界の国々－IFLAからのおくりもの	宮崎医療管理専門学校	8月1日～8月31日	宮崎医療管理専門学校	IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により構築された児童書 365点
令和3年度企画展「実相 忍びの者」	埼玉県立嵐山史跡の博物館	8月23日～9月22日	埼玉県立嵐山史跡の博物館	『正忍記』
絵本で知る世界の国々 ～出会いと発見と想像の旅～	行田市立図書館	10月3日～11月2日	行田市立図書館	IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により構築された児童書 365点
企画展示「学びの歴史像－わたりあう近代－」	国立歴史民俗博物館	10月7日～11月3日	国立歴史民俗博物館	『交隣須知 一』等 4点
大隈重信没後100年・鉄道開業150年記念特別展「陸蒸気を海に通せ！」	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	11月12日～12月11日、 12月25日 ～令和4年1月23日	佐賀県立佐賀城本丸歴史館	「井上馨関係文書」693-1等5点
絵本で知る世界の国々－IFLAからのおくりもの The World Through Picture Books- Librarians' favourite books from their country	札幌国際大学図書館・人文学部心理学科子ども心理専攻	11月16日～12月15日	札幌国際大学図書館	IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により構築された児童書 365点

展示会名	主催者	貸出期間	開催場所	主な資料名と数量
企画展「発見！日本の生物多様性 ～標本から読み解く、未来への光～」	国立科学博物館、文化庁、日本芸術文化振興会	令和3年12月14日 ～12月27日	国立科学博物館	『梅園禽譜』等2点
絵本で知る世界の国々—IFLAからのおくりもの	守谷中央図書館	令和4年1月7日 ～2月4日	守谷中央図書館	IFLA 児童ヤングアダルト図書館分科会「絵本で世界を知ろうプロジェクト」により構築された児童書365点
千葉県美術館リニューアル・開館25周年記念「ジャポニスム—世界を魅了した浮世絵」展	千葉県美術館	1月12日～2月7日	千葉県美術館	『Skazka o t̄sarīe Saltanīe : o synīe ego slavnom i mogu-chem bogatyrīe, knīazīe Gvidonīe Saltanovichīe, i o prekrasnoī t̄sarevnīe Lebedi / risunki IĪA. Bilibina (Skazki Pushkina)』1点

付表 3-2

閲覧室・専門室等一覧

(1) 東京本館

(令和4年3月31日現在)

閲覧室・専門室名	概 要	配 置	席 数			
			一般席 ※1	利用者 端末席 ※2	光学式 マイク ローリ ダー席	その他 ※3
本館第一閲覧室	図書・雑誌の閲覧室、全席機器使用席、公衆無線 LAN 使用可	本館 2 階西	89	89 (89)		
本館第二閲覧室	図書・雑誌の閲覧室、全席機器使用不可	本館 3 階南	30	30		
図書第一別室	加除式資料など散逸しやすい資料、劣化資料、図書のマイクロ資料等を提供、公衆無線 LAN 使用可	本館 3 階西	13	10 (10)	3 (2)	
図書第二別室	加除式資料など散逸しやすい資料、劣化資料等を提供	本館 3 階西	20	20 (20)		
新館閲覧室	図書・雑誌の閲覧室、マイクロ資料閲覧席・全席機器使用席、公衆無線 LAN 使用可	新館 2 階	124	109 (109)	10 (10)	5
雑誌別室	複写禁止雑誌等を提供、公衆無線 LAN 使用可	新館 2 階	15	12 (4)	3	
障害者閲覧室	障害等により、他の閲覧室等の利用が困難な場合に使用できる閲覧室	新館 2 階	6	4	1 (1)	1
人文総合情報室	総記・人文科学分野の参考図書、図書館及び図書館情報学分野の参考図書及び主要な雑誌、人文課所管特別コレクション資料等を所管、約 2 万冊を開架、公衆無線 LAN 使用可	本館 2 階南	37 ※4	31 (23)	5	1
科学技術・経済情報室	科学技術・経済社会分野の参考図書、科学技術分野の抄録・索引誌、データ集、原子炉設置（変更）許可申請書等を所管、公衆無線 LAN 使用可	本館 2 階北	47	36 (20)	10 (1)	1
古典籍資料室 (許可制、17時まで開室)	貴重書・準貴重書、江戸期以前の和古書、清代以前の漢籍、1830 年以前刊行の西洋古典籍等約 28 万冊及びマイクロ資料・DVD を所管、公衆無線 LAN 使用可	本館 3 階北	19	10 ※5	7 (4)	2
地図室	明治以降の国内外の一枚ものの地図、住宅地図及び地図関係参考図書等を所管、公衆無線 LAN 使用可	本館 4 階北	28	20 (13)	8 (1)	
憲政資料室 (許可制、17時まで開室)	日本近現代政治史に係る文書類、GHQ/SCAP、USCAR 等の日本占領関係資料、日系移民関係資料（原資料、複製版、マイクロ資料）を所管、公衆無線 LAN 使用可	本館 4 階北	23	7 (7)	14 (11)	2
音楽・映像資料室 (一部資料許可制)	録音資料、映像資料、楽譜、手稿譜、脚本、蘆原英了コレクション、電子資料、図書組み合わせ資料を所管、公衆無線 LAN 使用可	新館 1 階	51	13	26	12
議会官庁資料室	国内外の議会資料、法令資料、官庁・行政関係資料、法律・政治関係参考図書類及び政府間国際機関資料を所管、公衆無線 LAN 使用可	新館 3 階	37	19 (19)	16 (1)	2

閲覧室・専門室名	概 要	配 置	席 数				
			一般席 ※1	利用者 端末席 ※2	光学式 マイク ローリ ダー席	その他 ※3	
新聞資料室	全国紙、地方紙、業界紙、政党紙、スポーツ紙等の日本語新聞（原紙、縮刷版、複製版、マイクロ資料を含め約1万100種）と、主要な外国語新聞（約1,100種）、新聞に関する参考図書類を所管、公衆無線LAN使用可	新館4階	99	41 (6)	40 (16)	17	1
本館プリントアウトカウンター前		本館2階西	2		2		
本館ホール	公衆無線LAN使用可	本館2階	205	25 (25)	180		
新館複写カウンター前	公衆無線LAN使用可	新館1階	47	47 (47)			
新館ホール ※6	公衆無線LAN使用可	新館2階	64		63		1
新館雑誌カウンター前	公衆無線LAN使用可	新館2階	40	40 (40)			
		合 計	996	563 (432)	388 (47)	28	17

(2) 関西館

(令和4年3月31日現在)

閲覧室・専門室名	概 要	配 置	席 数				
			一般席 ※1	利用者 端末席 ※2	光学式 マイク ローリ ダー席	その他 ※3	
総合閲覧室	各分野の参考図書・概説書（アジア地域に関するものを除く）、抄録・索引誌、国内の官庁出版物・法令議会資料、図書館情報学資料、主要な雑誌・新聞、全国の電話帳を提供、公衆無線LAN使用可	地下1階	276	188 (180)	87 (7)		1
アジア情報室	アジア（中東・北アフリカを含み、日本を除く）地域の各言語及びアジアに関する日本語・欧米言語資料（図書、雑誌、新聞）等を所管、公衆無線LAN使用可	地下1階	83	70 (65)	12		1
研究室（11室）	公衆無線LAN使用可	地下1階	55	44 (44)	10		1
共同研究室（3室）	公衆無線LAN使用可	地下1階	49	37 (37)	12		
特別研究室（2室）	公衆無線LAN使用可	地下1階	2		2		
		合 計	465	339 (326)	123 (7)		3

(3) 国際子ども図書館

(令和4年3月31日現在)

閲覧室・専門室名	概 要	配 置	席 数				
			一般席 ※1	利用者 端末席 ※2	光学式 マイクロ リーダー席	その他 ※3	
児童書研究資料室	国内の児童書、児童向けのDVD・CD-ROMと関連資料、平成14年度以降に刊行された日本の教科書を所管、公衆無線LAN使用可	アーチ棟2階	44	12 (12)	27 (1)	1	4
グループ研究室		アーチ棟2階	6	4 (4)	1		1
児童書ギャラリー	明治から現代までの日本の子どもの本の歩みをたどる開架資料を提供	レンガ棟2階	13	10			3
調べものの部屋	主に、中高生の調べものに役立つ資料を提供	レンガ棟2階	21	18	3		
子どものへや	主に、小学生までの子どもを対象とした児童書等（絵本、読み物、知識の本、雑誌など）を提供	レンガ棟1階	30	28 ※7	2		
世界を知るへや	世界の国・地域の地理、歴史、民俗等を紹介する資料や、世界に関心を持ち、国際理解を深めることを目的とした資料を提供	レンガ棟1階	10	10			
		合 計	124	82 (16)	33 (1)	1	8

備考：新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一般席、利用者端末席、マイクロリーダー（デジタル・光学式）席及びその他特殊用途の閲覧席の一部を使用不可としている。

※1 括弧内は機器持込席。

※2 括弧内はデジタルマイクロリーダー設置席。また、立ち席を含む。

※3 その他の内訳

東京本館：拡大読書機用席4席（科学技術・経済情報室、人文総合情報室、新聞資料室、新館ホール各1席）、障害者用端末1席（障害者閲覧室1席）、録音・映像資料閲覧席12席（音楽・映像資料室）

関西館：拡大読書機用席2席（総合閲覧室、アジア情報室各1席）、障害者用端末1席（研究室1席）

国際子ども図書館：拡大読書機用席1席（児童書研究資料室）、パッケージ系電子出版物閲覧席2席（児童書研究資料室）、映像資料閲覧席1席（児童書研究資料室）、障害者用端末1席（グループ研究室）、電子展示会閲覧席3席（児童書ギャラリー）

※4 コレクション閲覧席4席を含む。

※5 機器使用の場合は専用台を設置（3台まで対応可）。

※6 新館内装工事竣工に伴い、旧国立国会図書館ギャラリーへ一時移設していた利用者端末席等を新館ホールに復旧。

※7 長椅子含む。

付表 3-3

催物等一覧

◇子ども向け催物。

参加人数は延べ数。参加人数のうち18歳未満の人数を括弧内に記載。子ども向け催物（◇印）で参加者全員が18歳未満の場合は記載を省略。

(1) 東京本館

なし

(2) 関西館

年 月 日	名 称	講 師 等	参加人数
令和3年 11月21日	関西館書庫ツアー	国立国会図書館関西館職員	105名 (10名)

(3) 国際子ども図書館

年 月 日	名 称	講 師 等	参加人数
令和3年 7月16日 ～9月5日	夏休み読書キャンペーン◇		526名
10月17日	「子どものための音楽会」(共催：東京都歴史文化財団東京文化会館)◇	吉江 美桜 (ヴァイオリン) 尾張 拓登 (ヴァイオリン) 鈴木 大樹 (ヴィオラ) 黒川 実咲 (チェロ) 国立国会図書館国際子ども図書館児童サービス課職員	126名 (59名)
11月14日	子どものための秋のおたのしみ会 キリンの絵本の読み聞かせとキリンの飼育員さんのおはなし (協力：東京動物園協会恩賜上野動物園)◇	西塔 香月 (東京動物園協会恩賜上野動物園飼育展示課西園飼育展示係) 国立国会図書館国際子ども図書館児童サービス課職員	53名 (28名)
令和4年 3月27日	子どものための絵本と音楽の会(共催：東京・春・音楽祭実行委員会)◇	堀井 美香 (朗読) 東 紗衣 (クラリネット) 谷口 拓史 (コントラバス) 居福健太郎 (ピアノ)	109名 (54名)

(4) その他の会場

年 月 日	名 称	会 場	講 師 等	参加人数
令和3年 3月31日 ～4月23日	子どものための絵本と音楽の会 (共催：東京・春・音楽祭実行委員会)	オンライン開催 (録画した映像を配信)	西山 琴恵 (朗読) 中山 博之 (作曲・編曲・ピアノ) 田中 拓也 (サクソフォン)	1,185名*
4月17日	研究会「新たな現代中国研究の推進—国立国会図書館関西館及び東洋文庫の所蔵資料をめぐって」(共催：公益財団法人東洋文庫)	オンライン開催	村田雄二郎 (同志社大学グローバルスタディーズ研究科教授、東京大学名誉教授) 中村 元哉 (東京大学大学院総合文化研究科准教授) 大澤 肇 (中部大学国際関係学部准教授) 上西 啓 (東京大学大学院) 国立国会図書館関西館アジア情報課職員	36名

年 月 日	名 称	会 場	講 師 等	参加人数
6月11日	ジャパンサーチ連携説明会～地域アーカイブをつくる・つなぐ・つかう～	オンライン開催	匹田 賢嗣 (三重県デジタル社会推進局 デジタル事業推進課 DX 人材育成班班長) 松原 恵 (東京大学情報システム部情報基盤課) 河原健一郎 (日本写真保存センター調査員) 丹田 敦 (南方熊楠顕彰館主任) 鴨木 年泰 (全国美術館会議情報・資料研究部会幹事、東京富士美術館学芸係長) 山崎 博樹 (実務者検討委員会構成員、知的資源イニシアティブ代表理事) 諸田 和幸 (長野県伊那市地域おこし協力隊) 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課次世代システム開発研究室長 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課職員	328名
6月17日	Japan Open Science Summit 2021 国立国会図書館主催セッション「Wikidata × デジタルアーカイブ × LOD—国立国会図書館・東京藝術大学・大阪市立図書館のリソースをつなげてみる—」	オンライン開催	加藤 文彦 (リンクト・オープン・データ・イニシアティブ理事) 嘉村 哲郎 (東京藝術大学芸術情報センター助教) 澤谷 晃子 (大阪市立中央図書館利用サービス担当課長代理)	144名
7月8日	視覚障害者等用データ送信サービス説明会	オンライン開催	東川 裕美 (長崎県立長崎図書館奉仕課主任主事) 福市 信 (鳥取県立図書館情報相談課相談担当係長) 林 未希 (滋賀県立図書館サービス課一般資料係専門員) 小笠原弘之 (大阪府立中央図書館読書支援課障がい者支援室主査) 国立国会図書館関西館図書館協力課職員	107名
8月18日、 8月19日	こども霞が関見学デー◇	オンライン開催	国立国会図書館職員	17名
8月28日	第1回関西館ライブラリーカフェ「ジャパンサーチ・タウンで京阪奈を盛り上げる：アーバンデータチャレンジ京都2021」(共催：UDC京都府ブロック)	オンライン開催	青木 和人 (UDC 京都府ブロック事務局、Code for 山城代表) 国立国会図書館関西館文献提供課職員	13名

年 月 日	名 称	会 場	講 師 等	参加人数
9月3日、 9月10日、 9月17日	けいはんな学研都市7大学連携「市民公開講座2021」（主催：関西文化学術研究都市推進機構、国立国会図書館、奈良先端科学技術大学院大学等7大学）**	オンライン開催	藤井 孝夫（京都先端科学大学バイオ環境学部食農学科特任教授） 千田 二郎（同志社大学理工学部教授） 板井 章浩（京都府立大学生命環境科学研究科教授） 浦岡 行治（奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科物質創成科学領域教授） 関本 裕美（同志社女子大学薬学部医療薬学科特別任用教授） 西村 和紗（京都大学農学研究科附属農場助教） 北尾 聡子（大阪電気通信大学工学部建築学科准教授） 辻下 守弘（奈良学園大学保健医療学部リハビリテーション学科長・教授） 国立国会図書館関西館職員	497名
9月24日	科学技術に関する調査プロジェクト2021シンポジウム「ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—」	オンライン開催	立川 雅司（名古屋大学大学院環境学研究科教授、国立国会図書館客員調査員） 江面 浩（筑波大学生命環境系教授、つくば機能植物イノベーション研究センター長） 山本 一彦（神戸大学大学院科学技術イノベーション研究科教授） 橋本 一憲（弁理士、セントクレスト国際特許事務所副所長） 三成 寿作（京都大学iPS細胞研究所上廣倫理研究部門特定准教授） 藤木 篤（神戸市看護大学看護学部准教授） 中村 崇裕（九州大学農学研究院教授） 国立国会図書館専門調査員（調査及び立法考査局文教科学技術調査室主任）	127名
9月24日	ジャパンサーチャイvent～ミュージアムにとってのジャパンサーチャ～	オンライン開催	神保 宇嗣（国立科学博物館副コレクションディレクター） 匹田 賢嗣（三重県デジタル社会推進局デジタル事業推進課DX人材育成班班長） 副田 一穂（愛知県美術館主任学芸員） 齊藤有里加（東京農工大学科学博物館特任助教） 田良島 哲（国立近現代建築資料館主任建築資料調査官） 川口 雅子（国立西洋美術館学芸課情報資料室長） 国立国会図書館電子情報部電子情報企画課職員	252名

付 表

年 月 日	名 称	会 場	講 師 等	参加人数
11月10日	第23回図書館総合展 フォーラム「デジタルシフトの先に：国立国会図書館 ビジョン2021-2025と全国の図書館」	オンライン開催	吉見 俊哉（東京大学大学院情報学環教授） 国立国会図書館副館長 国立国会図書館電子情報部長 国立国会図書館総務部企画課長	179名
11月12日、 11月25日	第23回図書館総合展イ ベント「ジャパンサーチのマイ ノートを使ってみた！」	オンライン開催	国立国会図書館電子情報部電子情報企画 課職員	25名
11月24日、 令和4年3月 24日～	連続講演「DX時代の図書 館と児童ヤングアダルト サービス」	オンライン開催 （録画した映像 を配信）	鈴木 佳苗（筑波大学図書館情報メ ディア系教授、国立国会図書館 客員調査員） 有山裕美子（軽井沢風越学園教諭） 野口 武悟（専修大学文学部教授） 菅谷 明子（ジャーナリスト、ハーバ ード大学財団理事） 金沢みどり（東洋英和女学院大学人間科 学部教授）	4,030名***
12月3日	NDL デジタルライブラ リーカフェ「社会科学×情 報学×図書館：デジタル化 資料からの情報抽出 OCR と関連領域」	オンライン開催	有本 寛（一橋大学経済研究所准教授） 山崎 潤一（神戸大学大学院経済学研究 科講師） 美馬 秀樹（京都大学学術情報メ ディアセンター特定教授） 国立国会図書館電子情報部電子情報企画 課次世代システム開発研究室職員	65名
12月21日 ～令和4年 1月17日	第32回保存フォーラム 「図書館における資料防災 —「その日」に備える」	オンライン開催 （録画した映像 を配信）	小谷 竜介（国立文化財機構文化財防災 センター文化財防災統括 リーダー） 日沖 和子（ハワイ州立大学マノア校図 書館資料保存司書） 真籠 元子（東北大学附属図書館情報管 理課専門員） 佐々木紫乃（東京都立中央図書館サー ビス部資料管理課資料修復専 門員） 国立国会図書館収集書誌部資料保存課職員	196名
1月10日	令和3年度東日本大震災 アーカイブシンポジウム —震災記録を残す、伝え る、活かす—（共催：東北 大学災害科学国際研究所）	東北大学災害 科学国際研究 所（対面及びオ ンライン開催）	佐藤 正実（3.11 オモイデアーカイブ代表） 武田 真一（3.11 メモリアルネットワーク 代表、宮城教育大学特任教授） 廣内 大助（信州大学学術研究院教育学 系教授） 小山 真紀（岐阜大学流域圏科学研究セ ンター准教授） 柴山 明寛（東北大学災害科学国際研究 所准教授） 国立国会図書館電子情報部主任司書	205名

年 月 日	名 称	会 場	講 師 等	参加人数
1月26日	デジタルアーカイブ産学官フォーラム（第5回）	オンライン開催	日野原健司（太田記念美術館主席学芸員） 三好佐智子（EPAD事務局マネージャー、 有限会社quinada代表取締役） 齊藤有里加（東京農工大学科学博物館特 任助教） 太下 義之（文化政策研究者、同志社大 学経済学部教授） 浅野 隆夫（札幌市中央図書館利用サー ビス課長） 大久保ゆう（青空文庫、翻訳家） 高野 明彦（国立情報学研究所教授、実 務者検討委員会座長） 文化庁職員 デジタル庁職員	154名
2月9日	フォーラム「デジタル化及 びデジタルアーカイブ構 築の現状と未来」	オンライン開催	長野 栄俊（福井県文書館主任） 長名 大地（東京国立近代美術館研究員） 三浦 寛二（滋賀県愛荘町立愛知川図書 館課長補佐） 国立国会図書館関西館電子図書館課職員	266名
2月26日	第29回関西館資料展示関 連講演会「もっと知りたい！ ネコごころ」	オンライン開催	高木 佐保（麻布大学特別研究員）	71名
3月3日	第17回レファレンス協同 データベース事業フォーラ ム「“続けること”が生み 出すもの－継続的なデータ 登録の工夫を探る－」	オンライン開催	日下 九八（ウィキペディア編集者） 徳田 恵里（関西大学図書館） 上田 茜（伊丹市立図書館本館「こと ば蔵」） 生友 えり（小野市立図書館） 小熊ますみ（レファ協事業企画協力員、 埼玉県立熊谷図書館） 国立国会図書館関西館図書館協力課職員	182名
3月16日	第2回関西館ライブラ リーカフェ「独学を考える －南方熊楠の方法から」	オンライン開催	志村 真幸（南方熊楠顕彰会理事、慶應 義塾大学非常勤講師） 国立国会図書館関西館文献提供課職員	22名
3月24日	ウェブ講演会「図書館と SDGs：IFLAの支援、図 書館の取組」	オンライン開催	バーバラ・リゾン（国際図書館連盟(IFLA) 会長）	170名
3月30日	オンライン版「調べもの体 験プログラム」図書館de クイズ!◇	オンライン開催	国立国会図書館国際子ども図書館児童 サービス課職員	11名

* 期間中の視聴数。

** けいはんな学研都市7大学連携「市民公開講座2021」の中で、関西館資料展示関連講演「宇治茶のイノベーション ～嗜好の荒野を開拓した人たち～」(講師：藤井 孝夫)を9月3日に行った。

*** 令和4年3月31日までの視聴数。

付表 4-1

リサーチ・ナビ搭載コンテンツ

システム名称	概 要	令和3年度末 収録データ数
調べ方案内	当館によく寄せられる質問等を基にして作成された各種主題や当館所蔵資料に関する調査のノウハウを提供するコンテンツ。様々な情報を調べるためのツールや関連機関を紹介する。	1,377 件
参考図書紹介	当館で受け入れた参考図書の書誌情報及び解題を提供するデータベース。	53,225 件
目次データベース	当館で受け入れた参考図書類など、レファレンスに役立つ資料の目次を検索できるデータベース。	113,374 件
近現代日本政治関係人物文献目録	明治期以降に政治の分野で活躍した日本人に関する文献を、人物名から検索できるデータベース。採録対象人物は、政治家・外交官・行政官（本省局長以上）・陸海軍人（将官以上）・政治思想家等。採録対象文献は、当館所蔵の日本語の図書で、明治期から現在までの自伝・評伝・回想録・日記・随筆・講演集等。	人物数 10,588 人 データ件数 114,638 件
近代日本軍事関係文献目録	戊辰戦争から第二次世界大戦まで日本が関わった戦争の戦史・部隊史に関する当館所蔵図書の書誌情報を採録するデータベース。図書に含まれる史料・写真・名簿等の付加情報を収録し、部隊名等から検索できる。	29,704 件 データ採録は平成 23 年 4 月終了
昭和前半期閣議決定等 収録資料及び本文	当館所蔵資料に収録される昭和 2 年から昭和 38 年までの期間の閣議決定、閣議了解（一部閣議報告、閣議供覧）について、閣議決定等の種別（決定・了解・報告・供覧）、その日付、典拠とした本文を収録する資料の書誌データと本文を収録する。	1,518 件
全国新聞総合目録凍結 データ	国内の機関の所蔵新聞を検索できる。マイクロ資料、複製版等について、タイトル、所蔵館名、所蔵期間等を記録している。	25,595 件 令和 2 年度末時点の凍結データ
日本人名情報索引（人文 分野）データベース	人物調査等に役立つ日本人の人名情報（略歴等）を収録する資料の情報を検索できるデータベース。書誌的事項や収録内容のキーワード等による検索のほか、一部の資料は人物名から検索できる。	書誌データ 8,953 件（うち 1,853 件は人物 名で検索可能）
布川文庫逐次刊行物	出版界で広く活躍した布川角左衛門氏（1901-1996）が収集した出版関係コレクションのうち、逐次刊行物の書誌情報を収録したデータベース。タイトル、出版者名等から検索できる。	1,716 件 令和 4 年 3 月に 提供終了
科学技術論文誌・会議録 データベース	国内諸団体が編集・発行する科学技術関係学術論文誌及び会議録（図書及び電子資料を含む。）の二次情報を収録したデータベース。当該資料の本文・抄録又は目次が掲載されているウェブサイト等の URL、会議録関連情報等を収録。略誌名等から検索できる。	書誌データ総件 数 19,369 件 会議録データ数 51,102 件 採録は平成 30 年 3 月終了
企業・団体リスト情報	当館所蔵国内刊行和図書・和逐次刊行物のうち、経済、社会、教育分野の企業・団体等リスト（企業名・団体名、所在地等連絡先の一覧）を含むものを収録したデータベース。分野などから検索できる。	7,234 件 令和 4 年 3 月に 提供終了
憲政資料室の所蔵資料	憲政資料室で所蔵している憲政資料、日本占領関係資料、日系移民関係資料の検索ツールを提供するコンテンツ。	
憲政資料	「旧蔵者 50 音順索引」から資料群ごとの資料形態、数量、旧蔵者履歴、主な内容、検索手段等を紹介した概要ページを一覧できる。	概要 582 件（目 録 537 件）
日本占領関係資料	日本占領関係の公文書等を発生機関別にまとめた「発生機関別索引」及び原資料を所蔵している機関別にまとめた「所蔵機関別索引」から各資料の概要ページを一覧できる。概要ページの中で、一部については内容リストを公開。	概要及び検索案 内 447 件
日系移民関係資料	「日系移民関係資料 国別索引」で、個人コレクション、文書類（日記・手紙・写真・団体の書類等）、マイクロ資料、関係者へのインタビュー等の録音資料及び映像資料を一覧できる。概要ページの中で、一部については目録、刊行物リストを公開。	概要及び検索案 内 153 件
近代日本刊行楽譜総合 目録 洋楽編	当館及び全国の図書館等が所蔵する、昭和 20 年以前に日本国内で出版された楽譜の書誌情報及び所蔵情報を収録したデータベース。タイトル、著作者、出版年、所蔵機関名等の項目から検索できる。	書誌情報 11,410 件 所蔵情報 18,666 件（収録 機関は 161 機関）
アジア諸国の情報をさ がす AsiaLinks—アジア関 係リンク集— アジア情報機関ダイ レクトリー	日本を除く東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジア、中東・北アフリカの 56 の国と地域について、各国・地域の基本情報、学術情報、ビジネス情報等に関する有用なサイトを収録するリンク集。 国内のアジア資料所蔵機関の基本情報、所蔵資料、特色あるコレクション等を紹介するコンテンツ。	収録サイト数 約 8,100 収録機関数 150 機関

付表 5-1

主要購入資料一覧

種 別		資料名・数量	
国内資料	和 古 書	大和侍農絵づくし (貞享3年版)	1点
		啁蘭新譯地球全圖	1点
		屏風掛物絵鑑	1点
		築城典刑 5巻 (万延元年版)	1点
		榮衛中経圖	2点
	太平記 (慶長14年版)	40点	
	日本近現代 政治史料	西郷隆盛書簡 等	6点
		伊藤博文他書簡 等	5点
		林銑十郎自筆手記、林銑十郎宛書簡	42点
	未 収 本	満洲開拓地の基本智識と視察の心得	1点
哈爾濱案内		1点	
樺太拓殖寫眞帖		1点	
網走支廳拓殖概観		1点	
博聞新誌 第1号～第6号		6点	
<i>A General Survey of Education in Japan</i>		1点	
	<i>Report from Nagasaki on the Damage and After-Effects of the Atomic Bombing</i>	1点	
外国資料	電子資料	<i>Public Health Archives: Public Health in Modern America, 1890-1970</i>	
		<i>Encyclopaedia of Islam Online</i> 第2版及び第3版	
		<i>Historical Newspapers: Le Monde (1944-2000)</i>	
	東京本館資料	<i>Liber chronicarum, Hartmann Schedel, S. XV: original conservado en la Biblioteca del Monasterio de Santa María de la Vid (Burgos): estudios y traducción</i>	2点
		<i>Yemen Arab Republic 1:50,000</i>	170枚
関西館資料	DIN (ドイツ規格協会) 規格集	37点	
	<i>ASME Boiler and Pressure Vessel Code 2021</i>	32点	

付表 7-1

書庫内配置一覧

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

(1) 東京本館 本館

層	配置されている資料
第 1 層	昭和 63 年 1 月以降平成 7 年末までに整理された図書（和漢書） 平成 14 年末までに整理された電話帳
第 2 層	昭和 44 年 1 月以降整理された図書（和漢書）の一部（W、YR） 平成 20 年 1 月以降整理された図書（和漢書）の一部（Y994） 和漢書旧分類図書（NDC6 版）、明治期刊行図書・大正期刊行図書・昭和前期行図書・和漢書旧分類図書（NDC5 版）マイクロフィッシュ 昭和 61 年 9 月以降平成 14 年末までに整理された図書（洋書）の一部（YP・YQ） 平成 20 年 4 月以降整理された図書（洋書）の一部（Y995） 令和 2 年 1 月以降整理された図書（洋書）
第 3 層	なし（関西館移送済）
第 4 層	昭和 44 年 1 月以降昭和 62 年末までに整理された図書（和漢書）の一部（HM～U、YP・YQ）
第 5 層	平成 31 年 1 月以降整理された図書（和漢書、点字図書・大活字図書）
第 6 層	昭和 44 年 1 月以降昭和 62 年末までに整理された図書（和漢書）の一部（Y 分類） 簡略整理の小冊子類、別置資料、静止画像 収集書誌部所管資料【収集書誌部】
第 7 層	図書カウンター及び本館ホール
第 8 層	図書貸出室及び図書第一別室
第 9 層	特別コレクション、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、加除資料、豆本地図資料（住宅地図、一枚ものの地図等）【利用者サービス部人文課】 憲政資料、日本占領関係資料、日系移民関係資料【利用者サービス部政治史料課】
第 10 層	加藤まこと展覧会図録コレクション、布川文庫、クラブ・コレクション、帝国図書館文書、地図資料（一枚ものの地図等）【利用者サービス部人文課】 蘆原英了コレクションの一部（ポスター等）【利用者サービス部音楽映像資料課】 憲政資料、日本占領関係資料、日系移民関係資料【利用者サービス部政治史料課】
第 11 層	平成 14 年末までに整理された点字図書・大活字図書 立法資料、議員閲覧室資料【調査及び立法考査局国会レファレンス課】
第 12 層	平成 20 年 1 月以降平成 24 年末までに整理された図書（和漢書） 平成 20 年 1 月以降平成 30 年末までに整理された点字図書・大活字図書 議員閲覧室資料【調査及び立法考査局国会レファレンス課】
第 13 層	平成 15 年 1 月以降平成 19 年末までに整理された図書（和漢書、点字図書・大活字図書）
第 14 層	なし（関西館移送済）
第 15 層	昭和 61 年 9 月以降平成 14 年末までに整理された図書（洋書）の一部（DD～U） 平成 15 年 1 月以降令和元年末までに整理された図書（洋書、点字図書・大活字図書）
第 16 層	平成 8 年 1 月以降平成 14 年末までに整理された図書（和漢書） 昭和 61 年 9 月以降平成 14 年末までに整理された図書（洋書）の一部（A～DC）
第 17 層	平成 25 年 1 月以降平成 30 年末までに整理された図書（和漢書）

※【 】内は所管部局・課名。所管部局・課名を明記しないものは、利用者サービス部図書館資料整備課所管。

(2) 東京本館 新館

階	配置されている資料
地下1階	和逐次刊行物 未製本・製本済資料の一部 (Z1～Z6)、通信 (Z38～Z39)
地下2階	和逐次刊行物 未製本・製本済資料の一部 (Z7～Z9、Z11～Z13) 大衆娯楽誌の一部 (Z31)
地下3階	和逐次刊行物 未製本・製本済資料の一部 (Z14～Z19、Z21～Z24) デジタル化済原資料の一部
地下4階	和逐次刊行物 未製本・製本済資料の一部 (Z71～Z72) マイクロ資料 (和逐次刊行物) マイクロフィルム (ポジ)、マイクロフィッシュ (ポジ)、マイクロ資料の総目次・総索引
地下5階	法令議会資料【調査及び立法考査局議会官庁資料課】
地下6階	和逐次刊行物 児童誌等の一部 (Z32、Z33) 未製本・製本済資料の一部 (Z74) 和・洋逐次刊行物 復刻・複製資料 (Z79) 官庁・国際機関資料【調査及び立法考査局議会官庁資料課】 録音資料、映像資料、楽譜、手稿譜、脚本、蘆原英了コレクション、電子資料、図書組み合わせ資料【利用者サービス部音楽映像資料課】 科学技術分野抄録・索引誌、原子炉設置 (変更) 許可申請書、量子物理学史アーカイブズ資料、原子力関係設計図集【利用者サービス部科学技術・経済課】
地下7階	和逐次刊行物 昭和61年以降逐次刊行物扱いとした年鑑・年報類 (Z41～Z43、Z45、Z47) 点字雑誌・大活字雑誌 洋逐次刊行物 未製本・製本済資料の一部 (Z51～Z55、Z59、Z76、Z78) 昭和61年以降逐次刊行物扱いとした年鑑・年報類 (Z61～Z63、Z65) 和・洋逐次刊行物 製本済資料の一部 (Z67) 新聞資料 和・洋新聞 (未製本・製本済)、新聞縮刷版の一部、和・洋新聞マイクロフィルム (ポジ) 古典籍資料【利用者サービス部人文課】 マイクロフィルム保存庫内 図書マイクロフィルム (ネガ) 憲政資料・日本占領関係資料・日系移民関係資料マイクロフィルム (ネガ)【利用者サービス部政治史料課】 古典籍資料マイクロフィルム (ネガ)、カラーフィルム (ポジ)【利用者サービス部人文課】 新聞資料マイクロフィルム (ネガ) 児童雑誌マイクロフィルム (ネガ)、日本占領関係資料マイクロフィルム (ポジ)【国際子ども図書館資料情報課】 貴重書書庫内 古典籍資料【利用者サービス部人文課】 憲政資料【利用者サービス部政治史料課】
地下8階	新聞資料 和・洋新聞 (製本済)、新聞切抜資料 地図資料の一部 (複本)【利用者サービス部人文課】 憲政資料、日本占領関係資料、日系移民関係資料【利用者サービス部政治史料課】 映像資料・電子資料の一部【利用者サービス部音楽映像資料課】

※【 】内は所管部局・課名。所管部局・課名を明記しないものは、利用者サービス部図書館資料整備課所管。

(3) 関西館 本館

階	配置されている資料
地下2階	和逐次刊行物複本 (Z11~Z24、Z71、Z72、Z74、Z79) 洋逐次刊行物 (Z53、大型本) 新聞資料複本 未製本和・洋新聞、新聞縮刷版
地下3階	和図書複本 (昭和63年1月~平成14年末整理分のうち大型本、平成15年1月以降整理分のうち大型本) 和逐次刊行物複本 (Z1~Z9、Z31、Z33~Z39、Z41~Z47、BZ、CZ) 洋逐次刊行物 (Z51の一部、Z52、Z54、Z55) アジア言語雑誌の一部、アジア言語新聞の一部、アジア関係洋新聞の一部 (未製本) 【関西館アジア情報課】 メディア保管庫内 和逐次刊行物マイクロフィルム (ポジ) 複本 洋逐次刊行物マイクロフィルム (ポジ) 和・洋新聞マイクロフィルム (ポジ) 複本 法令議会資料マイクロフィルム (ポジ) 複本 図書マイクロフィルム・マイクロフィッシュ (ポジ) 複本 電子資料複本 映像資料複本 学術文献録音図書 (テープ・DAISY録音図書)
地下4階	和図書複本 (昭和63年1月~平成14年末整理分の一部、平成15年1月以降整理分) 和逐次刊行物 (工業所有権関係別置資料) 洋逐次刊行物 (Z51の一部、Z59、Z61~Z65、Z76、Z78、別置資料) 洋逐次刊行物マイクロフィッシュ (ポジ) 文部科学省科学研究費補助金研究成果報告書 国内博士論文 (平成13年以前受入分) 科学技術資料 原装保存用和図書複本 アジア言語図書、アジア言語雑誌の一部、アジア言語資料マイクロフィルム・マイクロフィッシュ (ポジ)、アジア関係洋図書 【関西館アジア情報課】 収集整理課所管資料 マイクロ保存庫内 図書マイクロフィルム (ネガ) 和逐次刊行物マイクロフィルム・マイクロフィッシュ (ネガ) 新聞資料マイクロフィルム (ネガ) 法令議会資料マイクロフィルム (ネガ) 官庁資料マイクロフィルム (ネガ) 地図資料マイクロフィルム (ネガ) 憲政資料・日本占領関係資料マイクロフィルム (ネガ) 古典籍資料マイクロフィルム (ネガ) アジア言語資料マイクロフィルム (ネガ) 【関西館アジア情報課】
自動書庫	支部上野図書館旧蔵和漢書 (旧函架) 支部上野図書館旧蔵和漢書 (NDC6版) 支部上野図書館旧蔵乙部図書 (明治期刊行の再整理分) 支部上野図書館旧蔵乙部図書 (大正期刊行の再整理分) 支部上野図書館旧蔵乙部図書 (昭和期刊行の再整理分) 和漢書旧分類図書 (NDC5版) 和漢書旧分類図書 (NDC6版) の一部 (大型、和装) 和図書複本 (平成14年12月以前整理分) 洋図書 国内博士論文 (平成14年以降受入分) アジア言語新聞の一部、アジア関係洋新聞の一部 (製本済) 【関西館アジア情報課】

※【 】内は所管課名。所管課名を明記しないものは、関西館文献提供課所管。

(4) 関西館 書庫棟

階	配置されている資料
1階	支部上野図書館旧蔵洋書の大部分 旧満鉄本（洋書）、旧貴族院本・旧衆議院本（洋書）、洋書旧分類図書（DDC） 昭和43年4月以降昭和61年8月までに整理された図書（洋書） アジア言語雑誌の一部【関西館アジア情報課】
2階	和漢書旧分類図書（NDC6版）の大部分（大型、和装を除く） 学習参考書（NDC5版、NDC6版）
3階	和逐次刊行物 雑函 NDC メディア変換済原資料の一部（Z1～Z74の一部）
4階	和図書 メディア変換済原資料の一部（昭和44年1月以降昭和62年末までに整理された図書の一部）
5階	和・洋新聞資料 マイクロ化済原資料の一部（旧函架、NDC、Z80、Z81の一部、Z83、Z85～Z87、Z89、Z92、Z98）
6階	和新聞資料 マイクロ化済原資料の一部（Z81の一部） アジア言語新聞の一部、アジア関係洋新聞の一部【関西館アジア情報課】

※【 】内は所管課名。所管課名を明記しないものは、関西館文献提供課所管。

(5) 国際子ども図書館 レンガ棟

層	配置されている資料
第2層	学校図書館貸出サービス用資料【国際子ども図書館児童サービス課】 児童サービス用資料【国際子ども図書館児童サービス課】
M3層	点字・大活字資料（YTZ）
第3層	マイクロ資料（ポジ） 展示用資料
第4層	児童書関連資料（YZ） 上海新華書店旧蔵児童書（YXP）
第5層	和漢書旧分類児童図書（NDC5～6版） 支部上野図書館旧蔵和漢書児童図書（旧函架） 支部上野図書館旧蔵乙部図書 特別コレクション（VZ1、VZ2） 児童用非図書資料（YHZ、YLZ、YMZ、YNZ） デジタル化済原資料の一部（雑誌以外）
第6層	児童関連雑誌 デジタル化済原資料の一部（雑誌）

※【 】内は所管課名。所管課名を明記しないものは、国際子ども図書館資料情報課所管。

(6) 国際子ども図書館 アーチ棟

階	配置されている資料
地下1階	平成9年12月以降に整理された児童図書（和図書） 昭和44年1月以降整理の学習・受験参考書（和図書）（Y31～Y33） 児童雑誌
地下2階	昭和44年1月以降平成9年末までに整理された児童図書（和図書）（Y1～Y18） 教科書及び教師用指導書 児童用非図書資料（YKG、YU81） 外国刊行児童図書

※全て国際子ども図書館資料情報課所管。

付表 7-2

貴重書等指定委員会指定資料一覧

第 57 回貴重書等指定委員会指定資料一覧

1. 和漢書の部

No.	書名・著者・出版事項・その他	指定基準
貴重書	1 漕運通志 卷 1-8 281 丁 嘉靖 9 年 (1530) 序刊	貴 2-イ-(2)
	2 六韜 6 卷 1 冊 慶長 18 年 (1613) 刊	貴 1-イ-(1)
	3 水鏡 3 卷 3 冊 [慶長・元和年間] 刊	貴 1-イ-(2)
	4 ますかゝみ 6 冊 [慶長・元和年間] 刊	貴 1-イ-(2)
	5 大和侍農繪づくし 1 冊 延宝 8 年 (1680) 刊	貴 1-イ-(2)
	6 小ふく之助物語 1 軸 [江戸時代前期] [写]	貴 1-ロ-(6)
準貴重書	1 潮来絶句集 2 冊 [享和 2 年 (1802)] 刊	準貴 1

2. 洋書の部

No.	書名・著者・出版事項・その他	指定基準
貴重書	1 Dante Alighieri. Dante col sito, et forma dell'inferno tratta dalla istessa descrizione del poeta. : nelle Case d'Aldo et d'Andrea di Asola, 1515. 1v.	貴 3-(1)

付表 8-1 外国からの招へい者（オンライン開催）一覧

年月日	招 へ い 者 名	招 へ い 目 的
令和3年 10月28日	ソ・ヘラン（韓国国立中央図書館長） チェ・ウォンソク（韓国国立中央図書館企画研修部企画総括課長） クォン・ジョンイム（韓国国立中央図書館知識情報運営部デジタル情報企画課事務官）	日韓業務交流（オンライン開催）
11月11日	張志清（IFLA/PAC 中国センター長、中国国家図書館副館長） イ・クイボク（IFLA/PAC 韓国センター長、韓国国立中央図書館保存研究センター長）	日中韓 IFLA/PAC センター長会議（オンライン開催）
11月30日	熊遠明（中国国家図書館長） 申暎娟（中国国家図書館研究院院長）	日中業務交流（オンライン開催）
12月10日	マシュー・グッドマン（戦略国際問題研究所（CSIS）上級副所長兼政治経済部長）	国際政策セミナー「米中対立下における米国の経済安全保障政策と国際経済秩序」講師（オンライン開催）
12月20日	チョ・ギョンヒ（韓国国会図書館法律情報室外国法律情報課法律情報調査員） チョ・ドングァン（韓国国会図書館法律情報室法律翻訳管理課法律情報調査員） チェ・ジョンミン（韓国国会立法調査処行政安全チーム立法調査官）	韓国国会図書館及び韓国国会立法調査処との第11回業務交流（オンライン開催）
令和4年 3月24日	バーバラ・リゾン（国際図書館連盟（IFLA）会長）	ウェブ講演会「図書館とSDGs：IFLAの支援、図書館の取組」講師（オンライン開催）

付表 9-1

納本制度審議会委員等一覽

(令和4年3月31日現在)

1. 納本制度審議会		
会 長	斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
会長代理	植村 八潮	専修大学文学部教授
委 員	伊藤 真	弁護士
	江上 節子	武蔵大学名誉教授
	江草 貞治	株式会社有斐閣代表取締役社長
	奥邨 弘司	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	小野寺 優	一般社団法人日本書籍出版協会理事
	柴野 京子	上智大学文学部新聞学科准教授
	仲俣 暁生	公益社団法人日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	根本 彰	東京大学名誉教授
	平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
	堀内 丸恵	一般社団法人日本雑誌協会理事
	丸山 昌宏	一般社団法人日本新聞協会会長
	村松 俊亮	一般社団法人日本レコード協会会長
2. 代償金部会		
部 会 長	奥邨 弘司	
部会長代理	江上 節子	
委 員	伊藤 真	
	小野寺 優	
	根本 彰	
	堀内 丸恵	
	村松 俊亮	

付表 9-2

科学技術情報整備審議会委員一覧

(令和4年2月27日現在)

委員 長	西尾章治郎	大阪大学総長
委員長代理	竹内比呂也	千葉大学副学長
委 員	石田 徹	日本商工会議所専務理事／専門図書館協議会理事長
	喜連川 優	大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所長／東京大学特別教授
	児玉 敏雄	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構理事長
	坂本 修一	文部科学省大臣官房審議官（研究振興局及び高等教育政策連携担当）
	佐藤 義則	東北学院大学文学部教授
	戸山 芳昭	一般財団法人国際医学情報センター理事長
	濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
	藤垣 裕子	東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
	村山 泰啓	国立研究開発法人情報通信研究機構 NICT ナレッジハブ・研究統括、ナレッジハブ長
	渡部 泰明	大学共同利用機関法人人間文化研究機構国文学研究資料館長

付表 9-3 令和 3 年度国立国会図書館歳入予算・決算

(行政・司法各部門支部図書館を除く)

(単位 円)

部・款・項・目	歳入 予算額	徴収 決定済額	収納済 歳入額	不納 欠損額	収納 未済 歳入額	歳入予算額と 収納済歳入額との差 (△は減)
雑 収 入	21,357,000	27,277,321	27,101,497	175,824	0	5,744,497
国有財産利用収入	15,802,000	16,870,314	16,870,314	0	0	1,068,314
国有財産貸付収入	15,377,000	16,474,234	16,474,234	0	0	1,097,234
土地及水面貸付料	1,047,000	1,775,653	1,775,653	0	0	728,653
建物及物件貸付料	4,166,000	4,044,973	4,044,973	0	0	△ 121,027
公務員宿舍貸付料	10,164,000	10,653,608	10,653,608	0	0	489,608
国有財産使用収入						
版權及特許権等収入	425,000	396,080	396,080	0	0	△ 28,920
諸 収 入	5,555,000	10,407,007	10,231,183	175,824	0	4,676,183
弁償及返納金	4,210,000	5,130,484	4,954,660	175,824	0	744,660
弁償及違約金	1,000	175,824	0	175,824	0	△ 1,000
返 納 金	4,209,000	4,954,660	4,954,660	0	0	745,660
物品売払収入						
不用物品売払代	121,000	4,539,238	4,539,238	0	0	4,418,238
雑 入	1,224,000	737,285	737,285	0	0	△ 486,715
労働保険料被保険者 負 担 金	557,000	618,419	618,419	0	0	61,419
延 滞 金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000
雑 収	666,000	118,866	118,866	0	0	△ 547,134

付表 9-4

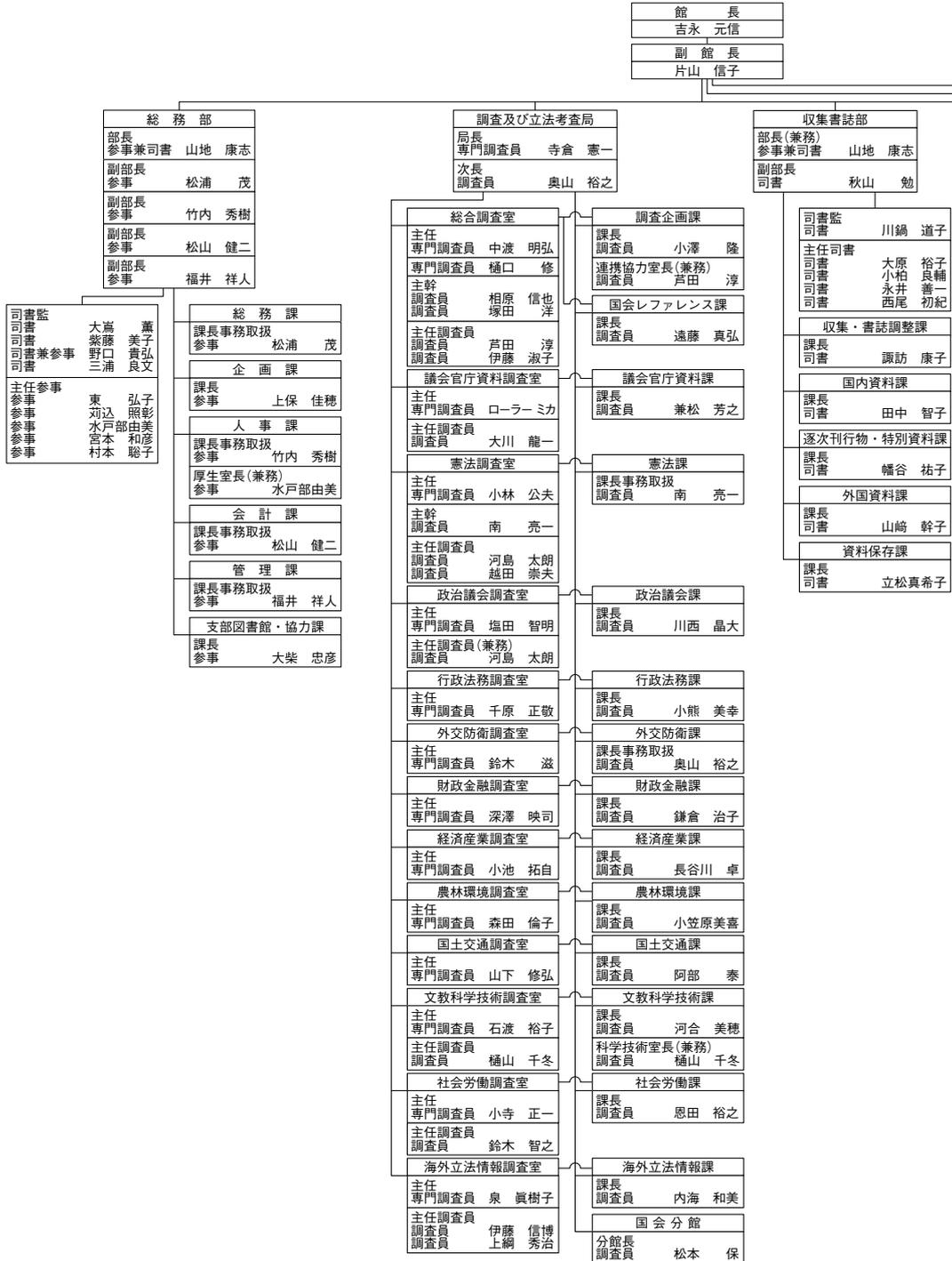
主な異動

※ () 内は前職

<p>令和3年4月1日</p> <p><新規発令事項></p> <p>調査及び立法考査局長 寺倉憲一 (専門調査員)</p> <p>専門調査員 樋口修 (調査及び立法考査局次長) ローラーミカ (調査及び立法考査局主幹) 小林公夫 (利用者サービス部副部長)</p> <p>電子情報部長 大場利康 (総務部副部長)</p> <p>総務部司書監 三浦良文 (総務部副部長)</p> <p>調査及び立法考査局次長 奥山裕之 (調査及び立法考査局主幹)</p> <p>収集書誌部司書監 川鍋道子 (総務部副部長)</p> <p>利用者サービス部副部長 伊藤克尚 (総務部副部長)</p> <p>総務部副部長 松山健二 (調査及び立法考査局主幹) 松浦茂 (総務部人事課長) 竹内秀樹 (利用者サービス部サービス企画課長)</p> <p>総務部司書監 野口貴弘 (関西館総務課長)</p> <p>調査及び立法考査局主幹 塚田洋 (調査及び立法考査局国土交通課長) 南亮一 (調査及び立法考査局憲法課長)</p> <p>利用者サービス部司書監 倉橋哲朗 (利用者サービス部主任司書)</p>	<p>12月31日</p> <p><退職></p> <p>田中久徳 (副館長) 梶原武 (専門調査員)</p>
<p>7月1日</p> <p><新規発令事項></p> <p>専門調査員 塩田智明 (衆議院法制局第一部長)</p>	<p>令和4年1月1日</p> <p><新規発令事項></p> <p>副館長・総務部長事務取扱 片山信子 (総務部長)</p> <p>専門調査員 森田倫子 (衆議院常任委員会専門員)</p>
<p>2月1日</p> <p><新規発令事項></p> <p>総務部長、収集書誌部長兼務 山地康志 (収集書誌部長)</p>	<p>3月31日</p> <p><退職></p> <p>千原正敬 (専門調査員) 山下修弘 (専門調査員) 石渡裕子 (専門調査員) 中渡明弘 (専門調査員) 泉眞樹子 (専門調査員) 大寫薫 (総務部司書監)</p>

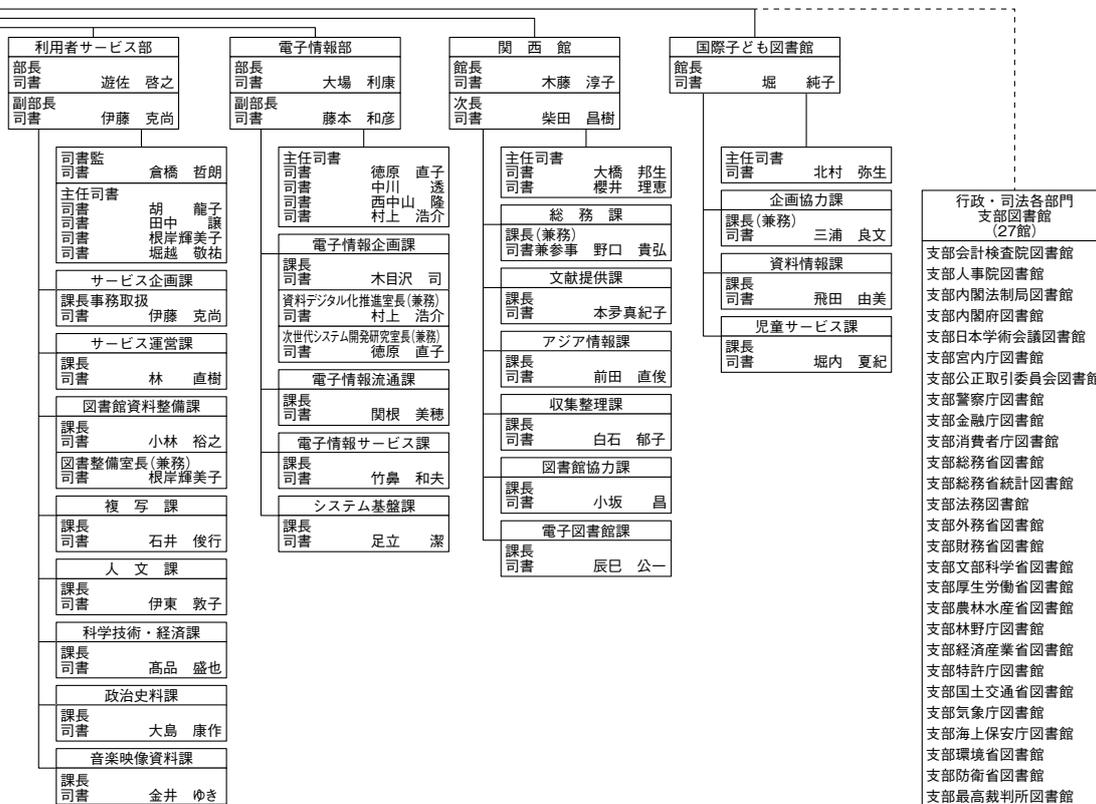
付表 9-5

組織及び幹部職員配置表



付表

令和4年3月31日現在



付表 9-6

令和 3 年度編集・刊行物一覧

- 令和 3 年度中に編集・刊行した資料（目録、パンフレット、チラシ、手帖等を除く。）について、(1) 広報資料、(2) 立法調査資料、(3) 研究資料に分け、資料名、刊行頻度、注の順に示す。
- 特に記載のないものは、紙媒体で刊行及びホームページに掲載。

(1) 広報資料

国立国会図書館月報 720～731 号 国立国会図書館年報 令和 2 年度 びぶろす—Biblos 90～92 号 National Diet Library Newsletter No. 238～243 CDNLAO Newsletter No. 98～99	月 刊 年 刊 年 3 回刊 隔月刊 不定期刊	ホームページのみ ホームページのみ
れじすめいと Legis-mate 第 438～464 号	不定期刊	紙媒体で刊行及び国会向けホームページ「調査の窓」に掲載
図書館協力ニュース No. 309～329	随時配信	メールマガジン
レファレンス協同データベース事業参加館通信 No. 425～436	随時配信	メールマガジン
国際子ども図書館の窓 21 号 国際子ども図書館 メールマガジン No. 206～231	年 刊 月 刊	ホームページのみ メールマガジン

(2) 立法調査資料

レファレンス 第 844～855 号 外国の立法 立法情報・翻訳・解説 季刊版 第 288～291 号 外国の立法 立法情報・翻訳・解説 月刊版 第 287-1～290-2 号 調査と情報—ISSUE BRIEF— 第 1146～1189 号 危機の時代における英国の議会政治（調査資料 2021-2） 変化する国際環境と総合安全保障（調査資料 2021-3） ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—（調査資料 2021-4） 脱炭素社会の技術と諸課題（調査資料 2021-5） 量子情報技術（調査資料 2021-6） 国政の論点	月 刊 季 刊 月 刊 (年 8 回刊) 不定期刊 不定期刊	ホームページ及び国会向けホームページ「調査の窓」に掲載 同上 同上 同上 同上 同上 同上 同上 国会向けホームページ「調査の窓」にのみ掲載
---	---	--

(3) 研究資料

アジア情報室通報 第 19 巻第 2 号～第 20 巻第 1 号 カレントアウェアネス No. 348～351 カレントアウェアネス -E No. 411～432 カレントアウェアネス -R 図書館調査研究リポート No.19「公立図書館における新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応」 令和 2 年度国際子ども図書館児童文学連続講座講義録	季 刊 季 刊 月 2 回刊 (年 22 回刊) 毎開庁日 年 刊	「カレントアウェアネス・ポータル」にも掲載 メールマガジン 「カレントアウェアネス・ポータル」にも掲載 「カレントアウェアネス・ポータル」にのみ掲載 「カレントアウェアネス・ポータル」にも掲載
--	--	--

統計

国立国会図書館統計内規（昭和 62 年国立国会図書館内規第 12 号）に規定されている基本統計を掲載した。

第 1	国会サービス統計 1（立法調査サービス）	97
第 2	国会サービス統計 2（図書館サービス）	98
第 3	行政・司法各部門サービス統計	99
第 4	行政・司法各部門支部図書館統計	100
第 5	一般サービス統計	102
第 6	電子図書館サービス統計	104
第 7	図書館資料受入・所蔵統計	108
第 8	国際交換資料統計	110
第 9	書誌データ作成統計	112
第 10	資料保存統計	113
第 11	歳出予算・決算統計	114
第 12	職員統計	115
第 13	施設・設備統計	116

第1 国会サービス統計1 (立法調査サービス)

(令和3年度)

		計	国会議員		国会関係者				
			衆議院議員	参議院議員	前・元議員	衆参事務局・衆参法制局等	政党・会派		
計 (件)		30,320	17,584	10,860	1,018	49	809		
依頼調査	種別内訳	分析	27	16	11	0	0	0	
		調査	23,334	13,813	8,070	761	44	646	
		文献	6,959	3,755	2,779	257	5	163	
		起草	0	0	0	0	0	0	
	調査対象内訳	国内	21,003	12,184	7,613	711	14	481	
		国外	4,045	2,237	1,508	121	31	148	
		内外	5,022	3,014	1,670	162	4	172	
		その他	250	149	69	24	0	8	
	回答方法内訳	口頭	電話	488	256	193	14	9	16
			面談	355	284	52	7	6	6
			会議参加	74	26	28	0	1	19
		資料	貸出し	2,785 (5,496点)	1,584 (3,162点)	1,104 (2,049点)	97 (285点)	0 (0点)	0 (0点)
			複写	10,224 (213,849枚)	5,734 (110,734枚)	3,766 (78,874枚)	396 (7,673枚)	8 (1,038枚)	320 (15,530枚)
提供			12,120	7,179	4,221	383	14	323	
提示			102	25	41	35	1	0	
所蔵所在調査			219	129	79	8	0	3	
書誌事項調査			8	4	3	1	0	0	
文書		調査報告	3,884	2,327	1,361	69	10	117	
		文献目録	53	31	9	8	0	5	
		翻訳	8	5	3	0	0	0	
計 (件)		329	—	—	—	—	—		
国政課題に関する調査研究	掲載誌名	国政の論点	23	—	—	—	—	—	
		レファレンス	59	—	—	—	—	—	
		調査と情報 —ISSUE BRIEF—	44	—	—	—	—	—	
		外国の立法	152	—	—	—	—	—	
		調査資料	51	—	—	—	—	—	

注1:「国政課題に関する調査研究」は、国会向けホームページ「調査の窓」の「刊行物」に掲載されたファイルの件数(論文数)を示すもの

注2:「提供」とは、外部データベース、国会会議録検索システム等からの打出し及び当館刊行物等の提供をいう。

第2 国会サービス統計2 (図書館サービス) (令和3年度)

		計	国会議員	前・元議員	その他の国会関係者		
図書館サービス	議員閲覧室利用者 (人)	479	130	349	—		
	議員研究室利用者 (人)	833	614	219	—		
	国会分館	議員閲覧室利用者 (人)	1,265	1,265		—	
		来館者 (人)	29,649	1,265		28,384	
		複写	(件) (枚)	6,897 45,563	3,932 32,319		2,965 13,244
		貸出し	(点)	11,705	2,994		8,711
		レファレンス	(件)	3,599	1,436		2,163
	東京本館	複写	(件) (枚)	818 5,226	6 35		812 5,191
		貸出し	(点)	4,346	0	—	4,346
		レファレンス	(件)	51	5		46
	関西館	複写	(件) (枚)	0 0	0 0		0 0
		貸出し	(点)	0	0	—	0
		レファレンス	(件)	13	9		4
	国際子ども図書館	複写	(件) (枚)	0 0	0 0		0 0
		貸出し	(点)	0	0	—	0
		レファレンス	(件)	0	0		0
	計	複写	(件) (枚)	7,715 50,789	3,938 32,354		3,777 18,435
貸出し		(点)	16,051	2,994		13,057	
レファレンス		(件)	3,663	1,450		2,213	
電子情報提供サービス	調査の窓	トップページのアクセス (件)	65,824	—	—	—	
		刊行物	本年度末現在データ (ファイル)	7,863	—	—	—
			追加データ (ファイル)	329	—	—	—
			削除データ (ファイル)	0	—	—	—
			データへのアクセス (件)	42,114	—	—	—
		国会会議録	本年度末現在データ (ページ)	1,960,881	—	—	—
			追加データ (ページ)	24,954	—	—	—
			削除データ (ページ)	90	—	—	—
			データへのアクセス (件)	2,254,197	—	—	—
		帝国議会会議録	本年度末現在データ (ページ)	297,056	—	—	—
	データへのアクセス (件)		10,162	—	—	—	
	外部データベース	本年度末現在提供データベース (件)	63	—	—	—	
		利用件数 (件)	26,824	—	—	—	
	国会分館ホームページ	トップページのアクセス (件)	29,944	—	—	—	
国会分館OPAC		本年度末現在データ (件)	73,111	—	—	—	
		追加データ (件)	4,766	—	—	—	
		削除データ (件)	5,480	—	—	—	
	検索 (件)	38,047	—	—	—		
説明会 利用	開催 (回)	508	505	—	3		
	参加者 (人)	529	505	—	24		
参観・見学	東京本館	(件)	26	8	18		
		(人)	108	12	96		
	国会分館	(件)	2	0	2		
		(人)	12	0	12		
	関西館	(件)	2	2	0		
		(人)	3	2	1		
	国際子ども図書館	(件)	1	1	0		
		(人)	9	6	3		

注1:「複写」には、電子資料からのプリントアウトを含む。東京本館の「複写 (件)」は、マイクロ資料からの複写分を含む。
 注2:「複写」と「貸出し」は、調査及び立法考査局が行った「依頼調査」によるものを除く。
 注3:「トップページのアクセス (件)」は、コンテンツのトップページのページビュー数。「データへのアクセス (件)」は、コンテンツの各データの表示数。「利用件数」は、「調査の窓」議員専用ページにある「同意して利用する」ボタンを押した回数
 注4:「参観・見学」の件数は、参加者に複数の種別が混在する場合、主たる種別のみ「1件」とし、他の種別については「0件」とする。

第3 行政・司法各部門サービス統計 (令和3年度)

					計	東京本館	関西館	国際子ども図書館	
図書館サービス	複写	事務用	紙	(件)	1,370	1,331	38	1	
				(枚)	13,584	13,107	468	9	
			プリントアウト	(件)	485	485	0	—	
				(枚)	8,290	8,290	0	—	
		来館申込み		紙	(件)	0	0	—	—
					(枚)	0	0	—	—
			マイクロ	撮影	(コマ)	0	0	—	—
				フィルムからフィルム	(メートル)	0.0	0.0	—	—
				フィッシュからフィッシュ	(枚)	0	0	—	—
			プリントアウト	(枚)	0	0	—	—	
	遠隔申込み	(件)	23	12	11	0			
	相互貸出し	来館受取り	(点)	4,340	4,332	—	8		
		郵送受取り	(点)	365	99	259	7		
	取寄せ	(点)	5	5	—	—			
	レファレンス	計 (件)				520	517	2	1
文書回答				25	25	0	0		
電話回答				312	309	2	1		
口頭回答				183	183	0	0		
依頼調査*	計 (件)				9	9	—	—	
	分析				0	0	—	—	
	調査				8	8	—	—	
	文献				1	1	—	—	
説明会 利用	開催 (回)				4	4	0	0	
	参加者 (人)				397	397	0	0	
・見学 参観*	(件)				6	5	0	1	
	(人)				12	9	0	3	

注1：*があるものについて、「東京本館」は、国会分館を含む。

注2：「依頼調査」は、調査及び立法考査局の行う一般レファレンス

注3：複写の「紙」は、提供が紙媒体となる複写で、マイクロ資料から紙への複写（電子式引伸印画）を含む。「マイクロ」はマイクロ媒体で提供される複写、「プリントアウト」は電子情報及びマイクロ資料（デジタルマイクロリーダー利用の場合に限る。）から紙への出力をいう。

注4：「参観・見学」の件数は、参加者に複数の種別が混在する場合、主たる種別のみ「1件」とし、他の種別については「0件」とする。

第4 行政・司法各部門支部図書館統計 (令和3年度)

支部図書館	利用							書誌	
	来館者 (人)	貸出し		複写 (件)	レファレンス (件)	相互貸借		本年度末現在 (件)	増加 (件)
		(人)	(点)			貸出し (点)	借受け (点)		
計	79,750	34,526	94,182	22,913	14,055	1,433	4,610	3,202,143	20,775
会計検査院	—	1,810	3,522	—	30	166	38	105,088	1,871
人事院	2,515	1,149	1,966	159	—	2	155	19,812	533
内閣法制局	—	191	384	—	—	142	27	40,071	914
内閣府	—	732	2,429	683	333	67	611	99,016	1,113
日本学術会議	152	12	34	—	20	0	1	16,415	61
宮内庁	—	360	12,936	137	45	0	11	79,176	185
公正取引委員会	—	510	1,656	—	183	0	62	30,648	-277
警察庁	717	416	810	261	474	29	479	28,177	579
金融庁	—	391	2,693	—	—	70	42	27,493	187
消費者庁	—	910	1,974	—	582	24	193	5,212	309
総務省	3,001	2,059	4,844	—	428	130	418	62,402	1,456
総務省統計	243	240	749	477	1,217	0	22	193,471	1,135
法務省	10,746	4,048	11,974	—	590	181	159	206,018	1,017
外務省	7,249	612	3,078	146	401	52	37	103,668	1,354
財務省	—	3,056	6,014	—	535	104	189	162,593	1,054
文部科学省	19,171	1,754	3,785	337	523	45	246	81,612	1,163
厚生労働省	629	159	440	14	184	2	242	102,719	1,920
農林水産省 (計)	14,682	2,526	7,683	1,882	3,335	98	262	546,930	-2,537
農林水産省	13,157	2,231	5,254	1,473	2,303	67	221	197,273	-1,430
農林水産政策 研究所分館	1,361	295	749	141	1,000	13	41	173,078	497
農林水産技術会議 事務局つくば分館	164	—	1,680	268	32	18	0	176,579	-1,604
林野庁	—*	—*	—*	—*	—*	8	5	37,780	595
経済産業省	—	3,854	6,901	305	884	92	629	122,319	2,486
特許庁	170	188	315	253	253	26	42	37,252	428
国土交通省 (計)	5,062	2,224	6,649	1,762	1,811	163	352	377,695	1,452
国土交通省	4,615	1,436	2,717	341	365	163	234	101,910	1,017
国土技術政策 総合研究所分館	—	613	3,324	1,411	1,361	0	66	196,275	452
国土地理院分館	—	100	434	10	38	0	52	37,456	-703
北海道開発局分館	447	75	174	0	47	0	0	42,054	686
気象庁	210	107	163	12,832	207	3	1	131,465	930
海上保安庁 (計)	499	229	458	82	349	4	38	42,959	-5,502
海上保安庁	499	107	188	82	296	0	38	17,753	-5,000
海洋情報部分館	—	122	270	0	53	4	0	25,206	-502
環境省	787	225	430	—	325	18	84	44,197	1,401
防衛省	10,168	2,094	3,692	268	249	1	87	77,394	531
最高裁判所	3,749	4,670	8,603	3,315	1,097	6	178	420,561	6,417

注1:「相互貸借」は、中央館との貸借数を含む。ただし、中央館の貸出数は事務用複写等館内利用のための貸出し(貸出日・返却日が同日のもの)を除く。

注2:「農林水産省」「林野庁」のうち、*があるものは、「農林水産省」と「林野庁」の合計値を「農林水産省」に計上

注3:「利用」>「複写」>「気象庁」には、オンライン・ジャーナルのダウンロード(PDF等)数を含む。

注4:書誌情報データベースの公開状況は以下のとおりである。

①外部ネットワークへ提供(政府共通ネットワーク、インターネットの双方へ提供)

厚生労働省、農林水産省、林野庁、環境省

②外部ネットワークへ提供(政府共通ネットワークへ提供、インターネットへ未提供)

会計検査院、人事院、内閣法制局、内閣府、日本学術会議、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、外務省、財務省、経済産業省、特許庁、国土交通省、北海道開発局分館、気象庁、海上保安庁、海洋情報部分館、防衛省

③外部ネットワークへ提供(政府共通ネットワークへ未提供、インターネットへ提供)

総務省統計、法務、文部科学省、農林水産政策研究所分館、農林水産技術会議事務局つくば分館、最高裁判所

④外部ネットワークへ未提供(各府省庁等の内部ネットワークへ提供)

宮内庁、公正取引委員会、国土技術総合政策研究所分館、国土地理院分館

注5:「施設」について、「合計面積」-「総務省」313㎡には、書庫・資料室・閲覧室を含む。「書庫」-「財務省」640㎡には、地下書庫50㎡を含む。

注6:「予算」は、各府省庁等の予算に「国会図書館支部庁費」として立目

注7:「協議定数」は、令和3年度末現在。「職員」には、支部図書館長を含む。「協議定数」には、支部図書館長を含まない。

所蔵						施設			予算 (千円)	職員				協議 定数 (人)
本年度末現在			本年度受入れ			合計 面積(m ²)	書庫 面積(m ²)	閲覧席 (席)		計(人)	専任	兼任	補助員	
図書(冊)	雑誌(種)	新聞(種)	図書(冊)	雑誌(種)	新聞(種)									
3,119,115	47,340	263	28,161	10,167	208	24,326	14,869	434	171,138	212	98	71	43	115
82,084	508	8	1,280	299	8	432	329	12	1,535	6	4	2	0	9
19,693	107	0	555	65	0	162	81	8	1,866	4	3	1	0	2
30,163	182	0	415	158	0	231	210	1	1,479	5	1	3	1	1
84,182	371	10	730	371	10	517	267	12	2,720	8	4	1	3	10
14,844	974	3	62	288	2	417	254	12	1,862	5	0	4	1	5
79,176	600	0	453	255	0	344	226	6	1,998	6	4	2	0	2
30,356	292	0	227	292	0	191	100	3	1,832	3	1	2	0	2
28,177	82	0	579	43	0	165	143	2	2,129	3	2	1	0	2
27,493	59	6	928	59	6	271	176	13	4,380	5	0	4	1	1
5,109	90	0	308	52	0	38	38	0	1,759	5	0	4	1	1
50,070	317	6	1,313	227	6	313	0	15	7,600	5	0	2	3	1
185,188	491	4	744	430	4	602	256	26	2,103	13	11	1	1	11
316,750	501	4	1,139	324	4	1,967	1,210	13	3,538	6	2	4	0	6
113,516	1,184	28	1,381	621	20	575	470	16	5,928	13	12	1	0	6
178,359	329	11	1,516	173	11	750	640	10	3,356	6	2	1	3	5
105,153	410	28	1,641	144	14	595	128	14	5,772	5	2	2	1	5
55,780	457	5	1,238	194	5	227	151	3	3,035	5	2	2	1	6
571,732	27,919	86	2,627	1,554	61	8,638	5,509	81	41,813	20	8	7	5	11
186,403	508	28	1,304	406	28	1,003	713	7	7,738	10	6	1	3	7
204,374	2,972	17	736	420	16	1,577	1,512	24	11,858	4	2	0	2	2
180,955	24,439	41	587	728	17	6,058	3,284	50	22,217	6	0	6	0	2
37,780	37	2	595	37	2	—*	—*	—*	2,256	4	3	0	1	2
112,381	359	10	1,746	251	10	841	607	28	7,777	8	4	1	3	2
37,252	745	13	444	192	6	321	268	12	2,535	7	0	4	3	1
375,665	4,419	12	2,286	2,339	12	1,524	1,025	50	6,224	21	4	10	7	11
93,107	768	12	1,209	419	12	492	277	26	5,269	6	1	2	3	5
213,224	2,796	0	529	380	0	700	550	18	288	5	0	2	3	2
37,227	641	0	360	1,463	0	247	198	2	168	6	3	2	1	2
32,107	214	0	188	77	0	85	0	4	499	4	0	4	0	2
122,794	4,774	2	1,003	163	2	753	438	8	1,866	9	2	6	1	2
29,677	622	7	436	216	7	304	170	12	3,864	3	3	0	0	3
17,761	121	5	287	121	5	134	36	6	2,786	2	2	0	0	2
11,916	501	2	149	95	2	170	134	6	1,078	1	1	0	0	1
40,462	102	1	1,355	50	1	105	44	7	2,094	6	0	3	3	2
99,549	100	7	278	61	7	930	694	40	3,152	8	3	2	3	6
285,730	1,309	10	2,882	1,309	10	3,113	1,435	30	46,665	23	21	1	1	—

第5 一般サービス統計 (令和3年度)

				計	東京本館	関西館	国際子ども図書館			
利用者	登録利用者等 (本年度末現在)	個人(人)		492,545 (うち新規 101,839)	—	—	—			
		図書館等(機関)		9,173 (うち新規 184)	—	—	—			
	計(人)			383,820	246,213	70,403	67,204 (うち18歳未満 14,150)			
	閲覧利用	登録利用者(人)		—	245,967	66,678	—			
		当日利用者(人)		—	29	3,321	—			
	計(人)			—	245,996	69,999	—			
	展示会・催物参加(人)			9,741	0	105	9,636			
	来館者	参観・見学*	計	(件)	182	46	83	53		
				(人)	1,070	217	299	554 (うち18歳未満 360)		
			国内	(件)	178	43	83	52		
				(人)	1,059	211	299	549 (うち18歳未満 360)		
			海外	(件)	4	3	0	1		
				(人)	11	6	0	5 (うち18歳未満 0)		
	開館日(日)				—	278	277	284		
閲覧				(点)	1,330,526	1,212,152	98,678	19,696		
予約				(点)	1,286	—	1,286	—		
取寄せ				(点)	10,006	4,243	5,763	0		
図書館サービス	複写	来館申込み	計	(件)	1,164,760	886,289	272,214	6,257		
				紙	(枚)	5,599,852	4,216,314	1,351,514	32,024	
			マイクロ	撮影	(コマ)	27,905	27,905	—	0	
				フィルムからフィルム	(メートル)	7,979.1	7,979.1	—	0.0	
				フィッシュからフィッシュ	(枚)	1,966	1,966	—	0	
			プリントアウト			(枚)	2,569,353	1,844,515	708,734	16,104
			即日複写	紙	(件)	431,629	374,691	53,478 (うちセルフ 46,282)	3,460	
					(枚)	3,493,606	2,987,835	486,688 (うちセルフ 402,988)	19,083	
				プリントアウト		(件)	416,606	365,000	50,981	625
						(枚)	2,140,014	1,844,515	279,395	16,104
				後日複写	紙	(件)	6,621	6,111	414	96
						(枚)	169,479	157,173	10,983	1,323
			マイクロ		撮影	(コマ)	11,647	11,647	—	0
					フィルムからフィルム	(メートル)	2,313.6	2,313.6	—	0.0
	フィッシュからフィッシュ	(枚)		1,701	1,701	—	0			
	デジタル	撮影	(コマ)	3,913	3,913	—	—			
		DVD	(枚)	73	73	—	—			
	遠隔申込み	紙	(件)	309,904	140,487	167,341	2,076			
			(枚)	1,936,767	1,071,306	853,843	11,618			
		マイクロ	撮影	(コマ)	16,258	16,258	—	0		
フィルムからフィルム			(メートル)	5,665.5	5,665.5	—	0.0			
フィッシュからフィッシュ			(枚)	265	265	—	0			
プリントアウト			(枚)	429,339	0	429,339	—			
館内電子情報提供	本年度末現在提供コンテンツ	ネットワーク系電子出版物	データベース(件)	102	102					
		当館作成コンテンツ	データベース(件)	21	21					
	利用者(人)			676,128	595,616	69,015	11,497			
	コンテンツトップページへのアクセス(件)			972,080	839,956	111,235	20,889			

				計	東京本館	関西館	国際子ども図書館	
図書館サービス	貸出し	計 (点)		17,231	4,189	2,116	10,926	
		図書館間貸出し	来館受取り	(点)	246	144	102	0
			郵送受取り	(点)	6,227	4,035	2,007	185
		学校図書館セット貸出し		(件)	204	—	—	204
				(点)	8,550	—	—	8,550
	展示会出品資料貸出し		(点)	2,208	10	7	2,191	
	レファレンス	計 (件)		388,653	315,761	63,561	9,331 (うち18歳未満 683)	
		文書回答	情報源・文献紹介		343	271	70	2 (うち18歳未満 —)
			簡易な事実調査		260	235	24	1 (うち18歳未満 —)
			特定資料の調査		6,046	5,274	630	142 (うち18歳未満 —)
			利用案内・その他		5,600	4,730	778	92 (うち18歳未満 —)
		電話回答	情報源・文献紹介		1,105	350	738	17 (うち18歳未満 0)
			簡易な事実調査		574	117	451	6 (うち18歳未満 0)
			特定資料の調査		7,629	343	7,037	249 (うち18歳未満 0)
			利用案内・その他		11,966	1,039	9,742	1,185 (うち18歳未満 0)
		口頭回答	情報源・文献紹介		2,417	1,927	386	104 (うち18歳未満 24)
			簡易な事実調査		459	390	55	14 (うち18歳未満 2)
			特定資料の調査		9,590	6,990	1,781	819 (うち18歳未満 191)
			利用案内・その他		342,664	294,095	41,869	6,700 (うち18歳未満 466)
		依頼調査*	計 (件)		20	20	—	—
分析				0	0	—	—	
調査				20	20	—	—	
文献			0	0	—	—		
利用説明会	開催 (件)		31	7	24	0		
	参加者 (人)		216	10	206	0 (うち18歳未満 0)		

注1：*があるものについて、「東京本館」は、国会分館を含む。
 注2：「閲覧」は、来館者の資料請求に応じて閉架書庫から出納し、提供したものをいう。
 注3：複写の「紙」は、提供が紙媒体となる複写で、マイクロ資料から紙への複写（電子式引伸印画）を含む。「マイクロ」はマイクロ媒体で提供される複写、「プリントアウト」は電子情報及びマイクロ資料（デジタルマイクロリーダー利用の場合に限る。）から紙への出力をいう。
 注4：「依頼調査」は、調査及び立法考査局の行う一般レファレンス
 注5：「館内電子情報提供」とは、施設内の利用者端末で、電子ジャーナルやオンラインデータベース、インターネット情報などを利用できるサービスをいう。
 注6：「図書館サービス」>「複写」>「遠隔申込み」の枚数には、支部図書館からの申込み枚数が含まれる。
 注7：「来館者」計、「参観・見学」、「レファレンス」、「利用説明会」の「(うち18歳未満)」は、国際子ども図書館についてのみ計上している。
 注8：「利用者」>「来館者」>「計(人)」には、東京本館・関西館については平成27年度から参観・見学者、催物参加者及び東京本館新館1階展示室・関西館大会議室等の閲覧室以外で開催した展示会への入場者を含む。なお、国際子ども図書館は、入館手続を要せず、閲覧利用、展示会・催物への参加及び参観・見学を一度の来館で行うことができる。閲覧利用の採取方法も東京本館・関西館と異なるため、当該項目は掲載しない。
 注9：「利用者」>「来館者」>「参観・見学」の件数は、参加者に複数の種別が混在する場合、主たる種別のみ「1件」とし、他の種別については「0件」とする。

第6 電子図書館サービス統計 (令和3年度)

コンテンツ		データ種類				
国立国会図書館ホームページ	https://www.ndl.go.jp/ 以下の全コンテンツ		データへのアクセス (件)*		25,266,428	
	トップページ		トップページのアクセス (件)*		4,813,752	
	国立国会図書館サーチ			本年度末現在提供データ (件)		124,637,994
				新規データ (件)		5,501,525
				トップページのアクセス (件)*		3,704,900
				ページビュー (件)		234,021,186
				検索 (件)*		167,716,374
				本年度末現在データ提供館 (館)		67
	うち、総合目録事業	総合目録ネットワークシステム	基本書誌データ	本年度末現在提供データ (件)		7,839,331
				新規データ (件)		214,925
			総書誌データ	本年度末現在提供データ (件)		53,761,588
				新規データ (件)		2,174,184
		児童書総合目録	本年度末現在データ提供館 (館)		7	
			基本書誌データ	本年度末現在提供データ (件)		264,831
	新規データ (件)			16		
	総書誌データ		本年度末現在提供データ (件)		738,482	
		新規データ (件)		6,042		
	点字図書・録音図書 全国総合目録	本年度末現在データ提供館 (館)		237		
		書誌データ	本年度末現在提供データ (件)		114,652	
			新規データ (件)		1,158	
	東日本大震災アーカイブ	本年度末現在提供データ (件)	メタデータ (件)		4,887,999	
			コンテンツ (点)	インターネット公開		58,471
				館内限定提供		1,536
		新規データ (件)	メタデータ (件)		406,166	
			コンテンツ (点)	インターネット公開		9,762
				館内限定提供		109
	ページビュー (件)		1,113,308			
国立国会図書館オンライン	本年度末現在提供データ (件)		33,202,405			
	新規データ (件)		702,354			
	トップページのアクセス (件)*		5,296,734			
	検索 (件)*		26,176,058			
典拠情報	Web NDL Authorities	本年度末現在提供データ (件)		1,384,132		
		新規データ (件)		27,000		
		トップページのアクセス (件)		584,627		
		ページビュー (件)		35,222,849		
		検索 (件)		2,181,062		

コンテンツ		データ種類		
国立国会図書館ホームページ	主題情報	電子展示会	本年度末現在提供テーマ (件)	50
			追加テーマ (件)	3
			削除テーマ (件)	0
			本年度末現在提供画像 (点)	28,589
			追加画像 (点)	2,255
			削除画像 (点)	1
			トップページのアクセス (件)*	316,107
			データへのアクセス (件)*	9,983,107
		リサーチ・ナビ	本年度末現在提供データ (件)	6,380
			追加データ (件)	159
			削除データ (件)	87
			ページビュー (件)	56,911,884
			検索 (件)	423,067
		主題書誌	本年度末現在提供テーマ (件)	7
			追加テーマ (件)	0
			削除テーマ (件)	2
			本年度末現在提供データ (件)	350,673
			新規データ (件)	-1,290
			ページビュー (件)	14,262,637
		調べ案内	本年度末現在提供データ (件)	1,377
			追加データ (件)	39
			削除データ (件)	63
			ページビュー (件)	5,724,989
		憲政資料室の所蔵資料	本年度末現在提供データ (件)	1,190
			追加データ (件)	16
			削除データ (件)	0
			ページビュー (件)	1,044,639
		アジア諸国の情報をさがす	本年度末現在提供データ (件)	1,665
			追加データ (件)	92
			削除データ (件)	1
			ページビュー (件)	1,214,167
		日本法令索引	本年度末現在提供索引データ (件)	548,339
			追加索引データ (件)	5,431
			削除索引データ (件)	0
			ページビュー (件)	9,102,630
		日本法令索引 [明治前期編]	本年度末現在提供索引データ (件)	44,495
			ページビュー (件)	161,390
		カレントアウェアネス・ポータル	本年度末現在提供データ (件)	39,748
			追加データ (件)	2,114
			削除データ (件)	0
			トップページのアクセス (件)	1,066,690
			データへのアクセス (件)	5,551,800

コンテンツ		データ種類			
国立国会図書館ホームページ	主題情報	レファレンス協同データベース	本年度末現在データ提供館（館）		881
			本年度末現在提供データ（件）		283,188
			新規データ（件）		18,232
			トップページのアクセス（件）		1,317,646
			検索（件）		74,831,175
			データへのアクセス（件）		56,492,141
	全文データベース	国立国会図書館 デジタルコレクション	（計）		4,329,866
			本年度末現在提供 データ（点）	インターネット提供	1,767,474
				図書館送信参加館内限定提供	1,538,914
				NDL 館内限定提供	1,023,478
			新規データ（点）	インターネット提供	68,507
				図書館送信参加館内限定提供	9,752
				NDL 館内限定提供	61,556
			検索（件）		15,062,757
			データへの アクセス（件）	インターネットから	89,045,565
				送信先館内から	694,989
				NDL 館内から	2,334,001
			視覚障害者等への提供	本年度末現在提供データ（点）	
		新規データ（点）		4,540	
		データへのアクセス（件）		669,449	
		WARP	本年度末現在提供タイトル（件）		13,822
			新規タイトル（件）		669
			本年度末現在提供データ（件）		217,707
			新規データ（件）		20,261
			本年度末現在データ量（TB）		2,387.8
			新規データ量（TB）		359.0
	データへのアクセス（件）		36,683,720		
国会会議録	本年度末現在提供データ（ページ）		1,960,881		
	追加データ（ページ）		24,954		
	削除データ（ページ）		90		
	データへのアクセス（件）		12,074,304		
帝国議会議録	本年度末現在提供データ（ページ）		297,056		
	データへのアクセス（件）		1,796,849		

コンテンツ		データ種類		
国際子ども図書館ホームページ	https://www.kodomo.go.jp/ 以下の全コンテンツ	データへのアクセス (件)*	4,224,897	
	トップページ	トップページのアクセス (件)*	322,837	
	主題情報	電子展示会	本年度末現在提供テーマ (件)	7
			追加テーマ (件)	0
			削除テーマ (件)	0
			本年度末現在提供画像 (点)	2,237
			追加画像 (点)	0
			削除画像 (点)	0
			トップページのアクセス (件)*	77,410
			データへのアクセス (件)	2,263,619
	学校図書館セット貸出し用資料解題	本年度末現在提供データ (件)	675	
		追加データ (件)	41	
		削除データ (件)	31	
		トップページのアクセス (件)	1,291	
	子どもの本に関するニュース	本年度末現在提供テーマ (件)	1,411	
追加テーマ (件)		140		
削除テーマ (件)		0		
トップページのアクセス (件)		13,395		

注1: 「トップページのアクセス (件)」は、コンテンツのトップページのページビュー数。「データへのアクセス (件)」は、コンテンツの各データ (HTML ページ・PDF ファイル・DOC ファイル等) の表示数。ただし、「国立国会図書館デジタルコレクション」では書誌データへのアクセス数、「WARP」では収集コンテンツの各データ (ページ・ファイル) へのアクセス数をいう。「ページビュー」は、閲覧されたページ数。当該コンテンツに含まれる全てのページへのアクセス数。*があるものは、日本語版経由と外国語版経由の両方を含む。

注2: 総合目録事業の「基本書誌データ」と「総書誌データ」の「新規データ (件)」は、当館作成書誌及び過去に登録された後に削除された書誌が同一書誌 ID を持って再登録される場合を含まない。

注3: 新規とは、本年度末現在提供データ数から前年度末現在提供データ数を引いた数

注4: 「国立国会図書館オンライン」> 「トップページのアクセス (件)」及び「検索 (件)」は、館内からのアクセス数を含む。

注5: 「国立国会図書館デジタルコレクション」の「図書館送信参加館内限定提供」は、図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館内及びNDL館内で提供されるものをいう。

注6: 「国立国会図書館デジタルコレクション」の「NDL館内限定提供」には、歴史的音源配信提供サービスの「NDL館内・歴史的音源配信先館内限定提供」分を含む。また、平成27年度から、図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館内で提供されるものを含まない。

注7: 「国立国会図書館デジタルコレクション」> 「データへのアクセス (件)」> 「送信先館内から」は、図書館向けデジタル化資料送信サービス参加館及び歴史的音源配信提供サービス参加館から各コンテンツ種別の全資料 (インターネット公開、図書館送信対象、館内限定を全て含む。) の書誌情報画面へのアクセス数

注8: 「国立国会図書館デジタルコレクション」の「本年度末現在提供データ」及び「新規データ」の点数には、上位書誌 (メタデータのみの) のデータも含む。

第7 図書館資料受入・所蔵統計

(令和3年度)

		本年度末 現在所蔵	資料受入れ						
			本年度 受入れ	購入		納入		納入 (25条)	
				国内	外国	(24条・24条の2)		有償	無償
第一種資料	計 (点)	46,217,530	727,803	32,114	95,987	114,599	142,429	272,177	
	図書	計 (点)	11,927,978	192,755	17,633	22,890	31,465	73,654	26,989
		和漢書 (点)	9,022,654	170,268	17,559	3,941	30,902	73,285	26,607
		洋書 (点)	2,905,324	22,487	74	18,949	563	369	382
	逐次刊行物	計 (点)	19,939,341	470,010	14,147	72,738	78,469	36,503	241,601
		雑誌計 (点)	13,197,995	276,625	14,051	19,341	72,696	26,914	127,732
		国内雑誌 (点)	9,216,916	246,266	14,049	0	72,696	26,914	127,732
		外国雑誌 (点)	3,981,079	30,359	2	19,341	0	0	0
		新聞計 (点)	6,741,346	193,385	96	53,397	5,773	9,589	113,869
		国内新聞 (点)	4,501,024	130,267	96	0	5,773	9,589	113,869
		外国新聞 (点)	2,240,322	63,118	0	53,397	0	0	0
	マイクロ資料	計 (点)	9,054,704	8,311	140	86	0	410	0
		マイクロフィルム (点)	630,862	3,185	140	86	0	410	0
		マイクロフィッシュ (点)	8,123,734	5,126	0	0	0	0	0
		その他 (点)	300,108	0	0	0	0	0	0
	映像資料	計 (点)	407,691	21,394	0	0	187	12,470	472
		ビデオディスク (点)	223,462	13,170	0	0	187	12,468	472
		ビデオカセット (点)	15,159	3	0	0	0	2	0
		その他 (点)	169,070	8,221	0	0	0	0	0
	録音資料	計 (点)	801,843	13,576	0	0	108	11,793	1,553
		オーディオディスク (点)	753,327	13,476	0	0	54	11,790	1,527
		カセットテープ (点)	27,884	100	0	0	54	3	26
		その他 (点)	20,632	0	0	0	0	0	0
	機械可読資料	計 (点)	173,373	6,273	33	99	2,245	2,548	1,089
		光ディスク (点)	169,103	6,047	33	96	2,240	2,396	1,037
		ICカード (点)	2,736	221	0	3	5	151	52
		その他 (点)	1,534	5	0	0	0	1	0
	地図資料	地図 (点)	594,435	4,265	14	170	1,669	2,144	36
	楽譜資料	楽譜 (点)	28,698	2,086	0	0	0	2,040	0
	カード式資料	カード式資料 (点)	40,786	35	0	2	14	12	5
静止画像資料	計 (点)	161,989	153	9	2	10	63	37	
	絵画 (点)	33,790	131	9	0	10	53	30	
	ポスター (点)	55,544	0	0	0	0	0	0	
	絵葉書 (点)	53,489	18	0	0	0	9	7	
	その他 (点)	19,166	4	0	2	0	1	0	
博士論文	博士論文 (点)	600,132	1,972	0	0	0	0	0	
文書類	文書類 (点)	423,985	4,175	138	0	0	0	0	
点字・大活字資料	計 (点)	48,382	2,798	0	0	432	792	395	
	点字図書 (点)	42,620	1,504	0	0	416	730	358	
	大活字図書 (点)	5,762	1,294	0	0	16	62	37	
その他	その他 (点)	2,014,193	0	0	0	0	0	0	
第二種資料	計 (点)	1,684,767	303,952	102,697	16,226	114,276	273	37,008	
	立法資料 (点)	849,714	50,325	20,048	13,276	10,122	5	1,313	
	国会分館用資料 (点)	261,767	58,892	31,163	1,351	952	0	2,098	
	開架閲覧用資料 (点)	214,953	80,298	49,133	1,580	2,960	39	23,502	
	貸出用資料 (点)	10,791	412	201	2	2	0	0	
	執務参考資料 (点)	222,854	1,247	795	17	103	0	156	
	国際交換用資料 (点)	124,688	112,778	1,357	0	100,137	229	9,939	
	図書館協力用資料 (点)	0	0	0	0	0	0	0	

寄託資料	寄託者	本年度末 現在所蔵	資料受入れ			資料管理		
			本年度 受入れ	本年度減少	前年度末 現在所蔵	東京本館	関西館	国際子ども 図書館
			計 (点)	96,757	1,739	2,425	97,443	51,187
日本新聞協会	62,872	1,177	0	61,695	17,302	45,570	0	
明石元二郎等 26 件	33,885	562	2,425	35,748	33,885	0	0	

資料受入れ						本年度 減少	前年度末 現在所蔵	資料管理			
寄贈		国際交換	変更	移管	生産			供用			物品管理 官所管
国内	外国							東京本館	関西館	国際子ども 図書館	
32,407	4,795	19,771	10,498	1	3,025	119,875	45,609,602	26,339,480	18,135,510	673,828	1,068,712
12,576	2,009	2,282	3,256	1	0	4,189	11,739,412	6,100,026	4,905,192	460,094	462,666
12,455	1,390	877	3,251	1	0	381	8,852,767	5,051,130	3,144,945	365,340	461,239
121	619	1,405	5	0	0	3,808	2,886,645	1,048,896	1,760,247	94,754	1,427
5,099	2,748	12,358	6,021	0	326	13,189	19,482,520	10,653,550	8,594,968	114,713	576,110
4,161	975	7,037	3,392	0	326	325	12,921,695	7,274,725	5,499,469	114,713	309,088
4,161	0	0	388	0	326	204	8,970,854	6,163,883	2,708,528	103,342	241,163
0	975	7,037	3,004	0	0	121	3,950,841	1,110,842	2,790,941	11,371	67,925
938	1,773	5,321	2,629	0	0	12,864	6,560,825	3,378,825	3,095,499	0	267,022
938	0	0	2	0	0	11,880	4,382,637	2,821,535	1,665,601	0	13,888
0	1,773	5,321	2,627	0	0	984	2,178,188	557,290	1,429,898	0	253,134
17	0	5,123	3	0	2,532	101,964	9,148,357	5,035,340	3,964,683	38,000	16,681
17	0	0	0	0	2,532	1	627,678	308,547	319,107	2,076	1,132
0	0	5,123	3	0	0	101,963	8,220,571	4,475,251	3,597,010	35,924	15,549
0	0	0	0	0	0	0	300,108	251,542	48,566	0	0
8,260	0	0	5	0	0	1	386,298	389,108	3,879	11,072	3,632
38	0	0	5	0	0	1	210,293	206,271	3,633	10,067	3,491
1	0	0	0	0	0	0	15,156	14,660	246	252	1
8,221	0	0	0	0	0	0	160,849	168,177	0	753	140
98	1	4	19	0	0	2	788,269	757,313	37,065	3,776	3,689
91	1	4	9	0	0	2	739,853	745,842	319	3,544	3,622
7	0	0	10	0	0	0	27,784	11,301	16,284	232	67
0	0	0	0	0	0	0	20,632	170	20,462	0	0
68	8	4	12	0	167	490	167,590	135,977	29,119	7,463	814
54	8	4	12	0	167	490	163,546	131,943	29,019	7,453	688
10	0	0	0	0	0	0	2,515	2,577	82	2	75
4	0	0	0	0	0	0	1,529	1,457	18	8	51
230	0	0	2	0	0	1	590,171	591,254	817	0	2,364
46	0	0	0	0	0	0	26,612	26,751	0	1,641	306
2	0	0	0	0	0	0	40,751	29,316	0	11,466	4
11	20	0	1	0	0	0	161,836	139,990	301	21,622	76
9	20	0	0	0	0	0	33,659	11,880	221	21,613	76
0	0	0	0	0	0	0	55,544	55,540	1	3	0
1	0	0	1	0	0	0	53,471	53,488	0	1	0
1	0	0	0	0	0	0	19,162	19,082	79	5	0
1,972	0	0	0	0	0	35	598,195	0	598,894	0	1,238
4,028	9	0	0	0	0	0	419,810	422,568	592	0	825
0	0	0	1,179	0	0	4	45,588	44,385	0	3,981	16
0	0	0	0	0	0	0	41,116	38,909	0	3,695	16
0	0	0	1,179	0	0	4	4,472	5,476	0	286	0
0	0	0	0	0	0	0	2,014,193	2,013,902	0	0	291
30,956	92	30	1,488	0	906	310,330	1,691,145	1,219,713	205,068	58,805	201,181
5,241	58	12	250	0	0	39,839	839,228	823,633	0	0	26,081
22,845	0	0	483	0	0	81,795	284,670	257,170	0	0	4,597
2,387	5	10	109	0	573	76,626	211,281	122,819	25,094	52,368	14,672
10	28	0	2	0	167	289	10,668	0	4,871	5,890	30
0	0	8	2	0	166	2,216	223,823	16,091	175,103	547	31,113
473	1	0	642	0	0	109,565	121,475	0	0	0	124,688
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注1:「東京本館」は、国会分館を含む。

注2:「変更」は資料の細分類、種類もしくは品目または数量を変更する場合

「移管」は資料の管理換をし、または受ける場合

「生産」は館が生産した資料を受け入れる場合

「納入(25条)無償」は発行者(納入義務者)による寄贈

「寄贈」は発行者(納入義務者)以外による寄贈を指す。

注3:「前年度末現在所蔵」は、物品管理簿記載の所蔵点数による。

第 8 国際交換資料統計 (令和 3 年度)

交換相手先	図 書 (点)						逐次刊行物 (点)					
	受入れ			送 付			受入れ			送 付		
	官庁出版物	一般出版物	計	官庁出版物	一般出版物	計	官庁出版物	一般出版物	計	官庁出版物	一般出版物	計
計	5,866	1,151	7,017	9,249	690	9,939	12,695	72	12,767	17,179	2,405	19,584
国際機関計	206	0	206	2	0	2	123	0	123	4	0	4
国際連合 (UN)	49	0	49	2	0	2	23	0	23	3	0	3
国際労働機関 (ILO)	2	0	2	0	0	0	4	0	4	0	0	0
世界保健機関 (WHO)	0	0	0	0	0	0	17	0	17	0	0	0
世界貿易機関 (WTO)	9	0	9	0	0	0	6	0	6	0	0	0
経済協力開発機構 (OECD)	144	0	144	0	0	0	56	0	56	0	0	0
欧州連合 (EU)	2	0	2	0	0	0	10	0	10	0	0	0
国際機関 (その他)	0	0	0	0	0	0	7	0	7	1	0	1
アフリカ計	0	0	0	2	0	2	0	0	0	90	8	98
エジプト・アラブ共和国	0	0	0	2	0	2	0	0	0	71	0	71
タンザニア連合共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
ナイジェリア連邦共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	8	21
南アフリカ共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4
北アメリカ計	4,743	4	4,747	4,820	27	4,847	402	8	410	4,028	255	4,283
アメリカ合衆国 (米国)	4,743	4	4,747	4,820	27	4,847	402	8	410	3,985	235	4,220
カナダ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29	10	39
キューバ共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	10
ドミニカ共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	14
南アメリカ計	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5	0	5
ブラジル連邦共和国	0	1	1	0	0	0	0	0	0	5	0	5
アジア計	340	794	1,134	3,014	265	3,279	9,119	41	9,160	8,234	1,716	9,950
イラン・イスラム共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	3
インド	0	0	0	0	0	0	65	0	65	2	0	2
インドネシア共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
シンガポール共和国	0	4	4	0	0	0	12	0	12	21	0	21
スリランカ民主主義社会主義共和国	0	1	1	0	0	0	11	0	11	1	0	1
タイ王国	1	7	8	9	6	15	0	0	0	50	1	51
大韓民国	218	235	453	267	170	437	710	8	718	3,096	489	3,585
台湾	102	88	190	2,586	0	2,586	447	1	448	3,181	102	3,283
中華人民共和国	11	249	260	108	57	165	7,758	30	7,788	1,563	1,050	2,613
朝鮮民主主義人民共和国	0	0	0	2	0	2	0	0	0	57	12	69
フィリピン共和国	3	19	22	1	2	3	1	0	1	96	46	142
ブータン王国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ベトナム社会主義共和国	2	184	186	29	25	54	114	0	114	125	14	139
マレーシア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	10
ミャンマー連邦共和国	0	0	0	12	1	13	0	0	0	19	0	19
モンゴル国	3	7	10	0	4	4	1	2	3	0	0	0
ヨーロッパ計	577	352	929	1,411	398	1,809	3,017	23	3,040	4,817	425	5,242
アゼルバイジャン共和国	4	36	40	25	2	27	23	0	23	4	0	4
アルメニア共和国	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0
ウクライナ	0	1	1	14	0	14	33	0	33	98	48	146
ウズベキスタン共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	11
オランダ王国	1	0	1	52	5	57	0	0	0	19	12	31
カザフスタン共和国	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北マケドニア共和国	0	5	5	0	0	0	3	0	3	30	12	42
グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国 (英国)	2	11	13	292	7	299	592	0	592	480	72	552
クロアチア共和国	0	0	0	0	0	0	156	0	156	12	0	12
スイス連邦	0	0	0	0	0	0	1	0	1	7	0	7
スウェーデン王国	0	29	29	1	78	79	12	0	12	11	12	23
セルビア共和国	7	80	87	3	36	39	1	1	2	1	7	8
タジキスタン共和国	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12
チェコ共和国	2	26	28	4	58	62	629	0	629	17	0	17

交換相手先	図 書 (点)						逐次刊行物 (点)					
	受入れ			送 付			受入れ			送 付		
	官庁出版物	一般出版物	計	官庁出版物	一般出版物	計	官庁出版物	一般出版物	計	官庁出版物	一般出版物	計
ドイツ連邦共和国	523	24	547	861	54	915	1,225	0	1,225	2,148	61	2,209
ハンガリー	0	0	0	0	11	11	0	0	0	8	0	8
フィンランド共和国	0	1	1	3	1	4	7	0	7	2	61	63
フランス共和国	8	7	15	58	19	77	29	0	29	96	18	114
ブルガリア共和国	3	16	19	0	0	0	23	14	37	31	0	31
ベラルーシ共和国	13	19	32	2	2	4	26	0	26	5	0	5
ベルギー王国	0	0	0	2	0	2	0	0	0	36	0	36
ポーランド共和国	10	43	53	0	61	61	32	0	32	3	0	3
ラトビア共和国	0	1	1	0	16	16	0	0	0	2	12	14
リトアニア共和国	1	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1
ルーマニア	1	9	10	2	7	9	87	8	95	48	2	50
ロシア連邦	2	41	43	92	35	127	138	0	138	1,747	96	1,843
オセアニア計	0	0	0	0	0	0	34	0	34	1	1	2
オーストラリア連邦	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2
フィジー共和国	0	0	0	0	0	0	34	0	34	0	0	0

注1:「図書」、「逐次刊行物」には、「非図書資料」を含む。

第9 書誌データ作成統計 (令和3年度)

		本年度末 現在	新規				更新					
			計	東京本館	関西館	国際 子ども 図書館	計	東京本館	関西館	国際 子ども 図書館		
計 (件)		27,038,569	555,192	516,210	36,947	2,035	561,913	561,101	812	0		
図書	計 (件)	7,392,259	165,590	140,828	22,727	2,035	—	—	—	—		
	日本語	5,389,903	129,140	128,198	942	—	—	—	—	—		
	日本語以外	中国語・朝鮮語	2,002,356	14,370	121	12,561	1,688	—	—	—	—	
		アジア諸言語		1,248	—	901	347	—	—	—	—	
上記以外の外国語		20,832		12,509	8,323	—	—	—	—	—		
逐次刊行物	計 (件)	275,177	1,798	1,728	70	0	9,137	8,325	812	0		
	日本語	205,466	1,659	1,659	—	—	7,954	7,954	—	—		
	日本語以外	69,711	139	69	70	0	1,183	371	812	0		
	雑誌	計 (件)	244,370	1,708	1,644	64	0	8,619	7,817	802	0	
		日本語	176,553	1,575	1,575	—	—	7,467	7,467	—	—	
		日本語以外	中国語・朝鮮語	67,817	25	0	25	0	186	0	186	0
			アジア諸言語		15	—	15	0	5	—	5	0
	上記以外の外国語		93		69	24	—	961	350	611	—	
	新聞	計 (件)	30,807	90	84	6	0	518	508	10	0	
		日本語	28,913	84	84	—	—	487	487	—	—	
		日本語以外	中国語・朝鮮語	1,894	2	—	2	0	3	—	3	0
			アジア諸言語		2	—	2	0	3	—	3	0
	上記以外の外国語		2		0	2	—	25	21	4	—	
非図書資料	計 (件)	5,194,225	39,949	25,799	14,150	0	—	—	—	—		
	マイクロ資料	3,190,217	227	78	149	—	—	—	—	—		
	映像資料	176,020	7,584	7,584	0	0	—	—	—	—		
	録音資料	679,234	8,432	8,432	0	—	—	—	—	—		
	機械可読資料	95,605	3,413	3,198	215	0	—	—	—	—		
	地図資料	301,434	3,601	3,601	0	—	—	—	—	—		
	楽譜資料	18,103	1,920	1,920	0	—	—	—	—	—		
	カード式資料	583	24	24	0	0	—	—	—	—		
	静止画像資料	7,906	146	146	0	0	—	—	—	—		
	博士論文	596,893	1,060	—	1,060	—	—	—	—	—		
	電子版博士論文	93,679	12,726	—	12,726	—	—	—	—	—		
	文書類	26,134	172	172	0	—	—	—	—	—		
	点字資料	7,889	624	624	0	—	—	—	—	—		
契約電子ブック (洋)	528	20	20	—	—	—	—	—	—			
索引	雑誌記事索引 (件)	14,176,908	347,855	347,855	—	—	552,776	552,776	—	—		

	累積	新規	訂正	削除
典拠データ (件)	1,384,132	27,651	11,238	1,035

	書誌送付数
ISSN (件)	2,886

注1：第1種資料の書誌データ作成を対象
 注2：「図書」は冊子体の地図、楽譜及び大活字資料を含む。
 注3：「ISSN(件)」はISSN国際センターへのISSN書誌データ送付件数
 注4：非図書資料のうち、一つのタイトルのもとに、終期を予定せず、継続して刊行される資料であるものは、逐次刊行物として計上

第 10 資料保存統計 (令和 3 年度)

				計	東京本館	関西館	国際子ども図書館	
合冊製本	図書	計(点)		241	75	166	—	
		和装		0	0	0	—	
		洋装		241	75	166	—	
	貴重書等(点)		0	0	0	—		
	逐次刊行物(点)		18,988	17,035	1,953	—		
	非図書資料(点)		244	244	0	—		
修理・修復	図書	計(点)		1,709	1,709	—	—	
		和装		336	336	—	—	
		洋装		1,373	1,373	—	—	
	貴重書等(点)		29	29	—	—		
	逐次刊行物(点)		2,627	2,627	—	—		
	非図書資料(点)		330	330	—	—		
その他	図書館資料(件)		40	40	—	—		
簡易補修	図書(点)		24,152	22,925	734	493		
	雑誌(点)		4,062	3,200	805	57		
	新聞(点)		719	588	131	0		
	非図書資料(点)		1,139	842	297	0		
保存容器	図書	計(点)		1,047	997	0	50	
		和装		400	400	0	0	
		洋装		647	597	0	50	
	貴重書等(点)		9	9	0	0		
	逐次刊行物(点)		650	650	0	0		
	非図書資料(点)		1,922	1,922	0	0		
包材交換等	非図書資料(点)		3,774	3,566	208	0		
展示用保護措置(件)		0	0	—	0			
脱酸性化処理(点)		700	700	0	0			
電子化	図書	原資料	(タイトル)	274,542	2,533	271,951	58	
			(点)	299,118	3,206	295,854	58	
	雑誌	成果物	(コマ)	45,978,116	250,498	45,726,019	1,599	
		原資料	(タイトル)	637	554	83	0	
	新聞	成果物	(コマ)	15,242	7,064	8,178	0	
		原資料	(タイトル)	1,091,022	310,063	780,959	0	
	非図書資料	原資料	(タイトル)	15	15	0	0	
			(点)	75,743	75,743	0	0	
		成果物	(コマ)	346,021	346,021	0	0	
		原資料	(タイトル)	16,519	16,519	0	0	
			(点)	4,349	4,349	0	0	
		成果物	(コマ)	1,642,439	1,642,439	0	0	
	録音資料	原資料	(タイトル)	0	0	0	0	
			(点)	605	450	155	0	
		成果物	(コマ)	3,311	1,154	2,157	0	
			(点)	15,031	15,031	0	0	
	映像資料	原資料	(タイトル)	1,634	1,465	169	0	
			(点)	2,039	2,039	0	—	
		成果物	(コマ)	6,042	6,042	0	—	
			(点)	39,855	39,855	0	—	
	マイグレーション	機械可読資料	原資料	(タイトル)	130	130	—	—
				(点)	135	135	—	—
		録音資料	原資料	(タイトル)	0	0	—	—
				(点)	0	0	—	—
映像資料		原資料	(タイトル)	0	0	—	—	
			(点)	0	0	—	—	

注1:「東京本館」は、国会分館を含む。
 注2:「修理・修復」は、破損による複製本を含む。
 注3:「保存容器」は、作成した保存容器の点数(「軼」を含む)。
 注4:「包材交換等」は、マイクロフィルムの巻き返し、レコードのクリーニング等を含む。
 注5:「電子化」>「録音資料」及び「映像資料」には、組合せ資料(図書と付属物)を含む。「電子化」>「録音資料」>「成果物」>(コマ)は画像データのコマ数、「成果物」>(点)は音声データのファイル点数をさす。「同」>「映像資料」>「成果物」(コマ)は画像データのコマ数、「成果物」>(点)は映像データのファイル点数をさす。
 注6:「マイグレーション」とは、デジタル資料のメディア変換をいう。いずれも図書・逐次刊行物・非図書資料との組合せ資料を含み、付属資料をメディア変換した場合は、本体資料の種別によらずメディア変換を行った付属資料そのものの種別によって分ける。

第 11 歳出予算・決算統計 (令和 3 年度)

(単位 円)

項 目	経費区分	歳出予算額	前年度繰越額	予備費使用額	流用等増△減額	歳出予算現額	支出済歳出額	翌年度繰越額	不用額
国立国会図書館		23,685,216,000	6,394,108,000	0	0	30,079,324,000	24,445,656,328	4,754,374,000	879,293,672
職員基本給	人	4,675,331,000	0	0	0	4,675,331,000	4,663,932,132	0	11,398,868
職員諸手当	人	2,524,760,000	0	0	0	2,524,760,000	2,512,568,804	0	12,191,196
超過勤務手当	人	485,354,000	0	0	0	485,354,000	298,950,597	0	186,403,403
非常勤職員手当	運	213,553,000	0	0	0	213,553,000	212,609,359	0	943,641
休職者給与	人	34,852,000	0	0	0	34,852,000	27,488,978	0	7,363,022
短時間勤務職員給与	人	36,378,000	0	0	0	36,378,000	32,316,177	0	4,061,823
公務災害補償費	人	2,736,000	0	0	0	2,736,000	447,937	0	2,288,063
退職手当	人	718,405,000	0	0	0	718,405,000	586,501,686	0	131,903,314
児童手当	運	24,785,000	0	0	0	24,785,000	23,905,000	0	880,000
諸謝金	運	21,350,000	0	0	0	21,350,000	16,072,871	0	5,277,129
職員旅費	運	57,319,000	0	0	0	57,319,000	14,327,162	0	42,991,838
赴任旅費	運	9,400,000	0	0	0	9,400,000	4,951,342	0	4,448,658
委員等旅費	運	3,186,000	0	0	0	3,186,000	333,526	0	2,852,474
外国人招へい旅費	運	4,921,000	0	0	0	4,921,000	0	0	4,921,000
庁費	運	61,162,000	0	0	0	61,162,000	55,628,082	0	5,533,918
国立国会図書館業務庁費	運	9,268,872,000	6,394,108,000	0	0	15,662,980,000	10,633,378,658	4,754,374,000	275,227,342
図書館資料購入費	図	771,274,000	0	0	0	771,274,000	762,344,958	0	8,929,042
立法資料購入費	図	63,904,000	0	0	0	63,904,000	63,892,201	0	11,799
科学技術関係資料費	図	1,149,837,000	0	0	0	1,149,837,000	1,059,017,089	0	90,819,911
特殊文書関係資料整備費	運	68,783,000	0	0	0	68,783,000	68,172,113	0	610,887
電子計算機等借料	運	1,541,431,000	0	0	0	1,541,431,000	1,527,574,383	0	13,856,617
招へい外国人滞在費	運	4,557,000	0	0	0	4,557,000	0	0	4,557,000
各所修繕	運	80,916,000	0	0	0	80,916,000	80,808,478	0	107,522
自動車重量税	運	62,000	0	0	0	62,000	61,500	0	500
国家公務員共済組合負担金	人	1,156,945,000	0	0	0	1,156,945,000	1,147,000,471	0	9,944,529
基礎年金等国家公務員共済組合負担金	人	296,122,000	0	0	0	296,122,000	295,863,000	0	259,000
育児休業手当金国家公務員共済組合負担金	人	79,000	0	0	0	79,000	79,000	0	0
国有資産所在市町村交付金	運	2,822,000	0	0	0	2,822,000	2,820,800	0	1,200
国際図書館連盟等拠出金	運	7,949,000	0	0	0	7,949,000	7,948,255	0	745
交際費	運	651,000	0	0	0	651,000	167,753	0	483,247
賠償償還及払戻金	運	44,000	0	0	0	44,000	1,727	0	42,273
納入出版物代償金	図	397,476,000	0	0	0	397,476,000	346,492,289	0	50,983,711
国立国会図書館施設費		1,199,823,000	966,037,544	0	0	2,165,860,544	2,104,235,945	43,060,000	18,564,599
施設施工旅費	施	373,000	0	0	0	373,000	172,582	0	200,418
施設施工庁費	施	110,773,000	21,527,300	0	0	132,300,300	87,650,269	27,060,000	17,590,031
施設整備費	施	1,088,677,000	944,510,244	0	0	2,033,187,244	2,016,413,094	16,000,000	774,150
計		24,885,039,000	7,360,145,544	0	0	32,245,184,544	26,549,892,273	4,797,434,000	897,858,271
(再掲 経費区分)									
人件費	人	9,930,962,000	0	0	0	9,930,962,000	9,565,148,782	0	365,813,218
図書館資料収集経費	図	2,382,491,000	0	0	0	2,382,491,000	2,231,746,537	0	150,744,463
その他の運営経費	運	11,371,763,000	6,394,108,000	0	0	17,765,871,000	12,648,761,009	4,754,374,000	362,735,991
施設費	施	1,199,823,000	966,037,544	0	0	2,165,860,544	2,104,235,945	43,060,000	18,564,599
計		24,885,039,000	7,360,145,544	0	0	32,245,184,544	26,549,892,273	4,797,434,000	897,858,271

注 1：行政・司法各部門支部図書館を除く。

第12 職員統計

(令和3年度末現在)

	館長		副館長		総務部		調査及び 立法考査局		収書誌部		利用者 サービス部		電子情報部		関西館		国際子ども 図書館		計	
	計		計		計		計		計		計		計		計		計		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
常勤職員計(人)	1		1		125		189		159		176		71		120		36		878	
	1	0	0	1	71	54	103	86	46	113	82	94	48	23	59	61	9	27	419	459
館長	1		—		—		—		—		—		—		—		—		1	
	1	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	0
副館長	—		1		—		—		—		—		—		—		—		1	
	—	—	0	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1
専門調査員	—		—		—		14		—		—		—		—		—		14	
	—	—	—	—	—	—	10	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	4
部局長級管理職	—		—		1		1		0		1		1		1		1		6	
	—	—	—	—	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	1	1	4
次長・副部長級管理職	—		—		8		4		2		2		1		1		—		18	
	—	—	—	—	6	2	4	0	1	1	2	0	1	0	1	0	—	—	15	3
課長級管理職	—		—		7		22		9		11		8		7		3		67	
	—	—	—	—	3	4	16	6	3	6	7	4	6	2	4	3	0	3	39	28
一般職員	—		—		109		148		148		162		61		111		32		771	
	—	—	—	—	61	48	72	76	42	106	72	90	40	21	54	57	9	23	350	421
再任用短時間勤務職員 (人)	—		—		—		—		4		7		—		1		—		12	
	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	6	1	—	—	0	1	—	—	9	3

注1:「常勤職員」は、年度末日付け退職者を含む。

注2:「常勤職員」には、国会職員法第3条の3による任期付職員0人、同法第15条の4による再任用フルタイム勤務職員4人並びに国会職員の育児休業等に関する法律第7条による任期付職員3人及び臨時的任用職員8人を含む。

注3:「再任用短時間勤務職員」は、延べ人数

第13 施設・設備統計

(令和3年度末現在)

	計	東京本館（本庁舎）		国会分館	関西館		国際子ども図書館		
		本館	新館		本館	書庫棟	レンガ棟	アーチ棟	
開館日（日）	—	278		240	277	—	284		
標準的な一週間の開館時間（時間）	—	55		40	51	—	45		
面積	敷地（㎡）	120,220	29,822		—	82,665		7,733	
	建物延べ面積（㎡）	246,284	74,911	72,942	1,331	59,304	25,035	6,671	6,090
	書庫（㎡）	120,578	31,968	45,861	609	23,926	15,100	1,159	1,955
	閲覧スペース（㎡）	25,864	9,943	9,040	562	4,265	—	1,394	660
	事務室・その他（㎡）	99,846	33,000	18,041	160	31,117	9,935	4,118	3,475
閲覧席（席）	1,577	535	485	74	359	—	74	50	
閲覧用端末・機器	計（台）	899	398	270	18	153	—	24	36
	利用者端末	792	362	211	18	144	—	24	33
	マイクロリーダー （デジタル・光学式）	107	36	59	0	9	—	0	3

注1：「閲覧席（席）」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため使用不可としている閲覧席を含まない。

法 規

令和3年度中に制定された当館の規程、規則及び告示を掲載した。

- 法規1 国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程 119
(令和3年4月1日制定 国立国会図書館規程第1号)
- 法規2 国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程 119
(令和3年6月1日制定 国立国会図書館規程第2号)
- 法規3 国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則 119
(令和3年4月1日制定 国立国会図書館規則第2号)
- 法規4 国立国会図書館における情報通信技術を利用した手続に関する規則 120
(令和3年8月31日制定 国立国会図書館規則第3号)
- 法規5 国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則及び国立国会図書館
展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則 121
(令和3年8月31日制定 国立国会図書館規則第4号)
- 法規6 国立国会図書館資料利用規則 123
(令和4年3月29日制定 国立国会図書館規則第1号)
- 法規7 国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出し
に関する規則 143
(令和4年3月29日制定 国立国会図書館規則第2号)
- 法規8 国立国会図書館における情報通信技術を利用した手続に関する規則の一部を改正する
規則 153
(令和4年3月29日制定 国立国会図書館規則第3号)
- 法規9 国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則及び国立国会図書館視覚障害者等用資料
送信及び貸出規則の一部を改正する規則 153
(令和4年3月29日制定 国立国会図書館規則第4号)
- 法規10 国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則 156
(令和4年3月29日制定 国立国会図書館規則第5号)
- 法規11 複写料金に関する件の一部を改正する件 158
(令和3年9月1日制定 国立国会図書館告示第1号)
- 法規12 複写料金に関する件の一部を改正する件 159
(令和4年3月29日制定 国立国会図書館告示第1号)

【法規 1】

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程

(令 和 3 年 4 月 1 日 制 定)
(国立国会図書館規程第 1 号)

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十二年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。
本則中「八百九十人」を「八百九十一人」に改める。

附 則

この規程は、令和三年四月一日から施行する。

【法規 2】

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程

(令 和 3 年 6 月 1 日 制 定)
(国立国会図書館規程第 2 号)

国立国会図書館職員苦情処理規程(昭和三十七年国立国会図書館規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、「基づく国立国会図書館職員」の下に「(以下「職員」という。)」を加える。

第二条中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給(国会職員法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をされ」に、「取扱」を「取扱い」に改め、「国立国会図書館の」を削る。

附則第二項を次のように改める。

- 2 国会職員の給与等に関する規程(昭和三十二年十月十六日両院議長決定)附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会職員の給与等に関する規程(昭和三十二年十月十六日両院議長決定)附則第四項の規定による降給」とする。

附 則

この規程は、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十二号)の施行の日から施行する。

【法規 3】

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

(令 和 3 年 4 月 1 日 制 定)
(国立国会図書館規則第 2 号)

国立国会図書館組織規則(平成十四年国立国会図書館規則第一号)の一部を次のように改正する。
第四十条第二十四号を同条第二十五号とし、同条第二十三号を同条第二十四号とし、同条第二十二号

を同条第二十三号とし、同条第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 図書館資料の収集、管理及び整理並びに書誌データの作成及び提供に係る情報システムに関する事務の調整に関すること。

第五十九条第二項中「に、」の下に「資料デジタル化推進室及び」を加え、同条第五項中「室長」を「次世代システム開発研究室長」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3 資料デジタル化推進室は、第一項第三号に掲げる事務をつかさどる。

4 資料デジタル化推進室に、室長を置く。

5 資料デジタル化推進室長は、命を受けて、資料デジタル化推進室の事務を掌理する。

第七十条第五号中「の収集」の下に「(作成を含む。次号において同じ。)」を加え、同条第七号中「光ディスク」の下に「(第七十四条第九号において「学術文献録音テープ等」という。)」を加える。

第七十四条第九号中「収集した学術文献を録音した磁気テープ又は光ディスク」を「学術文献録音テープ等」に改める。

第七十八条第一項中「及び電子情報部電子情報企画課次世代システム開発研究室」を「並びに電子情報部電子情報企画課資料デジタル化推進室及び同課次世代システム開発研究室」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

【法規 4】

国立国会図書館における情報通信技術を利用した手続に関する規則

(令 和 3 年 8 月 31 日 制 定)
(国立国会図書館規則第 3 号)

(情報通信技術を利用した手続)

第一条 国立国会図書館の規則(国立国会図書館事務文書開示規則(平成二十三年国立国会図書館規則第四号)、国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則(平成二十九年国立国会図書館規則第四号)、国立国会図書館資料利用規則(平成十六年国立国会図書館規則第五号)、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則(平成十二年国立国会図書館規則第四号)、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則(平成二十八年国立国会図書館規則第二号)及び国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則(平成二十五年国立国会図書館規則第六号)を除く。以下単に「規則」という。)の規定により、書面等(書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下同じ。)により作成、保存、提出、通知等を行うこととされている手続については、当該規則の規定にかかわらず、当該書面等に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により作成、保存等を行い、又は電子情報処理組織(国立国会図書館の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))とその手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法その他の情報通信技術を利用する

方法により提出、通知等を行うことができる。

- 2 前項に規定する方法により行われた手続については、当該手続に関する他の規則の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該規則その他の当該手続に関する国立国会図書館の法規の規定を適用する。
- 3 第一項の電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行われた提出、通知等は、当該提出、通知等を受けるべき者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該提出、通知等を受けるべき者に到達したものとみなす。

(適用除外)

第二条 次の表の上欄に掲げる規則の同表の中欄に掲げる規定に基づいて行う手続であって、それぞれ同表の下欄に掲げる書面等を用いて行うものについては、この規則の規定は、適用しない。

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）	第七条第一項	利用証
	第八条第二項	貸出票
	第九条第四項	身分を証明するに足りる書類 利用証

- 2 手続のうち当該手続に関する他の規則の規定において電磁的記録により作成、保存等を行い、又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により提出、通知等を行うことが規定されているもの（前条第一項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和三年八月三十一日から施行する。

【法規 5】

国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則及び国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部を改正する規則

（ 令 和 3 年 8 月 31 日 制 定 ）
（ 国立国会図書館規則第 4 号 ）

（国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則の一部改正）

第一条 国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一を次のように改める。

(様式第一)

国立国会図書館資料相互貸出票

使用職員	氏名	
	所属	局 部 課
	TEL	

No. _____

請求記号	書名(巻号)	冊数	貸出日	利用期限	返却日	
		冊				1
		冊				2
		冊				3
		冊				4
		冊				5
		冊				6
		冊				7
		冊				8
		冊				9
		冊				10

		合計冊数	冊	
貸出図書館	館名		取扱責任者	
借受図書館	館名		取扱責任者	

様式第二中「印」を削る。

(国立国会図書館展示会出品資料貸出規則の一部改正)

第二条 国立国会図書館展示会出品資料貸出規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第十号）の一部を次のように改正する。

様式第一及び様式第二中「印」を削る。

様式第三を次のように改める。

(様式第三)

展 示 会 出 品 資 料 借 用 書

国立国会図書館長殿		借 受 日	年 月 日
		返却予定日	年 月 日
借受機関 (代表者名)			
住 所 及 び 電 話	電 話 ()		
請求記号	借 受 資 料 名	借受点数・冊数等	
		計	

返却日 年 月 日

様式第四中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和三年八月三十一日から施行する。

【法規 6】

国立国会図書館資料利用規則

(令 和 4 年 3 月 29 日 制 定)
(国 立 国 会 図 書 館 規 則 第 1 号)

目次

第一章 総則 (第一条—第八条)

第二章 利用者登録

- 第一節 一般公衆の利用者登録（第九条―第十三条）
- 第二節 図書館等の利用者登録（第十四条）
- 第三章 入退館等
 - 第一節 開館時間及び休館日（第十五条・第十六条）
 - 第二節 入退館等の手続（第十七条―第二十三条）
- 第四章 閲覧
 - 第一節 総則（第二十四条―第二十八条）
 - 第二節 閲覧手続（第二十九条―第三十四条）
 - 第三節 登録視覚障害者等の閲覧の特例（第三十五条―第三十七条）
- 第五章 複写（第三十八条―第五十一条）
- 第六章 図書館間貸出し（第五十二条―第六十条）
- 第七章 送信
 - 第一節 図書館等への送信（第六十一条―第六十五条）
 - 第二節 登録利用者への送信（第六十六条・第六十七条）
- 第八章 レファレンス（第六十八条―第七十一条）
- 第九章 雑則（第七十二条―第七十四条）
- 附則

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 一般公衆並びに図書館及び調査研究機関等（以下「図書館等」という。）による資料の利用は、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

（定義）

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 収集資料 国立国会図書館（以下「館」という。）が収集した図書館資料（電子情報を除く。）をいう。
- 二 電子情報 次に掲げるものをいう。
 - イ 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。）第二十五条の三第一項に規定するインターネット資料
 - ロ 法第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料
 - ハ 法第二十一条第一項第一号に規定する情報
 - ニ イからハマまでに掲げるもののほか館がインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供する情報又は再生のための機器の記録媒体に記録された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）であって別に定めるもの
- 三 資料 収集資料及び電子情報をいう。
- 四 情報システム 資料の利用に係る館の電子情報処理組織をいう。

(利用の方法)

第三条 この規則における資料の利用の方法は、閲覧（東京本館（資料を利用に供するための館の施設であって東京都に置かれたもののうち、国会分館及び支部図書館を除いたものをいう。以下同じ。）、関西館又は国際子ども図書館の施設内において行うものに限る。第六章及び第七章を除き、以下同じ。）、複写、図書館間貸出し、送信及びレファレンスとする。

(利用の料金)

第四条 資料の利用は、別に定めるものを除き、無料とする。

(利用に係る業務の休止)

第五条 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、資料の一部又は全部について、その利用に係る業務の一部又は全部を休止することができる。この場合においては、やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ公示するものとする。

(利用の中止又は停止)

第六条 館長は、この規則その他館長が定める規定に違反した者、職員の指示に従わない者その他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者又はそのおそれのある者に対し、資料の利用の一部又は全部の中止又は停止を命ずることができる。

(利用の制限等)

第七条 館長は、特定の資料の内容を理由として、資料の利用の制限（利用の一部若しくは全部を禁止し、又は利用について一定の条件を付することをいう。次項において同じ。）をする場合は、国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成二十八年国立国会図書館規則第二号）によるものとする。

2 前項に定めるもののほか、館長は、法令の遵守若しくは契約等の履行又は資料の保存その他の特定の資料の内容に関わらない目的のために必要があると認めるときは、この規則その他館長が定める規定又は当該契約等に基づいて資料の利用の制限又は利用態様の変更をすることができる。

(本人確認)

第八条 館長は、一般公衆の利用者登録、東京本館若しくは関西館への入館又は児童書研究資料室への入室その他の館長が利用者の本人確認を行うことが必要であると認める場合には、当該利用者に対し、その氏名、現住所及び年齢を証明するに足る書類（電磁的記録を含む。）の提示、提出又は送信を求めることができる。

第二章 利用者登録

第一節 一般公衆の利用者登録

(本登録)

第九条 この規則の規定により次に掲げる資料の利用又はその申込みをしようとする一般公衆は、あらかじめ、東京本館若しくは関西館に申請書を提出して、又は情報システムを用いて申請をし、登録利用者としての登録（以下「本登録」という。）を受けなければならない。

- 一 東京本館又は関西館に入館して行う第四章に規定する閲覧及び第五章に規定する複写に係る申込み（第三十二条に規定する閲覧の予約を除く。）
- 二 第四十八条に規定する資料の複写の申込み
- 三 第七章第二節に規定する登録利用者への送信

- 2 本登録を受けることができる者は、満十八歳以上の者とする。
- 3 第一項の申請をしようとする者は、自己の氏名、現住所及び年齢を証明しなければならない。
- 4 館長は、第一項の申請を受理したときは、当該申請をした者について本登録をし、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める手続をするものとする。
 - 一 申請書の提出により第一項の申請をした登録利用者 その識別番号その他の事項を記載した登録証の交付
 - 二 情報システムを用いて第一項の申請をした登録利用者 その識別番号の通知
- 5 本登録の有効期間は、当該本登録の日から起算して三年とする。
- 6 前項の有効期間は、登録利用者が所定の手続を行うことにより更新することができる。

(仮登録)

第十条 館長は、前条第一項の規定により申請書の提出を受けた場合であって、当該申請書を提出した者の現住所又は年齢の確認ができないときは、当該者について、仮登録利用者としての登録（以下「仮登録」という。）をし、当該者に対し、その識別番号その他の事項を記載した登録証を交付することができる。

- 2 仮登録の有効期間は、当該仮登録の日から起算して三箇月とする。
- 3 前条第一項の規定にかかわらず、仮登録利用者は、第一項の仮登録の日に限り、東京本館又は関西館に入館して行う第四章に規定する閲覧及び第五章に規定する複写に係る申込みを行うことができる。
- 4 仮登録利用者が前条第一項の規定により東京本館又は関西館において本登録の申請をしようとするときは、交付を受けた第一項の登録証を提出することにより、同条第一項による申請書の提出に代えることができる。
- 5 仮登録利用者が本登録を受けたときは、仮登録は、その効力を失う。

(簡易登録)

第十一条 第九条第一項の規定にかかわらず、登録利用者及び仮登録利用者以外の一般公衆で、第三十三条に規定する関西館の資料の閲覧の予約、第三十四条に規定する他の施設の資料の取寄せ又は第四十八条に規定する資料の複写の申込みをしようとする者は、あらかじめ、情報システムを用いて申請をし、簡易登録利用者としての登録（以下「簡易登録」という。）を受けすることができる。

- 2 簡易登録を受けることができる者は、満十八歳以上の者とする。
- 3 館長は、第一項の申請を受理したときは、当該申請をした者について簡易登録をし、その識別番号を通知するものとする。
- 4 簡易登録の有効期間は、当該簡易登録の日から起算して三年とする。
- 5 前項の有効期間は、簡易登録利用者が所定の手続を行うことにより更新することができる。
- 6 簡易登録利用者が本登録を受けたときは、簡易登録は、その効力を失う。

(登録の特例)

第十二条 国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号。以下「視覚障害者等規則」という。）第六条第四項の規定により送信登録利用者としての登録を受けた者（第四章第三節において「登録視覚障害者等」という。）であって、満十八歳以上のものは、本登録を受けたものとみなす。

(登録利用者等の義務)

第十三条 登録利用者及び簡易登録利用者は、館に登録された情報に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。

2 登録利用者及び簡易登録利用者は、自己の本登録又は簡易登録（効力を有するものに限る。）の抹消を求めようとするときは、その旨を館に届け出るものとする。

3 登録利用者、仮登録利用者及び簡易登録利用者（以下「登録利用者等」という。）は、登録証、識別番号及び暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。その識別番号及び暗証番号をみだりに他に漏らしてはならない。

4 登録利用者等は、登録証を紛失し、若しくは破損したとき又はその識別番号及び暗証番号が他に漏れたとき若しくはそのおそれのあるときは、直ちに、その旨を館に届け出なければならない。

5 館長は、前項の規定による届出があったときは、登録証の再交付その他の必要な措置をとるものとする。

6 館長は、登録利用者等が第三項に規定する義務に違反したことにより生じた損害について、当該登録利用者等に対し、その賠償を求めることができる。

第二節 図書館等の利用者登録

第十四条 図書館等は、あらかじめ申請をして、登録を受けることができる。

2 第五十二条第一項又は第六十一条第一項の承認を受けようとする図書館等にあつては、第五十二条第二項又は第六十一条第二項の申請により、前項の申請に代えることができる。

3 館長は、第一項の申請を受理したときは、当該申請をした図書館等に対し、その識別番号その他の事項を記載した登録証を交付するものとする。

4 前条の規定は、第一項の登録を受けた図書館等（以下「登録図書館等」という。）について準用する。

第三章 入退館等

第一節 開館時間及び休館日

(開館時間)

第十五条 開館時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

一 東京本館 午前九時三十分から午後七時まで（土曜日にあつては、午前九時三十分から午後五時まで）

二 関西館 午前九時三十分から午後六時まで

三 国際子ども図書館 午前九時三十分から午後五時まで

2 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、開館時間を変更することができる。この場合においては、やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ公示するものとする。

(休館日)

第十六条 東京本館及び関西館は、次に掲げる日には、開館しない。

一 日曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

四 毎月の第三水曜日

2 国際子ども図書館は、次に掲げる日には、開館しない。ただし、第一号及び第二号の規定にかかわ

らず、こどもの日は、開館日とする。

一 月曜日

二 国民の祝日に関する法律に規定する「国民の祝日」及び休日

三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日

四 毎月の第三水曜日

3 十二月二十八日が日曜日に当たるときは、第一項第三号及び前項第三号中「十二月二十八日」とあるのは「十二月二十六日」と、「一月四日」とあるのは「一月五日」とし、十二月二十八日が土曜日に当たるときは、第一項第三号及び前項第三号中「十二月二十八日」とあるのは「十二月二十七日」と、「一月四日」とあるのは「一月六日」とする。

4 館長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、開館日を休館日とし、又は休館日を開館日とすることができる。この場合においては、やむを得ない事情があるときを除き、あらかじめ公示するものとする。

第二節 入退館等の手続

(入館又は入室できる者)

第十七条 資料を利用するため東京本館若しくは関西館に入館し、又は児童書研究資料室に入室することができる者は、満十八歳以上の者とする。

2 館長は、特に必要があると認めるときは、東京本館、関西館又は国際子ども図書館への入館を制限することができる。

(満十八歳未満の者の資料の利用の特例)

第十八条 第九条第一項及び第二項並びに前条第一項の規定にかかわらず、満十八歳未満の者であっても、館長が特に認めるときは、館長が別に定めるところにより、東京本館若しくは関西館に入館し、又は児童書研究資料室に入室して、資料を利用することができる。

(東京本館又は関西館への入退館)

第十九条 資料を利用するため東京本館又は関西館に入退館しようとする者は、登録利用者カード、仮登録利用者カード、臨時利用カード又は当日利用カードを所持していなければならない。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるカードの交付を受けることができる。ただし、第二号に掲げる者にあつては、第十条第一項の仮登録の日に限る。

一 登録利用者 登録利用者カード

二 仮登録利用者 仮登録利用者カード

3 前項の規定により登録利用者カードの交付を受けた登録利用者であつて、東京本館又は関西館に入館しようとする際に当該カードを所持していないものは、臨時利用カードの交付を受けることができる。

4 登録利用者及び仮登録利用者以外の一般公衆（満十八歳未満の者を除く。）は、申請書を提出することにより、当日利用カードの交付を受けることができる。

5 第九条第一項の規定にかかわらず、前項の規定により当日利用カードの交付を受けた者は、東京本館又は関西館に入館して、開架資料及び電子情報に限り、次に掲げる利用をすることができる。

一 閲覧

二 第四十六条第三項に規定する即日複写の申込み

(児童書研究資料室への入退室)

第二十条 資料を利用するため児童書研究資料室に入退室しようとする者は、国際子ども図書館資料室利用証（以下「利用証」という。）及び登録利用者カード又は国際子ども図書館当日利用カードを所持していなければならない。

2 登録利用者は、登録利用者カードを提示することにより、利用証の交付を受けることができる。

3 登録利用者以外の一般公衆（満十八歳未満の者を除く。）は、申請書を提出することにより、利用証及び国際子ども図書館当日利用カードの交付を受けることができる。

(電気通信回線の故障等の特例)

第二十一条 電気通信回線の故障その他の事由により、第十九条第一項又は前条第一項の規定に従い入退館することができないときは、東京本館及び関西館にあっては臨時カード及び資料利用票、児童書研究資料室にあっては利用証又は国際子ども図書館当日利用カードの交付を受け、当該手続を行うものとする。

(利用カード等の管理)

第二十二条 登録利用者カード、仮登録利用者カード、臨時利用カード、当日利用カード、臨時カード及び資料利用票並びに利用証及び国際子ども図書館当日利用カード（以下この条において「利用カード等」という。）の交付を受けた者は、利用カード等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 利用カード等の交付を受けた者は、当該利用カード等を紛失し、破損し、又は汚損したときは、直ちに、その旨を館に届け出なければならない。

3 館長は、前項の規定による届出があったときは、利用カード等の再交付その他の必要な措置をとるものとする。

4 利用カード等（登録利用者カードを除く。以下この項において同じ。）の交付を受けた者は、東京本館若しくは関西館から退館し、又は児童書研究資料室から退室しようとする際には、利用カード等を返却しなければならない。

5 登録利用者は、本登録の有効期間が経過したとき、登録利用者が本登録の抹消を求めるときその他登録利用者カードが不用となったときは、登録利用者カードを返却しなければならない。

6 館長は、利用カード等の交付を受けた者が第一項、第四項又は前項に規定する義務に違反したことにより生じた損害について、当該者に対し、その賠償を求めることができる。

(入館の制限等)

第二十三条 館長は、この規則その他館長が定める規定に違反した者、職員の指示に従わない者その他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をした者又はそのおそれのある者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

第四章 閲覧

第一節 総則

(閲覧及び返却の場所等)

第二十四条 資料は、所定の閲覧室等において閲覧しなければならない。

2 閲覧を終えた収集資料は、所定の場所に返却しなければならない。

(閲覧時間)

第二十五条 各閲覧室等における資料の閲覧時間は、当該閲覧室等が置かれた施設の開館時間と同一とする。ただし、古典籍資料室にあつては午前九時三十分から午後五時までとし、関西館にあつては午前十時から午後六時まで（開架資料及び電子情報の閲覧を除く。）とする。

(閲覧の制限)

第二十六条 館長は、資料の状態等により必要があると認めるとき又は資料を複製したマイクロ資料若しくは電子情報その他の資料の複製物を閲覧することができるときは、当該資料の閲覧の制限をすることができる。

(閲覧の許可を必要とする資料)

第二十七条 貴重書、準貴重書等、憲政資料、映像資料（館長が定めるものを除く。）、録音資料（館長が定めるものを除く。）、又は機械可読資料（館長が定めるものに限る。）（いずれも電子情報を除く。）その他館長が定める資料を閲覧しようとする者は、あらかじめ、申請し、許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、次に掲げる場合にするものとする。

- 一 公用の研究又は調査のため必要があると認められる場合
- 二 学術研究又は学術調査のため必要があると認められる場合
- 三 前二号に掲げる場合に準ずる場合で、館長が特に必要があると認める場合

3 第一項の許可をする場合には、一年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。

4 第一項の許可を受けた者には、閲覧許可証を交付する。ただし、申請の当日に限る閲覧については、この限りでない。

(損害賠償)

第二十八条 館長は、故意又は過失により、閲覧中の資料を亡失し、若しくは損傷した者又は資料を閲覧するための機器を損傷した者に対し、これにより生じた損害の賠償を求めることができる。

第二節 閲覧手続

(収集資料の請求)

第二十九条 収集資料（入館した施設において保管されているもの限り、開架資料を除く。以下この条及び第三十一条において同じ。）を閲覧しようとするときは、情報システムを用いる方法その他の方法により、収集資料を請求しなければならない。

(調べものの部屋における収集資料の請求)

第三十条 満十八歳未満の者（第十八条の規定により児童書研究資料室を利用している者を除く。）は、児童書研究資料室において閲覧に供する収集資料を閲覧しようとするときは、調べものの部屋において請求することができる。

(請求することができる収集資料の数及び収集資料の請求時間)

第三十一条 同時に請求することができる収集資料の数（請求中のもの及び未返却のものを含む。）及び収集資料の請求時間は、請求する施設等の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

施設等		同時に請求することができる収集資料の数	収集資料の請求時間
東京本館	図書カウンター、人文総合情報室のカウンター、地図室のカウンター又は科学技術・経済情報室のカウンター	カウンターごとに、それぞれ五点以内	館長が別に定めるものを除き、午前九時三十分から午後六時まで（土曜日にあつては、午前九時三十分から午後四時まで）
	雑誌カウンター又は議会官庁資料室のカウンター	カウンターごとに、それぞれ十点以内	
	新聞資料室のカウンター	三点以内	
	その他	館長が別に定める数	
関西館		収集資料の所属する閲覧室ごとに、それぞれ十点以内	午前十時から午後五時十五分まで
国際子ども図書館		五点以内	午前九時三十分から午後四時三十分まで

2 館長は、特に必要があると認めるときは、前項の表同時に請求することができる収集資料の数の欄に規定する数を増減することができる。

（東京本館の閲覧室等における資料の閲覧の予約）

第三十二条 東京本館の所定の閲覧室等における資料の閲覧の予約については、館長が別に定めるところによる。

（関西館の資料の閲覧の予約）

第三十三条 登録利用者等は、情報システムを用いて、関西館の資料（第二十七条第一項の規定により閲覧の許可を必要とするものを除く。）について、関西館における閲覧を予約することができる。

2 前項の規定により資料の閲覧を予約するときは、当該資料を閲覧する日を指定しなければならない。この場合において、指定することができる日は、開館日のうち、予約をする日から三開館日以後八開館日以内のいずれかの日とする。

3 第一項の規定により閲覧を予約することができる資料の数は、資料の所属する閲覧室ごとに、予約中のものの数を含め、それぞれ十点以内とする。

（他の施設の資料の取寄せ）

第三十四条 館長は、登録利用者等から申込みがあつた場合は、東京本館又は関西館に、他の施設（東京本館にあつては関西館を、関西館にあつては東京本館及び国際子ども図書館をいう。）においてのみ保管している収集資料（以下この条において「他の施設の資料」という。）を取り寄せ、一定の期間に限り、当該登録利用者等の閲覧に供するものとする。

2 簡易登録利用者は、取り寄せた他の施設の資料の閲覧のために東京本館又は関西館に入館する際には、本登録又は仮登録を受けなければならない。

3 第一項の規定による取寄せは、次に掲げる収集資料のうち、館長が定めるものについては行わない。

一 開架資料

二 機械可読資料

三 第二十七条第一項の規定により閲覧の許可を必要とするもの

四 輸送に困難があるもの及び特に亡失又は損傷しやすいもの

- 五 前各号に掲げるもののほか、館の業務の遂行上支障があるため、取寄せを不相当と認めたもの
- 4 登録利用者等は、情報システムを用いる方法その他の方法により、第一項の申込みをしななければならない。
- 5 取寄せを申し込むことができる他の施設の資料の数は、館長が別に定める。
- 6 第一項に規定する期間は、取り寄せた他の施設の資料を閲覧に供する日として館長が指定した日からその翌々開館日までとする。ただし、館長は、相当と認めるときは、その期間を短縮することができる。

第三節 登録視覚障害者等の閲覧の特例

(視覚障害者等のための資料の閲覧)

第三十五条 視覚障害者等規則第二条に規定する視覚障害者等用資料（館長が定めるものを除く。）、法令の規定により視覚障害者等（視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者をいう。以下同じ。）に限り閲覧することができる資料及び視覚障害者等に限り利用させることを条件として閲覧の提供を受けた電子情報（次条において「視覚障害者等のための資料」と総称する。）は、登録視覚障害者等に限り閲覧することができる。

(登録視覚障害者等の閲覧に係る適用除外)

第三十六条 登録視覚障害者等が視覚障害者等のための資料を閲覧する場合においては、第二十七条及び第三十四条第三項第二号の規定は適用しない。

(視覚障害者等用児童書関係資料の取寄せ)

第三十七条 館長は、登録視覚障害者等から申込みがあった場合において、関西館においてのみ保管している視覚障害者等規則第一条に規定する学術文献録音テープ等のうち児童書に関するもの（以下この条において「視覚障害者等用児童書関係資料」という。）を国際子ども図書館に取り寄せ、一定の期間に限り、当該登録視覚障害者等の閲覧に供するものとする。

- 2 第三十四条第三項（第一号及び第二号を除く。）及び第四項から第六項までの規定は、登録視覚障害者等による視覚障害者等用児童書関係資料の取寄せについて準用する。
- 3 視覚障害者等用児童書関係資料の取寄せを申し込むことができる時間は、午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

第五章 複写

(通則)

第三十八条 国立国会図書館複写規程（平成十四年国立国会図書館規程第一号）第四条に規定する資料の複写に関し必要な事項は、別に定めるものを除き、この章の定めるところによる。

(複写を行う者)

第三十九条 資料の複写は、館が利用者の求めに応じて行うものとする。ただし、申込みに係る複写物を館が作成できない場合であって、館長が特にやむを得ないと認めたときは、利用者は、館内の所定の場所で、当該利用者の機器を用いた複写（以下「自写」という。）を行うことができる。

(複写の要件)

第四十条 複写は、資料（視覚障害者等規則第二条に規定する視覚障害者等用資料を除く。）（第一号に掲げる場合にあつては、収集資料及びそれを複製した電子情報並びに館長が定める電子情報に限る。）を用いて、次に掲げる場合に行うことができる。

- 一 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第一号の要件を充たす場合
- 二 著作権法第三十一条第一項第三号の要件を充たす場合
- 三 著作権法第四十二条の要件を充たす場合
- 四 著作権者等が複写に係る許諾をした著作物について、その許諾の範囲内で行う場合
- 五 著作権の目的となっていない著作物について行う場合
- 六 著作権が消滅した著作物について行う場合。ただし、その原因となる事実を利用者が明らかにした場合に限る。

（複写を行わない資料）

第四十一条 次に掲げる資料は、複写を行わない。

- 一 測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）又は水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）の規定により複製を行うことにつき関係機関の長の承認を必要とする場合において、当該承認を得ていない資料
- 二 前号に掲げるもののほか、館長が複写を行うことを不相当と認めた資料

（複写の制限）

第四十二条 館長は、資料の状態等により複写が不相当と認めたときは、当該資料の複写の制限をすることができる。

（複写物の種類及び部数）

第四十三条 複写物は、申込み一件につき、次の各号のいずれか一種類とし、その部数は一部とする。

- 一 電子式複写による印画
- 二 機械可読資料又は電子情報の印刷出力による印画
- 三 マイクロ資料からの印刷出力による印画
- 四 マイクロ資料からの電子式引伸印画
- 五 撮影によるマイクロフィルムの作成
- 六 マイクロフィルムからマイクロフィルムへのプリント又はマイクロフィッシュからマイクロフィッシュへのプリント
- 七 館長が定める資料の撮影による画像を記録した光ディスクの作成
- 八 前号の画像を複製した光ディスクの作成

2 第四十条第二号から第六号までに掲げる場合に行う複写については、前項の規定にかかわらず、その目的に照らして必要と認められる限度で、二種類又は二部以上の複写物を提供することができる。

（複写の申込みの限度）

第四十四条 同時に申し込むことができる複写の数量の上限は、館長が別に定めるところによる。

（複写物の利用上の責任）

第四十五条 複写物の利用による著作権法上の責任は、当該複写物に係る複写を申し込んだ者が負うものとする。

（来館複写の申込み）

第四十六条 東京本館若しくは関西館に入館し、又は児童書研究資料室、子どものへや若しくは調べものの部屋に入室して資料の複写（自写を除く。第四十九条を除き、以下この章において同じ。）を申し込もうとする者は、情報システムを用いる方法その他の方法により、その手続をしなければならない。

- 2 代理人（法定代理人を含む。第五十一条第二項において同じ。）が前項の申込みをする場合においては、代理権の存在及び内容を証明する書面を提出しなければならない。
- 3 第一項の申込みをした日に複写物の提供を受ける複写（次条において「即日複写」という。）に係る複写物は、第四十三条第一項第一号から第四号までに掲げるものに限る。
- 4 第一項の申込みをした日の翌日以降に複写物の提供を受ける複写（以下「後日複写」という。）に係る複写物は、東京本館又は関西館においては第四十三条第一項第一号及び第四号から第八号までに掲げるものに、国際子ども図書館においては同項第一号及び第四号から第六号までに掲げるものに限る。

（来館複写の申込時間）

第四十七条 即日複写及び後日複写を申し込むことができる時間は、申込みを行う施設の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

施設	即日複写	後日複写
東京本館	午前十時から午後六時まで（土曜日にあつては、午前十時から午後四時まで）。ただし、古典籍資料室の資料については、午前十時から午後四時まで（土曜日以外の閲覧日において第四十三条第一項第二号及び第三号に掲げる複写物に係る複写を申し込む場合にあつては、午前十時から午後四時五十分まで）	午前十時から午後六時三十分まで（土曜日にあつては、午前十時から午後四時三十分まで）。ただし、古典籍資料室の資料については、午前十時から午後四時三十分まで
関西館	午前九時三十分から午後五時まで。ただし、関西館の利用者が関西館に設置された複写機を自ら操作して複写物を作成する場合にあつては、午前九時三十分から午後五時三十分まで	午前十時から午後五時四十五分まで
国際子ども図書館	午前十時から午後四時まで	午前十時から午後四時三十分まで

（遠隔複写の申込み）

第四十八条 登録利用者、簡易登録利用者及び登録図書館等は、情報システムを用いる方法その他の方法により、入館しないで資料の複写を申し込むことができる。

- 2 登録図書館等以外の図書館等は、所定の方法により、入館しないで資料の複写を申し込むことができる。
- 3 第九条第一項及び第二項並びに第十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、満十八歳未満の者であっても、館長が特に認めたときは、館長が別に定めるところにより、入館しないで資料の複写を申し込むことができる。
- 4 前三項の複写に係る複写物は、第四十三条第一項第一号から第六号までに掲げるものに限る。

（申込みの不受理）

第四十九条 複写の申込みは、提出書類に不備がある場合、提出書類に記載すべき事項若しくは情報システムに入力すべき事項に不備がある場合又は当該申込みがこの規則に違反している場合は、これを受理しない。

- 2 複写の申込みをした者が先にした申込みに係る法第二十一条第四項の複写料金（支払期日が経過しているものに限る。）の支払を怠っている場合は、前項と同様とする。

（特別複写の許可）

第五十条 次に掲げる複写を申し込もうとする者は、第四十六条又は第四十八条に規定する複写の申込

みの手続に加えて、特別複写の許可を申請し、これを受けなければならない。

- 一 貴重書又は準貴重書等の複写
 - 二 前号に掲げるもののほか、特別の取扱いを必要とする資料の複写
 - 三 第四十条第二号及び第三号の複写
 - 四 第四十条第四号の複写のうち、利用者が複写に係る許諾を著作権者等から得た著作物について行うもの
- 2 前項第四号の複写を申し込もうとする者は、著作権者等の許諾書（電磁的記録を含む。）を提出しなければならない。
 - 3 館長は、立法又は行政の目的（複写物を内部資料とする場合に限る。）のために複写を申し込もうとする者に対し、第一項の規定による申込みの際に、その身分を証明するに足りる書類（電磁的記録を含む。）の提示又は提出を求めることができる。
 - 4 第一項の許可をしたときは、同項の申請をした者に対し、次に掲げる条件その他必要な条件を通知する。
 - 一 ネガ・フィルムを館に寄贈すること（マイクロフィルムに撮影する場合であって、館が求めるときに限る。）。
 - 二 館の許可なくして複写物を譲渡し、又は複製して利用しないこと。
 （自写の許可）

第五十一条 資料の自写を申し込もうとする者は、許可を申請し、これを受けなければならない。

- 2 第四十六条第二項の規定は、代理人が自写を申し込む場合について準用する。
- 3 利用者が複写に係る許諾を著作権者等から得た著作物について、その許諾の範囲内で行う自写を申し込もうとする者は、著作権者等の許諾書を提出しなければならない。
- 4 第一項の規定により自写を申し込むことができる時間は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。
 - 一 東京本館 午前九時三十分から午後五時四十五分まで（土曜日にあつては、午前九時三十分から午後四時三十分まで）
 - 二 関西館 午前九時三十分から午後五時四十五分まで
 - 三 国際子ども図書館 午前九時三十分から午後四時三十分まで
- 5 館長は、第一項の許可をしたときは、自写の日時及び場所を通知するとともに、自写は申請者又は館の承認を受けた者が行うこと、前条第四項各号に掲げる条件その他必要な条件を記載した許可書を申請者に交付する。

第六章 図書館間貸出し

（貸出しを受けることができる図書館等）

第五十二条 収集資料の図書館間貸出し（以下「貸出し」という。）を受けることができる図書館等は、次の各号のいずれかの承認を受けたもの（以下「貸出承認館」という。）とする。

- 一 貸出しの承認
 - 二 貸出し及び複写の承認
- 2 前項の承認を受けようとする図書館等は、当該図書館等が定めた利用規則等（同項第二号の承認を受けようとする図書館等にあつては、複写に関する規定を含むものに限る。第六項において同じ。）

を添付して、申請しなければならない。

- 3 前項の申請をすることができる図書館等は、次に掲げる図書館等とする。
 - 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学、短期大学又は高等専門学校の図書館又は研究所
 - 二 国立若しくは公立の調査研究機関又はこれらに準ずる機関
 - 三 図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館又はこれに準ずる機関
 - 四 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）による地方議会の図書室
 - 五 前各号に掲げるもののほか館長が適当と認める国内外の図書館又はこれに準ずる機関
- 4 第一項第二号の承認を申請した図書館等について、複写物を作成する所定の機器が設置されないと
きその他複写を行うことが適当でないと館長が認めるときは、同項第一号の承認をするものとする。
- 5 館長は、第一項の承認をしたときは、貸出承認館に対し、その識別番号及び暗証番号、当該承認の
区分及び条件その他の事項を通知するものとする。
- 6 貸出承認館は、第二項の申請をした事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出な
なければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該貸出承認館に対し、
利用規則等の提出を求めることができる。

（貸出しをしない収集資料）

第五十三条 次に掲げる収集資料は、貸出しをしない。ただし、館長が特に必要があると認めるときは、
この限りでない。

- 一 寄託資料（寄託契約において貸出しが認められているものを除く。）、開架資料（児童書研究資料
室の児童書その他館長が定めるものを除く。）、逐次刊行物、機械可読資料及びマイクロ資料（館が
所蔵する明治期以後に刊行された図書のマイクロフィッシュを除く。）
- 二 第二十七条第一項の規定により閲覧の許可を必要とするもの
- 三 貸出しを受けようとする貸出承認館において容易に入手することができるもの
- 四 輸送に困難があるもの及び特に亡失又は損傷をしやすいもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、館長が、館の業務の遂行上支障があるため、貸出しを不相当と認め
たもの

（貸し出すことのできる収集資料の数）

第五十四条 貸し出すことのできる収集資料の数は、未返却のもの数を含め十点以内とする。ただし、
館長が特に必要があると認めるときは、その数を増減することができる。

（貸出期間）

第五十五条 収集資料の貸出期間は、一月以内とする。ただし、収集資料の貸出しを受けた貸出承認館
が当該資料について、第五十八条第三項に規定する対面朗読又は当該資料に係る文字を音声にするこ
とその他視覚障害者等が利用するために必要な方式による複製を行うときその他館長が特に必要があ
ると認めるときは、その期間を延長することができる。

- 2 前項の期間は、国内にある貸出承認館にあっては館がその収集資料を発送する日から返却された当
該資料を受領する日まで、国外にある貸出承認館にあっては当該貸出承認館が収集資料を受領した日
から返却するために発送する日までの期間とする。
- 3 館長は、必要があると認めるときは、貸出期間内であっても、貸出しをした収集資料の返却を求め

ることができる。

- 4 前項の規定により収集資料の返却を求められた貸出承認館は、直ちに、当該資料を返却しなければならない。

(貸出しの手続)

第五十六条 収集資料の貸出しを受けようとする貸出承認館は、情報システムを用いる方法その他の方法により申し込まなければならない。

- 2 貸出しをする収集資料は、当該資料を貸し出す貸出承認館の職員に手交し、又は書留郵便その他これに類する方法（次項及び次条において「書留郵便等」という。）により発送するものとし、発送に要する費用は、館が負担する。

- 3 貸出承認館が書留郵便等により前項の収集資料を受領したときは、その旨を館に通知しなければならない。

(返却の手続)

第五十七条 貸出しを受けた収集資料の返却は、当該資料の貸出しを受けた貸出承認館の職員の使送又は書留郵便等によるものとし、その費用は、当該貸出承認館が負担する。

- 2 書留郵便等による収集資料の返却に当たっては、包装等について館の指示する条件に従わなければならない。

(貸出しを受けた収集資料の管理及び利用)

第五十八条 収集資料の貸出しを受けた貸出承認館は、当該資料を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 収集資料の貸出しを受けた貸出承認館は、当該資料を、当該貸出承認館が定めた利用規則等に基づいて、所定の閲覧室において閲覧させるものとする。

- 3 収集資料の貸出しを受けた貸出承認館は、当該資料について、視覚障害者等の利用に供するために、その管理する施設において対面朗読又は当該資料に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式による複製（著作権の目的となっている著作物に係る収集資料にあっては、著作権者等の許諾を得た複製又は著作権法第三十七条の規定に基づく複製に限る。）を行うことができる。

- 4 貸出承認館（第五十二条第一項第二号の承認を受けたものに限る。）は、貸出しを受けた収集資料（館長が定めるものに限る。）の複写物を利用者の求めに応じて提供することができる。ただし、次に掲げる条件その他館の指示する条件に従わなければならない。

- 一 当該複写物の作成を利用者に行わせないこと。
- 二 当該複写物の作成に係る記録を館に提出すること。

(貸出しを受けた収集資料の亡失又は損傷)

第五十九条 収集資料の貸出しを受けた貸出承認館は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

- 一 貸出しを受けた収集資料がその受領時に亡失し、又は損傷していたとき。
 - 二 貸出しを受けた収集資料がその保管中に亡失し、又は損傷したとき。
 - 三 貸出しを受けた収集資料がその返送中に亡失し又は損傷したことを知ったとき。
- 2 貸出承認館が貸出しを受けた収集資料を受領した時から館が返却された当該資料を受領するまでの

間において、当該資料が亡失し、又は損傷したときは、館長は、当該貸出承認館に対し、当該資料に相当する物の納付又はその損害の賠償を求めることができる。

(貸出承認館の承認の取消し)

第六十条 館長は、貸出承認館が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十二条第一項の承認を取り消すことができる。

- 一 第五十二条第一項の承認の取消しを求める申請をしたとき。
- 二 第五十二条第三項各号に該当しなくなったとき。
- 三 この章の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときその他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 前項の場合において、第五十二条第一項第二号の承認を受けた貸出承認館が前項第一号又は第三号に該当するときは、館長は、同条第一項第二号の承認を取り消した上で、同項第一号の貸出承認館として承認することができる。

第七章 送信

第一節 図書館等への送信

(送信を受けることができる図書館等)

第六十一条 著作権法第三十一条第一項第三号に規定する絶版等資料を複製して作成された電子情報(館長が送信を不適当と認めたものを除く。以下この節において「図書館送信資料」という。)の送信を受けることができる図書館等は、同条第三項に規定する図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるもの(以下この条及び第六十五条第一項第二号において「送信対象施設」と総称する。)のうち、次の各号のいずれかの承認を受けたもの(以下「送信承認館」という。)とする。

一 閲覧の承認

二 閲覧及び複写の承認

2 前項の承認を受けようとする送信対象施設は、当該送信対象施設が定めた利用規則等(同項第二号の承認を受けようとする送信対象施設にあっては、複写に関する規定を含むもの)に限る。第六項において同じ。)を添付して、申請をしなければならない。

3 館長は、前項の申請を受理するに当たり、同項の申請をした送信対象施設に対し、別に定める事項への同意を求めることができる。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、契約書(電磁的記録を含む。)を取り交わすものとする。

4 第一項第二号の承認を申請した送信対象施設について、複写物を作成する所定の機器が設置されないうち、その他複写を行うことが適当でないとき館長が認めるときは、同項第一号の承認をするものとする。

5 館長は、第一項の承認をしたときは、送信承認館に対し、その識別番号及び暗証番号、当該承認の区分及び条件その他の事項を通知するものとする。

6 送信承認館は、第二項の申請をした事項に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該送信承認館に対し、利用規則等の提出を求めることができる。

(送信を受ける手続)

第六十二条 送信承認館は、利用者の求めに応じて、情報システムを用いて、図書館送信資料の送信を受けることができる。

(送信を受けた図書館送信資料の利用)

第六十三条 送信承認館は、送信を受けた図書館送信資料を、前条の利用者の求めに応じて、当該送信承認館が定めた利用規則等に基づいて、所定の閲覧室に設置された所定の機器を用いて閲覧させることができる。

2 送信承認館は、送信を受けた図書館送信資料について、視覚障害者等の利用に供するために、その管理する施設において対面朗読又は当該資料に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式による複製(著作権の目的となっている著作物に係る資料にあつては、著作権者等の許諾を得た複製又は著作権法第三十七条の規定に基づく複製に限る。)を行うことができる。ただし、館の指示する条件に従わなければならない。

3 送信承認館(第六十一条第一項第二号の承認を受けたものに限る。)は、送信を受けた図書館送信資料の複写物を、前条の利用者の求めに応じて、所定の機器を用いて作成し、当該利用者に提供することができる。ただし、次に掲げる条件その他館の指示する条件に従わなければならない。

一 当該複写物の作成を利用者に行わせないこと。

二 当該複写物の作成に係る記録を作成し、館の求めに応じ、これを館に提出すること。

(送信承認館の義務)

第六十四条 送信承認館は、次に掲げる行為を行ってはならない。

一 第六十一条第五項の規定により通知された識別番号又は暗証番号をみだりに他に漏らすこと。

二 送信を受けた図書館送信資料の一部又は全部を利用者又は利用者以外の第三者により複製可能な状態とすること。

三 送信を受けた図書館送信資料を前条に規定する方法以外の方法で利用すること。

2 送信承認館は、利用者が次に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずるものとし、利用者がこれらの行為を行ったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

一 第六十一条第五項の規定により通知された識別番号又は暗証番号を知ること。

二 送信を受けた図書館送信資料の一部又は全部を複製可能な状態とすること。

三 館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為

(送信承認館の承認の取消し)

第六十五条 館長は、送信承認館が次の各号のいずれかに該当するときは、第六十一条第一項の承認を取り消すことができる。

一 第六十一条第一項の承認の取消しを求める申請をしたとき。

二 送信対象施設に該当しなくなったとき。

三 この節の規定に違反したとき、職員の指示に従わないときその他館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 前項の場合において、第六十一条第一項第二号の承認を受けた送信承認館が前項第一号又は第三号に該当するときは、館長は、同条第一項第二号の承認を取り消した上で、同項第一号の送信承認館として承認することができる。

第二節 登録利用者への送信

(送信を受けることができる登録利用者)

第六十六条 著作権法第三十一条第四項に規定する特定絶版等資料を複製して作成された電子情報(館

長が送信を不相当と認めたものを除く。以下この節において「個人送信資料」という。)の送信を受けることができる登録利用者は、国内に現住所を有する者であって、別に定める事項(次項及び第三項において「利用規約」という。)に同意したもの(以下この節において「個人送信利用者」という。)とする。

2 館が利用規約を変更したときは、個人送信利用者に対し、個人送信資料の送信を受けるに当たって、変更後の利用規約への同意を求めるものとする。

3 前項の変更後の利用規約に同意しなかった個人送信利用者は、個人送信資料の送信を受けることができない。

(送信を受ける手続)

第六十七条 個人送信利用者は、情報システムを用いて、個人送信資料の送信を受けることができる。

第八章 レファレンス

(レファレンスの方法)

第六十八条 レファレンスの依頼に対しては、主として資料に基づいて回答を行うものとする。

(レファレンスの範囲)

第六十九条 レファレンスの範囲は、館(国会分館並びに行政及び司法の各部門の支部図書館を除く。)の利用案内、図書館資料及び電子情報の所蔵調査及び所蔵機関等の紹介その他の館長が別に定めるものとする。

(回答を行わない事項等)

第七十条 古文書、美術品等の鑑定、法律相談、医療相談、文献の解説、翻訳、学習課題の解答その他の回答することが不相当と認められる事項であって館長が別に定めるものに係るレファレンスの依頼に対しては、回答を行わないものとする。

2 館長は、著しく経費又は時間を要する調査の依頼その他のレファレンス業務に支障を及ぼすおそれのある依頼であって館長が別に定めるものに対し、回答を断ることができる。

(レファレンスの申込みの方法等)

第七十一条 レファレンスを依頼しようとする者は、口頭、電話、文書その他の方法により、申し込むことができる。

2 口頭によるレファレンスの申込みは、閲覧時間内に行わなければならない。

3 電話によるレファレンスの申込みは、開館日の午前九時三十分から午後五時までの間に行わなければならない。

第九章 雑則

(収集資料に関する証明)

第七十二条 訴訟、特許無効審判等のため、収集資料(館長が証明を行うことを不相当と認めたものを除く。)の受入年月日、掲載記事等について館の証明を受けようとする者は、証明を受ける収集資料の複写物を添付して、申請しなければならない。

2 前項の場合において、収集資料を複製した電子情報を複写することができるときは、当該電子情報の複写物をもって証明を受ける収集資料の複写物に代えることができる。

3 前二項の規定により添付すべき資料の複写物は、館が作成したものでなければならない。

(資料の復刻、翻刻等の許可)

第七十三条 資料(館が収集したものに限り、著作権の目的となっていない電子情報及び著作権が消滅した電子情報を除く。次項及び第三項において同じ。)の復刻又は翻刻を行おうとする者は、申請し、許可を受けなければならない。

2 資料の複写物の出版物への掲載、展示、放映又はインターネット・ホームページ等への掲載を行おうとする者は、申請し、許可を受けなければならない。

3 著作権の目的となっている資料について前二項の許可を受けようとする者は、前二項の規定による申請の際に、著作権者等の許諾書(電磁的記録を含む。)を併せて提出しなければならない。

(細則)

第七十四条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和四年五月十九日から施行する。

(国立国会図書館資料利用規則及び国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則の廃止)

第二条 次に掲げる規則は、廃止する。

一 国立国会図書館資料利用規則(平成十六年国立国会図書館規則第五号)

二 国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則(平成十二年国立国会図書館規則第四号)

(経過措置)

第三条 前条(第一号に係る部分に限る。)の規定による廃止前の国立国会図書館資料利用規則(以下「旧規則」という。)第四条第一項の登録(同条第四項に規定する登録利用者に係るものに限る。)、同条第四項の登録利用者及び登録証(同項に規定する登録利用者に対して交付し、又は送付したものに限り)は、それぞれ、第九条第一項の本登録、同項の登録利用者及び同条第四項第一号の登録証とみなす。

2 旧規則第四条第一項の登録(同条第四項に規定する登録図書館等に係るものに限る。)、同条第四項の登録図書館等及び登録証(同項に規定する登録図書館等に対して交付し、又は送付したものに限り)は、それぞれ、第十四条第一項の登録、同条第四項の登録図書館等及び同条第三項の登録証とみなす。

第四条 旧規則第四条の二第二項の仮登録利用者に対する同条第二項ただし書及び第四項の規定の適用については、この規則の施行後も、なお従前の例による。

第五条 旧規則第四条の三第一項の登録及び同条第二項のインターネット限定登録利用者は、それぞれ、第十一条第一項の簡易登録及び簡易登録利用者としてみなす。

第六条 旧規則第十条の二第一項第一号の登録利用者カードは、第十九条第二項第一号の登録利用者カードとみなす。

第七条 旧規則第十九条第四項の閲覧許可証は、第二十七条第四項の閲覧許可証とみなす。

第八条 この規則の施行前にした旧規則第二十六条第一項の規定による閲覧の予約は、第三十三条第一項の規定による閲覧の予約とみなす。

第九条 この規則の施行前にした旧規則第二十七条第三項から第五項までの規定による取寄せ資料申込票の提出その他の方法による取寄せの申込みは、第三十四条第四項の規定による取寄せの申込みとみなす。

第十条 この規則の施行前にした附則第二条（第二号に係る部分に限る。）の規定による廃止前の国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（以下「旧子ども規則」という。）第十二条の二第三項の規定による取寄せ資料請求票の提出又は同条第四項の規定による電子メールの送信は、第三十七条第二項において準用する第三十四条第四項の規定による取寄せの申込みとみなす。

第十一条 この規則の施行前にした旧規則第三十四条第一項、第二項若しくは第四項又は旧子ども規則第十七条第一項から第三項まで若しくは同条第五項の規定による後日複写の申込み及び旧規則第三十七条又は旧子ども規則第十七条の二の規定による入館しないで行う複写の申込みは、それぞれ、第四十六条第一項の規定による申込み（同条第四項に規定する後日複写に係るものに限る。）及び第四十八条第一項又は第二項の規定による資料の複写の申込みとみなす。

第十二条 旧規則第四十四条第一項の図書館等（旧規則第五十条第四項の承認を受けた図書館等を除く。）及び旧子ども規則第二十五条第一項の図書館等（旧子ども規則第三十一条第四項の承認を受けた図書館等を除く。）は第五十二条第一項第一号の承認を受けた貸出承認館と、旧規則第五十条第四項の承認を受けた図書館等及び旧子ども規則第三十一条第四項の承認を受けた図書館等は第五十二条第一項第二号の承認を受けた貸出承認館と、それぞれみなす。

2 この規則の施行前に旧規則第四十四条第二項若しくは旧子ども規則第二十五条第二項の規定に基づいて行われた申請書の提出又は同項ただし書の規定に基づく承認の申出は第五十二条第二項に基づく同条第一項第一号の承認の申請と、旧規則第五十条第五項若しくは旧子ども規則第三十一条第五項の規定に基づいて行われた申請書の提出又は同項ただし書の規定に基づく承認の申出は第五十二条第二項に基づく同条第一項第二号の承認の申請と、それぞれみなす。

3 この規則の施行前にした旧規則第四十八条第一項又は旧子ども規則第二十九条第一項の規定による資料貸出申込票の提出及び旧規則第四十八条第二項若しくは第三項又は旧子ども規則第二十九条第二項若しくは第三項の規定による貸出しの申込みは、第五十六条第一項の規定による貸出しの申込みとみなす。

第十三条 旧規則第五十一条の三第一項の送信承認館（同条第三項の複写制限を付したのもの（同条第六項の規定により複写制限を解除されたものを除く。）に限る。）は第六十一条第一項第一号の承認を受けた送信承認館と、旧規則第五十一条の三第一項の送信承認館（同条第三項の複写制限を付したのもの（同条第六項の規定により複写制限を解除されたものを除く。）を除く。）は第六十一条第一項第二号の承認を受けた送信承認館と、それぞれみなす。

2 この規則の施行前に旧規則第五十一条の三第二項の規定に基づいて行われた申請書の提出（同項後段の複写物の作成等を行う旨の申請をするものを除く。）は第六十一条第二項に基づく同条第一項第一号の承認の申請と、旧規則第五十一条の三第二項の規定に基づいて行われた申請書の提出（同項後段の複写物の作成等を行う旨の申請をするものに限る。）及び同条第五項の規定に基づいて行われた複写制限の解除を求める申請書の提出は第六十一条第二項に基づく同条第一項第二号の承認の申請と、それぞれみなす。

第十四条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行前にした旧規則又は旧子ども規則の規定による許可、承認、申請その他の行為は、この規則の相当の規定によってした許可、承認、申請その他の行為とみなす。

【法規 7】

国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則

(令和4年3月29日制定)
(国立国会図書館規則第2号)

目次

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 中央館による図書館奉仕（第八条—第三十八条）
 - 第一節 総則（第八条）
 - 第二節 閲覧（第九条—第十七条）
 - 第一款 総則（第九条—第十三条）
 - 第二款 閲覧手続（第十四条—第十七条）
 - 第三節 複写（第十八条—第二十二条）
 - 第四節 送信（第二十三条—第三十二条）
 - 第一款 図書館送信資料の送信（第二十三条—第二十七条）
 - 第二款 視覚障害者等用データの送信（第二十八条—第三十二条）
 - 第五節 レファレンス（第三十三条—第三十八条）
- 第三章 相互貸出し（第三十九条—第五十一条）
- 附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第三条に規定する中央の図書館及び国際子ども図書館（以下「中央館」と総称する。）が国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律（昭和二十四年法律第百一号）第一条に規定する行政各部門の支部図書館及び裁判所法（昭和二十二年法律第五十九号）第十四条の三に規定する最高裁判所図書館（以下「支部図書館」と総称する。）を通じて行政及び司法の各部門に対して提供する図書館奉仕並びに中央館又は支部図書館（以下「図書館」と総称する。）が他の図書館との間で相互に行う図書その他の図書館資料の貸出しについては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 収集資料 国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号。以下「利用規則」という。）第二条第一号に規定する収集資料をいう。
- 二 電子情報 利用規則第二条第二号に規定する電子情報をいう。
- 三 資料 利用規則第二条第三号に規定する資料をいう。
- 四 情報システム 次章に規定する図書館奉仕及び第三章に規定する相互貸出しのうち中央館から支部図書館への図書館資料の貸出しのために中央館が用いる電子情報処理組織をいう。

五 学術文献録音テープ等 国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号。以下「視覚障害者等規則」という。）第一条に規定する学術文献録音テープ等をいう。

六 視覚障害者等用データ 視覚障害者等規則第一条に規定する視覚障害者等用データをいう。
（利用に係る業務の休止）

第三条 中央館の館長（以下単に「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、臨時に、資料の一部又は全部について、その利用に係る業務の一部又は全部を休止することができる。

（利用の制限等）

第四条 館長は、利用規則第七条に規定する利用の制限等をした資料は、第八条に規定する態様による図書館奉仕及び第四十条に規定する中央館から支部図書館への貸出しを制限するものとする。ただし、館長が特に必要があると認めたときは、必要な条件を付して利用させることができる。

（行政・司法職員で学術文献録音テープ等及び視覚障害者等用データを利用することができる者）

第五条 行政及び司法の各部門の職員（以下「行政・司法職員」という。）で学術文献録音テープ等及び視覚障害者等用データを利用することができる者は、視覚障害者等規則第二条各号に掲げる者とする。

（登録等）

第六条 館長は、資料の利用者として支部図書館を登録し、当該支部図書館に対し、利用証（当該利用証に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下同じ。）を交付するものとする。

2 支部図書館は、前項の利用証を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。中央館から確認を求められたときは、その保管状況等を報告しなければならない。

（中央館への入退館の手続）

第七条 資料を利用するため中央館に入退館しようとする行政・司法職員は、利用証及びその身分を証明するに足りる書類（電磁的記録を含む。）の提示その他の所定の手続をしなければならない。

第二章 中央館による図書館奉仕

第一節 総則

（図書館奉仕の態様）

第八条 この章に規定する中央館による行政及び司法の各部門に対する図書館奉仕の態様は、閲覧、複写、送信及びレファレンスとする。

第二節 閲覧

第一款 総則

（閲覧の場所）

第九条 中央館に入館して資料を閲覧しようとする行政・司法職員は、所定の閲覧室等又は総務部支部図書館・協力課（以下「支部図書館・協力課」という。）の事務室において資料を閲覧しなければならない。

（閲覧時間）

第十条 所定の閲覧室等における資料の閲覧時間は、利用規則第二十五条に規定する閲覧時間と同一とする。

2 支部図書館・協力課の事務室における資料の閲覧時間は、午前九時三十分から午後五時三十分までとする。ただし、館長は、国会審議の状況等により、当該閲覧時間を変更することができる。

(閲覧業務を行わない日)

第十一条 東京本館の所定の閲覧室等における閲覧業務は、次に掲げる日には行わない。

- 一 日曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日
- 四 毎月の第三水曜日

2 国際子ども図書館の所定の閲覧室等における閲覧業務は、次に掲げる日には行わない。

- 一 日曜日、月曜日及び土曜日
- 二 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 三 十二月二十八日から翌年の一月四日までの日
- 四 毎月の第三水曜日

3 支部図書館・協力課の事務室における閲覧業務は、第一項第一号から第三号までに掲げる日には行わない。

4 十二月二十八日が日曜日に当たるときは、第一項第三号及び第二項第三号中「十二月二十八日」とあるのは「十二月二十六日」と、「一月四日」とあるのは「一月五日」とし、十二月二十八日が土曜日に当たるときは、第一項第三号及び第二項第三号中「十二月二十八日」とあるのは「十二月二十七日」と、「一月四日」とあるのは「一月六日」とする。

5 前各項の規定にかかわらず、館長は、国会審議の状況等により、臨時に、閲覧業務を行い、又は行わないことができる。

(損害賠償)

第十二条 館長は、中央館に入館した行政・司法職員が故意又は過失により、閲覧中の資料を亡失し、若しくは損傷し、又は資料を閲覧するための機器を損傷した場合には、当該職員が所属する行政及び司法の各部門に設置された支部図書館に対し、当該資料に相当する物の納付又はこれにより生じた損害の賠償を求めることができる。

(準用)

第十三条 利用規則第二十六条及び第二十七条の規定は、行政・司法職員による中央館における資料の閲覧について準用する。

第二款 閲覧手続

(収集資料の請求)

第十四条 行政・司法職員が中央館に入館して収集資料（入館した施設において保管されているものに限る、開架資料を除く。以下この条及び次条において同じ。）を閲覧しようとするときは、情報システムを用いる方法その他の方法により、収集資料を請求しなければならない。

(収集資料の請求時間)

第十五条 収集資料の請求時間は、利用規則第三十一条に規定する時間と同一とする。ただし、館長は、国会審議の状況等により、当該時間を変更することができる。

(関西館の収集資料の取寄せ)

第十六条 館長は、支部図書館から申込みがあった場合は、東京本館に、関西館においてのみ保管している収集資料を取り寄せ、一定の期間に限り、行政・司法職員の閲覧に供するものとする。

2 利用規則第三十四条第三項の規定は、前項の取寄せの場合について準用する。

3 支部図書館は、電子メールを用いる方法その他の方法により、第一項の申込みを行わなければならない。

4 取寄せを申し込むことができる関西館の収集資料の数は、館長が別に定める。

5 第一項に規定する期間は、取り寄せた関西館の収集資料を東京本館で受領した日から支部図書館・協力課の事務室の三開室日後までとする。ただし、館長は、相当と認めるときは、その期間を短縮することができる。

(準用)

第十七条 利用規則第三十五条から第三十七条までの規定は、行政・司法職員が中央館に入館して資料を閲覧する場合について準用する。この場合において、利用規則第三十五条、第三十六条並びに第三十七条第一項及び第二項中「登録視覚障害者等」とあるのは、「行政・司法職員であって、視覚障害者等規則第二条各号に掲げる者」と読み替えるものとする。

第三節 複写

(事務用の複写)

第十八条 行政・司法職員が中央館に入館して資料の複写を行おうとするときは、東京本館にあっては支部図書館・協力課の事務室、国際子ども図書館にあっては国際子ども図書館資料情報課（以下「資料情報課」という。）の事務室において、所定の手続をしなければならない。

2 前項の複写は、館長が別に定める枚数以内で処理できるものは、無料とする。ただし、支部図書館・協力課長又は資料情報課長が特に必要があると認めたときは、その枚数を超えた分についても無料とすることができる。

(事務用の複写を行うことができる時間)

第十九条 前条の複写を行うことができる時間は、東京本館においては午前九時三十分から午後五時三十分まで、国際子ども図書館においては午前九時三十分から午後五時までとする。ただし、館長は、国会審議の状況等により、当該時間を変更することができる。

(複写業務を行わない日)

第二十条 第十八条に規定する複写業務は、東京本館においては第十一条第三項から第五項までに規定する閲覧業務を行わない日、国際子ども図書館においては同条第二項、第四項及び第五項に規定する閲覧業務を行わない日には、それぞれ行わない。

(遠隔複写)

第二十一条 支部図書館は、情報システムを用いる方法その他の方法により、中央館に入館しないで複写を申し込むことができる。

2 前項の複写については、国立国会図書館法第二十一条第一項第一号に規定する複写の例による。

(準用)

第二十二条 利用規則第四十一条、第四十二条及び第五十条（第一項第三号に規定する第四十条第三号の複写に係る部分及び第三項を除く。）の規定は、本節に規定する資料の複写について準用する。

第四節 送信

第一款 図書館送信資料の送信

(送信の目的)

第二十三条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十一条第一項第三号に規定する絶版等資料を複製して作成された電子情報（館長が送信を不相当と認めたものを除く。以下「図書館送信資料」という。）の支部図書館への送信は、行政・司法職員の職務の遂行に資することを目的として行うものとする。

(識別番号及び暗証番号の交付)

第二十四条 図書館送信資料の送信を受けようとする支部図書館は、あらかじめ、図書館送信資料の送信を受ける機器その他の事項を中央館に通知し、識別番号及び暗証番号の交付を受けるものとする。

2 支部図書館は、前項の規定により通知した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を中央館に通知するものとする。

(送信を受ける手続)

第二十五条 支部図書館は、行政・司法職員の求めに応じて、情報システムを用いて、図書館送信資料の送信を受けることができる。

(送信を受けた図書館送信資料の利用)

第二十六条 支部図書館は、送信を受けた図書館送信資料を、前条の行政・司法職員の求めに応じて、当該支部図書館に設置された所定の機器を用いて閲覧させることができる。

2 支部図書館は、送信を受けた図書館送信資料の複写物を、前条の行政・司法職員の求めに応じて、所定の機器を用いて作成し、当該行政・司法職員に提供することができる。ただし、次に掲げる条件その他中央館の指示する条件に従わなければならない。

- 一 当該複写物の作成を行政・司法職員に行わせないこと。
- 二 当該複写物の作成に係る記録を作成し、中央館の求めに応じ、これを中央館に提出すること。

(支部図書館の義務)

第二十七条 支部図書館は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 第二十四条第一項の規定により交付された識別番号又は暗証番号をみだりに他に漏らすこと。
 - 二 送信を受けた図書館送信資料の一部又は全部を行政・司法職員又は行政・司法職員以外の第三者により複製可能な状態とすること。
 - 三 送信を受けた図書館送信資料を前条に規定する方法以外の方法で利用すること。
- 2 支部図書館は、行政・司法職員が次に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずるものとし、行政・司法職員がこれらの行為を行ったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、その旨を中央館に通知しなければならない。
- 一 第二十四条第一項の規定により交付された識別番号又は暗証番号を知ること。
 - 二 送信を受けた図書館送信資料の一部又は全部を複製可能な状態とすること。
 - 三 図書館送信資料の送信に関して行われる中央館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為

第二款 視覚障害者等用データの送信

(送信の目的)

第二十八条 視覚障害者等用データの送信は、行政・司法職員であって、視覚障害その他の障害により

視覚による表現の認識が困難な者の職務の遂行に資することを目的として行うものとする。

(識別番号及び暗証番号の交付)

第二十九条 視覚障害者等用データの送信を受けようとする支部図書館は、あらかじめ、視覚障害者等用データの送信を受ける機器その他の事項を中央館に通知し、識別番号及び暗証番号の交付を受けるものとする。

2 支部図書館は、前項の規定により通知した事項に変更があったときは、速やかに、その旨を中央館に通知するものとする。

(送信を行わない視覚障害者等用データ)

第三十条 視覚障害者等規則第七条に定める視覚障害者等用データは、支部図書館への送信を行わない。

(送信を受ける手続)

第三十一条 支部図書館は、当該支部図書館が第五条の規定により視覚障害者等用データを利用することができる者であると確認した者の利用に供するため、情報システムを用いて、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

2 前項の方法により視覚障害者等用データの送信を受けることができない場合には、支部図書館は、視覚障害者等規則第十一条第二項に定める方法により、視覚障害者等用データの送信を受けることができる。

(支部図書館の義務)

第三十二条 支部図書館は、第二十九条第一項の規定により交付された識別番号又は暗証番号をみだりに他に漏らしてはならない。

2 支部図書館は、行政・司法職員が次に掲げる行為を行わないよう必要な措置を講ずるものとし、行政・司法職員がこれらの行為を行ったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに、その旨を中央館に通知しなければならない。

一 第二十九条第一項の規定により交付された識別番号又は暗証番号を知ること。

二 視覚障害者等用データの送信に関して行われる中央館の業務に支障を及ぼすおそれのある行為

第五節 レファレンス

(レファレンスの方法)

第三十三条 中央館に対する支部図書館からのレファレンス（以下単に「レファレンス」という。）の依頼に対しては、主として資料に基づいて回答を行うものとする。

(レファレンスの範囲)

第三十四条 レファレンスの範囲は、次のとおりとする。

- 一 中央館及び支部図書館の利用案内
- 二 図書館資料及び電子情報の所蔵調査及び所蔵機関等の紹介
- 三 図書館資料及び電子情報の書誌的事項の調査
- 四 資料を利用して行う簡易な事実調査
- 五 資料の検索方法に係る援助
- 六 特定主題に関する図書館資料及び電子情報の紹介
- 七 適切な回答を得られる機関等の紹介

(回答を行わない事項等)

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する事項に係るレファレンスの依頼に対しては、回答を行わないものとする。

- 一 古書、古文書、美術品等の鑑定及び市場価格の調査
- 二 良書の推薦
- 三 学習課題、卒業論文又は懸賞問題に関する調査
- 四 人生案内、身上相談又は医療相談若しくは法律相談
- 五 文献の解読、翻訳、注釈又は抜粋の作成
- 六 個人のプライバシーに係る調査

2 次の各号のいずれかに該当する事項に係るレファレンスの依頼に対しては、回答を断ることができる。

- 一 著しく経費又は時間を要する調査
- 二 調査及び研究の代行と認められる調査
- 三 合理的な検索手段のないものに係る調査
- 四 前三号に掲げるもののほか、他のレファレンス業務に支障を及ぼすおそれがあると認められる調査
(レファレンスの申込みの方法等)

第三十六条 レファレンスを依頼しようとする支部図書館は、口頭、電話、文書その他の方法により、申し込むことができる。

2 レファレンスの依頼の受付は、支部図書館・協力課が行うものとする。ただし、口頭によるレファレンスの依頼の受付については、その他の課において行うことが適当と認められる場合には、当該課が行うものとする。

(回答の方法)

第三十七条 レファレンスの回答は、口頭、電話若しくは文書により、又はインターネットを利用して行うものとする。ただし、インターネットを利用して行う回答は、インターネットを利用して申し込まれた依頼に対して回答を行う場合に限るものとする。

(レファレンス業務を行わない日)

第三十八条 レファレンス業務は、第十一条第三項から第五項までに規定する閲覧業務を行わない日には行わない。

第三章 相互貸出し

(貸出しの目的)

第三十九条 図書館資料の貸出しは、国会議員、国会職員及び行政・司法職員の職務の遂行に資することを目的として行うものとする。

(貸出しの態様)

第四十条 この章に規定する図書館資料の貸出しの態様は、中央館から支部図書館への貸出し又は支部図書館から中央館若しくは他の支部図書館への貸出しとする。

(貸出しをしない図書館資料)

第四十一条 次に掲げる図書館資料は、貸出しをしない。ただし、図書館資料を所管する図書館の長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 一 貴重書、準貴重書等、寄託資料(寄託契約において貸出しが認められているものを除く。)、開架

資料、新聞、雑誌の最近号（中央館が所蔵するもののうち館長が別に定めるものを除く。）、映像資料、録音資料及び機械可読資料（いずれも学術文献録音テープ等を除く。）並びにマイクロ資料（科学技術分野の資料であって特別な取扱いがなされているもの及び中央館が所蔵する明治期以後に刊行された図書のマイクロフィッシュを除く。）

二 特に亡失又は損傷のおそれのある図書館資料

三 前二号に掲げる図書館資料のほか、図書館資料を所管する図書館の長が、貸出しをすることを不相当と認めた図書館資料

（貸出しをする図書館資料の数）

第四十二条 中央館が支部図書館に貸出しをする図書館資料の数は、次の各号に掲げる図書館資料の区分に応じ、未返却のもの数を含め、当該各号に定める数とする。ただし、館長が業務上特に必要があると認めたときは、その数を増減することができる。

一 利用者サービス部図書館資料整備課（以下「図書館資料整備課」という。）が所管する図書館資料（雑誌を除く。） 八十点以内

二 図書館資料整備課が所管する雑誌 八十点以内

三 学術文献録音テープ等 図書から作成したものにあっては図書五点に相当する数以内、逐次刊行物から作成したものにあっては論文五点に相当する数以内

四 前三号に掲げる図書館資料以外の図書館資料 図書館資料を所管する課ごとに、それぞれ二十点以内

2 支部図書館が貸出しをする図書館資料の数は、次のとおりとする。ただし、貸出しをする支部図書館の長が業務上特に必要があると認めたときは、その数を増減することができる。

一 図書 一回に十点以内（未返却のもの数を含め、五十点以内）

二 雑誌 一回に五点以内（未返却のもの数を含め、十点以内）

3 支部図書館の長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、別段の定めを置くことができる。

（貸出期間等）

第四十三条 中央館が支部図書館に貸出しをする図書館資料の貸出期間（郵送等（書留郵便その他これに類する方法による送付をいう。以下同じ。）により貸出しをする図書館資料については、中央館が発送する日から受領する日までの期間をいう。以下同じ。）は、図書については一月以内、雑誌については一週間以内（郵送等により貸出しをしたものにあつては、十日以内）、学術文献録音テープ等については二月以内とする。

2 支部図書館が貸出しをする図書館資料の貸出期間は、図書及び雑誌（未製本雑誌を除く。）については一月以内、未製本雑誌については一週間以内とする。

3 前二項の期間は、現物を確認の上、一回に限り更新することができる。ただし、未製本雑誌、学術文献録音テープ等及び郵送等により貸出しをした図書館資料については、この限りでない。

4 支部図書館の長は、必要があると認めるときは、第二項及び前項の規定にかかわらず、別段の定めを置くことができる。

第四十四条 図書館資料の貸出しをした図書館の長は、業務のため必要があると認めるときは、貸出期間中であっても、当該図書館資料の返却を求めることができる。

2 前項の規定により図書館資料の返却を求められた図書館は、直ちに、当該図書館資料を返却しなければならない。

(相互貸出取扱責任者等)

第四十五条 各図書館に、貸し出した図書館資料又は第六条第一項に規定する利用証を取り扱わせるため、相互貸出取扱責任者（以下「責任者」という。）一人を置く。

2 責任者の事務を分担させるため、相互貸出取扱者（以下「取扱者」という。）を置くことができる。

3 責任者及び取扱者は、これを置こうとする図書館の長が命ずる。

(貸出し及び返却の手続)

第四十六条 中央館の図書館資料の貸出し及び返却の手続は、中央館に設置された機器から情報システムを用いて作成された貸出票を用いる方法その他の方法によるものとする。

2 支部図書館の図書館資料の貸出し及び返却の手続は、館長が定める様式の貸出票（当該貸出票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）によるものとする。ただし、支部図書館の長が必要と認めるときは、当該支部図書館の定める様式によることができる。

(中央館の図書館資料の貸出し及び返却の方法)

第四十七条 中央館の図書館資料（関西館に所属するものを除く。）の貸出しは、当該図書館資料を貸し出す支部図書館の職員又は当該支部図書館の責任者から貸出しに係る手続の代行を認められた者（以下「代行者」という。）への手交又は当該支部図書館への郵送等により行うものとする。ただし、図書館資料整備課が所管する雑誌については、郵送等による貸出しは行わない。

2 関西館に所属する図書館資料の貸出しは、当該図書館資料を貸し出す支部図書館への郵送等により行うものとする。

3 前二項に規定する郵送等に要する費用は、中央館が負担する。

4 第一項の場合において、中央館の図書館資料の手交を受けようとする支部図書館の職員又は代行者は、その氏名等を中央館に事前に通知した上で、その身分を証明するに足りる書類（電磁的記録を含む。）を利用証とともに提示しなければならない。

5 郵送等により中央館の図書館資料の貸出しを受けた支部図書館は、当該図書館資料を受領したときは、その旨を中央館に通知しなければならない。

6 貸出しを受けた中央館の図書館資料の返却は、当該図書館資料の貸出しを受けた支部図書館の職員又は代行者の使送により行うものとする。ただし、郵送等により貸出しを受けた図書館資料の返却は、郵送等により行うことができる。

7 貸出しを受けた中央館の図書館資料の返却に要する費用は、当該図書館資料の貸出しを受けた支部図書館が負担するものとする。

8 郵送等による図書館資料の返却に当たっては、包装等について中央館の指示に従わなければならない。

(中央館の図書館資料の貸出しの時間)

第四十八条 前条第一項本文に規定する手交による貸出しの手続を行う時間は、当該手続を行う施設等の区分に応じ、次の表に定めるとおりとする。

施設等		貸出しの手続の時間
東京本館	図書貸出室	午前十時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
	雑誌貸出室	
	支部図書館・協力課の事務室	午前九時三十分から午後五時三十分まで
	その他	午前九時三十分から午後五時まで
国際子ども図書館	資料情報課	

(中央館の図書館資料の貸出業務を行わない日)

第四十九条 第四十七条第一項本文に規定する手交による貸出業務は、東京本館（支部図書館・協力課の事務室を除く。）においては第十一条第一項、第四項及び第五項に規定する閲覧業務を行わない日、支部図書館・協力課の事務室においては同条第三項、第四項及び第五項に規定する閲覧業務を行わない日、国際子ども図書館においては同条第二項、第四項及び第五項に規定する閲覧業務を行わない日には、それぞれ行わない。

(貸出しを受けた図書館資料の管理等)

第五十条 図書館資料の貸出しを受けた図書館（以下「借受館」という。）は、当該図書館資料を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 中央館の図書館資料の貸出しを受けた借受館は、次に掲げる場所において当該図書館資料の利用をさせなければならない。

- 一 借受館の閲覧室
- 二 行政・司法職員の執務場所（当該借受館が置かれた施設内に限る。）
- 三 前二号に掲げる場所のほか、館長が適当と認める場所

3 前項の規定にかかわらず、中央館から貸出しを受けた学術文献録音テープ等については、借受館の長が適当と認める場所においても利用させることができる。

(貸出しを受けた図書館資料の亡失又は損傷)

第五十一条 借受館は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を当該図書館資料の貸出しをした図書館（以下この条において「貸出館」という。）に通知しなければならない。

- 一 貸出しを受けた図書館資料がその受領時に亡失し、又は損傷していたとき。
- 二 貸出しを受けた図書館資料がその保管中に亡失し、又は損傷したとき。
- 三 貸出しを受けた図書館資料がその返送中に亡失し又は損傷したことを知ったとき。

2 借受館が図書館資料を受領した時から貸出館が返却された当該図書館資料を受領するまでの間において、当該図書館資料が亡失し、又は損傷したときは、貸出館の長は、借受館に対し、当該図書館資料に相当する物の納付又は相当の代価の支払を求めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年五月十九日から施行する。

(国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則の廃止)

2 国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則（昭和六十一年国立国会図書館規則第八号）は廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行前にした中央館の資料の利用者としての支部図書館の登録及び当該支部図書館に交付された利用証は、それぞれ、第六条第一項の登録及び同項の利用証とみなす。
- 4 この規則の施行前に、附則第二項の規定による廃止前の国立国会図書館中央館及び支部図書館資料相互貸出し及び送信規則（次項において「旧規則」という。）第七条の規定により命ぜられた責任者及び取扱者は、第四十五条の規定により命ぜられた責任者及び取扱者とみなす。
- 5 この規則の施行前にした旧規則第九条第一項又は第二項による中央館の資料の貸出しは、第四十七条第一項又は第二項の貸出しとみなす。

【法規 8】

国立国会図書館における情報通信技術を利用した手続に関する規則の一部を改正する規則

（令和4年3月29日制定）
（国立国会図書館規則第3号）

国立国会図書館における情報通信技術を利用した手続に関する規則（令和三年国立国会図書館規則第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）、国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）」を「国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）」に改める。

第二条第一項を次のように改める。

この規則の規定は、国立国会図書館中央館における資料の利用並びに中央館及び支部図書館資料の相互貸出しに関する規則（令和四年国立国会図書館規則第二号）第四十六条第一項に規定する貸出票を用いて行う手続には適用しない。

附 則

この規則は、令和四年五月十九日から施行する。

【法規 9】

国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則及び国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の一部を改正する規則

（令和4年3月29日制定）
（国立国会図書館規則第4号）

（国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則の一部改正）

第一条 国立国会図書館資料利用制限措置に関する規則（平成二十八年国立国会図書館規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第一条」を「国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第二条第三号」に、「の行政及び司法の各部門、図書館、調査研究機関等並びに一般公衆による利用についてとられる資料利用制限措

置」を「について、当該資料の内容を理由として行う一般公衆並びに図書館及び調査研究機関等による利用（同規則第三条に規定する利用をいう。次条第五号及び第六号を除き、以下同じ。）の制限（利用の一部若しくは全部を禁止し、又は利用について一定の条件を付することをいう。以下同じ。）」に改める。

第二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(資料利用制限措置等)」を付し、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

館長は、館が収集した資料（館が収集した資料を複製した電子情報（国立国会図書館資料利用規則第二条第二号に規定する電子情報をいう。次条において同じ。）を除く。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この規則の規定により、当該資料について利用の制限をする措置をとることができる。

第二条第一号及び第二号中「裁判により確定した」を「確定判決において認定された」に改め、同条第三号及び第四号中「裁判により確定した」を「確定した裁判において認定された」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 前条に定めるもののほか、館長は、同条に規定する措置（以下「資料利用制限措置」という。）がとられている資料について、別に定めるところにより、当該資料を複製した電子情報の利用の制限をすることができる。

第四条第二項中「した書面」を「し、又は記録した書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」に改める。

第五条第三項中「利用を制限」を「利用の制限を」に改める。

第六条第一号及び第二号並びに第七条中「裁判により確定した」を「確定判決において認定された」に改める。

第八条第二項中「した書面」を「し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第十一条中「利用を制限」を「利用の制限を」に改め、「説明書」の下に「(電磁的記録を含む。以下同じ。)」を加える。

第十二条第二項中「した書面」を「し、又は記録した書面又は電磁的記録」に改める。

第十四条第二項中「文書」の下に「(電磁的記録を含む。)」を加える。

(国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則の一部改正)

第二条 国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則（平成二十五年国立国会図書館規則第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 雑則（第二十五条）」を削る。

第四条中「国立国会図書館資料利用規則（平成十六年国立国会図書館規則第五号）第八条若しくは国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則（平成十二年国立国会図書館規則第四号）第三条の四の規定により利用の制限」を「利用の制限等（国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第七条に規定する利用の制限及び利用態様の変更をいう。第二十二条第二項第一号において同じ。）」に改める。

第五条の見出しを「(視覚障害者等用資料の送信及び貸出しの停止)」に改める。

第六条第一項中「次項において」を「以下」に改め、同条第二項中「次の各号のいずれかの方法に

より」を「館長が別に定めるところにより、申請書（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）を提出し、若しくは送信して、又は情報システム（視覚障害者等用資料の利用に係る館の電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を用いて」に改め、同項各号を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

- 3 対象視覚障害者等は、前項の申請に際し、自己の氏名、住所、年齢及び第二条各号のいずれかに該当することを証明しなければならない。
- 4 館長は、第二項の申請を受理したときは、当該申請を行った対象視覚障害者等について送信登録利用者としての登録をするとともに、当該送信登録利用者に対し、その識別番号その他の事項を記載した登録証（当該登録証に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第八項において同じ。）及び暗証番号を記載した書面（当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。同項において同じ。）を交付し、送付し、又は送信するものとする。
- 5 送信登録利用者は、館に登録された情報に変更があったときは、速やかに、その旨を館に届け出なければならない。この場合において、館長は、必要があると認めるときは、当該送信登録利用者に対し、自己の氏名、住所及び第二条各号のいずれかに該当することの証明を求めることができる。第六条第十一項後段を次のように改める。

この場合においては、第五項後段の規定を準用する。

第八条第一項中「インターネットに接続された入出力装置から当該送信登録利用者の識別番号及び暗証番号その他の必要事項を入力する方法により」を「情報システムを用いて」に改める。

第八条の二第一号を次のように改める。

一 第六条第二項の登録の取消しを求める申請をしたとき。

第八条の二第二号中「第六条第一項各号のいずれか」を「対象視覚障害者等」に改める。

第九条第一項中「次項」の下に「及び第十二条の二第二号」を加え、同条第二項中「を直接に、又は郵便等で提出」を「（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。）を館に提出し、又は送信」に改め、同条第三項中「、前項の申請書に記載された事項についてファイルに記録し」を削り、同条第四項中「記載」の下に「し、又は記録」を加える。

第十一条第一項中「インターネットに接続された入出力装置から当該送信承認館の識別番号及び暗証番号その他の必要事項を入力する方法により」を「情報システムを用いて」に改める。

第十二条の二第一号を次のように改める。

一 第九条第一項の承認の取消しを求める申請をしたとき。

第十二条の二第二号中「第九条第一項各号のいずれか」を「図書館等」に改める。

第十三条第一項中「次項」の下に「及び第二十条第二号」を加え、同条第二項中「を直接に、又は郵便等で提出」を「（当該申請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。第四項において同じ。）を館に提出し、又は送信」に改め、同条第三項中「、前項の申請書に記載された事項についてファイルに記録し」を削り、同条第四項中「記載」の下に「し、又は記録」を加える。

第十四条第二項中「により、又はインターネットに接続された入出力装置から当該貸出承認館の識別番号その他の必要事項を入力してファイルに記録する方法により」を「（当該貸出申込票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を提出し、若しくは送信して、又は情報システムを用いて」

に改める。

第十九条第一項を次のように改める。

学術文献録音テープ等の貸出しを受けた貸出承認館は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、その旨を館に通知しなければならない。

- 一 貸出しを受けた学術文献録音テープ等がその受領時に亡失し、又は損傷していたとき。
- 二 貸出しを受けた学術文献録音テープ等がその保管中に亡失し、又は損傷したとき。
- 三 貸出しを受けた学術文献録音テープ等がその返送中に亡失し又は損傷したことを知ったとき。

第二十条第一号を次のように改める。

- 一 第十三条第一項の承認の取消しを求める申請をしたとき。

第二十条第二号中「第九条第一項第一号」を「図書館等」に改める。

第二十一条第一項及び第二項中「により」を「(当該作成申込票に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を提出し、又は送信して」に改める。

第二十二条第二項第一号中「国立国会図書館資料利用規則第八条又は国立国会図書館国際子ども図書館資料利用規則第三条の四の規定により利用の制限」を「利用の制限等」に改める。

第六章及び別記様式を削る。

附 則

この規則中第一条及び第二条（国立国会図書館視覚障害者等用資料送信及び貸出規則第四条及び第二十二条第二項第一号の改正規定に限る。）の規定は令和四年五月十九日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

【法規 10】

国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（令和4年3月29日制定）
（国立国会図書館規則第5号）

国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則（平成二十九年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」に、「行政機関個人情報保護法」を「個人情報保護法」に、「が保有する」を「における」に改める。

第二条第一項第一号中「情報と」の下に「容易に」を加える。

第三条第一項中「目的」の下に「(以下「利用目的」という。）」を加え、同条第二項中「利用の目的（以下「利用目的」という。）」を「利用目的」に改める。

第四条中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「行政機関個人情報保護法第四条各号」を「個人情報保護法第六十二条各号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（不適正な利用の禁止）

第四条の二 館長は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用しないものとする。

(適正な取得)

第四条の三 館長は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得しないものとする。

第六条の見出しを「(安全管理措置)」に改め、同条第一項中「適切な管理」を「安全管理」に、「必要な」を「必要かつ適切な」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(漏えい等の通知)

第七条の二 館長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして館長が定めるものが生じたときは、本人に対し、別に定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

二 当該保有個人情報に第十一条第一項各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

第八条第二項第三号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十九号）第二条第一項」を「個人情報保護法第二条第九項」に改める。

第九条中「前条第二項第三号又は」を「利用目的のために又は前条第二項第三号若しくは」に改める。

第十条第一項中「帳簿（）」の下に「電磁的記録を含む。」を加える。

第十一条第一項第二号中「行政機関個人情報保護法第十四条各号」を「個人情報保護法第七十八条各号」に改め、同条第二項中「又は」を「若しくは」に、「(以下「法定代理人」という)」を「又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する）」に、「保有個人情報の」を「前項に規定する」に改め、「申出」の下に「(以下単に「開示の申出」という。）」を加え、「前項」を「同項」に改め、同条第三項中「保有個人情報の」を削り、同条第四項中「第一項又は第二項の開示の申出があった場合には」を「前項の場合において」に、「同項」を「第二項」に、「法定代理人」を「代理人」に改め、同条第五項中「努めなければならない」を「努めるものとする」に改める。

第十二条第二項中「行政機関個人情報保護法第十四条第二号」を「個人情報保護法第七十八条第二号」に改める。

第十五条第一項ただし書中「行政機関個人情報保護法第四条第二号」を「個人情報保護法第六十二条第二号」に改める。

第十六条第二項第一号中「行政機関個人情報保護法第十四条第二号ロ」を「個人情報保護法第七十八条第二号ロ」に改める。

第十八条第二項中「法定代理人」を「代理人」に改め、「代わって」の下に「前項に規定する」を加え、「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る」を「以下単に「訂正の申出」という」に、「前項」を「同項」に改める。

第十九条第一項各号列記以外の部分中「保有個人情報の」を削り、同条第二項中「前条の訂正の申出があった場合には」を「前項の場合において」に、「同条第二項」を「前条第二項」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第二十二条第一項中「保持する」を「確保する」に改め、同項第一号中「館により適法に取得されたものでないとき」を削り、「保有されているとき」の下に「、第四条の二の規定に違反して取り扱われ

ているとき、第四条の三の規定に違反して取得されたものであるとき」を加え、同条第二項中「法定代理人」を「代理人」に改め、「代わって」の下に「前項に規定する」を加え、「保有個人情報の開示を受けた日から九十日以内に行われたものに限る」を「以下単に「利用停止の申出」という」に、「前項」を「同項」に改める。

第二十三条第一項各号列記以外の部分中「保有個人情報の」を削り、同条第二項中「前条の利用停止の申出があった場合には」を「前項の場合において」に、「同条第二項」を「前条第二項」に、「法定代理人」を「代理人」に改める。

第二十五条第一項中「法定代理人」を「代理人」に改める。

第二十八条の表第十一条第二項の項及び第十一条第四項、第十八条第二項、第十九条第二項、第二十二條第二項、第二十三条第二項、第二十五条第一項の項を削り、同表第二十二條第一項第一号の項中「(平成二十五年法律第二十七号)」を削る。

第二十九条第一項中「行政機関個人情報保護法第四十五条第一項」を「個人情報保護法第二百二十二條第一項」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

【法規 11】

複写料金に関する件の一部を改正する件

(令 和 3 年 9 月 1 日 制 定)
(国 立 国 会 図 書 館 告 示 第 1 号)

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一項の表電子式複写による印画の項中「二十四円（十五円）」を「二十五円（十六円）」に、「四十一円（十五円）」を「四十三円（十六円）」に、「百十六円」を「百二十一円」に、「九十一円」を「九十五円」に、「百十一円」を「百十六円」に改め、同表機械可読資料等の印刷出力による印画の項中「十五円（二十四円）」を「十六円（二十五円）」に、「十五円（四十一円）」を「十六円（四十三円）」に、「三十五円（五十六円）」を「三十六円（五十八円）」に、「三十五円（九十六円）」を「三十六円（百円）」に改め、同表マイクロフィルム又はマイクロフィッシュからの印刷出力による印画の項中「十五円」を「十六円」に、「三十五円」を「三十六円」に改める。

第五項第一号中「二百円」を「二百五十円」に改める。

附 則

- 1 この告示は、令和三年十月一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の複写料金に関する件の規定は、令和三年十月一日以後に申込みを受理した複写について適用し、同日前に申込みを受理した複写については、なお従前の例による。

【法規 12】

複写料金に関する件の一部を改正する件

(令 和 4 年 3 月 29 日 制 定)
(国 立 国 会 図 書 館 告 示 第 1 号)

複写料金に関する件（昭和六十一年国立国会図書館告示第一号）の一部を次のように改正する。
第一項の表を次のように改める。

複写物の種類等			複写料金
電子式複写による印画	カラー以外のもの	A 四	一枚につき二十五円（十六円）
		B 四	一枚につき二十五円（十六円）
		A 三	一枚につき四十三円（十六円）
		A 二	一枚につき百二十一円
	カラー	A 四	一枚につき九十五円
		B 四	一枚につき九十五円
A 三		一枚につき百十六円	
機械可読資料等の印刷出力による印画	カラー以外のもの	A 四	一枚につき十六円（二十五円）
		B 四	一枚につき十六円（二十五円）
		A 三	一枚につき十六円（四十三円）
	カラー	A 四	一枚につき三十六円（五十八円）
		B 四	一枚につき三十六円（五十八円）
		A 三	一枚につき三十六円（百円）
マイクロ資料からの印刷出力による印画	カラー以外のもの	A 四	一枚につき十六円
		B 四	一枚につき十六円
		A 三	一枚につき十六円
	カラー	A 四	一枚につき三十六円
		B 四	一枚につき三十六円
		A 三	一枚につき三十六円
マイクロ資料からの電子式引伸印画	A 四	一枚につき七十円	
	B 四	一枚につき七十円	
	A 三	一枚につき百円	
撮影によるマイクロフィルムの作成	三十五ミリメートル幅フィルム	一コマにつき百三十円	
マイクロフィルムからマイクロフィルムへのプリント	三十五ミリメートル幅フィルム	三十センチメートルまでごとに百二十円	
マイクロフィッシュからマイクロフィッシュへのプリント		一シートにつき二百十円	

撮影による画像を記録した光ディスクの作成	一申込みで撮影による画像一コマの場合 一枚につき 六百五十円
	一申込みで撮影による画像一コマを超える場合 一枚につ き六百五十円に一コマを超える部分の一コマごとに百六十 円を加算した金額
撮影による画像を複製した光ディスクの作成	一申込みで一枚につき四百九十円

注一 この表において「A四」、「A三」、「A二」又は「B四」とは、それぞれ日本産業規格A列四番、日本産業規格A列三番、日本産業規格A列二番又は日本産業規格B列四番の大きさの用紙をいう。

二 電子式複写による印画の項中括弧内の金額は、国立国会図書館関西館の利用者が同館に設置された複写機を自ら操作して国立国会図書館の収集資料の複写物を作成した場合における複写料金を示す。

三 この表において「機械可読資料等」とは、機械可読資料及び国立国会図書館資料利用規則（令和四年国立国会図書館規則第一号）第二条第二号に規定する電子情報をいう。

四 機械可読資料等の印刷出力による印画の項中括弧内の金額は、国立国会図書館資料利用規則第四十八条第一項から第三項までに規定する資料の複写の申込みを受けて複写を行った場合における複写料金を示す。

五 この表において「光ディスク」とは、日本産業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクをいう。

附 則

この告示は、令和四年五月十九日から施行する。

1年間の主な活動

令和3年度の主要な活動を日付順に配列した。

1つの催物が複数回にわたり開催された場合は、最初の開催日に活動名を記載し、記述の末尾に（ ）でその他の開催日程を示した。1つの催物が連続して行われた場合も末尾に（ ）で終期を示した。

開催場所の記載がない活動は東京本館で実施した。また、外部の会議等については海外のもの、国内の主要なもののみ掲載し、（ ）内に開催地を示した。活動の様を、3施設間をつなぐテレビ会議システムによって中継した場合は、主な開催地のみを記載する。

令和3年4月

- 1日 学術文献の視覚障害者等用テキストデータの図書館等からの製作依頼受付開始
- 2日 国立国会図書館公式YouTubeチャンネルでの「アジア情報室の使い方（中国編）（韓国・北朝鮮編）（インドネシア編）」の公開
- 5日 第1回国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会（共催：文化庁）（オンライン開催）
- 17日 研究会「新たな現代中国研究の推進—国立国会図書館関西館及び東洋文庫の所蔵資料をめぐって」（共催：東洋文庫）（オンライン開催）
- 20日 令和3年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修（春期）（27日、5月11日 オンライン開催）（東京本館内の貸出室等の見学については、日時を分散させて実施 22日、26日、28日、5月12日、13日、14日）
- 26日 欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）機関長会議（29日 オンライン開催）

東京本館の入館制限の一部緩和（平日（土曜日を除く。）の9時30分から10時30分までの時間帯に、登録利用者は予約なしで入館可能とした。）

- 11日 ジャパンサーチ連携説明会（共催：内閣府知的財産戦略推進事務局）（オンライン開催）
- 13日 展示会「スポーツと子どもの本」の終了（国際子ども図書館）
- 14日 国際インターネット保存コンソーシアム（IIPC）総会及びウェブアーカイビング会議（～16日 オンライン開催）
- 15日 第13回アジア太平洋議会図書館長協会（APLAP）大会（～17日 オンライン開催）
出版者・著者を対象にした図書館送信に係る説明会（オンライン開催）
- 16日 Japan Open Science Summit 2021での個人発表セッション「国立国会図書館の次世代システム開発研究室における研究活動について～次世代デジタルライブラリーと資料画像レイアウトデータセットの公開を中心に～」（オンライン開催）
- 17日 科学技術・経済情報室への新型コロナウイルス感染症関連資料コーナーの設置

令和3年5月

- 6日 利用者サービスアンケートの実施（～10月31日）
- 10日 国際標準化機構情報ドキュメンテーション専門委員会（ISO/TC46）第48回総会（～20日 オンライン開催）
- 21日 令和3年度行政・司法各部門支部図書館職員司書業務研修（25日、28日、6月1日 オンライン開催）
- 24日 国立国会図書館東日本大震災アーカイブでの「国立国会図書館と県立図書館の震災記録に関する協力連絡会議最終報告書」の公開
- 26日 第55回国立国会図書館職員倫理審査会
- 27日 ミニ電子展示「本の万華鏡」第29回「めーきゃっぶ今昔—江戸から昭和の化粧文化—」提供開始

Japan Open Science Summit 2021での当館主催セッション「Wikidata×デジタルアーカイブ×LOD—国立国会図書館・東京藝術大学・大阪市立図書館のリソースをつなげてみる—」（オンライン開催）

- 22日 G7議会調査機関会議（オンライン開催）
- 24日 令和3年度国立国会図書館長と都道府県立及び政令指定都市立図書館長との懇談会（オンライン開催）
- 28日 国立国会図書館サーチと琉球・沖縄関係貴重資料デジタルアーカイブ（琉球大学附属図書館）、佐賀県立図書館データベース（佐賀県立図書館）との連携開始
全国新聞総合目録データベースの終了

令和3年7月

- 1日 令和3年度第1回国立国会図書館活動実績評価に関する有識者会議（オンライン開催）

第2回国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会（共催：文化庁）（オンライン開催）

令和3年6月

- 1日 「国立国会図書館サーチ連携拡張に係る実施計画2021-2025」の公開

- 令和3年度第1回資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（オンライン開催）
- 国立国会図書館内・図書館送信限定公開デジタル化資料の画像データ提供の試行（第二次）（～令和4年6月30日）
- 2日 次世代育成支援及び女性活躍推進に関する情報の公表
- 6日 第19回日本古典籍講習会（令和3年度）（共催：国文学研究資料館）（～8日 オンライン開催）
- 8日 視覚障害者等用データ送信サービス説明会（オンライン開催）
- 16日 令和3年度第1回中央館・支部図書館協議会（オンライン開催）
- 夏休み読書キャンペーン（～9月5日 国際子ども図書館）
- 28日 第9回国立国会図書館契約等監視委員会（オンライン開催）
- 8日 2021年国立図書館長会議（CDNL）（オンライン開催）
- 国立国会図書館東日本大震災アーカイブと「いわき震災伝承みらい館震災アーカイブ検索」との連携開始
- 10日 第17回レファレンス協同データベース事業担当者研修会（29日 オンライン開催）
- 第37回国際児童図書評議会（IBBY）世界大会（～12日 対面及びオンライン開催）
- 11日 新館天井改修工事竣工に伴い、新館1階旧国立国会図書館ギャラリー内に移設していた利用者端末、新館インフォメーション及び関西館資料取寄せカウンターを新館2階ホールに戻すとともに、新館1階と2階の閲覧スペースのレイアウト変更も実施（～12日、25日～26日）
- 15日 第31回日本資料専門家欧州協会（EAJRS）年次大会（～18日 オンライン開催）
- 国際子ども図書館公式 Twitter アカウントの開設
- 16日 National Libraries Now 2021 Conference（～17日 オンライン開催）
- 21日 第2回世界の記憶グローバルポリシーフォーラム—記録遺産の持続可能な保全のための災害リスク軽減とマネジメント（オンライン開催）
- 国立国会図書館公式 YouTube チャンネルでの国際子ども図書館利用案内「国際子ども図書館ガイドツアー」編の公開
- 22日 「ジャパンサーチ戦略方針 2021-2025」の決定
- 24日 科学技術に関する調査プロジェクト 2021 シンポジウム「ゲノム編集技術—最前線で生じつつある課題と展望—」（オンライン開催）
- ジャパンサーチイベント「ミュージアムにとってのジャパンサーチ」（オンライン開催）
- 30日 ベトナム国会事務局能力向上プロジェクトフェーズ2の終了

令和3年8月

- 4日 第14回科学技術情報整備審議会（オンライン開催）
- 17日 2021年世界図書館・情報会議：国際図書館連盟（IFLA）年次大会（～19日 オンライン開催）
- 18日 こども霞が関見学デー（～19日 オンライン開催）
- 19日 第8回国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会（オンライン開催）
- 関西館資料展示（第28回）「ニッポン茶・チャ・CHA」（～9月14日 関西館）
- 25日 IFLA2021年総会（オンライン開催）
- 26日 ミニ電子展示「本の万華鏡」英語版の提供開始
- 28日 令和3年度第1回関西館ライブラリーカフェ（オンライン開催）
- 30日 令和3年度図書館情報学実習（～9月10日 東京本館、9月2日～9日 関西館、国際子ども図書館）
- 国立国会図書館サーチと九州産業大学図書館デジタルアーカイブ（九州産業大学図書館）、関西大学デジタルアーカイブ（関西大学アジア・オープン・リサーチセンター）との連携開始
- 31日 遠隔研修の新規教材（「国立国会図書館書誌データの利活用」）の提供開始

令和3年9月

- 2日 第35回納本制度審議会（オンライン開催）
- 第17回納本制度審議会代償金部会（オンライン開催）
- 講演会「宇治茶のイノベーション～嗜好の荒野を開拓した人たち～」※けいはんな学研都市7大学連携「市民公開講座2021」（10日、17日）の一講座として開催（オンライン開催）

令和3年10月

- 1日 複写料金の改定
- 国立国会図書館東日本大震災アーカイブと「人と防災未来センター資料室」との連携開始
- 4日 東京本館の入館制限の一部緩和（平日（土曜日を除く。）の9時30分から11時までの時間帯に、登録利用者は予約なしで入館可能とした。）
- 6日 国立国会図書館サーチと日本原子力研究開発機構所蔵目録データベース（日本原子力研究開発機構）とのハーベスト連携開始
- 12日 令和3年度行政・司法各部門支部図書館新規配属職員研修（秋期）（オンライン開催）（東京本館内の貸出室等の見学については、日時を分散させて実施 13日、14日、15日）
- 16日 子どものためのおはなし会の再開（国際子ども図

- 書館)
- 17日 子どものための音楽会（共催：東京文化会館）（国際子ども図書館）
- 19日 第17回電子情報保存に関する国際学術会議（iPRES2021）（～22日 オンライン開催）
- 21日 国立国会図書館 YouTube 公式チャンネルでのアジア情報室コレクション紹介「上海新華書店旧蔵書」の公開
- 26日 ガイドツアーと団体見学の再開（国際子ども図書館）
- 28日 韓国国立中央図書館との業務交流（オンライン開催）

令和3年11月

- 1日 「第23回図書館総合展」（オンライン開催）への参加（～30日 ウェブ展示、10日 フォーラム）
- 令和3年度「国立国会図書館国際子ども図書館児童文学連続講座—今を生きるヤングアダルトへ」（～令和4年1月11日 講義の事前収録動画のオンライン配信）
- 国際子ども図書館特別研修「読書のバリアフリーをすすめるために」（共催：伊藤忠記念財団）（～12月12日 オンライン配信）
- 東京本館における新型コロナウイルス感染症への対応等に関する個別アンケートの実施（～令和4年1月31日）
- 4日 ワールドデジタルライブラリー事業の終了にあたりコンテンツ及びメタデータの米国議会図書館への移管
- 6日 防災推進国民大会2021への出展（～7日 釜石）
- 8日 欧州議会テクノロジーアセスメント（EPTA）理事会及び総会（～9日 オンライン開催）
- 9日 ジャパンサーチ「マイギャラリー」のリリリース
- 11日 日中韓IFLA/PACセンター長会議（オンライン開催）
- 14日 子どものための秋のおたのしみ会（協力：恩賜上野動物園）（国際子ども図書館）
- 16日 「国立国会図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」の改定
- 令和3年度国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会（オンライン開催）
- 17日 第46回ISSN（国際標準逐次刊行物番号）センター長会議（～19日 オンライン開催）
- メディア変換室の開室
- 19日 第10回国立国会図書館契約等監視委員会（オンライン開催）
- 第3回国立国会図書館による入手困難資料の個人送信に関する関係者協議会（共催：文化庁）（オンライン開催）
- 令和3年度第2回資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会（オンライン開催）

- 21日 関西館書庫ツアー（関西館）
- 24日 国立国会図書館公式YouTubeチャンネルでの連続講演「DX時代の図書館と児童ヤングアダルトサービス」の配信開始
- 26日 令和3年度レファレンスサービス研修「科学技術情報の調べ方」（オンライン開催）
- 30日 中国国家図書館との業務交流（オンライン開催）

令和3年12月

- 2日 令和3年度アジア情報研修（共催：日本貿易振興機構アジア経済研究所）（～3日 オンライン開催）
- 3日 NDL デジタルライブラリーカフェ（オンライン開催）
- 「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」の取りまとめ
- 8日 令和3年度国立国会図書館長と大学図書館長との懇談会（オンライン開催）
- 令和3年度障害者サービス担当職員向け講座（共催：日本図書館協会）（～10日 オンライン開催）
- 15日 第7回JSA-ASEAN大会2021（～17日 オンライン開催）
- 20日 第11回韓国国会図書館及び韓国国会立法調査処との業務交流（オンライン開催）
- 国立国会図書館サーチと大東文化大学デジタルアーカイブス（大東文化大学）、広島修道大学デジタルアーカイブ（広島修道大学図書館）、とっとりデジタルコレクション（鳥取県立図書館）、食の文化ライブラリーデジタルアーカイブス（味の素食の文化センター）との連携開始
- 21日 第32回保存フォーラム「図書館における資料防災—「その日」に備える」（～令和4年1月17日 オンライン開催）
- 22日 「国立国会図書館ビジョン2021-2025—国立国会図書館デジタルシフト—」のJEP A電子出版アワード2021（第15回）デジタル・インフラ賞及び大賞受賞
- 27日 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）のシステム改修

令和4年1月

- 6日 ミニ電子展示「本の万華鏡」第30回「天下タイ平～魚と人の江戸時代～」提供開始
- 10日 令和3年度東日本大震災アーカイブシンポジウム—震災記録を残す、伝える、活かす—（共催：東北大学災害科学国際研究所）（対面及びオンライン開催）
- 19日 令和3年度都道府県及び政令指定都市議会事務局図書室職員等を対象とする研修（オンライン開催）
- 26日 第3回障害者雇用に関する有識者会議（オンライン開催）

デジタルアーカイブ産学官フォーラム(第5回)(共催:内閣府知的財産戦略推進事務局)(オンライン開催)

国立国会図書館東日本大震災アーカイブでの東日本大震災に関連して収集した小冊子・チラシ等の追加公開

令和4年2月

- 1日 「国立国会図書館ウェブサイト利用規約」の施行
- 9日 G7 議会調査機関会議(オンライン開催)
- フォーラム「デジタル化及びデジタルアーカイブ構築の現状と未来」(オンライン開催)
- 14日 第9回 NII・JST・NDL 連絡会議(オンライン開催)
- 15日 遠隔研修の新規教材(「法令資料・情報の特徴と活用法」他)の提供開始
- 16日 第57回貴重書等指定委員会
- 電子展示会「近代日本人の肖像」のリニューアル公開
- 令和3年度子どもの本と読書に関する懇談会(オンライン開催)
- 17日 国際政策セミナー(国会議員・国会関係者向け)「米中対立下における米国の経済安全保障政策と国際経済秩序」(オンライン開催)
- 令和3年度レファレンスサービス研修「人文情報の調べ方」(オンライン開催)
- 関西館資料展示(第29回)「結構毛だらけネコ本だらけ」(~3月15日 関西館)
- 18日 JAPAN/MARC 全件データの提供開始
- 令和3年度アジア情報関係機関懇談会(オンライン開催)
- 19日 東京本館の入館制限の一部緩和(土曜日を含む開館日の9時30分から11時までの時間帯に、登録利用者は予約なしで入館可能とした。)
- 25日 国立国会図書館東日本大震災アーカイブと「朝日放送テレビ 阪神淡路大震災 激震の記録1995 取材映像アーカイブ」との連携開始
- 26日 講演会「もっと知りたい!ネコごころ」(オンライン開催)(関西館資料展示関連企画)
- 28日 令和3年度行政・司法各部門支部図書館職員特別研修(オンライン開催)
- 第36回納本制度審議会(オンライン開催)
- 「資料収集方針書」の全部改正

令和4年3月

- 1日 令和3年度書誌調整連絡会議(オンライン開催)
- 動画「国立国会図書館東日本大震災アーカイブひなぎく使い方講座」の公開

- 3日 第17回レファレンス協同データベース事業フォーラム(オンライン開催)
- 4日 令和3年度第2回国立国会図書館活動実績評価に関する有識者会議(オンライン開催)
- 7日 令和3年度第3回資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会(オンライン開催)
- 8日 国際子ども図書館開館20周年記念コンテンツ「SDGsと子どもの本—いま、図書館にできること」へのインタビュー動画等の追加公開
- 14日 令和3年度第2回中央館・支部図書館協議会(オンライン開催)
- 15日 マイグレーションを実施したパッケージ系電子出版物(338点)の国立国会図書館デジタルコレクションにおける提供開始
- 16日 令和3年度第2回関西館ライブラリーカフェ(オンライン開催)
- 17日 電子展示会「NDL イメージバンク」の公開
- 18日 「茨城県東日本大震災デジタルアーカイブ」の承継データを国立国会図書館東日本大震災アーカイブで公開
- 「メタデータ流通ガイドライン」(ドラフト版)を公開
- 22日 展示会「上野の森をこえて図書館へ行こう!世紀をこえる煉瓦の棟」(~5月22日 国際子ども図書館)
- データベース「布川文庫逐次刊行物」「企業・団体リスト情報」の提供終了
- 次世代デジタルライブラリーで全文検索対象を著作権保護期間満了図書28万点に拡大
- 24日 令和3年度映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会(オンライン開催)
- 令和3年度録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会(オンライン開催)
- ウェブ講演会「図書館とSDGs:IFLAの支援、図書館の取組」(オンライン開催)
- アジア学会(AAS)年次大会(~27日 オンライン開催)
- 国立国会図書館公式YouTubeチャンネルでの「国立国会図書館 納本のご案内(地方公共団体の皆様へ)」の公開
- 連続講演「DX時代の図書館と児童ヤングアダルトサービス」への対談講演「米国における学校教育デジタル化の現状と日本の図書館に期待されること」の追加配信開始
- 27日 子どものための絵本と音楽の会(共催:東京・春・音楽祭実行委員会)(国際子ども図書館)
- 28日 「VRで探検!国際子ども図書館レンガ棟」の公開
- 30日 オンライン版「調べもの体験プログラム」図書館 de クイズ!(オンライン開催)
- 31日 海外で翻訳刊行された日本の児童書に関するデータファイルの提供開始

事項索引

本文に現れた主要な事項名、当館特有の用語やサービス名を見出し語として数字、五十音、アルファベット順に排列し、主な該当ページを示す。

- ・省略形は、完全形または翻訳名称へ参照指示している。
- ・特定の業務及びサービスに関する事項などは、まとめて排列している。

■あ

アジア・オセアニア地域国立図書館長会議
(CDNLAO) 47, 52
アジア情報関係機関懇談会 49
アジア情報研修 52
アジア情報室 21, 22
アジア太平洋議会図書館長協会 (APLAP) iii, 47,
51

■い

移送 28, 44
依頼調査 ii, 9

■う

ウェブアクセシビリティ 31

■え

映像資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会
46
閲覧サービス
関西館 vi, 21
国際子ども図書館 vi, 23
国会分館 13
東京本館 vi, 20
遠隔研修 xi, 39, 42, 53
遠隔利用サービス v, 18, 19

■お

欧州議会調査局 (EPRS) 9, 13
欧州議会テクノロジーアセスメント (EPTA) iii, 9,
13
オンライン資料 viii, 3, 28, 29, 35, 36, 37, 41, 42

■か

科学技術情報整備審議会 35, 36, 56

科学技術振興機構 (JST) 32, 50
科学技術に関する調査プロジェクト iii, 9, 11
学術文献録音サービス 54
貸出し
学校図書館に対するセット貸出事業 47, 55
相互貸出し (支部図書館) 16, 17
展示会等 19
図書館間貸出し 19, 47, 48

活動実績評価 56, 57

韓国国立中央図書館 xi, 32, 46, 47, 51
韓国国会図書館 xi, 13, 47, 51
韓国国会立法調査処 xi, 13, 47, 51

■き

議員閲覧室 12
議員研究室 12
議員著作文庫 12
議会官庁資料室 12
寄贈 x, 35, 36, 37
寄託 38
貴重書等 46
貴重書等指定委員会 46

■け

決算 1, 3, 58
見学・参観 63
憲政資料室 20
兼任司書会議 16

■こ

購入 x, 16, 35, 36, 37, 58
国際交換 x, 35, 36, 37, 54
国際政策セミナー ii, iii, 11

- 国際図書館連盟 (IFLA) xi, 44, 47, 50, 52
- 国際標準逐次刊行物番号 (ISSN) 42, 50
- 国政課題に関する調査研究 ii, 9, 10
- 国文学研究資料館 32, 52
- 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業 (WARP) ix, 29
- 国立国会図書館ギャラリー vii, 20, 21, 45
- 国立国会図書館業務継続計画 61
- 国立国会図書館契約等監視委員会 58
- 国立国会図書館検索・申込オンラインサービス (国立国会図書館オンライン) 26, 30, 39, 41
- 国立国会図書館件名標目表 (NDLSH) 41
- 国立国会図書館サーチ 26, 27, 39, 41
- 国立国会図書館収集企画委員会 35, 36
- 国立国会図書館職員倫理審査会 59
- 国立国会図書館総合目録ネットワーク事業 26, 54
- 国立国会図書館長と行政・司法各部門支部図書館長との懇談会 iv, 15
- 国立国会図書館デジタルコレクション vi, vii, viii, 21, 25, 28, 29, 31
- 国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス (Web NDL Authorities) 39, 42
- 国立国会図書館と県立図書館の震災記録に関する協力連絡会議 34
- 国立国会図書館のデジタルシフト i, 5, 15, 35, 36, 57
- 国立国会図書館東日本大震災アーカイブ ix, 25, 36
- 国立国会図書館ホームページ 11, 19, 26, 30
- 国立情報学研究所 (NII) 32, 42, 50
- 国立図書館長会議 (CDNL) 47, 52
- 個人向けデジタル化資料送信サービス (個人送信) 13, 28, 33
- 国会会議録フルテキスト・データベース・システム 12
- 国会分館 13
- さ
- 雑誌記事索引 41, 42, 43
- し
- 視覚障害者等用データ 54
- 次世代デジタルライブラリー ix, 31
- 児童書総合目録 27
- 支部図書館制度 iv, 15
- 事務文書の開示 57
- ジャパンサーチ 25, 27, 32, 33, 34, 50, 62
- ジャパンリンクセンター (JaLC) 32
- 集合研修 xi, 52
- 受託研修生 53
- 障害者サービス 23, 52, 54, 55
- 消防計画 61, 62
- 情報セキュリティ対策 34
- 書誌調整 39
- 書誌調整連絡会議 40
- 資料デジタル化及び利用に係る関係者協議会 33
- 資料保存研修 45
- 新型コロナウイルス感染症 vi, 9, 10, 13, 14, 18, 19, 20, 21, 23, 24, 28, 29, 38, 45, 48, 49, 51, 52, 53, 55, 63
- せ
- 政策セミナー ii, 9, 10, 13
- 世界図書館・情報会議 → 国際図書館連盟 (IFLA)
- 全国書誌 39, 41, 42, 43
- 全国新聞総合目録データベース 26
- 全国図書館大会 49
- 専門図書館協議会 49
- そ
- 総合閲覧室 21, 22
- 総合調査 iii, 9, 10
- た
- 代償金部会 35, 36
- ち
- 中央館・支部図書館協議会 16
- 中国国家図書館 xi, 46, 47, 51
- 調査の窓 11, 12, 13
- て
- 帝国議会会議録データベース・システム 12

デジタル化 viii, 3, 15, 25, 27, 28, 29, 30, 31, 33, 36,
38, 44, 45, 54, 56

デジタル化資料 vi, vii, viii, 17, 19, 20, 22, 28, 29, 32,
33, 48

典拠 39, 40, 41, 42, 43

展示 vi, vii, 18, 21, 22, 23, 34, 45, 47, 52, 55, 62

電子情報保存に関する国際会議 (iPRES) 32

電子展示会 ix, 21, 30

点字図書・録音図書全国総合目録 26, 54

■と

図書館及び関連組織のための国際標準識別子
(ISIL) 31, 50

図書館向けデジタル化資料送信サービス viii, xi, 17,
18, 19, 25, 28, 33, 47, 48

取寄せ 20, 22

■に

日本研究支援 51

日本古典籍講習会 52

日本新聞協会 38

日本占領関係資料 21, 28, 38

日本図書館協会 49, 53, 55

日本法令索引データベース・システム 12

日本法令索引〔明治前期編〕データベース・システ
ム 12

日本目録規則 39, 40

入館制限 vi, 18, 20, 23

■の

納本制度 i, x, 35, 36

納本制度審議会 35, 36, 56

■は

バーチャル国際典拠ファイル (VIAF) 42

■ひ

東日本大震災アーカイブ 25, 33, 34

ひなぎく → 国立国会図書館東日本大震災アーカ
イブ

■ふ

複写サービス

遠隔 (個人、図書館等) v, 18, 19, 48

関西館 22

行政及び司法各部門の支部図書館 iv, 16, 17

国際子ども図書館 23

国会分館 13

自写 24

東京本館 20

特別複写 24

プランゲ文庫 21, 28, 38

文化庁 33, 50

■へ

ベトナム国会事務局能力向上プロジェクト 9, 14

ベトナム国会図書館 14

■ほ

法律図書館連絡会 49

保存フォーラム 45

保有個人情報の開示 58

■ま

マラケシュ条約 54

■よ

予算 xii, 1, 3, 4, 9, 10, 16, 28, 31, 35, 56, 58, 61

予約制 vi, 18, 20, 63

■り

リサーチ・ナビ 26, 30

立法資料 12, 38

利用者アンケート 24

リンクト・オープン・データ (LOD) 25, 31

■れ

レファレンス協同データベース 47, 52, 54, 62

レファレンスサービス

遠隔 (個人、図書館等) v, 18, 19, 47, 48

関西館 22

行政及び司法各部門の支部図書館 iv, 16, 17

国際子ども図書館 23

東京本館 20

障害者サービスを実施している各種図書館等 55

レファレンスサービス研修 52

■ろ

録音資料のデジタル化及び利用に係る関係者協議会

■わ

ワールドデジタルライブラリー 32

■A

APLAP → アジア太平洋議会図書館長協会

■C

CDNL → 国立図書館長会議

■D

DAISY 54, 55

DOI 32

■E

EAST ASIA DIGITAL LIBRARY (EADL) 32

EPRS → 欧州議会調査局

EPTA → 欧州議会テクノロジーアセスメント

■G

G7 議会調査機関会議 iii, 9, 14

■I

IFLA → 国際図書館連盟

IFLA/PAC アジア地域センター 44, 46

iPRES → 電子情報保存に関する国際会議

ISIL → 図書館及び関連組織のための国際標準識別子

ISSN → 国際標準逐次刊行物番号

■J

JAPAN/MARC 39, 40, 41, 42

JST → 科学技術振興機構

■L

LOD → リンクト・オープン・データ

■N

NDLSH → 国立国会図書館件名標目表

NII → 国立情報学研究所

NII・JST・NDL 連絡会議 32

■O

OCLC 42

■W

WARP → 国立国会図書館インターネット資料収集保存事業

Web NDL Authorities → 国立国会図書館典拠データ検索・提供サービス

WorldCat 42

令和3年度
国立国会図書館年報

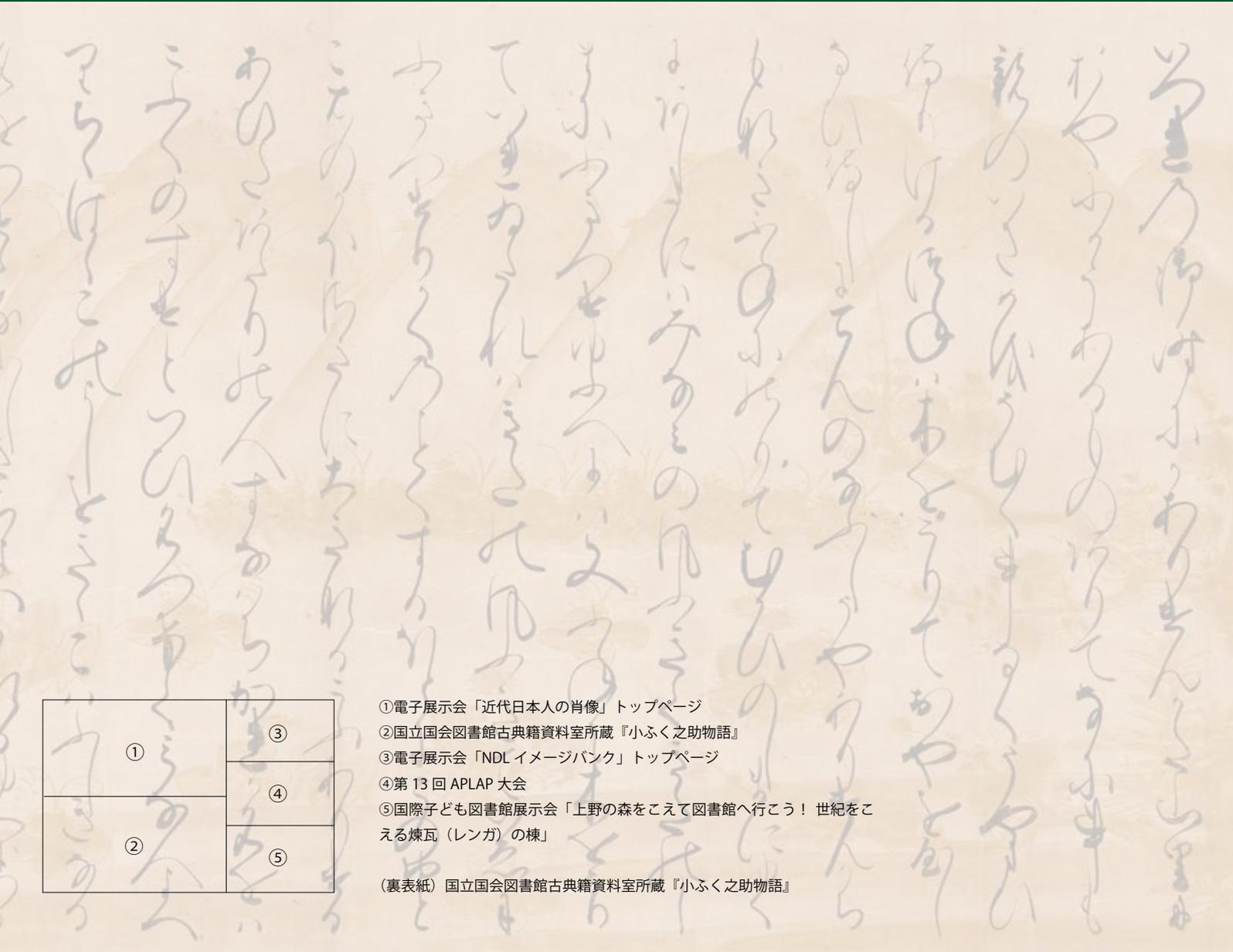
令和4年10月27日 発行

編集 国立国会図書館総務部

発行 国立国会図書館
〒100-8924 東京都千代田区永田町 1-10-1
電話 03(3581)2331 (代表)

印刷 勝美印刷株式会社
〒113-0001 東京都文京区白山 1-13-7
アクア白山ビル 5F
電話 03(3812)5201

表紙・本文 中性再生紙使用



①	③
②	④
	⑤

- ①電子展示会「近代日本人の肖像」トップページ
- ②国立国会図書館古典籍資料室所蔵『小ふく之助物語』
- ③電子展示会「NDLイメージバンク」トップページ
- ④第13回 APLAP 大会
- ⑤国際子ども図書館展示会「上野の森をこえて図書館へ行こう！ 世紀をこえる煉瓦（レンガ）の棟」

（裏表紙）国立国会図書館古典籍資料室所蔵『小ふく之助物語』